

經濟産業省

受託調査

# 2016 年度中国知財関連司法動向 調査

2017 年 1 月

日本貿易振興機構 (JETRO)  
北京事務所 知識産権部

## 目次

<b>I. 司法保護情況</b> .....	<b>6</b>
<b>1. 最高人民法院の「2015年中国法院知的財産権司法保護状況」</b> .....	<b>6</b>
(1) 全文 .....	6
(2) 2015年中国法院知的財産権司法保護状況の概要 .....	32
(3) ポイント解説 .....	32
<b>2. 2010年以降6年分の同司法保護状況に記載された各種統計のまとめ</b> .....	<b>34</b>
(1) 知的財産権訴訟全般 .....	34
(2) 知的財産権民事事件 .....	36
(3) 知的財産権行政事件 .....	40
(4) 知的財産権刑事事件 .....	45
<b>3. 2010年以降6年分の同司法保護状況に記載された各種統計の推移分析</b> .....	<b>49</b>
(1) 訴訟事件数の継続的な増加 .....	49
(2) 裁判の質と効率の向上 .....	49
(3) 裁判監督指導の強化 .....	50
(4) 司法公開の強化 .....	50
(5) 裁判体制改革の推進 .....	50
(6) 技術事実検証の仕組みの改善 .....	51
(7) 知財裁判専門チーム構築の強化。 .....	51
<b>II. 判例研究</b> .....	<b>52</b>
<b>1. 最高人民法院「2015年中国法院十大知的財産権事例」(2016年4月22日)</b> .....	<b>52</b>
(1) 十大案件の位置付け及び全体的特徴 .....	54
(2) 十大案件の概要及びポイント解説 .....	56
1) ホンダ自動車の意匠専利権非侵害確認および損害賠償事件(最高人民法院(2014)民三終字第7号民事判決書) .....	56
2) 「手持ちシャワーヘッド」意匠専利権侵害事件(最高人民法院(2015)民提字第23号民事判決書) .....	59
3) 電子商取引プラットフォームが専利権侵害の連帯責任を負う事件(浙江省高级人民法院(2015)浙知終字第186号民事判決書) .....	62
4) 「星河湾」商標権侵害および不正競争事件(最高人民法院(2013)民提字第102号民事判決書) .....	66

5)「啓航考研」先行使用による非侵害事件(北京知的財産権法院(2015)京知民終字第 588 号民事判決書).....	71
6)「ピカソ」商標使用許可契約事件(上海市高級人民法院(2014)滬高民三(知)終字第 117 号民事判決書).....	75
7)瓊瑤が于正を相手取って提訴した事件(北京市高級人民法院(2015)高民(知)終字第 1039 号民事判決書).....	79
8)「魔獣世界」ネットワークゲーム関連訴訟中禁止令事件(広州知的財産権法院(2015)粵知法著民初字第 2-1 号、(2015)粵知法商民初字第 2-1 号民事裁定書).....	82
9)「Atorvastatin」発明専利権無効行政紛争事件(最高人民法院(2014)行提字第 8 号行政判決書).....	85
10)調味料登録商標詐称事件(湖北省高級人民法院(2015)鄂知刑終字第 1 号刑事裁定書).....	90

## 2. 最高人民法院による知的財産権事件年度報告(2015 年)概要..... 93

(1)32 事例の位置付け及び全体的特徴.....	108
(2)32 事例の概要及びポイント解説.....	108
1)慈溪市博生プラスチック製品有限公司(再審請求人)vs 陳劍(被請求人)の实用新案専利権侵害紛争事件((2015)民申字第 188 号).....	108
2)華為技術有限公司(再審請求人)vs 中興通信股份有限公司、杭州アリババ広告有限公司(被請求人)の発明専利権侵害紛争事件((2015)民申字第 2720 号).....	112
3)劉鴻彬(再審請求人)vs 北京京聯発デジタル制御科技有限公司、天威四川硅業有限責任公司(被請求人)の实用新案専利権侵害紛争事件((2015)民申字第 1070 号).....	116
4)孫俊義(再審請求人)vs 任丘市博成配管器材有限公司、張澤輝、喬泰達(被請求人)の实用新案専利権侵害紛争事件((2015)民申字第 740 号).....	120
5)本田技研工業株式会社(控訴人)vs 石家莊双環自動車股份有限公司、石家莊双環自動車有限公司、石家莊双環新エネルギー自動車有限公司(被控訴人)の意匠専利権侵害紛争事件((2014)民三終字第 8 号).....	124
6)浙江健龍衛浴有限公司(再審請求人)vs グローエ社(被請求人)の意匠専利権侵害紛争事件((2015)民提字第 23 号)(前記十大案件の 2)をご参照。)	127
7)丹陽市盛美照明器材有限公司(再審請求人)vs 童先平(被請求人)の意匠専利権侵害紛争事件((2015)民申字第 633 号).....	127
8)北京英特萊技術公司(再審請求人)vs 深圳藍盾公司北京分公司、北京藍盾創展門業有限公司(被請求人)の発明専利権侵害紛争事件((2015)民申字第 1255 号).....	131
9)李曉樂(再審請求人)vs 国家知識産権局専利複審委員会(被請求人)、郭偉(一審第三者、二審控訴人)、沈陽天正送変電設備製造有限責任公司の発明専利権無効行政紛争事件((2014)行提字第 17 号).....	134
10)遼寧般若ネットワーク科学技術有限公司(申立人)vs 国家知識産権局専利複審委員会(被申立人)、中国 HP 有限公司(一審第三者)の発明専利権無効行政紛争事件((2013)行提字第 17 号).....	138

11) 国家知識産権局専利複審委員会、北京嘉林薬業股份有限公司(再審請求人)vs ワーナー・ランバード社(被請求人)、張楚(一審第三者)の発明専利権無効行政紛争事件((2014)行提字第 8 号)(前記十大案件の 9)をご参照。)

143

12) 朱福奶、翟祐華、馬国奶(再審請求人)vs 国家知識産権局専利複審委員会(被請求人)、河南全新液態起動設備有限公司(一審第三者、二審控訴人)の発明専利権無効行政紛争事件((2014)行提字第 32 号)..... 143

13) 広東天普生化学医薬股份有限公司(再審請求人)vs 国家知識産権局専利複審委員会(被請求人)、張亮(第三者)の発明専利権無効行政紛争事件((2015)知行字第 261 号)..... 148

14) 寧波広天賽克思液圧有限公司(再審請求人)vs 邵文軍(被請求人)の商標権侵害紛争事件((2014)民提字第 168 号)..... 152

15) 浦江亜環鎖業有限公司(再審請求人)vs FOCKER SECURITYTP RODUCT(被請求人)の商標権侵害紛争事件((2014)民提第 38 号)..... 156

16) NIKE INTERNATIONAL LTD.(再審請求人)vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会(被請求人)の商標取消複審行政紛争事件((2015)知行字第 80 号)

160

17) 巨化集团公司(再審請求人)vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会(被請求人)、胡金雲(第三者)の商標異議申立複審行政紛争事件((2014)知行字第 112 号)..... 164

18) 北京福聯昇靴業有限公司(再審請求人)vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会、北京内聯昇靴業有限公司(被請求人)の商標異議申立複審行政紛争事件((2015)知行字第 116 号)..... 168

19) タートルワックス社(再審請求人)vs 北京亀博士自動車洗淨連鎖有限公司(被請求人)、国家工商行政管理総局商標評審委員会(一審被告、二審控訴人)、北京半隆貿易中心(一審第三者、二審被控訴人)の商標異議申立複審行政紛争事件((2015)行提字第 3 号)..... 172

20) 貴州頼世家酒業有限責任公司(再審請求人)vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会(被請求人)、中国貴州茅台釀造所(集团)有限責任公司(一審第三者)の商標異議申立複審行政紛争事件((2015)知行字第 115 号)..... 176

21) 寧波市青華ラッカ一業有限公司(再審請求人)vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会(被請求人)、上海市方達(北京)弁護士事務所(一審第三者)の商標取消複審行政紛争事件((2015)知行字第 255 号)..... 179

22) 成超(再審請求人)vs 通用磨坊公司(被請求人)、国家工商行政管理総局商標評審委員会(一審被告)の商標取消複審行政紛争事件((2015)知行字第 181 号)..... 182

23) 馬琦(再審請求人)vs 樂山市文化放送映視新聞出版局、唐長寿(被請求人)の著作権帰属、著作権侵害紛争事件((2015)民申字第 1665 号)..... 185

24) 北京金色里程文化芸術有限公司(再審請求人)vs 上海晋鑫影視発展有限公司(被請求人)、李曉軍、李文秀(原審被告)の著作権侵害紛争事件((2015)民申字第 131 号)..... 189

25) 新発薬業有限公司(再審請求人)vs 億帆鑫富薬業股份有限公司(被請求人)、姜紅海、馬吉鋒(一審被告)の営業秘密侵害紛争事件((2015)民申字第 2035 号)..... 193

26) 石家莊双環自動車股份有限公司 vs 本田技研工業株式会社の専利権非侵害確認、損害賠償紛争事件((2015)民三終字第 7 号)(前記十大案件の 1)をご参照。)	197
27) 広州星河湾実業発展有限公司、広州宏富不動産有限公司(再審請求人)vs 江蘇焯賦集団建設開発有限公司(被請求人)の商標権侵害及び不正競争紛争事件((2015)民提字第 102 号)(前記十大案件の 4)をご参照。)	197
28) 山東登海先鋒種業有限公司(再審請求人)vs 陝西農豊種業有限責任公司、山西大豊種業有限公司(被請求人)の植物新品種権侵害紛争事件((2015)民申字第 2633 号)	197
29) 昂宝電子(上海)有限公司(再審請求人)vs 南京智浦芯聯電子科技有限公司、深セン賽靈貿易有限公司、深セン市梓坤嘉科技有限公司(被請求人)の集積回路の回路配置専利権紛争事件((2015)民申字第 785 号)	201
30) 丹東克隆集団有限責任公司(再審請求人)vs 江西華電電力有限責任公司(被請求人)の営業秘密非侵害確認事件((2015)民申字第 628 号)	204
31) 董健飛(再審請求人)vs 吳樹祥(被請求人)、国家知識産権局専利複審委員会(一審被告、二審控訴人)の意匠専利権無効行政紛争事件((2015)知行字第 61 号)	207
32) 広東華潤塗料有限公司(再審請求人)vs 江蘇大象東亜製漆有限公司(被請求人)、吳雪春(一審被告)の不正競争紛争事件((2014)民提字第 196 号)	211
<b>3. 2015 年中国法院における 50 件の典型的知的財産権判例</b>	<b>215</b>
50 事例の位置付け及び全体的特徴	222
<b>Ⅲ. 司法解釈</b>	<b>223</b>
1. 最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)への解説	223
2. 法令の日本語訳と原文	228
<b>Ⅳ. その他</b>	<b>242</b>
<b>Ⅴ. 特定テーマに関する研究</b>	<b>245</b>
1. 知的財産権に関する独占禁止関連の法律・規定	245
(1) 現行法律・法規	245
1) 目的	246
2) 知的財産権と独占行為の関係	247
3) セーフ・ハーバー・ルールについて	247
4) ライセンス拒絶に関する規則	248
5) パテントプールに関する規則	248

6) 専利の標準制定と実施に関連する規則について .....	249
(2) 各法律・法規の関係性 .....	250
1) 国務院独占禁止委員会 .....	250
2) 国務院独占禁止法執行機関 .....	251
3) 業界の監督管理機関 .....	252
(3) 今後の動向 .....	252
<b>2. その他、日系企業にとって注目すべきトピックス等 .....</b>	<b>253</b>
(1) 不正競争防止法の改正動向 .....	253
(2) 専利法 4 回目改正動向 .....	255

## I. 司法保護情況

### 1. 最高人民法院の「2015年中国法院知的財産権司法保護狀況」

#### (1) 全文

#### 中国の法院における知的財産権司法保護の状況(2015年)<sup>1</sup>

##### 目次

前書き

- 一. 司法裁判の推進、イノベーション推進への寄与と保障
  - 二. 司法改革の掘り下げ、裁判体制・仕組みの改善
  - 三. 監督指導の強化、公正で効率的な司法の保障
  - 四. 司法公開の強化、司法保護環境の改善
  - 五. 厳重な管理の徹底、裁判チーム育成の強化
- おわりに

##### 前書き

2015年は人民法院が共産党の第18回全国代表大会と第18期中央委員会第3回全体会議、第4回全体会議、第5回全体会議の趣旨を貫き、全面的に改革を掘り下げた1年であり、経済、社会の発展の大局のために業績を刷新した1年であった。党中央の力強い指導の下、全国人民代表大会およびその常務委員会の厳格な監督の下で、人民法院は、習近平書記の一連の重要講話の趣旨徹底を深く学習し、中心をめぐり、大局に寄与し、潜在力を掘り起こし、改革とイノベーションの精神を全力で高揚させ、国家知的財産権戦略の実施を確実に貫き、憲法と法律により与えられた裁判の職責を忠実に果たし、知的財産権司法保護の主導的役割を果たし、知的財産権司法保護を厳格に行い、知的財産権裁判の体制改革を全面的に推進し、裁判の監督指導の強化に

---

<sup>1</sup>以下は、最高人民法院が2016年4月21日に発表した「2015年中国法院知的財産権司法保護狀況」の全訳である。

中国語原文出典：中華人民共和国最高法院公式サイト

[http://www.china.com.cn/legal/2016-04/21/content\\_38294352.htm](http://www.china.com.cn/legal/2016-04/21/content_38294352.htm)

注力し、司法の公開を推進し、司法体制と司法の公信力を絶えず高め、知的財産権司法保護活動が新たな進展を遂げ、「第13次5カ年計画」の実現に向けた好ましい法治体制の構築に努め、革新駆動型発展戦略の実施に向けて積極的に貢献した。

## 一、司法裁判の推進、イノベーション推進への寄与と保障

人民法院は党と国の事業の大局をしっかりと捉え、「關於深化体制機制改革加快實施創新驅動發展戰略的若干意見(革新駆動型發展戰略の實施に向けた体制・仕組み改革の推進に關する中國共產黨中央政府、國務院の若干の意見)」を徹底し、人民のための司法のモットーを確実に貫き、知的財産権の司法裁判の職責を果たし、裁判の質と効率の向上に注力し、知的財産権の所有者の合法的な権利利益を断固として保護するとともに、經濟成長の新常態(ニューノーマル)へのよりよい適応と寄与、革新駆動型發展戰略の實施への寄与と保障に努めた。2015年、人民法院が受理した知的財産権に係る第一審訴訟事件、第二審訴訟事件、再審事件の訴訟事件の新受件数は前年比11.49%増の14万9,238件、既済事件は前年比11.76%増の14万2,077件であった。

(一)民事裁判業務を強化し、権利者の合法的な権利利益を着実に保護した。

人民法院はイノベーション推進を中核とする時代の機運を確実に捉え、中國の發展の理念、發展の方向、發展の重点を確実に把握し、社會全体のイノベーションの活力と創造の可能性を支持し、大衆による起業、万人によるイノベーションのための公平な競争環境を醸成し、知的財産権民事裁判を強化し、平等な保護を堅持し、科學技術イノベーションを奨励し、ビジネスモデルのイノベーションに対する保護を一層重視し、業界独占と市場参入障壁によるイノベーションの制約を打破し、イノベーションの成果の保護、イノベーション環境の維持、イノベーションの価値實現のために司法保護の主導的役割を發揮した。2015年、全國の地方人民法院が受理した知的財産権に關連する民事第一審訴訟事件の新受件数は前年比14.51%増の10万9,386件、既

済事件は前年比 7.22% 増の 10 万 1,324 件で、第一審訴訟事件の結審率は 82.66% であった。知的財産権に関連する新受事件のうち、專利に関する事件は前年比 20.3% 増の 1 万 1,607 件、商標に関する事件は前年比 13.14% 増の 2 万 4,168 件、著作権に関する事件は前年比 12.1% 増の 6 万 6,690 件、技術契約に関する事件は前年比 38.19% 増の 1,480 件、不正競争に関する事件は前年比 53.38% 増の 2,181 件(独占禁止に関する民事事件は 156 件)、その他の知的財産権に関する紛争事件は前年比 22.45% 増の 3,093 件であった。通年の知的財産権に関連する涉外民事第一審訴訟事件の既済件数は前年比 22.67% 減の 1,327 件、知的財産権に係る香港・マカオ・台湾にかかわる民事第一審訴訟事件の既済件数は前年比 9.15% 減の 387 件であった。全国の地方法院が受理した知的財産権に関連する民事第二審訴訟事件の新受件数は前年比 9.84% 増の 1 万 5,114 件、既済件数は前年比 9.61% 増の 1 万 5,025 件、知的財産権に関連する民事再審事件の新受件数は前年比 43.75% 増の 115 件、既済件数は前年比 21.28% 増の 114 件であった。

2015 年、最高人民法院が受理した知的財産権に関連する民事事件の新受件数は前年比 13.39% 増の 381 件、既済件数は前年比 11.2% 増の 377 件。そのうち、二審の新受件数は 8 件、既済件数は 7 件、再審事件の新受件数は 329 件、既済件数は 321 件、上級人民法院による審理事件のうち新受件数は 18 件、既済件数は 23 件(前年からの繰越分を含む)であった。

人民法院が審理した、社会への影響が大きい知的財産権民事事件には、石家莊双環汽車股分有限公司と本田技研工業株式会社の專利権の非侵害確認紛争、損害賠償紛争に関する上訴事件、高儀股分公司と浙江健龍衛浴有限公司の意匠権紛争に関する再審事件、広州星河湾実業発展有限公司他と江蘇焯賦集團建設開發有限公司の商標権および不正競争紛争に関する再審事件、上海帕弗洛文化用品有限公司と上海芸想文化用品有限公司他の商標使用許諾契約紛争に関する上訴事件、陳喆氏、余征氏他の著作権侵害紛争に関する上訴事件、暴雪娛樂有限公司他と成都七游科技有限公司他の著作権侵害および不正競争紛争に関する訴訟中差止命令事件、李衛国氏とチャイナテレコム陝西分公司他の

独占価格設定および抱き合わせ販売紛争に関する事件などが挙げられる。

(二)行政裁判を強化し、法に基づく行政を着実に促進した。

人民法院は法に基づき国を治めるという重大構想の全面的な推進を徹底し、新たに改正された行政訴訟法を真摯に徹底し、知的財産権の権利付与・権利確認事件に対する司法審査を強化するとともに、行政法執行行為に対する司法監督を強化し、知的財産権に関連する行政法執行行為を厳格に適正化し、法に基づく行政を支援、監督、促進し、大衆の関心に応えた。2015年、全国の地方人民法院が受理した知的財産権に関連する行政第一審訴訟事件の新受件数は前年と横ばいの9,839件、既済件数は前年比123.57%増の1万926件(前年からの繰越分を含む)で、第一審訴訟事件の結審率は70.5%であった。知的財産権に関連する新受事件のうち、専利事件は前年比219.29%増の1,721件、商標事件は前年比19.65%減の7,477件、著作権事件は前年比16.67%減の10件、その他の知的財産権に関連する事件は前年比917.74%増の631件であった。渉外及び香港・マカオ・台湾にかかわる行政事件の既済件数は4,928件で、知的財産権に関連する行政第一審訴訟事件の既済件数の45.1%を占めた。そのうち、渉外事件は4,348件、香港にかかわる事件は295件、マカオにかかわる事件は8件、台湾にかかわる事件は277件であった。行政第一審訴訟既済事件のうち、行政行為の効力を維持する判決が下された事件は3,541件、行政行為の効力を取り消す判決が下された事件は1,664件であった。全国の地方人民法院が受理した知的財産権に関連する行政第二審訴訟事件のうち、新受件数は前年比7.8%減の2,245件、既済件数は前年比9.96%増の2,329件(前年からの繰越分を含む)であった。そのうち、原判決が維持された事件は1,896件、原判決が変更され(覆され)新たな判決が下された事件は356件、原審差し戻しの判決が下された事件は3件、訴えが取り下げられた事件は50件、訴えが却下された事件は16件であった。

2015年、最高人民法院が受理した知的財産権に関連する行政事件の新受案件は前年比161%増の378件、既済件数は前年比150%増の377件。そのうち、再審事件の新受件数は367件、再審事件の既済件数は

361 件であった。既済事件 361 件のうち、再審請求が却下された事件は全体の 75.35% を占める 272 件、上級人民法院による審理事件は全体の 13.85% を占める 50 件、和解により訴えが取り下げられた事件は 2.77% を占める 10 件、再審命令が下された事件は 2.77% を占める 10 件、その他の方式により結審した事件は 5.26% の 19 件であった。

人民法院が審理した、社会への影響が大きい知的財産権行政事件にはワーナー・ランバート社と国家知的財産権局、国家知的財産権局專利復審委員会、北京嘉林薬業股分有限公司他の專利権無効紛争に関する行政再審事件、貴州頼世家酒業有限責任公司と国家工商行政管理総局商標評審委員会、中国貴州茅台酒廠(集团)有限責任公司の商標登録異議申立ての再審査に関する行政再審事件、北京福聯昇鞋業有限公司と国家工商行政管理総局商標評審委員会、北京内聯昇鞋業有限公司の商標登録異議申立ての再審査に関する行政再審事件、熊克生氏と武漢市江岸区工商行政管理局、武漢蔡林記商貿有限公司の工商部門による行政処罰をめぐる紛争に関する上訴事件などが挙げられる。

(三) 刑事裁判を強化し、知的財産権侵害行為を着実に制裁した。

人民法院は、総体的国家安全観を真摯に徹底し、危機意識、責任意識を絶えず強化し、寛厳自在の刑事政策を維持し、知的財産権侵害による犯罪行為を法に基づき厳罰に処し、知的財産権の権利者の合法的な権利利益を着実に保護し、長期にわたり安定的な社会、経済の秩序を保護した。2015 年、全国の地方人民法院が受理した知的財産権に関連する刑事第一審訴訟事件の新受件数は前年比ほぼ横ばいで、1 万 975 件であった。そのうち、知的財産権侵害事件は前年比 6.28% 減の 4,913 件(登録商標冒用罪などの登録商標権侵害にかかわる犯罪事件は 4,358 件、著作権侵害罪事件は 504 件)、知的財産権の侵害にかかわる偽造品生産販売罪事件は前年比 1.03% 減の 3,925 件、知的財産権の侵害にかかわる不法経営罪事件は前年比 13.32% 増の 1,923 件、知的財産権の侵害にかかわるその他の事件は前年比 16.94% 増の 214 件であった。

全国の地方人民法院が受理した知的財産権にかかわる刑事第一審訴訟事件の既済件数は前年比ほぼ横ばいで、1 万 809 件、一審結審率は

89.29%であった。判決発効人数は前年比 8.36%減の 1 万 2,741 人、刑事処罰対象者は 9.52%減の 1 万 2,580 人であった。知的財産権侵害事件の既済件数は 4,856 件(判決発効人数は 6,402 人)、知的財産権侵害にかかわる偽粗悪品生産販売罪事件の既済件数は 3,965 件(判決発効人数は 4,127 人)、知的財産権侵害にかかわる不法経営罪事件の既済件数は 1,844 件(判決発効人数は 2,095 人)、知的財産権侵害にかかわるその他の罪名の事件の既済件数は 144 件(判決発効人数は 117 人)、知的財産権侵害事件のうち登録商標冒用罪事件の既済件数は 2,133 件(判決発効人数は 3,089 人)、登録商標冒用商品販売罪事件は 1,789 件(判決発効人数は 2,222 人)、違法に製造された登録商標の違法製造、販売罪事件は 358 件(判決発効人数は 500 人)、専利詐称罪事件は 1 件(判決発効人数は 0 人)、著作権侵害事件は 523 件(判決発効人数は 547 人)、複製権侵害品販売罪事件は 5 件(判決発効人数は 9 人)、営業秘密侵害罪事件は 47 件(判決発効人数は 35 人)であった。

全国の地方人民法院が受理した知的財産権にかかわる刑事第二審訴訟事件の新受件数は前年比 37.87%増の 790 件、既済件数は 50.1%増の 782 件であった。

人民法院が審理した、社会への影響が大きい知的財産権刑事事件には、被告人張盛氏、鄒麗氏の登録商標冒用罪、被告人王渭宝氏の違法製造された登録商標の違法製造罪事件、郭明昇氏、郭明鋒氏、孫淑標氏の登録商標冒用罪事件、翁存興氏の著作権侵害罪事件などが挙げられる。

2015 年、人民法院は知的財産権司法保護の主導的役割を発揮し、知的財産権司法裁判を持続的に推進し、新たな様相を呈した。

——事件数の持続的な増加。人民法院が受理した知的財産権にかかわる民事事件、行政事件、刑事事件の第一審訴訟事件の新受件数は前年比 11.73%増の計 13 万 200 件に上った。そのうち、知的財産権にかかわる民事第一審訴訟事件は前年比 14.51%増と顕著な増加幅を呈した。事件の分布をみると、北京市、上海市、江蘇省、浙江省、広東省の受理件数が高位を維持し、知的財産権にかかわる民事第一審訴訟事件の新受件数は、全国の法院における同類の事件数の 70%を占めた。

広東省が新受件数で安定を維持したのを除き、他の4つの省・市における知的財産権にかかわる民事第一審訴訟事件の新受件数はいずれも前年に比べて大きく増加した。とりわけ、江蘇省の増加幅は38.71%と最も顕著であった。北京・天津・河北統合整備の推進に伴い、北京市の知的財産権事件数の持続的な増加傾向が周辺地域に波及し、天津市の知的財産権事件の受理件数が大幅に増加し、全市の基層・中級・高級の三級法院における知的財産権にかかわる民事第一審訴訟事件の新受件数は前年比50.41%増となった。安徽省は、イノベーション型省の建設という目標達成の加速に伴い、知的財産権事件の件数が急増し、省全体の基層・中級・高級法院における知的財産権にかかわる民事第一審訴訟事件の新受件数は前年比101.26%増となった。山東省、陝西省、湖南省、黒龍江省における知的財産権にかかわる民事第一審訴訟事件の新受件数はいずれも前年比30%以上と大きな増加幅を呈した。

——審理の難易度の増加。中国の市場経済の成長、革新駆動型発展戦略の実施に伴い、複雑な技術の事実認定にかかわる技術系の事件、とりわけ先端技術にかかわる専利行政事件、専利権侵害紛争事件、新技術の共同開発、技術成果の応用にかかわる技術契約紛争事件が増え続けており、市場競争秩序の維持にかかわる独占禁止、不正競争事件も持続的に増加の傾向を呈し、事件の事実究明と審理の難度が高まった。2015年、人民法院が受理した専利行政第一審訴訟事件の新受件数は前年比219.29%増の1,721件、専利及び技術契約に関連する民事第一審訴訟事件の新受件数は前年比22.1%増の1万3,087件であった。不正競争に関連する民事第一審訴訟事件の新受件数は前年比53.38%増の2,181件(そのうち、独占にかかわる民事事件は156件)であった。また、有名企業ブランドの利益保護、市場シェアに係る商標紛争事件、インターネット上で放映された著名な映画・テレビ作品の著作権紛争事件も増えており、特に、「インターネット+」行動計画の実施に伴い、インターネットに関する知的財産権侵害紛争が次々と発生し、知的財産権裁判に新たな課題を生み出している。人民法院は、新たな情勢、新たな課題に積極的に対応し、重大で難解な事件に対する

審理を強化し、社会の関心に速やかに応えた。事例の指導を強化し、司法実務における際立った問題の解決の研究に注力し、裁判基準を速やかに統一し、法律の確定性、予見可能性を強化し、好ましい法律効果、社会効果をあげた。

——裁判の質と効率が向上。全国の地方人民法院が受理した知的財産権にかかわる第一審訴訟事件の既済件数は前年比 11.68% 増の 12 万 3,059 件で、知的財産権にかかわる民事第一審訴訟事件の結審件数は前年比 7.22% 増、再審率は 0.11% であった。上訴既済事件の原判決変更・原審差し戻し率は 5.06% であった。既済事件が顕著に増える中、再審率と原判決変更・原審差し戻し率は前年とほぼ横ばいであった。知的財産権にかかわる行政第一審訴訟事件の結審件数は前年比 123.57% 増、再審率は 0.027% 増で前年とほぼ横ばいであった。上訴既済事件の原判決変更・原審差し戻し率は 15.41% で、前年比 6.77% 増加した。既済事件が大幅に増える中、再審率は前年とほぼ横ばいで、原判決変更・原審差し戻し率も顕著な伸びを呈しており、上訴審の是正機能が効果的に発揮されている。人民法院は、知的財産権にかかわる民事事件の訴訟前・訴訟中の調停を一貫して重視しており、民事第一審訴訟事件の調停成立による訴訟取下げ率は 63.12%、第二審訴訟事件の調停成立による訴訟取下げ率は 28.26% で、好ましい社会効果、法律効果をあげた。海南省高級人民法院は調停方法の変革が奏功し、知的財産権にかかわる民事事件の調停成立による訴訟取下げ率が 93.75% に達した。寧夏回族自治区と安徽省の法院における知的財産権にかかわる民事第一審訴訟事件の調停成立による訴訟取下げ率は 70% 以上に達した。安徽省宿州市中級人民法院は、調停の要所を前段階に移行し、開廷審理の前に商標「九陽」に関する商標権侵害事件の調停に成功した。人民法院は、訴訟効率を高めるため、開廷審理を強化し、「裁判の細分化」の要求に従って実施し、開廷審理の中心としての意識を強化し、当事者の主導的な地位を強調し、開廷審理の機能と役割を果たした。法廷で判決が下された民事第一審訴訟事件は 1 万 9,873 件、法廷での判決率は 19.61% に達した。

——保護体制の強化。人民法院は、知的財産権の市場価値を十分に実現させることを目標とし、多様な保護手段を総合的に活用することで、権利者の合法的な権利利益を保護した。偽物の製造・販売、「著名ブランド詐称」、「フリーライド」、営業秘密侵害などの行為を厳しく取り締まり、損害賠償の程度を重くし、法定賠償と情状酌量賠償の関係を正しく把握し、損害賠償の計算の科学性と合理性を高め、懲罰的損害賠償の適用を増やし、重複する権利侵害を抑止し、違法の権利侵害コストを高めた。知的財産権の臨時措置を積極的かつ合理的に適用し、その制度の効果を発揮し、司法救済の適時性、利便性、有効性を高めた。過料を厳格に適用し、知的財産権を侵害する犯罪者が再び権利侵害行為を働く能力を喪失させた。河南省高級人民法院は、富士康(フォックスコン)社、アップル社のコンピュータ情報システムのデータを不法に取得し、「不正に仕入れた」アップル社の携帯電話のデータを書き換えることで利益を得た呉氏ら16人のうち9人を2年から5年の有期懲役の刑に処したほか、441万元の過料を科し、犯罪行為を効果的に抑止した。訴訟をめぐる不誠実な行為に対する処罰を強化し、権利者の合法的な権利利益を保護した。最高人民法院は、江蘇大象東亜製漆有限公司と広東華潤塗料有限公司他の不正競争紛争に関する上級人民法院による審理事件において、主要データを偽造した江蘇大象東亜製漆有限公司とその法定代表者に対して、それぞれ100万元、10万元の過料を科し、好ましい訴訟秩序を保護し、司法保護の権威を打ち立てた。福建省はセラミックの著作権に対する司法保護を強化し、福建省徳化県の人民法院は、全国著作権保護モデル機関、国連の世界知的所有権機関の優秀事例機関に評価された。寧夏回族自治区は文化に関する知的財産権の保護を強化し、文化体制のイノベーション推進を促進した。

## 二. 司法改革の掘り下げ、裁判体制・仕組みの改善

2015年は人民法院が司法体制改革を全面的に掘り下げた重要な1年であった。司法体制改革の全面的な掘り下げは、中国の特色ある社会主義司法制度を維持、改善するための必然的な要請であり、人民のた

めの司法、公正な司法を強化するための必然的な要請でもある。人民法院は、公正で効率的、専門性のある知的財産権司法裁判制度の構築を目標にして、知的財産権法院の整備に重点を置き、イノベーションの推進と制度づくりの強化を進め、知的財産権司法裁判の整備を継続的に行った。最高人民法院の陶凱元副院長は、雑誌『求是』で、「知的財産権司法保護の主導的役割を十分に発揮する」と題する特集記事を発表した。

#### (一) 知的財産権法院の着実かつ効果的な推進

北京、上海、広州知的財産権法院の設立後、各種業務が秩序的に展開され、制度づくりの成果が現れ始め、幸先良いスタートを切った。2015年12月31日までに、北京、上海、広州知的財産権法院が受理した知的財産権にかかわる民事事件、行政事件は計1万5,772件に上った。北京知的財産権法院審判一庭は、世界知的所有権機関(WIPO)と国家工商行政管理総局が共同で授与した第2回「中国商標金賞—商標保護賞」を獲得した。

——規則・制度の構築、各種改革措置の実施。知的財産権法院は、創立当初から中国の司法改革の模索者、先駆者としての使命を担っている。北京、上海、広州知的財産権法院は「裁判権行使の枠組み改革整備に関する実施案」、「合議体事件処理暫定規則(試行)」、「権力一覽細則」などの文書の公布を通じて、司法権の配置の改革、改善に努め、主任裁判官、合議体による事件処理責任制、司法責任制、司法職員分類管理などの改革措置を講じて、裁判官が主導し、職員を分類し、権利・責任を明確にし、協働を重んじる新たな裁判管理モデルを構築した。北京知的財産権法院は裁判官チーム(裁判官1名、裁判官補佐1名、書記で構成)による事件処理モデルを積極的に模索し、裁判効率を大幅に高め、裁判官チームによる平均結審件数が236件に上った。院長・廷長の職能を変更し、院長・廷長による事件処理が常態化した体制を実現し、院長・廷長とその職権に適應した裁判管理、監督の職責を明確にし、監督において越権行為をせず、業務上の職務を果たさない場合に必ず責任を負わせるようにした。北京知的財産権法院では、院長・廷長が審理した既済事件数が全法院の既済事件数の11%

を占めた。審判委員会の運営システムを変革し、審判委員会の裁判基準統一の職能を明確にした。北京知的財産権法院は、審判委員会の下に裁判官専門会議を設け、事件の事前諮問および検査機構として審判委員会の意思決定の合理性、専門性を高め、審判委員会による重大、難解、複雑な事件の審理における法律問題の直接公開を実現するとともに、審判委員会の判断理由を裁判文書の理論的説明の一部において公開した。開廷審理方式の変革、開廷審理手続きの合理化、開廷審理の効率の向上により、開廷審理を中心とすることに対する意識強化を図り、当事者の主導的な地位を強調した。単純な事件と複雑な事件を分け、裁判文書の理論的説明を改善し、単純な事件の裁判文書を簡易化し、複雑な事件の裁判文書の理論性を高めた。

——指導の強化、新たな問題の解決に向けた迅速な検討。知的財産権をめぐる各種業務を着実かつ効果的に推進し、党中央の知的財産権司法保護強化の趣旨を実現した。最高人民法院は、知的財産権法院の建設、管理、裁判などの各業務を極めて重視し、「問題解決から着手し、問題を絶えず発見し、問題を解決する中で改革を進め、業務展開を推進する」とする業務方針に則り、発展に向けた難題の解決に対する速やかな検討を行い、発展のための基礎を固めた。情勢を正しく検討、評価し、方針を明らかにし、合意を形成しつつ、業務を推進した。最高人民法院が開催した知的財産権法院業務座談会にて、最高人民法院の陶凱元副院長は、「革新駆動型発展戦略実施を促進し、司法体制改革を掘り下げて実施する中での知的財産権法院の模範的役割を存分に発揮し、知的財産権司法保護を主導するリーダーとして、次の段階の知的財産権法院の業務の遂行に向けて方向性を示さなければならない」と強調した。知的財産権法院の整備をより適切に促進するため、最高人民法院は調査研究に基づき、中央政府全面的深化改革指導グループに提出した「知的財産権法院活動状況及び問題の提言」は、非常に注目を浴び、高い支持を受けた。最高人民法院は、「知的財産権法院の整備推進に関する任務分担案」を制定し、各種任務を分解し、責任の所在を明らかにし、着実な遂行を図った。

——積極的な模索、先導的な模範的役割の発揮。知的財産権法院は、改革・革新により、発展の難題を解決する姿勢を貫き、知的財産権司法保護の主導的役割を果たすための手段を積極的に模索した。北京知的財産権法院は事例の指導理論と実務上の課題を積極的に模索し、裁判官の研究事例、先例順守の意識を高め、積極的に成果を収めた結果、2015年に最高人民法院知的財産権事例指導(北京)基地が北京知的財産権法院に設立された。上海知的財産権法院は、党中央の上海市の発展に対する新たな要求の実施を徹底し、「上海における世界的影響力のある科学技術イノベーションセンター設立への寄与と保障に関する上海知的財産権法院の意見」を作成し、科学技術イノベーションセンターの整備に積極的に寄与した。「陳惠珍裁判官活動室」を設立し、上海市張江高新技術産業開発区において知的財産権法律相談、知的財産権サービスを提供し、科学技術イノベーションを通じた産業の発展に助力した。広州知的財産権法院は、広東省の地理的な優位性、市場の優位性を存分に活かし、知的財産権の市場価値の研究を全力で強化し、イノベーション成果の市場価値の実現に向けて普及可能な経験を提供するため、最高人民法院の知的財産権司法保護・市場価値研究(広東)基地の設立を促進した。「両便」の原則(当事者と、人民法院の法に基づく独立、公正、効率的な裁判権の行使の両方に便宜を与える訴訟の原則——訳注)に則り、広州知的財産権法院は、広東省中山市古鎮に遠隔地からの立件、問い合わせ、相談などを受け付ける訴訟サービス機関を設立し、遠隔地の動画を通じた開廷の普及を模索することで、司法がより人民大衆の身近な存在となり、人民の生活に実際に役に立つようにした。知的財産権法院の整備に対する各界の関心に応え、中国の法院の知的財産権裁判の画期的なイメージを形成するため、最高人民法院は、「中国知的財産権法院」宣伝パンフレットを編集・出版し、さらに知的財産権法院の設立・運営状況の記者会見を開いたことが、各界からの高い称賛を得た。

## (二)「三位一体」改革試行活動の飛躍的進展

中国共産党の第18期中央委員会第4回全体会議で可決された改革の任務および「体制・仕組み改革の推進に向けた革新駆動型発展戦略の

実施加速に関する若干の意見」、「科学技術体制改革実施案の推進」において提起された「知的財産権の民事、行政、刑事事件の裁判を一元的に審理する『三位一体』体制の推進」の要求の実行を徹底し、「三位一体」改革を全面的に推進するため、最高人民法院知的財産権審判庭は全国の一部法院を集め、知的財産権裁判「三位一体」改革試行活動座談会を開き、改革試行活動により得られた成果と経験を入念に総括し、現時点で存在する困難および問題の掘り下げた分析を実施した。十分な研究・考察をもとに、「知的財産権裁判“三位一体”改革試行活動状況に関する報告」を完成させるとともに、「全国の法院における知的財産権の民事、行政、刑事事件裁判の“三位一体”活動の推進に関する意見(討議原稿)」を起草し、「三位一体」改革試行活動を新たな段階に進めた。2015年11月までに、全国の6の高級人民法院、95の中級人民法院、104の基層人民法院で「三位一体」改革試行活動が実施された。四川省は2014年4月より全省規模で知的財産権裁判「三位一体」改革試行活動に取り組んで以来、全省の各種知的財産権事件において、判決に服し結審する比率が平均で3.46%上昇し、審理期間が平均で11.5日短縮された。「三位一体」裁判の枠組みは、司法資源の配置、裁判規則の統一化、裁判の質と効率の向上といった点で顕著な強みを呈した。

### (三) 知的財産権事件の管轄配置のさらなる改善

知的財産権事件の管轄配置は、裁判資源の合理的な配置、裁判の質と効率の向上の促進にかかわり、日増しに拡大する知的財産権司法保護の需要を満たすための基本的な業務である。2015年、最高人民法院は知的財産権事件の管轄配置の最適化を図るためのモデルづくりの模索を進め、専利などの技術系の民事事件の裁判の管轄を徹底して集中させ、需要に応じて著名商標、独占禁止などの特殊な民事事件の裁判の管轄を柔軟に配置するとともに、知的財産権にかかわる一般民事事件の裁判の管轄を合理的に配置した。一般知的財産権事件の第一審に関して地域に跨がる管轄を積極的に模索し、北京市と広東省の一部の人民法院における知的財産権事件の管轄権を適度に集中させ、管轄の配置を改善した。自由貿易試験区の知的財産権事件の管轄配置を強化

し、福建省福州市馬尾区人民法院、福州市平潭区総合実験区人民法院、アモイ市湖里区人民法院を指定し、自身の管轄区及び管轄する自由貿易試験区ブロック内における第一審の一般知的財産権民事事件を管轄させた。また天津市濱海新区人民法院を指定して、濱海新区内における第一審の一般知的財産権の民事事件を管轄させ、自由貿易試験区の経済活性化をサポートした。天津市濱海新区人民法院は、管轄区の司法保護活動の実際の需要に立脚し、天津中心生態城に知的財産権巡回法廷を設立し、天津の産業配置ニーズに効果的に応え、天津中心生態城の知的財産権取引プラットフォーム構築を促進した。各地域の経済成長、事件数、裁判体制の変化をもとに、専利事件の管轄配置を適時に調整し、安徽省蕪湖市中級人民法院に安徽省の一部の第一審専利民事訴訟事件の管轄を割り当てた。

#### (四) 技術事実検証の仕組みを改善

人民法院は知的財産権裁判にかかわる専門的な技術的事実の検証の効果的方法を積極的に模索し、司法鑑定、専門家アシスタント、専門家諮問、技術調査官などの技術検証制度を構築、改善し、技術検証の正確性を高めた。最高人民法院はイーライリリー社が常州華生製薬有限公司を訴えた専利権侵害紛争に関する上訴事件において、初めて技術調査官による技術的事実の調査を行い、模範的な役割を発揮した。知的財産権法院の技術系の事件の集中審理の優位性を発揮し、知的財産権法院において技術調査官制度を大々的に推進し、最高人民法院が公布した「知的財産権法院の技術調査官による訴訟活動参加の若干の問題に関する暫定規定」に従って技術調査官を選任、配置するよう知的財産権法院に求め、技術的事実の究明における技術調査官独自の役割を発揮した。上海市高級人民法院は、技術調査官管理規則などの規定を公布し、技術的事実の究明に関して制度面での保障を行った。北京知的財産権法院は、技術的問題に関する専門機関の意見を判決書に書き込み、裁判の公信力を高めた。技術調査官制度と専門家諮問制度の効果的な連携を積極的に検討し、技術的事実に対する検証の枠組みを構築・改善を図った。湖北省高級人民法院は、湖北法院知的財産権裁判諮問専門家バンクを設立し、専門家バンク運営制度を発表し、運

営管理の適正化を図った。内モンゴル自治区高級人民法院は、知的財産権裁判に係る科学技術諮問の専門家 25 名を継続して雇用し、その技術資源を利用し、知的財産権事件における専門技術的問題の解決に努めた。青海省高級人民法院は、人民陪審員として技術専門家を雇用し事件の審理に参加させ、技術的事実の審査における難題を解決した。重慶市高級人民法院は、技術諮問専門家制度などの規定を公布し、技術諮問専門家、専門家アシスタントの訴訟活動への参加の積極性を引き出した。四川省高級人民法院は、技術専門家諮問制度を整備し、管理規則を公布し、技術諮問、技術調査における技術専門家の積極的な役割発揮について適正化し、促進した。2015 年、各種知的財産権事件の審理に技術専門家が関与した事件は 36 件に上った。

#### (五) 多様な紛争解決制度の構築の推進

多様な紛争解決制度の構築の全面的な推進は、国家ガバナンス体系、ガバナンス能力の高度化のための重要な要素であり、社会の公平と正義を促進し、社会の調和と安定を守るための必然的な要請である。人民法院は、知的財産権の司法保護において多様な紛争解決の制度づくりを重視し、多様な紛争解決制度の役割発揮に注力し、知的財産権に関する行政管理部門、人民調停組織、仲裁機関、業界団体、専門の調停組織などとの協力・協調を強化し、紛争解決方式を革新し、各界の力を動員・発揮して知的財産権保護のための多面的な足場を固め、知的財産権保護に向けた協力体制を形成した。北京知的財産権法院はボランティアサービスチームを編成し、15 の高等教育機関の学生 250 名余りを訴訟サービスおよび裁判の研究に引き入れた。浙江省高級人民法院は訴訟・非訟の連携を円滑に進めるため、人員の保障を強化し、紛争解決の透明度を高め、浙江省知的財産権局、国家インターネット協会などの機関と共同で、初めて知的財産権紛争に関する専門性の高い調停を第三者公益プラットフォームが主宰する試行活動に取り組み、専門性の高い第三者公益プラットフォームを構築し、200 件余りの知的財産権紛争を解決した。広西チワン族自治区高級人民法院は、知的財産権紛争の調停に参加する業界団体を招待し、非訟調停と司法調停の連携を強化し、対立や紛争の根本からの解決を図った。新疆ウ

イグル自治区高級人民法院と知的財産権局は共同で「専利民事紛争の司法裁判と行政調停の連携体制に関する実施意見」と「訴訟・非訟の連携体制協力の覚書」を作成し、司法を主導とし、「調停の委託、訴訟・非訟の連携、司法裁判」を統合した知的財産権紛争処理方式を形成した。

### 三．監督指導の強化、公正で効率的な司法の保障

裁判の監督と業務指導の強化は、知的財産権司法裁判の公正性の保障、司法の権威の保護、法律の統一適用基準の引き上げ、裁判の質と効率の向上に重要な役割を果たす。2015年、人民法院は、司法解釈と司法政策の制定を引き続き推進し、裁判の監督・裁判の管理活動の業務体制の改善を進め、裁判の指導を強化し、知的財産権裁判の業務水準の向上を図った。

#### （一）裁判の管理および裁判の監督の強化

人民法院は、管理によって公正さを保持し、公正さによって公信力を高めるという姿勢を貫き、知的財産権に関する司法行為を適正化と強化を図り、知的財産権裁判活動の特徴に適した新たな管理方式の構築に努めた。

——制度化管理の維持。院長・延長から司法補佐官まで、立件から裁判までの全方位的、多面的な裁判管理制度を構築、整備し、裁判管理の効果を強化した。事件情報の管理、事件の質の評価、裁判の流れの管理、裁判運営の情勢分析、裁判業績の審査制度の機能を発揮し、統一的、協調的な管理制度システムを構築、統一し、公正かつ効率的な司法を保証した。山東省高級人民法院は、制度の実施を徹底し、全省の法院における2015年の知的財産権裁判の状況・運営態勢の分析および裁判の業績評価に取り組み、裁判の動向を速やかに把握し、裁判の改善に努めた。黒龍江省高級人民法院は、事件の質と効果の評価・査定に取り組み、是正の実施を強化し、管理監督を強化した。貴州省高級人民法院は、長期にわたって未結審となっている事件の監督・処理システムを構築し、結審均衡率を高めた。

——情報化管理の維持。情報化がイノベーション、裁判管理の強化に及ぼす力を存分に発揮し、情報化を支えとして科学的で繊細、実行が容易な管理を行い、情報化管理により裁判権行使に対する効果的な監督を推進、実施し、知的財産権の司法裁判に十分かつ効率的な支えを提供した。重慶市、甘肅省、青海省などの高級人民法院は、情報技術を十分活用し、裁判の流れと節目に対する監視を強化し、より一層厳密な裁判管理に取り組んだ。

——主体的管理の維持。裁判権の改善を中心とし、裁判監督権と裁判管理権によって保障される裁判権行使の枠組みを整備し、裁判責任制を実施した。最高人民法院は、事件の議論制度を厳格に実施し、裁判長合同会議活動規則を具体化し、事件処理責任制を厳格に実施し、事件処理の質を厳格に検査した。江蘇省高級人民法院は、集団裁判を中核とする裁判権行使の枠組み改革を推進し、裁判の質と効果が顕著に向上した。遼寧省高級人民法院は、固定合議体制度のモデル事業を行い、合議体事件処理責任制を推進し、合議体の効率を高め、審理者が審判し、審判者が責任を負う裁判責任制を実施した。河北省高級人民法院は、延長による事件処理制度改革を推進し、通年、延長、副延長が開廷審理に参加する事件が開廷審理された事件の結審件数の60%以上を占めた。

## (二) 司法解釈と司法政策制定業務の強化

最高人民法院は、「『専利紛争事件の審理における法律適用問題に関する最高人民法院の若干の規定』の改正に関する決定」を公布し、専利権評価報告書の法的地位を改めて定義し、専利権侵害による損害賠償金額の計算方法の選択などの重大な問題を明確にした。また、

「改正後の『中華人民共和国行政訴訟法』実施後に専利代理人が専利行政訴訟の代理を継続できるか否かに関する意見付回答」を公布し、専利代理人の改正後の行政訴訟法実施後の訴訟上の地位を速やかに整理し、明確にした。「専利権侵害紛争事件の審理における法律の適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈(二)」の起草を完成し、最高人民法院審判委員会の討議で可決された。「知的財産権と競争に関する紛争行為の保全における法律適用の若干問題に関する最高人民法院

の解釈」の検討原稿及び「商標権の権利付与・権利確認にかかわる行政事件の審理における若干問題に関する最高人民法院の規定」の意見募集稿の起草を完成させ、知的財産権裁判の法の適用基準の統一を強く保障した。

### (三) 裁判指導と裁判に関する調査研究の強化

——事例指導業務の強化。北京知的財産権法院に、最高人民法院知的財産権事例指導研究(北京)基地を設立した。知的財産権に関する事例の指導・研究の拠点としては全国初で、指導的事例を収集、編纂、整理し、普及の役割を発揮し、全国の知的財産権事例指導の総合サービスセンターを推進、構築することを趣旨とする。最高人民法院は、『知的財産権裁判指導』、『中国知的財産権指導事例の評論と注釈』と題する書籍を編集、出版し、知的財産権裁判の動向を定期的に公表し、問題意識の堅持、下級に対する指導の強化、裁判経験の速やかな総括、裁判基準の統一、自由裁量権行使の適正化を図った。最高人民法院は「柏万清による成都難尋物品営業センターなどを相手取った実用新案権侵害紛争に関する事件」を指導的事例として発表し、専利権の保護範囲が明らかに不明瞭な状況における権利侵害判定の問題を明らかにした。

——知的財産権司法保護に関する調査研究を強化した。最高人民法院知的財産権司法保護研究センターを設立し、各方面の研究資源を収集し、理論と実践の連携を強化して、知的財産権司法保護水準の向上を図った。広州知的財産権法院は、知的財産権の維持費が高い、賠償金額が低い、侵害で被った損害に対する賠償金額が権利保護のための費用、市場価値に釣り合わないという際立った問題を研究し解決するために、最高人民法院知的財産権司法保護市場価値研究(広東)基地を設立し、また「知的財産権司法保護の強化、知的財産権司法保護の主導的役割の発揮」と題した特別調査研究を実施し、主導的役割を発揮するための重点を明確にした。

——法律の改正提案業務を強化した。最高人民法院は、専利法第4回改正研究グループを設けて、専利法の施行以来30年間の司法実務で蓄積された経験を体系的にまとめ、専利裁判における困難および問題

の研究を徹底し、法律改正部門に対し、裁判実務における問題を踏まえた法改正提言を提起した。種子法の改正に参加し、種子生産許可証制度、実質的派生品種などについての重大な法律問題を対象として提起した改正意見、提案が最終的にすべて採用された。

——知的財産権裁判に関する特別調査研究を強化した。上海市浦東新区人民法院自由貿易区知的財産権法廷に、最高人民法院知的財産権審判庭・自由貿易区知的財産権司法保護調査連絡所を設立するほか、自由貿易区知的財産権司法保護フォーラムを開き、自由貿易区の知的財産権司法保護の枠組み、自由貿易区の商品輸出と並行輸入における知的財産権保護の整備などの問題について、特別調査研究を行った。天津市高級人民法院は、知的財産権司法保護による天津自由貿易区の整備への寄与を重点調査研究課題として調査研究活動を実施し、自由貿易区の発展を後押しした。重慶市では、中国裁判理論研究会知的財産権専門委員会年度大会を開き、「インターネット+」時代の知的財産権保護に関する注目の話題を主題とした徹底研究を行った。江蘇省高級人民法院は、知的財産権裁判に関して早急な解決が求められる問題の調査研究を強化し、経済の新常態(ニューノーマル)における市場競争秩序の保護、地理的表示、知的財産権刑事司法保護などに関する調査研究を完成させた。浙江省高級人民法院は市場開設者の知的財産権侵害責任をめぐる特別調査研究を実施した。山東省高級人民法院は、全省の幹部職員を招集し、初の専門裁判調査研究グループを編成し、裁判における難解な問題についての特別調査研究を実施した。貴州省高級人民法院は、黔茶(貴州茶)の知的財産権保護に関する問題の調査研究を実施し、地域ブランド育成をサポートした。重慶市高級人民法院は、知的財産権の権利衝突などをめぐり掘り下げた調査を行い、成果の実用化を促進した。

#### 四．司法公開の強化、司法保護環境の改善

司法公開の強化、司法の周知の拡大、司法イメージのアピールは、人民法院が司法改革を推進し、人民のための司法、公正な司法を促進

し、司法を取り巻く好ましい環境を醸成するための重要な一環である。2015年、人民法院は裁判を足がかりとし、司法の周知に重点を置き、人民法院の情報化整備を基本として、知的財産権司法保護の公開を絶えず強化し、中国の法院における知的財産権司法保護の透明度を高め、各界及び国際社会の中国の知的財産権司法保護に対する関心に応え、中国の知的財産権司法保護の「良き声」を伝え、知的財産権を尊重し、保護する社会全体の好ましい雰囲気醸成を推進した。

(一) 裁判の公開を強化、公開により公正さを促進

——審理の公開を強化した。最高人民法院は、社会からの注目度が高く、法の適用が典型的な事件の公開審理を強化し、裁判の影響力を高めた。王老吉と加多宝の著名商品特有の包装・装飾紛争に関する一連の事件について、法に基づき、最高人民法院知的財産権庭の宋曉明庭長を裁判長として5名の合議体を構成し、公開の開廷審理を行い、審理の生中継を行った。法に基づき、イーライリリー社が常州華生製薬有限公司を訴えた専利権侵害紛争に関する上訴事件の公開審理を行い、駐中国使節、大学生、有識者を審理の傍聴に招き、中国及び海外のメディアの記者に対し、全過程の報道を開放した。ウェブサイト「中国法院網」、最高人民法院の微博(ミニブログ)を通じて生放送された審理の全過程は、国内外から高い評価を受けた。河北省高級人民法院は、開廷審理の生中継の規定を厳守し、営業秘密関係事件など、法に基づき公開に適さない事件を除き、一部始終を一般に向けて生中継し、生中継した審理の割合は97%に達した。陝西省、広東省などの高級人民法院は、重点事件の裁判についてインターネット、微博を通じて生中継し、人民代表大会、中国人民政治協商会議の委員など、各界の人士を傍聴に招いた。

——裁判文書の公開を強化した。ウェブサイト「中国知的財産権裁判文書網」の機能を存分に発揮し、インターネット上で公開可能なあらゆる裁判文書を速やかに公開し、裁判文書の公開の範囲、効率を高めた。2015年末現在、各級人民法院が公開した発効済みの知的財産権裁判文書は15万4,532件に上った。広東省高級人民法院は適正化、制度化、常態化された裁判文書公開の枠組みを構築し、全省法院のウエ

ブサイト上での知的財産権裁判文書の公開を推進し、「中国知的財産権裁判文書網」で公開された裁判文書の総件数が全国で最も多い。

――裁判の流れの公開を強化した。ウェブサイト「中国審判流程信息公开網」を媒体とし、裁判の流れの公開を大々的に推進し、知的財産権事件の流れに関する情報を速やかに配信した。オンライン上の事件処理を推進し、事件処理の一部始終の痕跡を残せるようにした。当事者の知る権利、監督権を保障し、裁判の質と効率を高めた。河北省高級人民法院は、裁判の流れの情報入力体制を絶えず整備し、知的財産権事件の公開率が100%に達した。

## (二) 法治の周知を強化し、司法の公信力を向上

人民法院は、中国の法院のポータルテレビ、微信(Wechat)、微博などのプラットフォームを活用し、知的財産権の法治に関する周知を強化し、財産権を尊重し、法に基づいて権利を保護する好ましい法治環境の醸成を誘導した。最高人民法院は、「4.26」世界知的所有権の日PRウィークの取り組みを入念に計画し、メディアカンファレンス、メディアブリーフィングを開き、「中国の法院における知的財産権司法保護の状況(2014年)」(中国語版・英語版)、2014年中国法院10大知的財産権事件、革新的な10大知的財産権事件、典型的な知的財産権事例50件、「最高人民法院知的財産権事件年次報告書(2014年)」を発表し、「中国知的財産権年鑑(2014年)」を発行したほか、知的財産権法院のパンフレットを編纂、印刷、出版した。また、駐中国外国使節、国家知的財産権戦略部門間合同会議の構成員を知的財産権事件の開廷審理の傍聴に招いた「知的財産権司法保護重慶行」を実施した。これらの活動を通じて、多面的な宣伝内容、宣伝方式を構築し、宣伝効果を高め、知的財産権裁判の影響力を拡大した。

地方の各級人民法院も周知チャネルを積極的に開拓し、周知方式を創出し、実りのある周知活動に取り組んだ。北京市高級人民法院は、公式微博「京法網事」など、ウェブメディア、ニューメディアを活用し、知的財産権事件の裁判に関する状況を宣伝し、全市の法院の知的財産権裁判によって得られた成果を存分にアピールした。上海市高級人民法院は、4月26日、世界知的所有権の日に合わせた知的財産権司

法保護記者会見を開き、中国 EU 商会などの外国の非企業経済組織の代表者を招き、上海の法院における知的財産権司法保護の成果をアピールした。浙江省高級人民法院は、ウェブサイト「浙江法院新聞網・知之匯」を開設し、浙江省における知的財産権司法保護に関する出来事を紹介し、浙江省での知的財産権司法保護に関する情報を伝えた。江蘇省高級人民法院は「知産視野」という記事を新浪微博、微信のパブリックアカウント上で全 68 回にわたって配信し、江蘇省の法院で審理した典型的な事件および理論研究の成果を集中的に宣伝した。四川省高級人民法院は、「司法の知恵によるイノベーションのサポート」という名の微信のパブリックアカウントを開設し、「事件による指導」、「知的財産権の動態」などのツールを通じて訴訟の手引きを強化し、大衆の知的財産権の活用、保護、管理能力を高めた。山西省高級人民法院は、知的財産権周知ウィークの活動方法を多様化し、企業を訪問し、知的財産権司法保護の重要性を宣伝した。湖南省、内モンゴル自治区の法院は、学校、住宅団地、企業での知的財産権の周知に積極的に取り組み、大衆による起業、万人によるイノベーションの重要性をアピールした。新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院・第八師中級人民法院は、民間を対象とする法知識の周知に積極的に取り組み、農業開拓地域での知的財産権に関する司法の周知を強化した。チベット自治区高級人民法院は、知的財産権の法治に関するパンフレットを編纂して自治区内の住民に配布し、大衆の知的財産権への意識の向上を図った。陝西省西安市中級人民法院は、10 年連続で「4.26」記者会見を開き、知的財産権司法保護に関する状況を発表し、好ましい効果を得ている。

### (三) 司法交流を強化し、司法イメージを向上

知的財産権の国際交流協力の枠組みづくり強化、交流手段の開拓、交流成果の拡大を通じて、国際社会の知的財産権における中国の法院の参加権、発言権、主導権を高めた。最高人民法院は、「中国知的財産権司法保護国際交流(上海)基地」を拠点として、知的財産権司法保護に関する国際交流と地域間交流をさらに強化し、「知的財産権と貿易の国際フォーラム」の開催を積極的に支援した。また、中欧知的財

産権対話、ワーキンググループ会議、自由貿易区知的財産権交渉及び中国－スイス、中国－アメリカ、中国－オーストラリア、中国－ロシアの知的財産権作業部会会議などの各種対外業務会議により、中国の対外交渉に知的支援を提供し、高い評価を受けた。パリ最高人民法院、国際商標協会、米国知的財産権法協会などの代表団の来訪を受け入れ、中国の法院の司法保護に関する成果を紹介し、意見交換を行った。上海市高級人民法院と上海知的財産権法院はそれぞれイギリス、アメリカ、インドネシア、マレーシア、トルコ、エジプトなど20余りの国の政府高官、業界団体、企業代表団の来訪を受け入れ、高い成果を収めた。行政法執行部門、研究機関、学術団体との交流、相互訪問を強化した。最高人民法院は、国家知的財産権局、国家工商行政管理総局商標局などの知的財産権に関する行政部門との交流を強化し、フォーラムの開催、講義などへの関係者の招待などにより情報を共有し、知的財産権司法保護活動を共同で推進した。江蘇省高級人民法院と省工商行政管理局商標処は全省商標難解事例シンポジウムを共同で開催し、裁判、法執行の経験の交流を行った。重慶市高級人民法院は西南政法大学と共同で「中国知的財産権裁判官大講壇」を開催し、研究界と実務界の相互交流を強化し、裁判官の好ましい司法イメージをアピールした。遼寧省の法院は、政府部門、業界団体との交流を強化し、政府の産業発展政策と企業の法務のニーズを調査し、遼寧省に古くからある工業拠点の振興と発展を支援した。

## 五． 厳重な管理の徹底、裁判チーム育成の強化

知的財産権司法保護を強化し、知的財産権司法保護の主導的な役割を存分に発揮するための鍵はチームにあり、置くべき重点は管理にある。人民法院は、習近平総書記の政法チームづくりの指示を真摯に徹底し、知的財産権裁判チームの正規化、専門化、職業化の強化を極めて重視し、党による党の管理、党の厳格な管理を徹底し、裁判チーム管理を着実に強化し、裁判チームの司法能力、司法水準の向上に力を入れ、知的財産権裁判の推進のための確実な基礎を築いた。

### (一)イデオロギー構築を全力で強化

イデオロギー構築はチームづくりの基本である。人民法院は、忠実で清廉、責任感ある知的財産権裁判チームづくりを目標とし、イデオロギー構築と司法能力の両方を強化し、公安幹部と警察を集めて、習近平総書記の一連の重要講話の趣旨の学習を徹底し、「三厳三実」を主題とする教育活動に着実に取り組み、裁判における厳格さ不足の問題の是正を掘り下げて行い、裁判官、法院職員、司法警察の政治、大局、責任を重んじる意識、法治の信念をゆるぎないものにし、中国的特色のある社会主義法治の道貫いた。社会主義の核心的価値観を全力で発揚し、鄒碧華氏に学ぶ活動を徹底し、「裁判官の鏡としての鄒碧華氏」を手本とし、公正さを重んじ、責任感のある優れた裁判官、幹部を目指した。

### (二)全力を挙げての裁判の専門性強化

裁判の専門性強化はチームづくりの要である。人民法院は、知的財産権分野の技術革新の日進月歩、新しい制度の度重なる更新、法曹実務の急速な進歩がもたらす裁判官チームづくりの新しい要請に積極的に応え、裁判官の業務研修、科学技術知識の研修を強化し、裁判官チームの司法能力、司法水準の向上に努めた。最高人民法院は、全国の法院の知的財産権裁判職員に対する業務研修に継続的に取り組み、国家法官学院において裁判職員 200 名余りを育成した。上海市、山東省、内モンゴル自治区、湖北省、湖南省、江西省などの高級人民法院は、全省(市)法院の知的財産権裁判研修課程を開催し、新しい法律、新しい分野、新しい技術の学習を強化した。上海高級人民法院はさらに、一部の裁判官をアメリカ、ドイツなどに派遣し、学習交流を行った。黒龍江省高級人民法院は、「商業標識の権利の発生と制約」などを主題とする裁判官フォーラムを 6 期にわたって開催した。浙江省高級人民法院は、幹部職員、新人職員、人民陪審員を対象とし、研修の対象を明確にしたクラス別の研修を強化した。貴州省高級人民法院は、青年幹部の裁判調査研究能力の育成を重視し、青年幹部による裁判理論の研究に好ましい環境を創出した。遼寧省高級人民法院は、知的財産権裁判特集号を編集し、全省の裁判官の経験交流ための場を提

供し、裁判官が新たな情勢を研究し、新たな問題を解決する能力の向上を図った。

### (三) 全力を挙げての司法の清廉性向上の強化

司法の清廉性向上はチームづくりを保障する。人民法院は、司法の清廉性向上をチームづくりの絶対的任務ととらえ、知的財産権裁判チーム全体に対する党の政治規律、政治ルール of 集中教育を行い、「石を踏んだら足跡を残せ、鉄を掴んだら痕跡を残せ」の意気込みでチームを厳格に管理し、司法の公正性、司法の清廉性を失するリスクを断固として防止し、油断を許さない姿勢を徹底した。体制・仕組みを改善し、清廉な党風紀育成の責任制を厳格に実施し、腐敗行為発生リスクを防止し、腐敗者への対応能力を高め、権力が制度から外れないようにした。中央政府の8つの規定の趣旨を徹底し、違法・規律違反行為を厳格に取り締まり、ゼロ容認の姿勢で司法の腐敗を取り締まり、司法の清廉性を確保し、大衆が司法の「プラスエネルギー」を感じられるようにした。

## おわりに

2016年は小康社会の全面的な構築に向けたスタートの年であり、構造改革推進において最も重要な年であり、司法体制改革の掘り下げのための最も重要な年でもある。人民法院は、習近平総書記の党中央政府の指導の下で、歴史的な機運をしっかりと把握し、「4つの全面」（ゆとり社会の建設、改革の徹底、法治国家づくり、厳格な治党）戦略をめぐり、「イノベーション、調和、グリーン、開放、共有」の5つの発展理念を断固として樹立し、進取の精神に富む改革、革新を起こし、国家知的財産権戦略の実施を徹底し、知的財産権司法保護の主導的役割を存分に発揮し、知的財産権司法保護を強化し、国際社会の情勢の変化および経済成長の新常態（ニューノーマル）に積極的かつ主体的に適応し、革新駆動型発展戦略の実施促進に向けて好ましい法治環境を醸成し、法治中国と中華民族の偉大なる復興を目指す中国夢（チャ

イナドリーム)の実現に向けて力強い司法の保障を構築しなければならない。

## (2) 2015 年中国法院知的財産権司法保護状況の概要

白書は、2015 年度に人民法院が新規受理した各種知識産権に関する一審、二審及び再審申請は全部で 149,238 件であり、既済事件は 142,077 件であり、2014 年度と比べて、それぞれ 11.49%と 11.76%上昇していることを示した。

また、白書によれば、2015 年度に人民法院が新規受理した知識産権の民事、行政及び刑事の第一審事件数は全部で 130,200 件であり、2014 年度と比べて 11.73%上昇した。うち、知識産権民事第一審事件の増加幅が極めて大きく、14.51%に達している。事件の分布から見て、北京、江蘇、浙江及び広東の五つの省・市の受理件数は高いレベルを保ち、知識産権民事第一審の新規受理事件数は全国人民法院における同類の総事件数の 70%を占めている。広東省の新規受理事件数が安定していることを除き、他の四つの省・市における知識産権民事第一審の新規受理事件数はいずれも大きく上昇し、中でも江蘇省の増加幅が極めて大きく、38.71%に達している。北京・天津・河北地域の一体化建設の推進に伴い、北京市知識産権の受理件数の持続的な増加という現象は徐々に周囲に分散し、天津市知識産権の受理事件数は大幅に増加し、全市の三級の人民法院の知識産権事件の新規受理件数は 50.41%上昇した。安徽省はイノベーション型省建設の目標の推進が加速されるにつれ、知識産権事件数が迅速に増加し、全省の三級人民法院の知識産権民事第一審事件の新規受理件数は 101.26%上昇した。山東、陝西、湖南、黒龍江の四つの省における知識産権民事第一審事件の新規受理件数の増加幅が大きく、いずれも 30%以上である。

## (3) ポイント解説

白書は、知識産権事件の審理に対する難易度はますます増していることを示した。知名の企業ブランドの利益保護と市場割合に関する商標紛争事件、著名映像文化作品に関するインターネット伝達に関する著作権紛争事件は絶えず増加し、特に「インターネット+」の行動計

画が実施されるにつれ、インターネットに関する知識産権紛争は現れ続け、知識産権の審判も絶えず新しい挑戦に直面している。

白書によれば、北京、上海、広州の知的財産権法院が成立してから、各種業務は有効に展開され、制度建設は効果が表れ始め、非常に良いスタートを切った。2015年12月31日までの三カ所の知的財産権法院が受理した知識産権民事及び行政事件は全部で15,772件である。

また、人民法院は知識産権の審判における専門技術に関する事実認定にとって有効的な方法を模索し、司法鑑定、専門家補助人、専門家諮問、技術調査官等の技術事実認定制度を構築した。最高人民法院はイーライリリー社と常洲華生製薬有限公司との発明専利権紛争事件の上訴審において、初めて技術調査官による技術事実認定について、手本的な働きを発揮した。

## 2. 2010年以降6年分の同司法保護状況に記載された各種統計のまとめ

### (1) 知的財産権訴訟全般

図 I -1 : 各年度全国の地方人民法院が新規に受理した  
知的財産権一審事件の件数

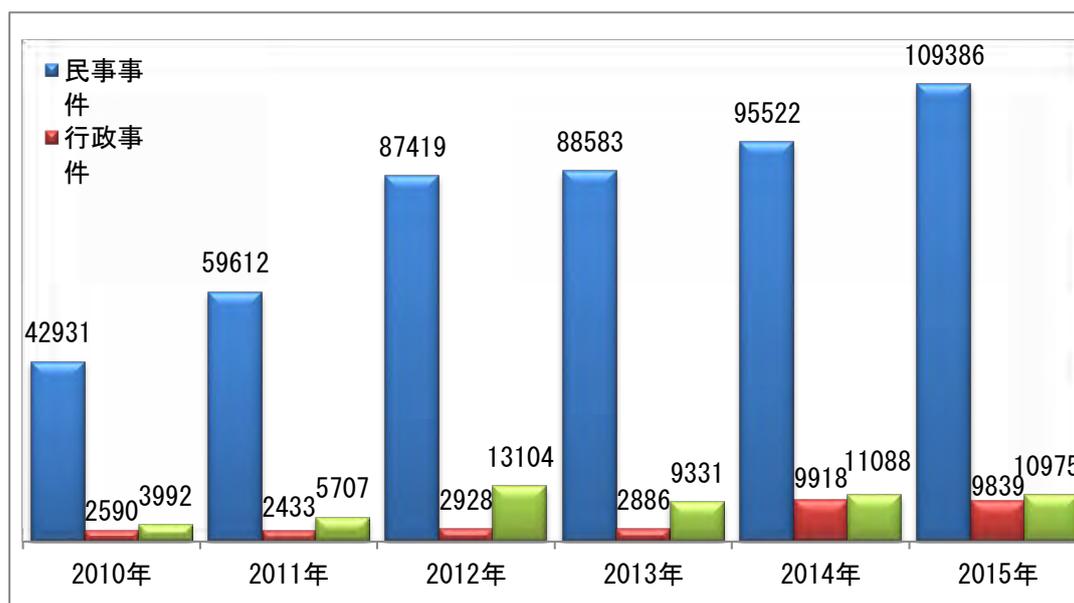


図 I -2 : 2015 年の知的財産権に関する種類別案件受理数の全体図

2010 年から 6 年以來、全国の地方人民法院が新規に受理した知的財産権に関する民事一審事件数は 42,931 件から 109,386 件になり、154.79% 増えた。知的財産権に関する行政一審事件数は 2,590 件から 9,839 件になり、279.88% 増えた。知的財産権に関する刑事一審事件数は 3,992 件から 10,975 件になり、174.92% 増えた。上記データから見れば、知的財産権民事裁判は、一番重要な司法保護手段として、役割を着実に果たしている。また、知的財産権に関する行政一審事件数の変動幅が最も顕著であるが、それは、知的財産権の権利付与・権利確定に関する行政事件数が大幅に上がっているからである。なお、知的財産権に関する刑事一審事件も大幅に増加されているが、それは、知的財産権侵害犯罪に対する制裁と予防の役割が大幅に強化されていることを説明できる。

(2) 知的財産権民事事件

表 I-1 各年度の知的財産権に関する民事訴訟事件の新受件数

		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
地 裁	一審	42,931	59,612	87,419	88,583	95,522	109,386
	二審	6,522	7,642	9,581	11,957	13,760	15,114
	再審	111	294	172	75	80	115
最 高 裁	全て	313	305	237	457	336	381
	再審申 立事件	198	255	181	365	268	329

全国の地方人民法院が新規に受理した知的財産権に関する民事第一審及び第二審の訴訟事件数は、2010年以降は増加し続け、2015年度の新受件数はそれぞれ前年比14.51%増と9.84%増となっている。また、全国の地方人民法院の再審に関する新受件数は、2011年から減少したものの、2015年度には又増加され、前年比43.75%増となっている。なお、最高人民法院が審理した知的財産権関係民事事件には、二審事件、再審申立事件、及び提審事件(審級引上げ事件)が含まれるが、そのうち、当事者による再審申立事件が絶対多数を占めており、再審申立事件の数は、この6年間増える時もあれば、減る時もあった。

表 I-2 各年度の知的財産権に関する民事一審事件の新受件数

(種類別)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
著作権事件	24,719	35,185	53,848	51,351	59,493	66,690
商標権事件	8,460	12,991	19,815	23,272	21,362	24,168
専利権事件	5,785	7,819	9,680	9,195	9,648	11,607
技術契約紛争 事件	670	557	746	949	1,071	1,480
不正競争事件	1,131	1,137	1,123	1,302	1,422	2,181
その他	1,966	2,193	2,207	2,514	2,526	3,093

図 I - 3 : 各年度の知的財産権に関する民事一審事件の増加幅図

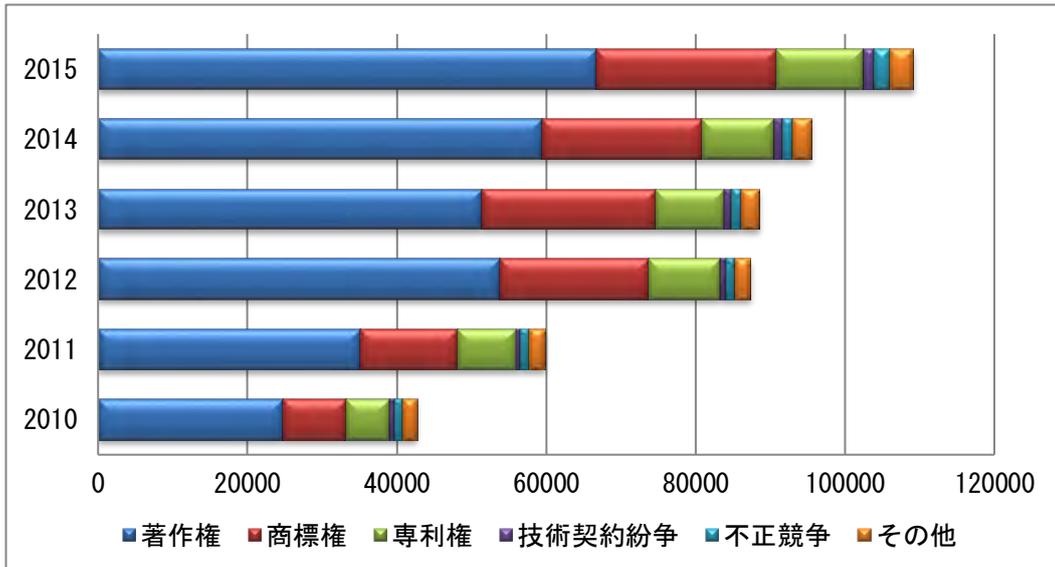
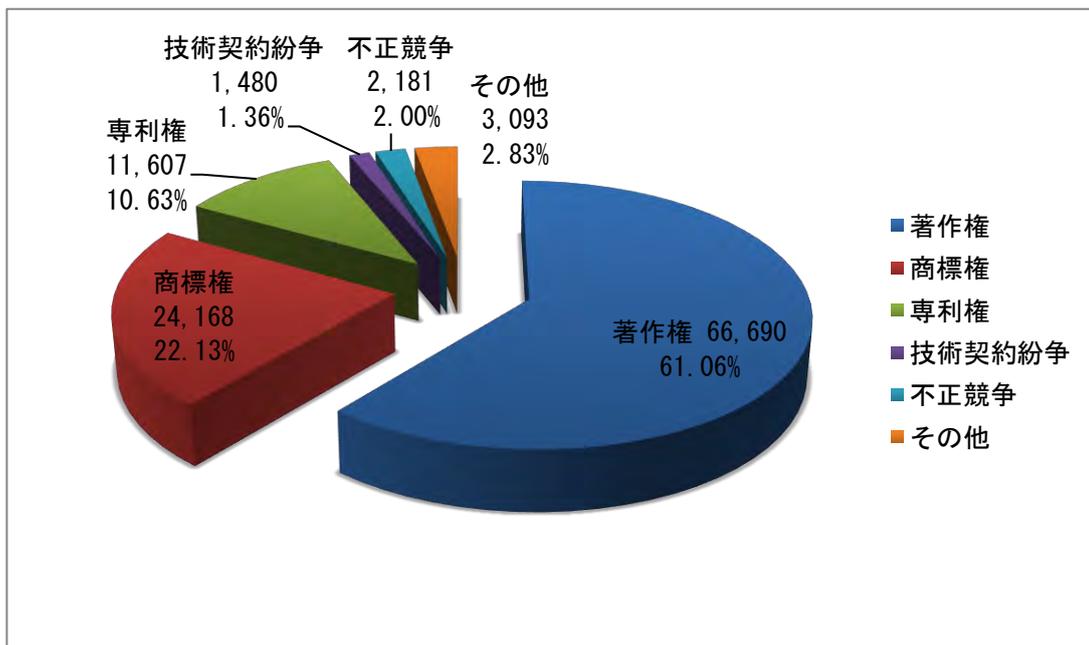


図 I - 4 : 2015 年度の知的財産権に関する民事一審事件の種類別の割合図



2010 年から 6 年以來、全国の地方人民法院が受理した知的財産権民事一審事件では、成長率トップ 3 の事件種類は、商標事件 (170.88% 増加)、著作権事件 (185.67% 増加)、専利事件 (100.64% 増加) である。なお、技術契約紛争事件及び不正競争事件の件数は、2014 年度までは徐々に増加 (または少し減少) していたが、2015 年度はそれぞれ前年比 38.19% 増、53.38% 増と大きく伸びた。

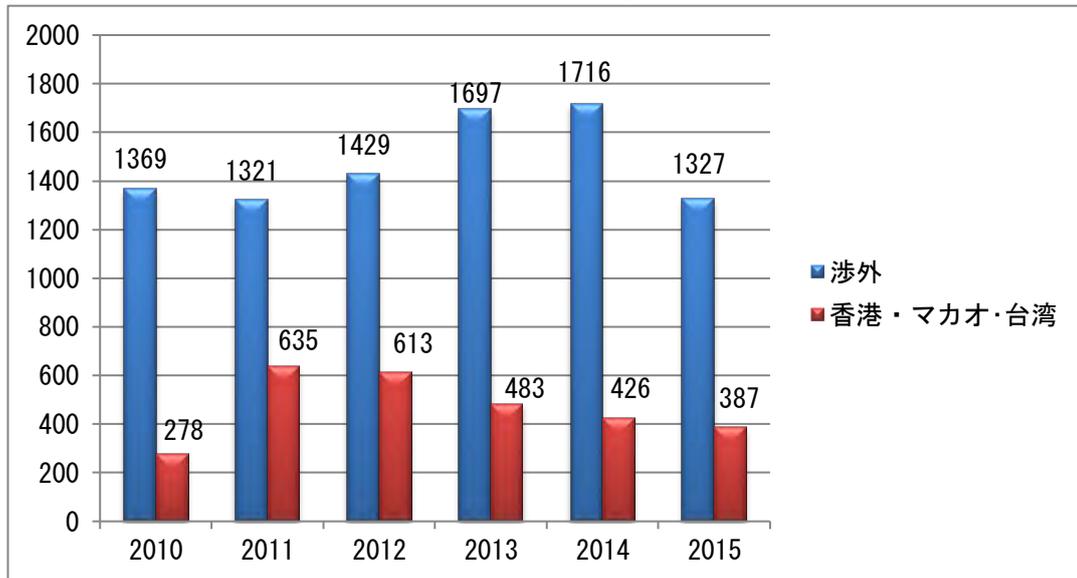
表 I-3 各年度の知的財産権に関する民事訴訟事件の既済件数\*

		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
地裁	一審	41,718	58,201	83,850	88,286	94,501	101,324
	二審	6,481	7,659	9,292	11,553	13,708	15,025
	再審	109	224	223	96	94	114
最高裁	全て	317	311	246	417	339	377
	再審申立事件	206	262	186	341	271	321

\* 部分は、前年からの繰越分を含む。

全国の地方人民法院が結審した知的財産権に関する民事第一審及び第二審事件の既済件数は、2010年以降は増加し続け、2015年度の件数はそれぞれ前年比7.22%増と9.61%増となっている。また、全国の地方人民法院の再審事件の既済件数は、2011年から一旦減少したものの、2015年度にはまた増加し、前年比21.28%増となっている。なお、最高人民法院が結審した全部事件及びその中の再審申立事件は、この6年間、増減が交替する状態であった。

図 I-5： 渉外及び香港・マカオ・台湾に係わる各年度の知的財産権に関する民事一審事件の既済件数



知的財産権に関する民事一審訴訟事件に係る渉外の既済件数は2010年以降はほぼ毎年増加していたが、2015年度は前年比22.67%減と大幅に減少した。また、香港・マカオ・台湾の既済件数は2011年度をピークに年々減少し続けている。

表 I-4 各年度の知的財産権に関する民事訴訟事件の裁判効率

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
一審事件の既済率	86.39%	87.61%	87.61%	87.95%	98.93%	未掲載
上訴率	49.65%	47.02%	39.53%	未掲載	未掲載	未掲載
原審差し戻し率	4.57%	3.66%	5.46%	5.84%	4.56%	5.06%
再審率	0.27%	0.51%	0.20%	0.09%	0.085%	0.11%
審理期間内の既済率	97.93%	98.57%	99.24%	未掲載	未掲載	未掲載

2010年から6年以來、一審事件既済率は徐々に増加していた。2015年の白書では、一審事件既済率に関する正確な数値が公開されていないものの、前年比7.22%増となっていると記載されている。また、再

審率は 0.27 から 0.11 まで減少した。

### (3) 知的財産権行政事件

表 I-5 各年度の知的財産権に関する行政訴訟事件の新受件数

		2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
地裁	一審	2,590	2,433	2,928	2,886	9,918	9,839
	二審	394	1,333	1,424	1,490	2,435	2,245
最高裁	全て	60	115	122	136	145	378
	再審申立事件	未記載	102	98	117	未記載	361

全国の地方人民法院が新規に受理した知的財産権に関する行政第一審及び第二審の訴訟事件数は、2011 年から 2013 年まで、徐々に増加してきたものの、2014 年になって急増し、2015 年には前年と比べるとほぼ横ばいである。一方、最高人民法院が新規に受理した件数は、2015 年になって急増し、前年比 161% 増となっている。

表 I-6 各年度の知的財産権に関する行政一審事件の新受件数(種類別)

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
著作権	2	2	3	3	12	10
商標権	2,026	1,767	2,150	2,161	9,305	7,477
専利権	551	654	760	697	539	1721
その他	11	10	15	25	62	631

図 I - 6 : 各年度の知的財産権に関する行政一審事件の増加幅図

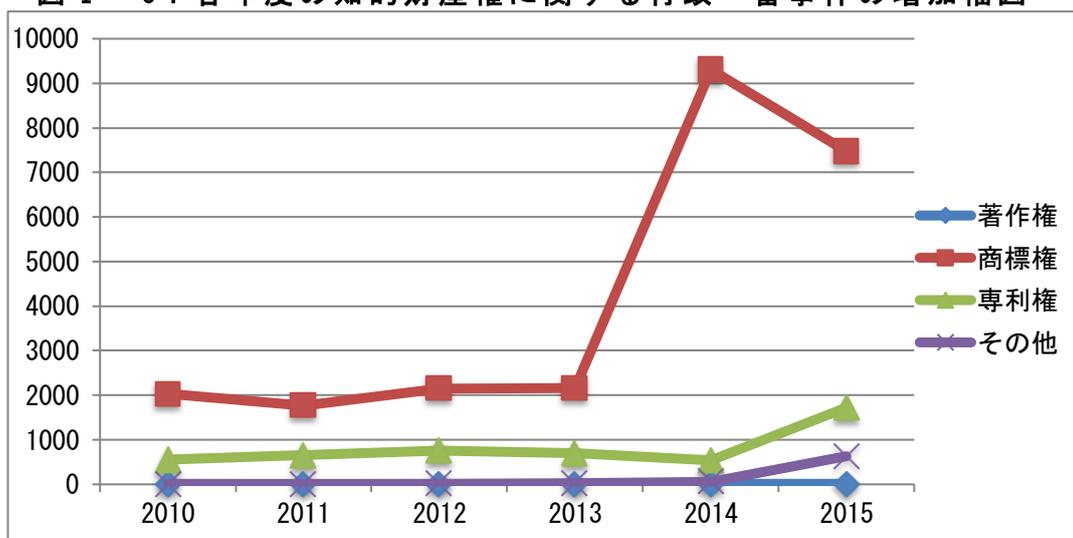
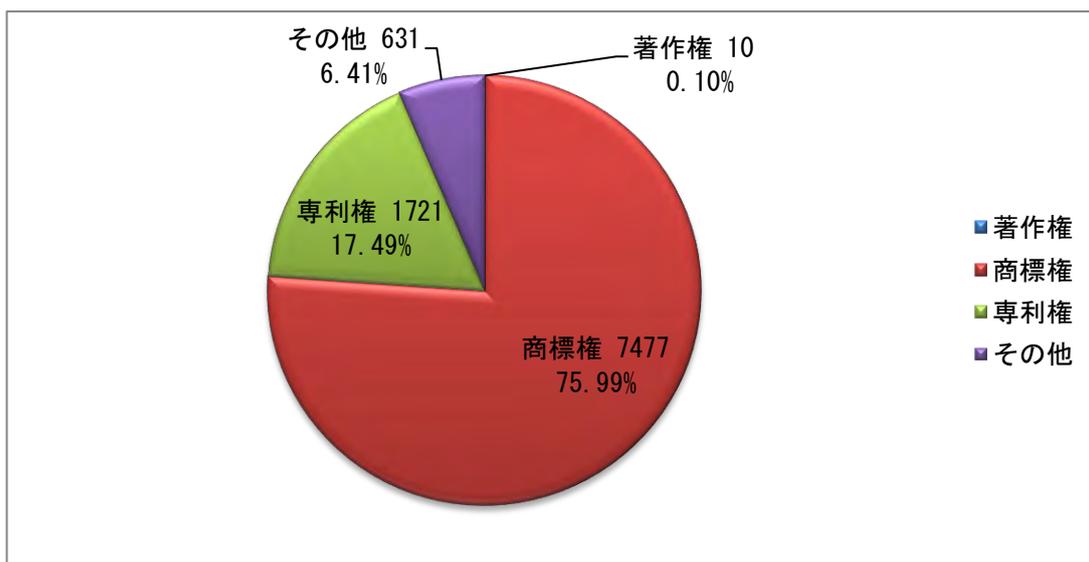


図 I - 7 : 2015 年度の知的財産権に関する行政一審事件の種類別の割合図



2010 年から 6 年以來、全国の地方人民法院が受理した知的財産権行政一審事件において、商標権に関する訴訟の件数が最も多く、2015 年度は全体の 76% 近くを占めている。また、その増減率を見ると、2010 年から 2013 年までは緩やかに増加し、2014 年になって急増したが、2015 年は、前年と比べて 19.65% も減少している。商標権とは対照的に、専利権に関する訴訟の件数は、2010 年から 2014 年までは増減幅が小さく、全体的に横ばいの状況であったが、2015 年になって急増し、前年比 219.29% 増と大幅に増加している。

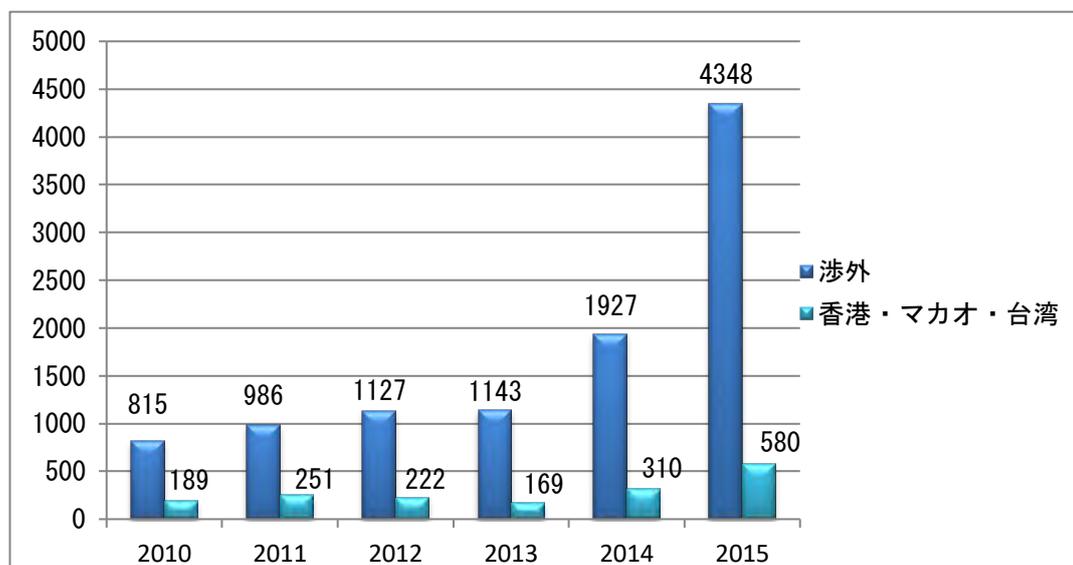
表 I-7 各年度の知的財産権に関する行政訴訟事件の既済件数\*

		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
地 裁	一審	2,391	2,470	2,899	2,901	4,887	10,926
	二審	240	1,266	1,388	1,496	2,118	2,329
最 高 裁	全て	56	112	120	123	151	377
	再審申 立事件	未記載	101	98	104	131	361

\*部分は、前年からの繰越分を含む。

全国の地方人民法院が結審した知的財産権に関する行政訴訟事件の既済件数は、2010年以降は年々増加しており、2015年度の全国地方人民法院の行政第一審及び第二審訴訟事件の既済件数はそれぞれ前年比123.57%増と9.96%増である。また、最高人民法院による既済件数も、2010年以降は年々増加し、2015年度は前年比150%増となっている。なお、渉外関連、及び香港・澳門・台湾に関わる事件数は依然として多く、2015年には、一審行政事件既済件数の45.10%を占めていた。

図 I - 8 : 渉外及び香港・マカオ・台湾に係わる各年度の知的財産権に関する行政一審事件の既済件数\*



\*部分は、前年からの繰越分を含む。

知的財産権に関する行政一審訴訟事件の中、渉外の既済件数は2010年以降はほぼ毎年増加していたが、2015年度は前年比125.64%増と大幅に増加した。また、香港・マカオ、台湾に係わる既済件数は、6年来、増加する時も、減少する時もあったが、2015年は前年比87.10%増となっている。

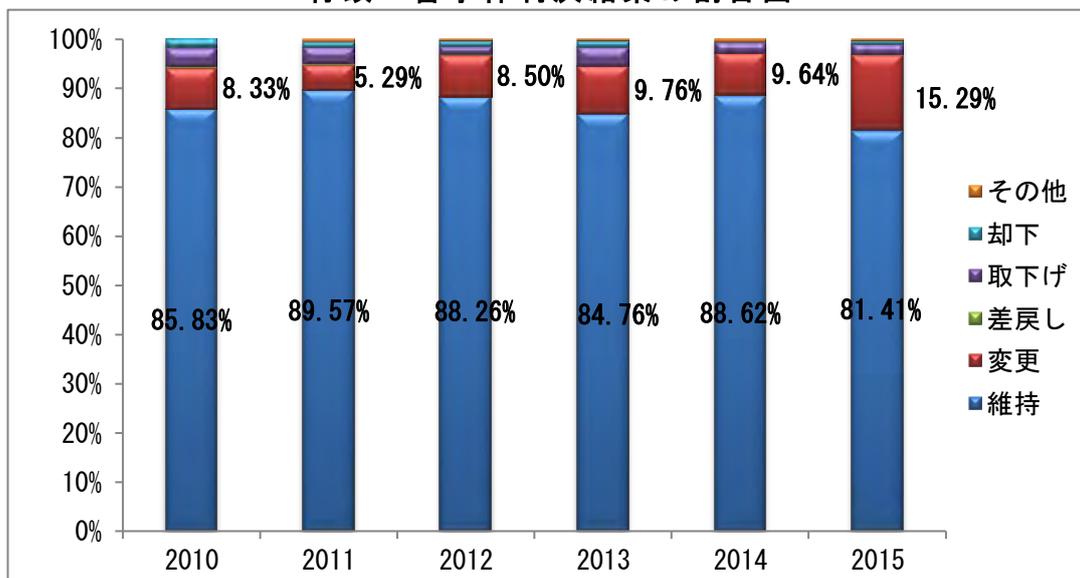
表 I - 8 各年度の全国地方人民法院による知的財産権

行政二審事件の判決結果

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
原判決維持	206	1,134	1,225	1,268	1,877	1,896
原判決変更	20	67	118	146	181	356
原審差戻し	1	3	3	0	2	3
取下げ	9	42	22	59	45	50
却下	4	14	15	18	2	16
その他	0	6	5	5	11	8

図 I - 9 : 各年度の全国地方人民法院による知的財産権

行政二審事件判決結果の割合図



2010年から6年以來、知的財産権に関する行政第二審訴訟事件は、事件数が増えたが、二審事件の各判決結果を見ると、依然として、第一審判決を維持する判決が最も多く、その割合もほぼ変わっていない。次に多いのは一審判決を変更する判決であるが、同判決結果の割合は2015に大幅に増加した。

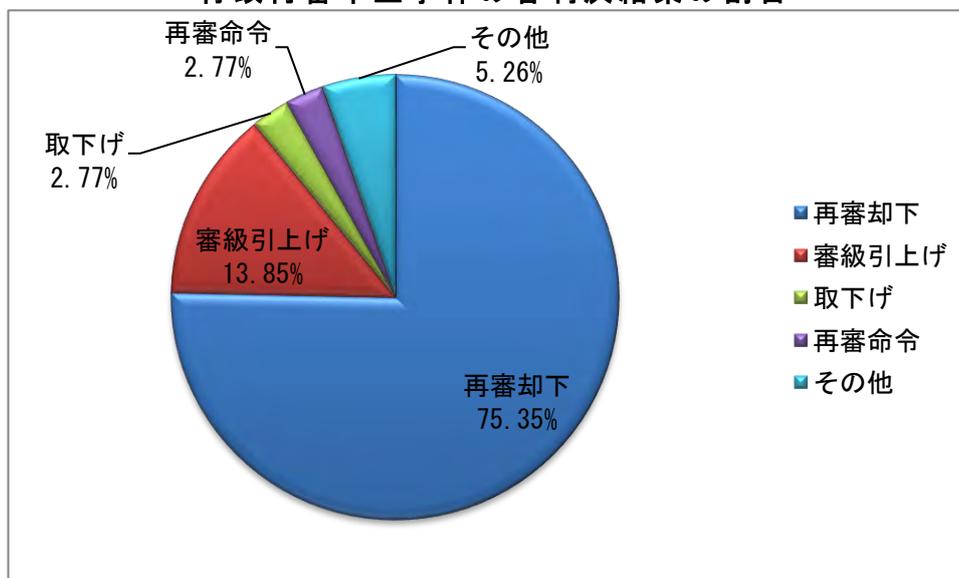
表 I - 9 各年度の最高人民法院による知的財産権

行政再審申立事件の判決結果

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
再審却下	未掲載	73	70	80	108	272
審級引上げ審理	未掲載	20	20	23	15	50
取下げ	未掲載	3	5	1	4	10
再審命令	未掲載	3	2	0	3	10
通知	未掲載	1	0	0	0	0
その他	未掲載	1	1	0	1	19

図 I - 10 : 2015 年度の最高人民法院による知的財産権

行政再審申立事件の各判決結果の割合



2010 年から 6 年以來、知的財産権に関する行政再審訴訟事件の中、再審申立事件は絶対多数を占めているが、再審申立事件の結果を見ると、例年、再審却下が最も多くなっている。

(4) 知的財産権刑事事件

表 I - 10 各年度の知的財産権に関する刑事一審事件の

新受件数(種類別)

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
知的財産権侵害 罪事件	1,294	3,134	7,840	5,021	5,242	4,913
偽造粗悪商品生 産販売罪事件	596	774	2,607	2,455	3,966	3,925
不法経営罪事件	2,078	1,747	2,587	1,686	1,697	1,923
その他の犯罪	24	52	70	169	183	214
合計	3,992	5,707	13,104	9,331	11,088	10,975

図 I - 11: 2015 年度知的財産権に関する刑事第一審訴訟事件の新受件数の種類別割合図

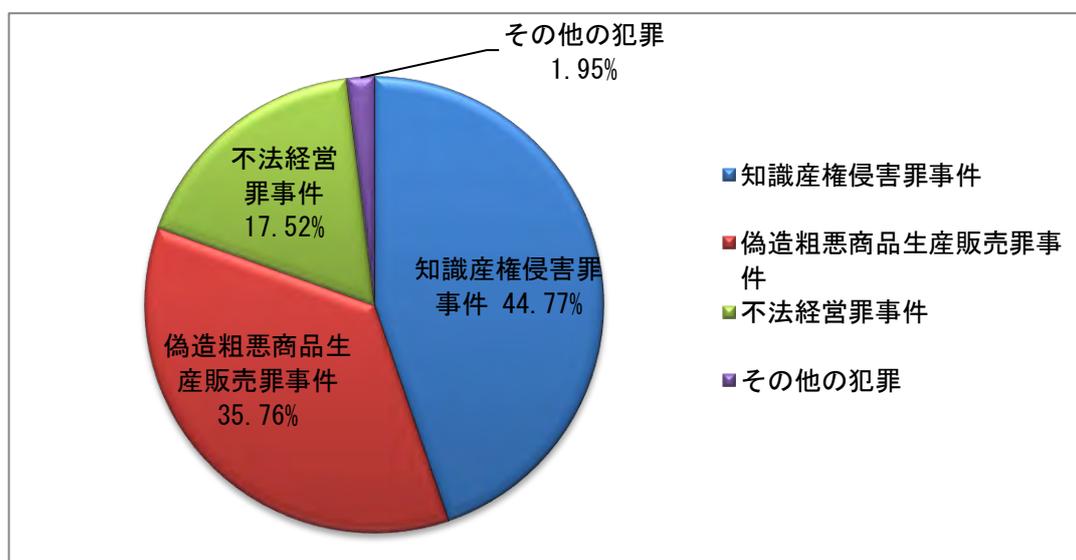


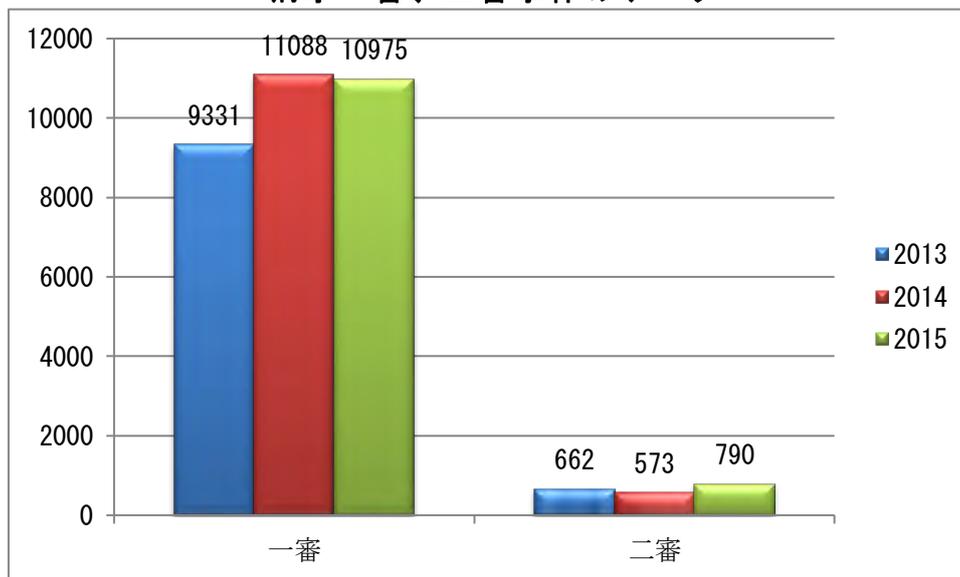
表 I - 11 各年度の知的財産権に関する刑事一審訴訟事件の既済件数(種類別)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
知的財産権侵害事件	1,254	2,967	7,684	4,957	5,103	4,856
偽粗悪品生産販売罪事件	609	750	2,504	2,390	3,856	3,965
不法経営罪事件	2,054	1,735	2,535	1,712	1,663	1,844
その他の犯罪事件	25	52	71	153	181	144
合計	3,942	5,504	12,794	9,212	10,803	10,809

表 I -12 各年度の知的財産権侵害事件に関する刑事一審訴訟事件の  
判決結果(罪名別)

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
登録商標冒用罪	585	1,060	2,012	1,546	2,031	2,133
登録商標冒用商 品販売罪	345	863	1,906	1,496	1,903	1,789
不法製造された 登録商標標章の 不法製造販売罪	182	370	615	350	397	358
専利詐称罪	2	1	63	1	1	1
著作権侵害罪	85	594	3,018	1,499	722	523
権利侵害複製品 販売罪	5	30	27	15	12	5
営業秘密侵害罪	50	49	43	50	37	47

図 I -12 : 全国の地方人民法院の知的財産権に関する  
刑事一審、二審事件のデータ



2010年から6年以來、全国の地方人民法院が受理した知的財産権に  
関する刑事一審訴訟事件で、知的財産権侵害罪事件と偽造粗悪商品生

産販売罪事件がそれぞれ 279.68%と 558.56%増加し、不法経営罪事件は 7.46%減少した。また、6 年以來、知的財産権に関する刑事一審訴訟事件の中で、知的財産権侵害罪事件が最も多く、その中でも商標権侵害の犯罪事件が一番多かった。そして、知的財産権に関する刑事事件においては、上訴された事件が僅かであった。

以上、上記各統計結果から見れば、中国において、知的財産権の司法保護状況は継続的に改善され、知的財産権裁判体制のレベルが引き上げられ、司法の知的財産権に対する保護の役割が著しく向上された。

### 3. 2010年以降6年分の同司法保護状況に記載された各種統計の推移分析

最高人民法院は毎年4月に前年度の知的財産権司法保護について白書を発表している。当該白書では、人民法院による知的財産権関連司法保護状況を回顧し総括しているが、その中には、知財訴訟に関する統計情報のほかに、司法保護の方針、裁判に関する改革・改善及び監督指導等についても述べている。そこで、白書は、既に中国知財司法保護現状と発展傾向を把握するための重要な資料となっているが、この6年間の白書の内容から見れば、中国における知的財産権司法保護状況の以下の傾向が読み取られる。

#### (1) 訴訟事件数の継続的な増加

全国地方人民法院が新規に受理する知的財産権にかかわる第一審訴訟事件はほぼ毎年増加しており、民事事件、刑事事件及び行政事件を合わせた2015年度の知的財産権にかかわる訴訟事件の新規受理件数は130,200件であり、前年比11.73%増である。数量の増加だけではなく、事件審理の難度もどんどん大きくなっているが、先端技術や、複雑な技術問題に係わる事件、及び、市場競争秩序に係わる独占事件などがますます増えており、且つ、ますます具体的な法律の適用問題に及ぶだけではなく、経済、社会と文化分野における価値判断と司法方針問題にも及んだ。

#### (2) 裁判の質と効率の向上

全国の各級人民法院は、知的財産権に対する司法保護の需要に応えるために、裁判の質と効率の向上するために、絶えずに努力してきた。2015年度の全国地方人民法院による知的財産権に係る第一審訴訟事件の既済事件数は123,059件であり、前年比11.68%増になっている。知的財産権にかかわる訴訟事件が増えるなか、各級人民法院は、裁判の質と効果を向上させ、事件の解決を実現するため、多元的な紛争解決の仕組みを構築し、対立の解消方式を絶えず刷新し、訴訟前及

び訴訟の各段階における調解業務及び対立紛争を複数の手段で共同解決することの強化に尽力した。特に、人民法院は調停を重視しているが、2015年に、知的財産権に係る民事第一審訴訟事件の調停による訴訟の取下げ率は63.12%で、民事第二審訴訟事件の調停による取下げ率は28.26%と、多くの知的財産権民事紛争が調解によって解決され、良好な社会的効果を上げている。

### **(3) 裁判監督指導の強化**

司法裁判の公正性と正確性を確保し、裁判基準の統一性を確保するため、最高人民法院の指導の下で、各地の高級人民法院は裁判監督指導職能を積極的に発揮し、かつ的を絞った一連の措置を講じた。特に、最高人民法院は、司法解釈と司法政策の制定に注力し、司法解釈による法律適用の統一機能が有効に発揮されるよう体制を整えている。それに、最高人民法院は、重大典型判例などの評価・公表を通じて、裁判指導を推進した。

### **(4) 司法公開の強化**

訴訟統計情報を公開するほか、現在、中国では、裁判文書のインターネット上の公開が要求されているが、2015年末までに154,532部の裁判文書が公開された。また、開廷審理の公開、オンライン放送などもますます多くなり、規範となっている。裁判公開の推進によって、裁判の影響力が向上されただけでなく、公開によって公正を促し、公開によって司法への信頼を高めた。

### **(5) 裁判体制改革の推進**

裁判体制改革の重要な一環としては、専門の知的財産権法院の設立であるが、2014年に、北京市、上海市及び広州市において、知的財産権法院が設立されて以来、2015年末までに当該3つの法院が受理した知的財産権にかかわる民事事件及び行政事件の総件数は15,772件であった。知的財産権法院の設立は、中国の知的財産権分野にとって一里塚的意義のある大事であるが、知的財産権関連裁判基準の統一、裁判

レベルの向上など、知的財産権司法保護の強化に重要な役割を果たしている。知的財産権法院の設立のほか、民事、行政、刑事の三審合一に関する改革も推進しているが、2015年の11月まで、全国で6個の高級人民法院、95個の中級人民法院、104個の基層人民法院で三審合一の改革を試行した。

#### **(6) 技術事実検証の仕組みの改善**

市場経済の成長と革新駆動型発展戦略の実施により、複雑な技術的問題に係わる事件は年々増加している。人民法院はよりこのような技術問題に対応できるため、専門的な技術事実の検証について、司法鑑定、専門家アシスタント、技術調査官などの技術検証制度を確立・改善し、技術検証の正確性を高めた。特に、知的財産権法院では技術調査官を初めて配置し、裁判官に協力して先端技術に関する事件を取り扱わせ、裁判官が判断するための技術に係る参考意見を提供させ、技術面の事実究明における科学性、専門性及び中立性を向上させた。

#### **(7) 知財裁判専門チーム構築の強化**

裁判官チームの正規化、専門化、職業化の構築を強化し、司法能力及び水準を向上させ、合理的な、規範的かつ秩序ある裁判権力の運用監督の仕組みを構築し、整備することが重視された。各人民法院の専門知財庭の設置と知的財産権法院の設立は、専門知財裁判官の育成、更に知財事件審理のレベル向上といった観点から重要な意義がある。

## Ⅱ. 判例研究

### 1. 最高人民法院「2015年中国法院十大知的財産権事例」(2016年4月22日)<sup>2</sup>

#### 2015年中国法院における10大知的財産権事件

##### 一、知的財産権民事事件

###### 1. ホンダ自動車の意匠専利権非侵害確認および損害賠償事件

石家莊双環自動車股份有限公司 vs 本田技研工業株式会社 専利権非侵害確認、損害賠償紛争上訴事件(最高人民法院(2014)民三終字第7号民事判決書)

###### 2. 「手持ちシャワーヘッド」意匠専利権侵害事件

高儀股份公司 vs 浙江健龍衛浴有限公司 意匠専利権侵害紛争再審事件(最高人民法院(2015)民提字第23号民事判決書)

###### 3. 電子商取引プラットフォームが専利権侵害の連帯責任を負う事件

威海嘉易烤生活家電有限公司 vs 永康市金仕徳工貿有限公司、浙江天猫ネットワーク有限公司 発明専利権侵害紛争上訴事件(浙江省高級人民法院(2015)浙知終字第186号民事判決書)

###### 4. 「星河湾」商標権侵害および不正競争事件

広州星河湾実業発展有限公司、広州宏富不動産有限公司 vs 江蘇煒賦集団建設開発有限公司 商標権侵害および不正競争紛争再審事件(最高人民法院(2013)民提字第102号民事判決書)

###### 5. 「啓航考研」先行使用による非侵害事件

北京中創東方教育科技有限公司 vs 北京市海淀区啓航受験教育学校、

---

<sup>2</sup>出所：2016年4月22日付け中華人民共和国最高人民法院ウェブサイトを基にJETRO北京事務所日本語仮訳を作成  
<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-19842.html>

北京市啓航世紀科技發展有限公司 商標權侵害紛争上訴事件(北京知的財産権法院(2015)京知民終字第 588 号民事判決書)

#### 6. 「ピカソ」商標使用許可契約事件

上海パブロ文化用品有限公司 vs 上海芸想文化用品有限公司、ピカソ国際企業股份有限公司 商標使用許可契約紛争上訴事件(上海市高級人民法院(2014)滬高民三(知)終字第 117 号民事判決書)

#### 7. 瓊瑤が于正を相手取って提訴した事件

陳喆 vs 余征等 著作権侵害紛争上訴事件(北京市高級人民法院(2015)高民(知)終字第 1039 号民事判決書)

#### 8. 「魔獸世界」ネットワークゲーム関連訴訟中禁止令事件

暴雪娛樂有限公司、上海網之易ネットワーク科技發展有限公司が成都七遊科技有限公司等を相手取って提訴した著作権侵害および不正競争紛争訴訟中禁止令事件(広州知的財産権法院(2015)粵知法著民初字第 2-1 号、(2015)粵知法商民初字第 2-1 号民事裁定書)

### 二、知的財産権行政事件

#### 9. 「Atorvastatin」発明専利権無効行政紛争事件

WARNER-LAMBERT COMPANY LLC vs 国家知識産権局専利復審委員会、北京嘉林薬業股份有限公司、張楚 発明専利権無効行政紛争再審事件(最高人民法院(2014)行提字第 8 号行政判決書)

### 三、知的財産権刑事事件

#### 10. 調味料登録商標詐称事件

被告の張盛、鄒麗による登録商標詐称犯罪、被告の王渭宝による不法製造された登録商標標識の販売犯罪事件(湖北省高級人民法院(2015)鄂知刑終字第 1 号刑事裁定書)

## (1) 十大案件の位置付け及び全体的特徴

2015年十大知識産権案件には、民事案件が8件、行政案件が1件、刑事案件が1件含まれている。うち、8件の民事案件はそれぞれ、ホンダ自動車の意匠専利権非侵害確認および損害賠償事件、「手持ちシャワーヘッド」意匠専利権侵害事件、電子商取引プラットフォームが専利権侵害の連帯責任を負う事件、「星河湾」商標権侵害及び不正競争事件、「啓航考研」先行使用による非侵害事件、「ピカソ」商標使用許可契約事件、瓊瑶が于正を相手取って提訴した事件、及び「魔獣世界」ネットワークゲーム関連訴訟中禁止令事件である。行政案件及び刑事案件はそれぞれ、「Atorvastatin」発明専利権無効行政紛争事件と調味料登録商標詐称事件である。

上記の十大知識産権事件はいずれも現在の中国での知識産権及び競争領域における、人民法院の難解、複雑案件に対する審理の思考回路や裁判方法を反映し、かつ、今後の司法実務に対して、普遍的な指導意義を有する法律適用問題を表している。そこから、2015年度の知識産権司法審判では、下記の新しい状況が現れていることがわかる。

(1) 専利と技術類案件の増長が速く、先進的・前衛的な技術に関する難解・複雑な案件も絶えず増加している。例えば、「Atorvastatin」発明専利権無効行政紛争事件において、化学領域の製品の発明明細書の十分な開示に対する判断に言及しており、典型的な法律適用であるだけでなく、技術問題が複雑であり、同時に当該専利権が巨大な経済的価値を含んでいるため、本件の審理は国内外の注目を集めた。

(2) 不正競争案件が著しく増加し、新興領域における不正競争案件及び知識産権侵害案件が比較的目立っている。例えば、「星河湾」商標権侵害及び不正競争事件において、本件が不動産売買等のサービス上の登録商標の保護や権利侵害を認定した後の責任負担問題に及ぶため、広く社会からの注目を集めた。最高人民法院の再審判決において、商標等の知識産権と物権等の財産権との間に抵触が生じた場合、当事者が使用停止の法的責任を負うか否かを判断するとき、善意保護原則及び公共利益を合わせて遵守すべきであると明確にしている。

(3) 知名企業ブランドの利益保護及び市場配分に関する商標紛争案件や著名映像文化作品に関する著作権紛争案件等も絶えず増加しており、極めて社会的な注目を浴びている。例えば、瓊瑶が于正を相手取って提訴した事件において、当事者の知名度もあり、社会から高く注目された。最高人民法院は、本件において、文学作品の「実質的な類似」に対する判断方法や判断基準について、十分に詳細説明しており、文学作品のストーリー選択、構成配置、ストーリー進行の設定等に対して、どのように「思想」や「表現」を画定するかについて、指導的意義を有している。

## (2) 十大案件の概要及びポイント解説

### 1) ホンダ自動車の意匠専利権非侵害確認および損害賠償事件(最高人民法院(2014)民三終字第7号民事判決書)

#### 事件の概要

本田技研工業株式会社(以下「本田技研」という)は2003年、石家荘双環汽車股份有限公司(以下「双環公司」という)が製造・販売している「LAIBAOS-RV」自動車が自社の自動車意匠権を侵害しているとして、警告書を発送した。双環公司是2003年10月16日、石家荘市中級人民法院に本田技研を被告として非侵害確認訴訟を提起し、すなわち、自社が製造・販売している「LAIBAOS-RV」自動車の意匠が本田技研の意匠権(以下「係争意匠権」という)を侵害していないことを法により確認することを請求した。その後、本田技研は、北京で意匠権侵害訴訟を提起したものの、当該起訴が遅れたので、石家荘市中級人民法院に移送され、非侵害確認訴訟と併合審理する旨の裁定が下された。

その後、双環公司是、国家知識産権局専利審判委員会(「以下「専利審判委員会」という)に係争意匠権の無効審判請求を提出した。専利審判委員会は、最終的に係争意匠に対して無効審決を下した。本田技研は、当該審決を不服として、行政訴訟を提起した。双環公司是、係争意匠権無効に係る行政裁定が一審、二審の行政訴訟を経て維持された後、本田技研が権利侵害警告書を連続して発送したことにより、双環公司的「LAIBAOS-RV」自動車の市場投入、発売が遅れ、かつ、製品の意匠及び金型をさらに改良したことで、自社に経済的損失がもたらされたとして、2008年4月26日に自社が提起した非侵害確認訴訟において、訴訟上の請求を追加し、人民法院に本田技研に対して自社の経済的損失及び弁護士費用、評価費用、訴訟費用などの計2,579万余元の賠償を支払うことを命じるよう請求した。

本田技研は、係争意匠権無効の行政判決を不服として、再審請求をしたが、最高人民法院は2010年11月26日、係争意匠権の効力について、当該行政裁定を取消す(2010)行提字第3号行政判決を言い渡した。係争

意匠権が回復を経て有効となった後、本田技研は、双環公司等に対して、侵害賠償金額を上げた上で、河北省高級人民法院に係争意匠権侵害訴訟を提起した。当該事件では、最高人民法院によって河北省高級人民法院を一審法院とする裁定が下され、かつ、石家莊市中級人民法院が審理していた非侵害確認訴訟も当該人民法院に移送され、意匠権侵害紛争事件と併合審理が行われた。

河北省高級人民法院は2013年1月16日、それぞれ立件し、審理を行った。双環公司是2013年4月1日、本田技研が警告書を発送したことで良くない世論が形成され、自社の経営権、名誉権が損なわれたという理由で、賠償金額を3億6,574万元にアップして請求した。河北省高級人民法院は、判決において、双環会社が製造・販売していた「LAIBAOS-RV」自動車は本田技研の係争意匠権を侵害していないと確認し、本田技研に対して双環会社の経済的損失5,000万元(合理的な費用を含む)の賠償を支払うことを命じると同時に、双環会社のその他の訴訟上の請求を棄却した。

双環公司与本田技研は、何れも一審判決を不服として、最高人民法院に上訴を提起した。最高人民法院は、判決において、双環会社が製造・販売していた「LAIBAOS-RV」自動車が本田技研の係争意匠権を侵害していないと確認し、改めて本田技研に対して経済的損失1,600万元の賠償金を支払うことを命じた。

### ポイント解説

警告書の認定における正確性について、権利者による権利保護方法が適切であるか否かと、被疑侵害行為が権利侵害に該当するか否かについては、それぞれ分けて論議すべきであり、権利保護方法が適切であるか否かについては、権利侵害の結論をもってその判断根拠としてはならない。権利侵害認定の専門性と複雑性により、権利者に対してその警告行為が権利侵害であると確定する程度をさほど高く要求すべきでなく、さもなければ、権利侵害警告制度の正常な運用を妨げることになるだけでなく、かかる制度の設立の初心にも背くことになる。権利者が権利侵害警告書を発送する行為が妥当で、過失がない場合、最終的に警告を受けた行為が権利侵害を構成しなかったとしても、権利濫用に該当せず、

競争者の損失を賠償する必要がない可能性もある。

警告書の発送対象について、製造者は、権利侵害の出所として、通常、権利者が権利侵害警告を出す主要な対象となり、権利者は通常、製造者に対して権利侵害行為を差止め、又は権利者との協議を経て許諾を得ることを望む。しかも、権利者が権利侵害警告書を発送する対象には、被疑侵害製品の販売者等が含まれる可能性もあり、製造者の取引相手として、往々にして別の属性を有し、権利者と被疑侵害者との間に競争関係が存在しているので、被疑侵害者の取引相手は、同時に権利者が争う対象顧客群でもある。販売者の場合、製品の技術的な詳細まで理解しているとは限らず、権利侵害に対する判断・認知能力も比較的弱く、存在し得る権利侵害リスクに直面すると、専利権者による権利行使の主張を受け入れてしまいがちである。したがって、販売者等に対する警告書の発送において、専利権者は、善意の注意義務を果たすべきであり、権利者が権利侵害警告書に基づいて合理的な判断ができ、かつ、それによりもたらされる営業リスクを担うことについて明確に提示すべきである。また、権利者もできる範囲内で、保護を求める専利権の権利範囲、被疑権利侵害に係る具体的な情報及びその他の権利侵害の認定と権利侵害行為の差止めに係る必要情報の詳細に公表すべきである。

警告書の具体的な内容について、確定された具体的な権利侵害事実を根拠にし、当該事実について十分な説明と論証を行うと同時に、権利者の身分、権利の有効性、権利の権利範囲及び警告されるべき行為が被疑侵害を構成することを判断するためのその他の必要情報についても同様に公表すべきである。その目的は、被疑侵害者に他人の権利を侵害した可能性がある事実を理解させ、権利侵害行為を自発的に差止めさせたり、権利者との間で積極的に協議を行い、紛争を解決させたりすることにある。したがって、警告書の発送という権利を正当に行行使する時、被疑侵害者に権利侵害に該当するか否かについて分からせるだけでなく、権利侵害に該当する理由についても明確に告知しなければならない。

## 2) 「手持ちシャワーヘッド」意匠専利権侵害事件(最高人民法院(2015)民提字第 23 号民事判決書)

### 事件の概要

2012年11月、グローエ社(Grohe AG)は、浙江健龍衛生有限公司(以下「健龍公司」という)の生産・販売・販売の申出をする麗雅シリーズ等のバスルーム製品が、自社の第200930193487.X号「ハンディーシャワーノズル」の意匠権(以下「本件意匠」という)を侵害しているとして、侵害訴訟を提起した。

浙江省台州市中級人民法院は、一審において、「グローエ社は、ノズルの散水面のデザインの特徴が本件意匠の創作の要点を侵害していると主張していたが、当該主張は専利権の登録書面の『簡単な説明』において具体化されておらず、本件意匠と被疑侵害意匠とは、ノズルの散水面における類似性は非常に高いが、ノズルヘッド部分周囲のデザインの特徴、取っ手のデザインの特徴などに相違があり、両者は類似しない。」と判示した。したがって、同人民法院は、グローエ社の訴訟上の請求を棄却する判決を言い渡した。

グローエ社は、当該判決を不服として、上訴を提起した。浙江省高級人民法院は、二審において、「レーストラック形状のノズル散水面は、本件意匠と先行意匠とのデザインの特徴を識別するための重点として考慮すべきで、被疑侵害意匠は、正にこれと類似性が高い散水面のデザインを採用している。被疑侵害意匠と本件意匠とは、シャワーノズルの全体的な輪郭、ノズルと取っ手の長さの分割比率等の点において非常に類似しており、両者は類似に当たる。」と判示した。したがって、健龍公司に対して権利侵害行為の差止め、権利侵害物品の在庫の廃棄、及びグローエ社に対する経済的損失10万元の賠償の支払いを命じる判決を言い渡した。

健龍公司は、当該判決を不服として、最高人民法院に再審を請求した。最高人民法院は、本事件の再審理することを裁定し、2015年8月11日、二審判決を取消し、一審判決を維持する再審判決を言い渡した。

### ポイント解説

意匠権が工業応用に適用すべきであることに鑑み、意匠権は、必然的に一定の機能性を有しなければならない。通常、創作者は、物品の意匠を創作する際、機能的要素と美学的要素を同時に考慮している。物品の機能を実現する前提において、社会の規律と法則を守りながら、物品の意匠に対する改良を行っている。すなわち、物品は、まずその機能を実現しなければならず、次に視覚上の美感を有しなければならない。具体的に1つの意匠のある特徴について、多くの状況下では機能性と装飾性を共に備えなければならない。

創造者は、特定の機能を実現できるさまざまなデザインの中から最も美感に富むと認めるデザインを選択し、特定の機能により唯一決定されるデザインは、数少ない特殊な状況下でしか存在しない。つまり、意匠の機能的なデザインの特徴には、①特定の機能を実現する唯一のデザイン、②特定の機能を実現するさまざまなデザインの1つであるものの、当該デザインは、実現しようとする特定の機能のみで決定付けられるもので、美学的要素とは無関係であるという2種類がある。「機能性の唯一の限定」基準は、中国の司法実務上、意匠における機能的なデザインの特徴が保護を受けられるか否かを判定するときの重要な根拠である。機能的なデザインの特徴に対する認定は、当該デザインが機能的又は技術的な要件の制限により選択の可能性を有するか否かにあるのではなく、意匠物品の一般消費者から見て、当該デザインが特定の機能のみで決定されるか否かにあるので、当該デザインが美感を有するか否かを考慮する必要がない。通常、機能的なデザインの特徴は、意匠の全体の視覚的效果に対して顕著な影響をもたらさない。機能性と装飾性を共に有しているデザインの特徴の全体の視覚的效果の影響に対しては、その装飾性の強さを考慮する必要があり、装飾性が強ければ強いほど、全体の視覚的效果に対する影響も大きくなり、反対に弱くなればなるほど、小さくなる。

「専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈」第11条では、「意匠の類否判断を行うとき、登録意匠、被疑侵害意匠のデザインの特徴に基づき、意匠全体の視覚的效果を以って総合的に判断をしなければならない。主に技術的な機能により

決まるデザインの特徴については考慮しないものとする。①他の部分に対して、物品の正常使用時に容易に直接観察できる部分、及び②登録意匠のその他のデザインの特徴に対して、公知意匠の特徴と区別できる登録意匠のその他のデザインの特徴は、通常、意匠全体の視覚的效果に対してより一層の影響を有する。」と規定している。

前述の司法解釈の規定は現在、司法実務上、意匠の類否判断における重要な規則である。したがって、中国における意匠の類否判断は現在、要部観察の原則ではなく、全体観察、総合判断の原則を採用しているものの、全体におけるデザインの特徴部分の類否判断にもたらす影響は大きいので、軽視するわけにはいかない。

本事件においては、公知意匠の特徴と区別できる部分が全体の視覚的效果に対して顕著な影響を有することについて再び強調し、さらに被疑侵害意匠に登録意匠と公知意匠とを区別できる全部のデザインの特徴が含まれない場合は、通常、被疑侵害意匠と登録意匠は、類似しないものと推定できるという内容も提出している。当該立場からみれば、本事件の判決では意匠の類似性の比較においてより厳しい要求が提出されている。しかし、かかる観点は、人々が懸念せざるを得ないところでもある。すなわち、被疑侵害者が他人の意匠を剽窃するとき、一箇所のデザインの特徴を回避することにより権利の権利範囲を免れることができるからである。したがって、被疑侵害者は、剽窃しても権利侵害とみなされない逃げ道を有することになり、権利者の合法的な権益を保護し、イノベーションの奨励に不利となる。

権利者にとって、自己の合法的な権益をより一層確実に保護するためには、1つの革新的なデザインが複数の公知意匠と区別できる特徴を含んでいるとき、関連意匠を出願したり、複数の意匠を出願したりすることにより、各デザインの特徴についての異なる権利によって保護することができる。

機能的なデザインの特徴については、本事件の内容に基づき、その認定基準が非常に厳しくなっていることが分かる。機能性の唯一性にしても、美感を考慮しないデザインにしても、実際には意匠においては非常に稀なことである。一定の機能を有することのみで機能性の設計を主張

する場合は、人民法院に認められる可能性は低いといえる。

### 3) 電子商取引プラットフォームが専利権侵害の連帯責任を負う事件 (浙江省高級人民法院(2015)浙知終字第186号民事判決書)

#### 事件の概要

2009年1月16日、威海嘉易烤生活家電有限公司(以下「嘉易烤社」という)及びその法定代表者である李璉熙は共同で国家知的財産権局に対して、「赤外線加熱調理装置」という名称の発明専利(専利番号: ZL200980000002.8)(以下「本件専利」という)を出願し、2014年11月5日に権利付与された。本件専利の専利請求の範囲は、「1. その上部中央に軸穴が、かつ片側には電源をコントロールするスイッチがあるブラケット、その上部に食べ物を盛り付けられる円盤状の容器とその下部中央に着脱可能な前記の軸穴に挿入できる突起が設けられている赤外線照射を受けると加熱される回転盤、前記ブラケットの片側に設置されているスタンド、前記スタンドの上端部に設置され、電源を入れることにより、前記回転盤に向かって赤外線を照射する赤外線照射部を含む赤外線過熱調理装置であって、前記ブラケットの上に内側から引出せる油取りトレイがあり、前記回転盤の突起上には軸方向の排油穴があることを特徴とする赤外線加熱調理装置。」と記載されていた。

2015年4月7日、嘉易烤社は、永康市金仕徳工貿有限公司(以下「金仕徳社」という)が、許諾なしにTモール等のECサイトで宣伝、販売した製品が本件専利を侵害しており、浙江天猫網絡有限公司(以下「天猫社」という)は嘉易烤社が提出した金仕徳社の侵害行為に対するクレームを受理したにもかかわらず、効果的な措置を講じなかったことで、金仕徳社と共同して権利侵害責任を負うべきことを理由に、浙江省金華市中級人民法院(以下「一審法院」という)に訴訟を提起し、以下のような訴訟請求を提出した。①金仕徳社が被疑侵害製品の販売行為を直ちに差止めること。②金仕徳社が被疑侵害製品の在庫を直ちに廃棄すること。③天猫社が金仕徳社のTモールにおけるすべての被疑侵害製品のリンクを削除すること。④両被告が連帯して嘉易烤社に対して、50万元の賠償金を支払うこと。⑤本件訴訟費用を両被告が負担すること。一審法院は、「金

仕徳社の製品は嘉易烤社の専利権を侵害した。嘉易烤社が提出したクレーム申立資料は天猫社の書式要求を満たしたが、天猫社は当該資料に対して審査不合格と判断し、合理的な審査義務を果たしておらず、損害の拡大を防止する必要な措置も講じていないので、損害の拡大部分について、金仕徳社と連帯責任を負うべきである。」と判示した。したがって、一審法院は、金仕徳社に対して、侵害製品の販売を差止め、嘉易烤社に経済的損失として15万元を支払い、天猫社に対してこのうち5万元に対して連帯責任を負うことを命じる判決を下した。天猫社はこれを不服として上訴した。浙江省高級人民法院(以下「二審法院」という)は審理を経て、「嘉易烤社のクレーム申立は『権利侵害責任法』に規定の『通知』の基本要件を満たしており、有効な通知である。また、天猫社がクレームを受理してから、遅滞なく必要な措置を講じなかったため、一審判決において、その損害拡大の部分について、連帯責任を負わせたことは妥当である。」と判示し、一審判決を維持した。

#### ポイント解説

インターネットひいてはモバイルインターネットが普及し、及び物流速度の絶え間ない上昇に伴い、ネットワーク販売はその便利性を武器に、伝統的な販売業と激しく競い合っている。著作権におけるインターネットサービスプロバイダと比較的似ていて、ネットワーク販売のプラットフォームも「情報保存空間」及び「検索リンクサービス」を提供している。しかし、情報ネットワーク伝達権の保護と専利権の保護ではその形式が根本的に異なるため、ネットワーク販売のプラットフォームにおいて、権利侵害製品の販売行為がある場合、「情報ネットワーク伝達保護条例」の規定を直接適用することができない。このような場合、専利権者は「権利侵害責任法」第36条第2項に基づいて、ネットワーク販売のプラットフォームに対して通知を発送し、当該通知を受け取った後、被疑侵害者の関連侵害行為を差止めるために、削除、遮断、及びリンク切断等の必要な措置を求めることができる。インターネットサービスプロバイダとして、ネットワーク販売のプラットフォーム提供者は通知の受領後、直ちに措置を講じる義務がある。

近年、企業の知的財産権保護意識が強化されるにつれて、「権利侵害責

任法」第 36 条第 2 項を用いて、ネットワーク販売のプラットフォームに権利侵害通知を提出することは、短時間、高効率のよく用いられる権利行使手段となっている。一部のネットワーク販売のプラットフォームは、知的財産権保護システムを構築し、権利者のクレームを受理し、被疑侵害製品の販売リンクに対して、処理を行っている。本事件における天猫社は、アリババグループ系列に属し、中国最大の企業ユーザーのために構築されたエンドユーザー向けのネットワーク販売のプラットフォームで、その運用しているタオバオ知的財産権保護システムは、中国国内において、真っ先に設立された知的財産権保護システムであると言える。長年の運用を経て、当該知的財産権保護システムは比較的整備されたプロセスや処理方法を形成し、実際に、同システムも「通知」と「反対通知」の体制を構築し、「通知」と「反対通知」の有効性に対して初步的な判断を行い、認めるか否かを決定している。しかし、本事件のような専利権侵害紛争事件について、T モールを含むタオバオネット知的財産権保護システムは非常に慎重な態度を取っている。なぜならば、専利権侵害の認定がかなり複雑であり、かつ、中国実用新案権や意匠権において実体審査がないという抜け穴を利用して、悪意の手段によって専利権の冒認出願をしたり、価値のない専利を出願したりして、侵害販売リンク削除の申立を提出することを通じて、競争相手にダメージを与えるという状況も客観的に存在するからである。権利者の専利権濫用の制限と専利権侵害行為の撲滅との間において均衡を図ることは、ネットワーク販売のプラットフォームが直面しなければならない重要な課題である。本事件のように、通常、タオバオネット知的財産権保護システムは専利権侵害紛争に対して、特に複雑な比較を通じて、専利権又は実用新案権に対する侵害の有無を確認する必要があるクレーム申立に対して、申立人が通知する際に、十分かつ詳細な構成要件の対比を提出することを求めており、その対比内容が十分であるか否かは、当該システムのスタッフの裁量に委ねられている。スタッフのレベルが不揃いで、往々にして、専利権侵害に対する判断能力があまり高くないため、専利権者のクレーム通知を認めるか否かについて、実際には大きな随意性がある。また、近年、当該システムのクレーム判断基準は、ますます厳しくなり、

専利権侵害紛争のみならず、商標権侵害紛争であっても、同一商標ではなく、類似商標になる場合には、処理されないことが多くなっている。

本事件において、二審法院は、天猫社がクレーム申立資料を受理した後の処理方法には一定の合理性があると認めたが、一方では、その内部が決定したクレーム規定は権利者の権利保護に対して法的拘束力を有せず、権利者は法律規定の枠組みにおいて、権利保護のための行為を行使するだけでよいことを明確にした。また、有効なクレーム申立資料を被申立人に転送して、被申立人に釈明するよう通知することは天猫社の講じるべき必要な措置の1つであることも明らかにした。専利権者が法律規定に基づいて、明確な権利侵害通知を提出した後に、ネットワーク販売のプラットフォームは当該通知の伝達を積極的に推し進め、専利権者の要求を明確に被疑侵害者に伝達し、かつ、反対通知を提出するよう伝えるべきである。さもなければ、専利権者の通知は何ら効果を持たないことになり、ネットワーク販売のプラットフォームにおける専利権侵害行為に対して打撃を与えることについて語ることはできない。現在、ネットワーク販売のプラットフォームにおける専利権侵害行為について、特定の法律規定又は司法解釈によって規制されていない。しかし、本事件の判決からも分かるように、実務において、裁判官はネットワーク販売のプラットフォームが「通知－反対通知」システムを採用して、迅速かつ効率的に専利権侵害紛争を解決することを認めている。また、人民法院は、「権利侵害責任法」第36条第2項が定める「必要な措置」は、削除、遮断及びリンクの切断に限られず、権利侵害の性質、権利侵害の具体的な状況及び技術的手段等に基づいて総合的に判断すべきであることを指摘しており、これはある程度、ネットワーク販売のプラットフォームの権利侵害通知の伝達義務を有することを認めていると言える。

したがって、専利権者にとって、専利権侵害行為の発見後、直ちに証拠保全をして、かつ侵害製品の販売リンクに対して権利侵害通知を発送することは、権利侵害行為の差止め又は権利侵害行為のさらなる拡大の防止に有利であることを意味している。また、権利者は「通知－反対通知」システムを利用して、通知を発送する際に、ネットワーク販売のプ

プラットフォームの権利侵害行為に対する認識を効果的に強化するために、以下の内容に注意することが必要である。

権利の有効性の確保。専利権の先行の善意取得だけでなく、権利が比較的強い安定性を有し、簡単に無効にされないことも含まれる。意匠権及び実用新案権は専利評価報告書の方法を通じて、安定性を確認できることも、一般的に選択できる手段の1つである。

権利侵害分析の客観性の確保。専利権は比較的複雑な知的財産権であり、技術内容に及ぶことが多く、権利侵害の認定の推し進めるために、専門家による被疑侵害製品又は技術に対する全面的かつ客観的な分析が必要である。

スムーズなやり取りの確保。「通知」の提出、「反対通知」の受取り、又は資料の審査過程にかかわらず、権利者はタイムリーにネットワーク販売のプラットフォームとやり取りをすることで、プロセス全体のスムーズな進行を確保するとともに、ネットワーク販売のプラットフォームに過失又は間違いがある状況において、権利者は直ちに検討の上、その他の適切な対策を講ずるべきである。

権利者が提出した権利侵害通知が基本要件を満たし、ネットワーク販売のプラットフォームが、さまざまな理由によって、必要な措置の実施義務の履行を依然として拒否する場合、履行拒否行為によって生じた損害拡大の部分について、権利者はネットワーク販売のプラットフォームに対して連帯責任を求めることができる。

#### 4)「星河湾」商標権侵害および不正競争事件(最高人民法院(2013)民提字第102号民事判決書)

##### 事件の概要

広州宏富不動産有限公司(以下「宏富社」という)は2001年4月16日、指定役務が第36類の「不動産賃貸、不動産管理」等である第1946396号商標(図1)、及び指定役務が第37類の「建築」等である第1948763号結合商標(図2)を出願した。前述の2つの商標(以下「本件商標」という)は、それぞれ2002年9月28日と2003年9月21日にその登録が許可され、その後、広州星河湾実業発展有限公司(以下「星河湾社」という)に

譲渡された。宏富社は、商標を譲渡された日から星河湾社の許諾を得て本件商標を使用しており、かつ、宏富社の名義で権利侵害訴訟を提起する権利を有していた。宏富社及びその関連企業は2001年から、広州、北京、上海等において、「星河湾」と名付けた不動産プロジェクトを相次いで開発しており、「星河湾」不動産プロジェクト及び星河湾社は、多くの栄誉を次々と獲得した。江蘇煒賦集團建設開發有限公司(以下「煒賦社」という)は2000年から、江蘇省南通市で「星湖花園」(2000年)、「星河湾花園」(2006年)等の複数の不動産プロジェクトを売り出しており、当該居住区の名称はいずれも南通市民政局より認可を得ている。

星河湾社と宏富社は、煒賦社の開発した不動産プロジェクトにおける「星河湾」という文字を使用していることが、自社の商標権を侵害し、かつ、不正競争に当たるとして、訴訟を提起した。江蘇省南通市中級人民法院(以下「一審法院」という)は、一審を経て、「煒賦社がその開発したマンションの名称として『星河湾花園』を使用したことは、需要者に当該マンションの出所に対する混同をもたらさず、商標権侵害には当たらない。煒賦社には主観的な他人信用や名声に無断で便乗しようとする「ただ乗り」の故意はなく、客観的にも需要者の誤認をもたらしておらず、不正競争にも当たらない。」と判示した。したがって、一審法院は、星河湾社と宏富社の訴訟上の請求を棄却する判決を言い渡した、星河湾社と宏富社は、一審判決を不服として、江蘇省高級人民法院(以下「二審法院」という)に上訴を提起した。

二審人民法院は、上訴を棄却し、一審判決を維持する判決を言い渡した。星河湾社と宏富社は、二審判決を不服として、最高人民法院に再審請求をした。

最高人民法院は、審理を経て、「煒賦社が商標『星河湾』に類似する標章『星河湾花園』をマンション名称として使用することは、関連公衆に容易に混同・誤認をもたらす、星河湾社と宏富社の関連商標権に対する侵害に当たる。」と判示した。したがって、一審、二審判決の取消し、煒賦社に対して、未販売のマンション及び今後の開発予定のマンションに「星河湾」に係る名称を使用してマンション名称としないこと、及び星河湾社と宏富社の経済的損失5万元を賠償金の支払いを命じる判決を下

した。

### ポイント解説

本事件は、不動産の販売等を含む役務区分における商標の保護問題に及んでいるものの、最高人民法院が公表した典型的な意義に対する説明からみれば、本事件が「10大判例」に選出されたのは、最高人民法院が再審判決において、商標権等の知的財産権と物権等の財産権とが衝突した場合、当事者に対して使用停止という法的責任を負うことを命じるか否かについて、善意者保護の制度に基づいて公共利益にも配慮しなければならないことを明らかにしたことによるものである。「侵害の差止め」の責任を免れる適用要件について、以下のとおり説明する。

#### (1) 権利状態を基礎にする場合

権利侵害の差止めに係る民事責任の負担を命じる場合は、権利の存在状態を必然的に考慮しなければならない。権利がすでに有効ではなく、権利侵害が成立する基礎がすでに存在しない場合は、権利侵害の差止めに対する請求は、認められない。例えば、専利権侵害訴訟において、判決が下される時、専利の有効期間はすでに満了となっている場合、有効期間内の権利侵害行為について、損害賠償等の責任を追究することはできても、権利侵害の差止めに対する訴訟上の請求は、通常認められない。

#### (2) 権利侵害が実際に停止している場合

2007年1月、当時の最高人民法院副長官であった曹建明裁判官は、「全国人民法院の知的財産権裁判業務座談会」でのスピーチで、「権利侵害者が起訴される前、又は訴訟中に、権利侵害行為をすでに行っていないことを証明できる証拠が有る場合、事実認定の中で釈明すればよく、主文において権利侵害の差止めについて、改めて判決を言い渡す必要はない。訴訟において、継続的に存在する特殊な権利侵害行為について、事件の具体的な状況に基づき、当事者間及び社会公衆の利益との合理的にバランスを保つべきであり、執行のコストと可能性を考慮の上、権利侵害の差止めに対する判決による執行結果が明らかに不合理であったり、公共利益を損なったりする場合は、権利侵害者の賠償責任を重くすることはできるものの、関連販売・使用行為の差止めに対する判決を言い渡す必要はない。」と法により権利侵害の差止めに係る民事責任を適切に

適用すべきであると言及した。

前述のスピーチ内容の前半部分について、権利侵害者が起訴される前、又は訴訟中に、権利侵害行為をすでに停止していることを証明できる証拠が、そのポイントになっている。しかしながら、現在、司法実務上、権利侵害の差止めに対する判決を言い渡さない状況がある。すなわち、権利者が、被疑侵害者の権利侵害行為に対して、すでに行政機関による取締りを請求し、かつ、行政機関が被疑侵害者の権利侵害行為をすでに差止めた場合である。当該状況において、権利者が権利侵害行為が依然として継続していることを証明するためのさらなる証拠を提出していない場合、人民法院が損害賠償問題についてのみ、判決を言い渡す可能性はある。

### (3) 社会の公共利益に対する考慮

前述のスピーチの後半部分について、「最高人民法院による現在の経済情勢下における知的財産裁判の大局支持に係わる若干の問題に関する意見」法発(2009)23号第15条において、「関連行為の差止めにより当事者間の重大な利益に不均衡をもたらしたり、社会の公共利益に背いたり、実際に執行できなかつたりする場合は、事件の具体的な状況に基づいて、利益を考慮して、行為の差止めを命じることをせず、より十分な賠償又は経済的補償等の代替性のある措置を採用することにより、紛争を解決することができる。権利者が長期間にわたって権利侵害を放任し、権利保護を怠っていたにもかかわらず、侵害の差止めを請求した場合、関連行為の差止めを命じることにより、当事者間に大きな利益の不均衡をもたらすおそれがあるので、行為の差止めを命じないことを慎重に考慮できるが、法により合理的な賠償を与えることには影響をもたらさない」と一層明確に規定している。

社会の公共利益に対する考慮を基にし、権利侵害の差止めの責任を適用しない状況について、富士化水事件<sup>3</sup>は典型的なケースである。当該事件において、係争専利は「脱硫方法及び設備」であり、被疑侵害品は、「発電所の発電ユニットに装着する脱硫装置」であった。一審法院である福建省高級人民法院は、一審判決において、「火力発電所に排煙脱硫施

<sup>3</sup> 一審事件番号(2001)閩知初字第4号、二審事件番号(2008)民三終字第8号

設設備を配置しているので、環境保護という基本的な国策と国家産業政策に合致し、かつ、発電所の給電状況は、地方経済と民生に影響を及ぼしている。権利者の利益及び社会の公共利益のバランスを保つために、原告晶源公司是、被告華陽公司に対して権利侵害の差止めを求める訴訟上の請求を出したものの、人民法院の支持を得られなかったが、被告華陽公司是、原告晶源公司に対して本事件の専利権期限の満了までに、相応する使用料を支払うべきである。」と明確に指摘した。最高人民法院も、二審判決において当該観点を認めた。

ここで特に説明したいことは、前述の指導意見においても、当事者の利益のバランスを保つことに言及されていたものの、今年4月1日から施行された「専利権侵害紛争事件審理における法律適用の若干の問題に関する解釈(2)」(以下「解釈2」という)第26条では、「通常、権利侵害者が権利侵害をした場合、権利侵害の差止めに係る法的責任を負うべきであるが、権利侵害者が被疑侵害行為を差止めることにより国家利益、公共利益を損なう場合、人民法院は、被疑侵害行為の差止めを命じる判決を下さず、合理的な費用の支払いを命じる判決を下すことができる」と規定している。

したがって、解釈2においては、負うべき権利侵害責任を免れる規定の適用について、最高人民法院は、一層慎重に、国家利益と公共利益に対して損害をもたらす時のみに限られていることを明らかにしている。当事者間の利益のバランスについては考慮範囲に入れていない。

#### (4) 権利衝突時のバランスについて

前述の状況だけでなく、登録商標と他人の著作権、企業名称権等の先行財産権との衝突が生じた場合、「商標法」の規定違反に該当し、商標登録日から5年以内に、商標審判委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。しかし、現実には、多くの先行権利者は、その機会を逸してしまい、登録商標の取消しは困難となる。取消しが不可能である場合、その使用行為は登録商標に対する合法的な使用に該当し、かつ、禁止することができなくなる。

したがって、最高人民法院は、先行権利者と登録商標権者の利益とのバランスを考慮した上、下記方針を採用した。他人の著作権、企業名称

権等の先行財産権と衝突する登録商標について、「商標法」に規定する無効宣告期限を超えたことにより、取消することができない場合、先行権利者は、訴訟時効期間内に相手側に対して、権利侵害に係る民事訴訟を依然として提起することができるものの、人民法院は使用差止めという登録商標の民事責任を負うことを命じる判決を再度言い渡すことはない。

本事件の状況は、前述の状況とは全く異なっているものの、同様に権利衝突時の状況ではある。最高人民法院は、商標権等の知的財産権と物権等の財産権とが衝突した場合、当事者に対して使用差止めに係る法的責任を負うことを命じるべきか否かについて、善意者保護の制度を遵守し、かつ、公共利益にも配慮しなければならないことを打ち出している。

本事件は、商標権紛争で、前述の専利権侵害事件のタイプとは異なっているが、権利行使にて社会の公共利益を損なってはならないということは、中国の「民法通則」において確立させた基本原則で、商標分野にも適用することができる。本事件において、被疑侵害者に権利侵害の悪意がなく、かつ、マンション名称の変更が不動産情報の変更、戸籍や身分証明書における住所の変更等の一連の状況変化が生じることに鑑み、商標権者の権利を単に保護するために、「侵害の差止め」を命じた場合、当該マンション住民の生産生活にも必然的に影響をもたらし、不必要な社会コストを上昇させることになる。しかも、煒賦社に対して、未販売のマンションと将来的に開発しようとするマンションに「星河湾」という名称を使用してはならないことを命じることは、権利侵害の再発生を未然に防ぐための法的効果の実現にも十分であり、それにより合法的な範囲内で商標権者の利益を保護することができる。

#### 5) 「啓航考研」先行使用による非侵害事件(北京知的財産権法院(2015)京知民終字第 588 号民事判決書)

##### 事件の概要

北京市海淀区啓航考試培訓学校(以下「啓航考試学校」という)は1998年に成立し、北京啓航世紀科技發展有限公司(以下「啓航社」という)は2003年に成立したのである。1998年から2001年までの間、啓航考試学

校は各種の大学院受験参考書を編纂し、出版した。2000年3月16日から2001年4月26日までに出版した十数回の「中国青年報」においても「北京啓航考試学校」の名義で発表した大学院受験予備校生の募集要項等があった。

貴陽市雲岩区啓航英語培訓学校(以下「貴陽啓航学校」という)は2001年10月18日に第41類学校(教育)等のサービスに第1985953号「啓航学校 Qihang School」登録商標(以下「係争商標」という、図1)を出願し、更新を経て、登録商標専用権は2003年4月7日から2023年4月6日までである。2013年、貴陽啓航学校は当該商標を北京中創東方教育科技有限公司(以下「中創社」という)に独占使用を許諾した。

啓航考試学校は2008年12月17日に第41類において「啓航及び図」商標を登録出願し、商標局は2010年10月12日に啓航考試学校に対して「商標部分拒絶通知書」を送付し、初歩的審査において、当該商標の「娯楽、ビデオテープ製作」における使用に関する登録出願を公告し、当該商標と上海徐匯区啓航進修学校が類似サービス項目で登録した第3033707号「啓航」商標が類似していることを理由に、当該商標の「学校(教育)、教育」等における使用に関する登録出願を拒絶した。当該商標と貴陽啓航学校が類似サービス項目で初歩的に審査・公告された第1985953号啓航商標(すなわち、係争商標)が類似している。

2014年、中創社は、啓航考試学校と啓航社が共同運営している啓航世紀ウェブサイト、配布している宣伝資料、名刺、教材、及び対外的な加盟行為における係争商標と類似する「啓航及び図」(図2)、「啓航考研」等の標識の使用が、自身が有している係争商標の専用権を侵害することを理由に、北京市海淀区人民法院(以下「一審法院」という)に訴訟を提起し、侵害停止及び300万元の損失賠償を求めた。啓航考試学校及び啓航社は先使用権の抗弁を主張し、自身が使用している「啓航及び図」、「啓航考研」等の標識は、先行登録した極めて高い知名度を有する企業名称と商号の使用であり、中創社が有している商標権を侵害していないと考えた。

一審法院は審理を経て、啓航考試学校は「啓航考研」に対して先使用権を有し、その他「啓航」文字及び図の標識、「啓航教育」、「啓航」等を

含む行為は商標権侵害に該当すると判断し、両被告が経営活動における「啓航考研」の商標的使用について、適切な区別標識を追加し、その他の「啓航」文字の商標的使用行為を停止し、かつ原告に対して、経済損失 5 万元及び公証費用 15,000 元を支払うよう命じ、原告中創社のその他の訴訟請求を破棄した。

中創社は一審判決を不服として、上訴を提起した。北京知的財産権人民法院(以下「二審法院」という)は、啓航考試学校が「啓航」含む標識の使用行為はいずれも商標法第 59 条第 3 項の適用要件に該当し、登録商標専用権に対する侵害に該当しないと判断した。しかし、啓航考試学校が上訴を提出していないことに鑑み、一審の誤りを処理せずに、上訴棄却と判決を下した。

### ポイント解説

2013 年、改正「商標法」第 59 条第 3 項において、商標の先使用に関する概念が言及された。当該条文は「商標権者がその登録商標を出願する前に、他人が同一又は類似の商品について商標権者より先に登録商標と同一又は類似の商標を使用し、かつある程度の影響を有するようになった場合、登録商標の商標権者は、当該使用人の元の使用範囲における当該商標の使用を禁止する権利を有しない。ただし、区別要素の追加を適宜に要求することができる」と規定している。

当該条文は第三回「商標法」改正の際に、新たに導入された条文規定であり、それまで、専利法条に先使用権の抗弁があったものの、商標法制度においては商標の先使用に対する先使用権抗弁による保護がなかった。中国の商標保護制度について、原則は登録であり、未登録であるものの、すでに使用されて一定の知名度を有する商標に対しては、他人が後で登録出願をした場合、改正前「商標法」第 31 条の規定に基づいて、異議申立又は無効を主張するしかなく、権利行使される際に先使用権を主張できなかった。しかし、日本等の外国では、いずれも商標の先使用権制度を設け、商標の先使用権者の権利とすでに形成されている市場秩序を補充的に保護している。

中国は商標の先取り登録現象が極めて深刻な国家として、商標の異議申立と無効手続に頼るだけでは十分に商標の先使用権者の利益を保護

できないため、第三回商標法改正の際に、新たに先使用権に関する規定を導入した。「商標の先使用」は商標登録原則の例外的状況の一つであり、その設立目的は、実際に先使用したことで区別作用が生じ、市場において一定の影響を有するものの未登録である商標を保護し、後の登録者と先使用者との間の利益衝突を図り、公平的な競争のある市場秩序を保護するためである。同時に、商標の先使用権は、権利侵害抗弁の一つとして存在しているに過ぎず、その意義は後の登録である商標権に対抗して、先使用者が従来の使用範囲内で継続して当該商標を使用させることである。

しかし、商標の先使用権制度は成立して間もなく、明文の法律規定があるものの、具体的な適用要件に関して詳細な解釈が存在しない。本件はまさにこのような背景下で現れた事件であるため、本件の二審法院は二審判決において、本件の具体的な事実のほかに、商標の先使用権の制度価値及びその具体的な適用要件についてだけでも2,000字に渡って詳細に解説を行った。さらに本件が最高人民法院によって2015年度の十大事件に選出されたことから、最高人民法院が本件二審法院の判決における適用要件等の内容を容認したことを明らかにした。したがって、本件二審判決は、今後の商標の先使用権に関する審理実務に対して、一定の指導的意義を有し、企業が真剣に研究するにも値する。

訴訟において、証拠がすべてである。したがって、証拠をもって、先使用行為の「存在」を証明することは抗弁成立にとっての最重要項目である。被疑侵害者が先使用の立証責任を負うことに鑑み、先使用者は何らかの原因により先使用している標識の登録出願に成功せず、いったん訴えられた場合、往々にして時期が古く、証拠保存を怠ることにより、自身が不利な状況に陥ることがある。これに対して、先使用者は積極的に証拠収集と保全を行うべきである。証拠収集の過程において、下記のことについて留意する必要がある。

まず、注目すべきことは時間である。先使用者が権利行使されたときに、先使用抗弁を主張したいならば、証拠をもって、先使用行為が遅くとも登録商標の出願日より前であり、同時にできれば商標登録者の商標の使用日より前であったこと証明すべきである。

次に、先使用抗弁において、「一定の影響」の要件があるため、先使用行為の継続期間との関連は比較的密接である。連続かつ安定した使用証拠は、一般的に当該標識がすでに区別効果を有していることを証明できる。

留意しなければならないこととして、中国の司法実務において、証拠の形式的要件に対して非常に注目しており、中国が信用危機の社会であることに鑑みれば、証拠偽造の事件もよく起こるため、証拠の真実性に対する人民法院の要求も極めて高い。偽造の可能性が存在し、相手方も認めない場合、当該証拠は基本的に採用されない。したがって、上述の先使用の時間と影響力について、会社の販売記録、宣伝資料、サンプル等のような会社内部の保存資料だけをもって証明する場合、一定の難しさが存在する。第三者の捺印がある領収書や契約書等のような真実性が否定されにくい第三者の資料証拠はより証明力を有する。このほかに、図書館調査を活用し、定期刊行物、雑誌、公開出版物等の証拠を探すことも有効的な選択である。

さらに、先使用抗弁の本質的な保護は善意の先使用にある。実際に抗弁を適用する際に、先使用標識と係争商標の同一に関する判断はすでに確立され、同一又は類似の商品又はサービスの経営者として、自身の先使用行為が善意であることを証明する必要がある、すなわち、最初の使用時には商標登録者の登録出願の商標やその具体的な使用状況を知らないということである。このような消極的な事実は証明しにくいいため、先使用者は相手方の商標に対して知名度調査を行うことができ、商標権者に対して、同時に先使用の証拠を提出するよう求めることができる。係争商標の知名度が低く、使用地域が限られ、又は実際に使用していない場合は、先行権利者の抗弁主張に有利である。これに対し、先使用者は、設計と関係商標の使用に関する趣旨と商標の由来を立証して説明できる。

#### 6) 「ピカソ」商標使用許可契約事件(上海市高級人民法院(2014)滬高民三(知)終字第117号民事判決書)

##### 事件の概要

畢加索國際企業股份有限公司(以下「畢加索社」という)は、「」  
図形商標(以下「係争商標」という)の商標権者である。2008年9月8日、  
畢加索社は、上海帕弗洛文化用品有限公司(以下「帕弗洛社」という)に  
対し、中国大陸地区における筆記用具類別上の係争商標の独占使用を許  
諾したが、その期限は2008年9月10日～2013年12月31日であった。  
2009年3月12日、当該商標の使用許諾契約の届出は、国家工商総局商  
標局の許可を取得した。2010年2月11日、畢加索社と帕弗洛社は、商  
標の使用許諾期限について原契約を基にして10年間延長することを約  
定した。2012年1月1日、畢加索社と帕弗洛社は、双方間の係争商標の  
使用許諾届出を終止することを約定したものの、当該商標のその他の約  
定に対しては影響を与えないものとした。2012年2月16日、畢加索社  
と上海芸想文化用品有限公司(以下「芸想社」という)とは、「商標使用許  
諾契約書」(以下「係争契約」という)を締結し、芸想社が2012年1月15  
日～2017年8月31日までの期間において独占的に係争商標を使用する  
ことを約定した。帕弗洛社は、畢加索社と芸想社との間の行為が「契約  
法」に規定する「悪意で気脈を通じ合って第三者の合法的利益を損害し」、  
かつ、「法律、行政法規における強制性の規定に反する」と主張し、人民  
法院に訴訟を提起し、畢加索社と芸想社との間で締結した「商標許諾使  
用契約」が無効であり、両者が共同で帕弗洛社の経済損失100万元を賠  
償することを命じるよう請求した。上海市第一中級人民法院は、係争商  
標の使用許諾契約は双方当事者の真実な意思表示に該当し、その目的は  
係争商標の独占許諾使用権を取得するためであり、帕弗洛社の合法的利  
益を損害した主観的な悪意があると認定するのが難しく、「商標法」司法  
解釈第3条第1号の内容は、「商標法」に規定する商標使用許諾方法の  
定義に該当し、強制性の法律規範に該当せず、係争契約の締結は法律・  
行政法規の強制性の規定に違反しないと判定した。したがって、帕弗洛  
社の全部の訴訟上の請求を棄却する判決を言い渡した。帕弗洛社、芸想  
社は、何れも不服として上訴を提起した。上海市高級人民法院は、畢加  
索社と芸想社との間で係争商標の使用許諾契約を締結したとき、何れも  
帕弗洛社と畢加索社との間にすでに係争商標の独占使用許諾関係が存  
在することを知得していたので、芸想社は後で許諾された善意の第三者

には該当しないものの、芸想社に帕弗洛社に加害しようとした主観的悪意があることを証明できる十分な証拠がなく、畢加索社と芸想社との間に気脈を通じ合った行為が存在することを証明できる証拠もないので、かかる契約行為を悪意で気脈を通じ合っ第三者の利益を損なった行為として認定することができないと判定した。しかし、芸想社が善意の第三者に該当せず、帕弗洛社が係争商標に対して享有する独占許諾使用権は、以降の係争商標の使用許諾契約関係に対して対抗できるので、畢加索社は、事実上、係争商標の使用許諾契約の義務を履行しておらず、芸想社も当該係争契約に基づいて係争商標の使用権を得ることができない。してがって、人民法院は、上訴を棄却し、原判決を維持する判決を言い渡した。

### ポイント解説

本事件の二審判決において、人民法院は、「契約法」に規定する「悪意で気脈を通じ合っ第三者の合法的利益を損害した」場合を構成する場合、被告に主観的に加害した故意があることを証明するだけではなく、客観的に結託し、気脈を通じた行為があることも証明しなければならないと判定した。本事件において、以降の商標の独占使用許諾契約は、以降で締結されたことにより無効契約として認定されるわけには行かない。しかし、先行商標の独占許諾使用権は、非善意の第三者が以降で締結した商標使用許諾契約に対抗することができる。本事件の二審法院は、その判決において、商標許諾取引の市場規則を明確にするための指導性の意義を有し、本事件の判決結果も全国各地における数十件の関連事件の審理のために、その基礎を確定し、類似事件の取扱に対して比較的高い参考価値を有する。

本事件は、主に次のような争点に及んでいる。①本事件の係争契約は、悪意で気脈を通じ合っ第三者の合法的利益を損害した無効事由が有するか否か。②芸想社は、自社と畢加索社との間で締結した係争契約により係争商標の使用権を取得することができるか否か。また、本事件が及んでいる法律問題には、「契約法」に規定する「悪意で気脈を通じ合っ第三者の合法的利益を損害した」情状の適用要件、非善意の第三者が以降で締結した商標使用許諾契約の効力問題及び先行契約との関係を

含んでいる。

契約の締結では、当事者の意思自治を尊重すると同時に、信義誠実の原則を守らなければならない。「契約法」第523条第2号に規定する「悪意で気脈を通じ合い、国家、団体又は第三者の利益を損なう」情状とは、契約当事者が不法的に結託し、私利を貪るために、共同で締結した国家、団体又は第三者の利益を損なう契約のことを指す。仮に当事者が当該条項に基づいて契約の無効を主張する場合、悪意で気脈を通じ合う構成要件からみれば、主観的に加害の故意があることを証明するだけでなく、客観的に気脈を通じ合った行為があることも証明しなければならない。商業競争において、事業者は、有効な権利許諾を取得するために、在明知係争権利について、すでに許諾を設定した状況下で、依然として積極的に権利者と連絡を取り、かつ、契約を締結した行為には、その妥当性が欠如していたものの、それは事業目的のためであり、かつ、双方当事者の意思表示も一致していたので、必然的に締結された契約の無効をもたらすわけにも行かない。常に見られる類似の情状は、正に「一物二売」であるが、それにより体现される法理も一致している。したがって、非善意の第三者が以降で締結した商標使用許諾契約は、必然的に無効になるわけではなく、主観的に加害の故意と客観的な気脈を通じ合った行為が存在するか否かを考慮しなければならない。

しかし、非善意の第三者が以降で締結した商標使用許諾契約が無効契約に該当しない可能性はあるものの、同一契約の目的物に及んでいると同時に、契約当事者が善意を具有しない状況下で、「民法」及び「契約法」の規定に基づき、他人が先行締結した契約は、以降に締結された契約に対抗することができる。例えば、先行契約の当事者が係争商標について取得した独占許諾使用権がずっと存続している場合、商標権者は、すでに係争商標の使用権に対する処分を行なうことができない。しかも、自己と以降契約の被許諾人との間で締結した商標使用許諾契約の義務を履行することもできず、以降契約の被許諾人も当該契約に基づいて係争商標の使用権を取得することができない。かかる場合、以降契約の被許諾人は、契約の約定に基づき、商標権者が契約を履行できないという違約責任を追究することができる。

本事件では商標使用許諾契約届出の効力問題についても明確にしている。関連規定に基づき、許諾契約の届出は契約自体の効力に影響を与えない。したがって、届出の取下げ又は終止も当然に契約の解除又は失効を表明するわけではない。

#### 7) 瓊瑤が于正を相手取って提訴した事件(北京市高級人民法院(2015)高民(知)終字第1039号民事判決書)

##### 事件の概要

陳喆の筆名は瓊瑤である。瓊瑤が1992年10月に創作・完成した脚本「梅花烙」は、かつて紙質方法で公開・発表されてことがなかった。怡人伝達有限公司(以下「怡人社」という)は、脚本「梅花烙」に基づき、テレビドラマ「梅花烙」を撮影・完成したが、計21回であった。また、1993年10月13日付で台湾地区で初めてテレビ放送し、かつ、1994年4月13日から中国大陸地区(湖南テレビ第一局)で初めてテレビ放送したが、テレビドラマの内容と脚本は高度に一致していた。小説「梅花烙」は、脚本「梅花烙」に基づいて改編したものであり、1993年6月30日に創作・完成され、1993年9月15日から台湾地区で公開・発行し、同年から中国大陸地区で公開・発表したが、その主な筋立ては、脚本「梅花烙」と基本的に一致していた。小説「梅花烙」の著作者の署名は陳喆になっていた。余征は、脚本「宮鎖連城」(「鳳還巢之連城」ともいう)に明記された著作権者であり、その脚本は計20回であったが、脚本の創作完成期日は2012年7月17日であり、初の発表期日は2014年4月8日であった。テレビドラマ「宮鎖連城」は、脚本「宮鎖連城」に基づいて撮影したものである。テレビドラマ「宮鎖連城」の完成品は、計2バージョンに分けられており、インターネットで伝達された未削除版は計44回であり、テレビ放送版は計63回であったが、テレビ放送版は2014年4月8日から湖南衛星テレビで放送された。脚本「宮鎖連城」は、脚本「梅花烙」に比べ、その人物関係がより複雑であり、ストーリーの手掛かりもより多かった。陳喆が主張した侵害内容は、主に脚本「宮鎖連城」の前半部分に集中されていた。北京市第三中等人民法院は、認定余征等が、著作物に対して陳喆が享有する翻案権及び興行権を侵害してい

ると判定し、テレビドラマ「宮鎖連城」の各制作者に対し、直ちに当該テレビドラマの複製、発行と伝達行為を停止し、脚本者余征に対し、SINA サイト、SOHU サイト、楽視サイト、鳳凰サイトの顕著な位置に謝罪声明を掲載し、陳喆に対し、公開的に謝罪し、影響を解消し、余征及び各制作者が連帯して陳喆の経済損失及び訴訟上の合理的支出計 500 万元を賠償することを命じる判決を言い渡した。北京市高級人民法院は、一審判決を維持する判決を言い渡した。

### ポイント解説

本事件に対する社会的な注目は非常に高く、社会にもたらす影響も相当大きかった。本事件の判決において、人民法院は、文学作品の「実質性の類似」に対する判断方法と判断基準について十分な充分解釈を行ない、文学作品の中の筋立ての選択、構造の配置、筋立ての推進設計等について「構想」と「表現」を如何に区別するかに対して指導者の意義を有する。本事件の裁判結果は、著作権の原作に対する激励、原作の保護に対する立法方針をあらわに示し、知的財産権の保護力を拡大するための司法政策を体现し、文化産業、特に映画・テレビ業界の発展に対して指導的な役割を具有する。

本事件において、その核心問題は、如何に文学作品において「著作権法」の保護を受ける「表現」部分を確認するかにある。人民法院は、著作権の客体は著作物であるものの、著作物の中の何れかの要素が皆「著作権法」の保護を受けるわけではなく、「構想」と「表現」の二項対立は、著作物において、保護を受ける要素と保護を受けない要素を区別するための基本原則であり、その内包は、「著作権法」で保護するのは「構想の表現」であり、構想自体を保護するのではないと判定した。仮に被疑侵害著作物と権利者の著作物が実質的に類似する場合は、実質的な類似を構成することにより表現されるべきである。「表現」は、文字、色彩、線條等の符号による最終的な形式だけではなく、著作物の内容が著作者の構想、情感に対する表現に用いられるとき、その内容も「著作権法」の保護を受ける表現に該当するものの、創造、素材又は公有分野の情報、創作形式、必要シーンと唯一又は有限性の表現は、「著作権法」の保護範囲から排除される。

通常、文学作品における構想と表現限界の区分は比較的複雑なものであり、文字性の「表現」として表現されるだけではなく、文字により述べられるストーリーの内容も含んでいるものの、その筋立ては、ある程度具体化され、構成配置等が著作者の独特な判断を反映できてこそ、「著作権法」における表現が成り立つわけである。具体的な対比過程において、著作物に対し、絶え間ない概括と抽象を行なうことにより、「構想」と「表現」の境界線を確定しなければならない。

なお、著作権侵害を判断するための「実質的な類似」原則について、人民法院は、実質的な類似を構成するか否かを判断するとき、先ず、権利者の主張する著作物の要素が「著作権法」で保護する表現に該当するか否かを判断すべきであると判定した。文学作品において、筋立ての前後のつながり、論理的順序は、全部の筋立てをもって完璧な個性化の表現を緊密に貫いており、このように十分な具体的人物設置、筋立ての構成、内在する論理的関係の有機的な結合体は、「著作権法」で保護する「表現」に成り立つことができる。仮に被疑侵害著作物において、十分な具体的表現を含み、かつ、緊密に貫いている筋立ての設置が被疑侵害著作物の中で一定の数量、比率に達した場合は、実質的な類似を構成すると認定することができる。又は、被疑侵害著作物に含まれた、緊密に貫いている筋立ての設置がすでに権利著作物における十分な比率を占めている場合、被疑侵害著作物におけるその比率がそれほど大きくなくても、観客にその出所が特定の著作物であることを十分に感知させることができれば、実質的な類似を構成すると認定することができる。しかも、明確にすべきところは、著作物の中の一部の具体的な筋立てが公共分野又は有限で唯一の表現に該当していたとしても、上述の具体的な筋立てとその他の筋立てとの有機連合体が独創性を具有せず、「著作権法」で保護する表現に該当しないことを表さない。一部の筋立てが実質的な類似を構成しないことは、決してその全体が実質的な類似を構成しないことを表さない。

著作権侵害判断において、「接触+実質的類似-合理的使用」は、その基本原則であり、実質的な類似は、侵害認定の難点である。「著作権法」における著作物の形式は様々であるので、各種類の著作物の対比方法が何

れも同一であるとは限らず、文学作品の場合でもその表現形式が様々であり、常に見られるジャンル、例えば、散文、詩歌、小説、芝居等について対比するときは、著作物の特徴に結合したうえ、当該著作物の「表現」部分に対し、合理的な対比方法を制定しなければならない。文学作品の「実質的な類似」の判断基準について、数量と比率の量化基準、又は、緊密に貫く筋立てが関連公衆の連想をもたらすことができるか否かに基づいて考慮すべきであるかについては、依然として更に討議できる余地がある。

**8)「魔獣世界」ネットワークゲーム関連訴訟中禁止令事件(広州知的財産権法院(2015)粵知法著民初字第2-1号、(2015)粵知法商民初字第2-1号民事裁定書)**

**事件の概要**

暴雪娛樂有限公司(以下「暴雪社」という)は、シリーズゲーム「魔獣世界」の著作権者であり、上海網之易網絡科技發展有限公司(以下「網之易社」という)は、中国大陸地区における当該ゲームの独占運営者であった。暴雪社と網之易社は、成都七游科技有限公司(以下「七游社」という)が開発し、北京分播時代網絡科技有限公司(以下「時代社」という)が独占的に運営し、広州市動景計算機科技有限公司(以下「動景社」という)がダウンロードを提供した被疑侵害ゲーム「全民魔獣」(本名「Chief Thrall」)が自社の美術作品の著作権を侵害し、かつ、時代社が無断で原告の知名ゲームの特有名称、装飾を使用し、虚偽宣伝をしていた不正競争行為を構成すると主張した。両原告は、起訴と同時に禁止令請求を提出し、人民法院に直ちに3被告に対し、被疑侵害行為の停止を命じることを請求し、かつ、1,000万円の現金で担保を提供した。広州知的財産権人民法院は、双方当事者を集めて公聴会を開き、その後禁止令裁定を下し、禁止令の効力を本事件の判決発効日まで維持し、禁止令期間は当該ゲームプレイヤーのための残高問合せ及び残高の返済等のサービスを提供するのに影響を与えないと裁定した。禁止令が下された後、七游社と動景社は自動的に裁定を履行し、時代社は人民法院による督促と釈

明を経て同様に裁定を履行した。七游社と時代社は、禁止令裁定について再議を提起したが、人民法院法により棄却された。

### ポイント解説

本事件では厳格に禁止令の手続要求を遵守し、厳格に禁止令の実体要件を審査し、その過程も規範化され、合法的なものである。禁止令の「積極的で慎重であり、合理的で有効である」ことを保証するために、本事件において、人民法院は、原告の勝訴の可能性及び補いようもない損害を受けたか否かについて重点的に審査した。被疑ゲームのオンラインが必然的に原告が新たに発売するゲームの市場シェアに割り込み、かつ、インターネットゲームのライフサイクルが短く、伝達速度が速く、範囲が広いという特徴を考慮してみれば、原告にもたらした損害は、計量化しかねるものであり、被疑ゲームが下品で俗悪な営業方法を採用したことも原告の信用に損害をもたらしているので、禁止令を発布せざるを得なかった。それと同時に、ゲームプレイヤーの利益についても考慮してみれば、禁止令の有効期間は、被疑ゲームプレイヤーのために残高問合せ及び残高返済等のサービスに影響を与えない。本事件では知的財産権に対する司法保護を強化しようとする人民法院の決心を十分にあらわに示し、多くの関連公衆及び業界人士も本事件の禁止令の頒布に対して正面的な評価をしていることに鑑み、比較的よい社会的効果を実現している。

本事件は、訴訟における禁止令保全により、2015年度中国知的財産権十大事例に収録されており、かつ、2015年9月、最高人民法院が公布した知的財産権人民法院典型的事例及び2015年度広州知的財産権人民法院十大典型的事例に収録されている。

本事件に係る新聞報道<sup>4</sup>によれば、暴雪社は、2016年9月8日付で公開的な声明を発布し、広州知的財産権人民法院が一審において著作権侵害、不正競争行為の成立を認定し、判令七游社、時代社、動景社に対し、直ちに侵害を停止すること、時代社に対し、公開的声明を掲載することにより謝罪し、かつ、悪影響を解消すること、各被告に対し、経済損失600万元を賠償することを命じた。

---

<sup>4</sup> <http://games.qq.com/a/20160908/023204.htm?t=1473479497702>

「民事訴訟法」の規定に基づき、当事者一方の行為又はその他の原因により、その判決が執行しかねるようになる、又は当事者にその他の損害をもたらすおそれがある事件について、相手当事者の請求に基づき、その財産に対する保全、一定の行為を取ること、又は一定の行為を禁止することを命じる裁定を下すことができる。利害関係人が緊急な状況により、直ちに保全手続を請求しなければ、その合法的権益に補いようもない損害をもたらす場合は、訴訟を提起する、又は仲裁の請求前に被保全財産の所在地、被請求人の住所地若しくは事件に対してその管轄権を有する人民法院に保全措置の採用を請求することができる。

訴訟の過程中又は訴訟前の禁止令を請求する場合、その意義は、侵害行為を制止し、かつ、最大限に権利者に補いようもない損失をもたらすことを回避するのにある。訴訟過程中的禁止令を請求する原因は、通常、被疑侵害者にその財産を隠匿・移転する等の行為が発生し、発効判決の執行から逃れようとすることから生じる。訴訟前の保全を請求することは、侵害行為の緊迫性により直ちに制止しなければならないことから生じる。正に禁止令に「判決の未確定状態で先行執行できる」効果があるので、証拠に対する要求が極めて高く、通常、侵害事実の存在を証明すると同時に、侵害行為に緊迫性があることも証明しなければならない。しかも、禁止令を請求すると同時に、同額の担保も提供しなければならない。

ここ数年間、知的財産権の司法レベルが向上するにつれて、禁止令事件も毎年増えつつある。最終的な賠償金額に比べ、権利者は、侵害停止の効果に対して一層重要視し、禁止令の請求は、正にかかる可能性を提供している。製品の出回り、ゲームのオンライン、映画・テレビドラマの上映、大型イベントの主催等のような情状について、仮にその中に侵害行為が存在することを見付けた場合、権利者は、自己の事業が妨害を受けないように保障するために、直ちに積極的に禁止令を請求することを決断しなければならない。侵害訴訟の持続期間が比較的長いので、侵害行為の持続は、必然的に権利者に市場シェアの減少、ユーザーの流失等の状況に遭遇させるので、最後に勝訴の結果を得たとしても、訴訟期間に遭遇された損失を完全に補うことはできない。

9) 「Atorvastatin」発明専利権無効行政紛争事件(最高人民法院(2014)行提字第8号行政判決書)

事件の概要

ワーナー・ランバード社(専利権者)の専利番号 ZL96195564.3 の「結晶性 [R-(R\*, R\*)]-2-(4-フルオロフェニル)- $\beta$ ,  $\delta$ -ジヒドロキシ-5-(1-メチルエチル)-3-フェニル-4-[(フェニルアミノ)カルボニル]-1H-ピロール-1-ヘプタン酸半カルシウム塩」の発明専利(以下「本件専利」という)は 2002 年 7 月 10 日に登録された。

北京嘉林薬業股份有限公司(以下「嘉林公司」という)は、無効審判請求人の一人として、2007 年 6 月 12 日と 2008 年 5 月 16 日の 2 度にわたって、本件専利について、専利復審委員会に対して無効審判請求を提出した。その理由として、①本件専利の請求項は、1~8 モルの水を含む I 型結晶形のアトルバスタチン水和物を保護するもので、それには 8 種の I 型結晶が含まれているものの、明細書には、8 種の I 型結晶形のアトルバスタチン水和物が同一の XPRD と <sup>13</sup>CNMR を有しているかについての検証結果が記載されていないこと、②明細書に記載の一般的な開示に基づいても、実施例の具体的な開示に基づいても、当業者は、いずれも 1~8 モルの水を含む I 型結晶形のアトルバスタチン水和物を調製するのが困難であることを挙げた。

専利復審委員会は、5 人による合議体を構成し、当該事件を審理し、2 回にわたって口頭審理を開き、2009 年 6 月 17 日に、本件専利の明細書では、専利により保護しようとする水和物結晶発明について、明瞭、かつ完全に説明されていないため、本件専利のすべてを無効とする審決(第 13582 号審決)を下した。

その主な理由は次のとおりである。

1. 当業者は、その常識に基づき、アトルバスタチンは「水を含まず、結晶に影響を及ぼさない XPRD」という物質であるのか、それとも「水を含み、結晶に影響を及ぼす XPRD」という物質であるのかを予測することができない。明細書において、型についての結論のみが記載され、対応する証拠が記載されていない状況下で、当業者は、1~8 モルの水を含む

アトルバスタチン水和物が同一の XPRD を有していることを確信することができないこと。

2. 当業者は、明細書における一般的方法又は具体的な実施例に基づくかどうかにかかわらず、本件専利で保護しようとする 1~8 モルの水(好ましくは 3 モル)を含む I 型結晶形アトルバスタチン水和物をコントロール下で調製することができるかどうか不明であること。

ワーナー・ランバード社は、上述の審決を不服として、北京市第一中級人民法院に訴訟を提起し、専利復審委員会が下した第 13582 号審決を取消すよう請求した。北京市第一中級人民法院は、専利復審委員会の認定を支持し、当該無効審決を維持した。

それに対して、ワーナー・ランバード社は、当該一審判決を不服とし、北京市高級人民法院に上訴を提起して、「一審判決及び第 13582 号審決において、開示要件を判断する際、いずれも本発明が解決しようとする課題の立場から判断していなかったため、事実認定に誤りが生じた。一般的に化学分野の明細書において、『発明が解決しようとする課題』に関連する化学的、物理的性能のパラメータが記載されてさえいれば、開示要件を満たしている。」と主張した。

北京市高級人民法院は、二審において、「ある発明が開示要件を満たすか否かを判断する際、当該発明が解決しようとする課題に対する確定が含まなければならない。専利復審委員会は、当該発明が解決しようとする課題を確定していないだけでなく、どのパラメータが『解決しようとする課題に関連する化学的・物理的性能のパラメータ』であるかについても明確にしていない。よって、ワーナー・ランバード社の上訴に係る理由は成立するので、これを支持する。」と判示して、一審判決と無効審決を取消す判決を言い渡した。

専利復審委員会と嘉林公司是、いずれも二審判決を不服として、それぞれ最高人民法院に再審請求をした。

最高人民法院は、当事者からの聴き取りを経て、2013 年末に本事件の再審理を裁定した。最終的に、最高人民法院は 2015 年 4 月 16 日、(2014) 行提字第 8 号行政判決を言い渡し、二審判決を取消すと同時に、一審判決を維持した。当該裁定の主な観点は次の通り。

最高人民法院は、本事件の争点は、①発明が解決しようとする課題の確定と「専利法」第26条第3項との判断についての関係、②本件専利が「専利法」第26条第3項の規定を満たすか否かの問題であると認定した。

1つ目の争点について最高人民法院は、「発明の再現と課題を解決したか否か、効果を奏したか否かについての評価との間には、優先順位が存在し、まず、当業者が明細書に開示された内容に基づき、当該発明を実現できるか否かを確認しなければならない。その後、課題を解決したか否か、効果を奏するか否かについて確認しなければならない。発明自体を実現できるか否かについての確認が行われていない前提の下で、当該発明が先行技術に比べて、相応する課題を解決できるか否か、かつ、有益な効果を実現できるか否かについて判断することは論外である。本事件において、二審法院は、本件専利の請求項で限定されている発明の実現可能性を、実際に考慮することなしに、まず、発明が解決しようとする課題を優先的に考慮し、それから、発明が解決しようとする課題に関連する化学的、物理的性能のパラメータを考慮したが、当該審理の筋道は正しくないので、当法院はこれを是正する。」と判示した。

また、2つ目の争点について、最高人民法院は、「化学分野の発明専利の特性によって、化学製品の発明の専利明細書において、化学製品の確認、調製と用途を記載しなければならない。具体的に言えば、発明が一種の化合物である場合、明細書には当該化合物の化学構造及び発明が解決しようとする課題に関連する化学的・物理的性能のパラメータを説明することで、当業者が当該化合物を確認できるようにしなければならない。それと同時に、明細書において、少なくとも一種の調製方法を開示することにより、当業者が実施できるようにしなければならない。具体的に本事件の場合、①当業者は、本件専利の明細書の中から異なるモルの水を含むI型結晶形アトルバスタチン水和物が同一のXPRDを有していることを確認することができない、②本件専利で保護を求めているI型結晶形アトルバスタチン水和物における水の具体的な存在形式を証明できる証拠がなく、当業者は、本件専利の明細書の内容に基づき、本件専利で保護を求めているI型結晶形アトルバスタチン水和物をもつ

て本件専利の課題を解決できるか否かを確認することができない、③当業者は、本件専利の明細書における一般的な記載又は具体的な実施例に基づくことにかかわらず、本件専利で保護しようとする 1~8 モルの水（好ましくは 3 モル）を含む I 型結晶形アトルバスタチン水和物をコントロール下で調整することができるかどうか不明である。」と判示した。

### ポイント解説

化学分野、特に薬物化合物分野において、大量の化合物結晶の専利出願がなされている。新薬メーカーにとって、化合物専利という基本専利だけでなく、薬物の結晶専利を出願し、ジェネリック医薬品の出現を阻止することで、薬物化合物の保護期間を延長するという目的を達成することができる。

しかし、かかる化合物結晶の専利出願において、どの程度まで開示されれば、「専利法」における実施可能要件を満たすのかということについては、往々にしてなおざりにされている。本件専利の再審判決は、化合物結晶、ひいては化学製品の専利出願に係る実施可能要件に対する判断において、普遍的に指導的な意義を有しているといえる。

本事件の争点の 1 つは、発明が解決しようとする課題と「専利法」第 26 条第 3 項の判断との間の関係であった。

「専利法」第 26 条第 3 項では、「明細書には、発明又は実用新案について、当業者が実施できる程度に、明瞭かつ完全な説明を記載しなければならない」と規定している。

まず、最高人民法院は、審査指南の規定を参照すれば、「実現できる」とは、当業者が明細書に開示された内容に基づき、発明の構成を実現でき、その課題を解決でき、かつ、予期した効果を奏することができることをいうと判示した。つまり、発明を必ず実現でき、課題を解決でき、予期した効果を奏するという 3 つの内容を同時に満たしてこそ、「専利法」第 26 条第 3 項の規定に合致するということである。

さらに、最高人民法院は、発明が実現でき、課題を実現でき、予期した効果を奏することができるという 3 つの内容の可能性を判断する際、はっきりした優先順位があると判示した。つまり、まず、当業者が明細書に開示された内容に基づいて、当該発明が実現できるか否かを確認し、

次に、当該発明は、当該発明が解決しようとする課題を解決できるか否かを再確認し、さらに、当該発明がもたらす効果が明細書に記載の効果を達成しているか否かを再確認しなければならない。

ある発明自体を実現できない場合、明らかに「専利法」第 26 条第 3 項の規定に合致してないので、このような場合、発明が解決しようとする課題を改めて考慮することは、すでにその実際的な意義を無くしてしまっている。したがって、1 つ目の要件である「発明をいかにして実現するか」について明瞭、かつ完全に説明されていない場合、当該製品の発明が「専利法」第 26 条第 2 項の規定に合致していないと断定せざるを得ず、2 つ目、3 つ目の要件を満たすか否かについて改めて判断する必要はなくなってしまうのである。

本事件の 2 つ目の争点は、本件専利が「専利法」第 26 条第 3 項の規定を満たすか否かであった。

最高人民法院は、化学製品が実現できるか否かについて、専利明細書において化学製品の確認、調製と用途を記載しているか否かを判断する必要が有ると判示した。具体的に言えば、当該発明が一種の化合物である場合、明細書において、当該化合物の化学構造及び発明が解決しようとする課題に関連する化学的、物理的性能のパラメータを説明することにより、当業者が当該化合物を確認できるようにしなければならない。それと同時に、明細書においては、少なくとも一種の調製方法を開示することにより、当業者が実施できるようにしなければならない。

本件専利で保護しようとしている I 型結晶形アトルバスタチン水和物における水の含有量は、当該製品発明の構成部分と構造の特徴で、水の含有量の確認は、本件専利製品の実際の存在状態を証明する証拠であり、本件専利製品の確認において必要不可欠な重要な内容である。しかし、本件専利の明細書に記載の内容によれば、当業者は、本件専利で保護を求めている I 型結晶形アトルバスタチン水和物の含水量及び水の状態を確認することができない。

しかも、本件専利の明細書において、本件専利で保護を求めている I 型結晶形アトルバスタチン水和物における水に対して明瞭、かつ完全に説明していないので、当業者は、本件専利の明細書の中における一般的

な記載、又はそのうちの具体的な実施例に基づくかにかかわらず、本件専利で保護を求めている 1~8 モルの水(好ましくは 3 モル)を含む I 型結晶形アトルバスタチン水和物をコントロール下で調製することができない。

したがって、最高人民法院は、最終的に本件専利は化学製品の確認又は化学製品の調製の立場にかかわらず、いずれも「専利法」第 26 条第 3 項の規定を満たしていないと判示した。

#### 10) 調味料登録商標詐称事件(湖北省高级人民法院(2015)鄂知刑終字第 1 号刑事裁定书)

##### 事件の概要

2012 年以来、被告人張盛は、偽称調味料を製造・販売して私利を貪るために、被告人王渭宝と電話で連絡し、王渭宝のところから許諾を得ていない不法製造品「南街村」商標付南徳調味料の包装袋 10,000 セット、「蓮花」商標付蓮花味の素包装袋 25,000 セットを仕入れた。被告人張盛、鄒麗は、先ず一般ブランドの味の素、チキンエキスを購入した上、包装した後、「太太楽」のチキンエキス、「蓮花」味の素製品と偽称しながら販売し、その後、更に自社調合方法と称し、食塩、味の素、香料等を用いて調味料を製造し、「南街村」調味料と称しながら販売していたが、その販売高は 115,565 元に達していた。2013 年 8 月 14 日、湖北省襄陽市老河口市公安局は、張盛、鄒麗の二人の間借場所及び賃借した倉庫に対して捜査を行ない、大量の偽造設備、原料及び偽称「南街村」調味料、「太太楽」チキンエキス、「蓮花」味の素の包装、商標標章を見付けた。被告人張盛、鄒麗所が使用していた「南街村」調味料、「太太楽」チキンエキス及び「蓮花」味の素の外包装袋には、何れも上述の商標と同一の商標標章が印刷されていた。湖北省襄陽市中級人民法院は、一審を経て、被告人張盛及び鄒麗が商標「南街村」、「太太楽」と「蓮花」の所有者の許諾を得ずに、一般ブランドである味の素、チキンエキスを仕入れて包装した後、チキンエキス「太太楽」、味の素「蓮花」を偽称しながら販売し、かつ、自ら調合して調味料を製造し、調味料「南街村」と偽称しながら販売し、その販売高が 115,565 元に達した行為は、何れも偽称登録

商標罪を構成すると判定した。被告人王渭宝は、10,000 セットの不法「南街村印」付南徳調味料包装袋、25,000 セットの味の素「蓮花」包装袋を製造していたが、販売していた両種類の登録商標標章の数は 10,000 件以上に達し、すでに登録商標標章不法製造罪を構成する。したがって、①被告人張盛に対し、偽称登録商標罪を確定し、有期懲役 2 年及び罰金 60,000 元を併科し、②被告人鄒麗に対し、偽称登録商標罪を確定し、有期懲役 1 年及び罰金 50,000 元を併科し、③被告人王渭宝に対し、登録商標標章不法製造罪を確定し、有期懲役 1 年及び罰金 10,000 元を科した。湖北省高級人民法院は、法により王渭宝の刑期に対する一審法院の計算ミスは是正した上、一審判決を維持した。

### ポイント解説

本事件の一審、二審は、何れも「三合一」審判を実施した知的財産権裁判法廷でその審理を行なうことにより、商標権の出所と法律状態の事実がはっきりすると認定し、正確に「偽称登録商標罪」と「登録商標標章不法製造罪」の境界を定義し、偽称登録商標罪の主犯のために、どの状況下で関連サポートを提供する行為が共犯となり、又は独立犯罪を構成するかを整えた。本事件に及んでいる法律適用問題は、典型的な意義と代表性を具有し、事件実体の処理結果では知的財産権犯罪に対する打撃力の拡大と人権保障の強化のための知的財産権刑事司法理念とも配慮することにより、知的財産権の「三合一」裁判の優勢を十分に体現している。

知的財産権の侵害行為については、関連法律規定に基づき、その民事・行政責任を追求し、一部の侵害行為が、たとえ刑法に規定する犯罪の基準に達した場合は、更にその刑事責任を追究することができる。

知的財産権意識の普遍的な向上につれて、民事、行政と刑事手段を総合的に運用することにより、知的財産権の保護を強化することは、すでに益々多くの権利者による選択になっている。民刑混合事件は、人民法院の審理難度を増加し、特に刑事司法分野において、伝統的な知的財産権侵害犯罪事件を除き、その他の多くは新類型事件における犯罪と非犯罪の間の境界判断に及んでおり、その争議が極めて大きいだけでなく、社会からの注目度も非常に高い。例えば、電子商、インターネットの利

用による情報伝達、インターネットゲーム等に及んでいる侵害争議は、刑事違法要素もあれば、企業競争、知的財産権争い、契約履行争議等の民事要素もある。

いわゆる「三合一」とは、即由知的財産権裁判法廷が統一的に知的財産権民事、行政と刑事事件を審理することを言う。知的財産権裁判の「三合一」改革に対する探索以来、パイロット人民法院の数は、益々多くなりつつある。2016年8月10日までに、全国人民法院で計6箇所の高級人民法院、95箇所の中級人民法院と104箇所の基層人民法院は、前後して知的財産権「三合一」裁判機制改革パイロットを展開している。<sup>5</sup>

北京・上海・広州の知的財産権人民法院の設立後、知的財産権に関する事件は徐々に専属管轄へ過渡する趨勢を見せており、知的財産権事件「三合一」裁判モデルは、数年間のパイロット過程を経て、まもなくより大きい役割を果たすことが期待される。

---

<sup>5</sup> [http://finance.ifeng.com/a/20160810/14716650\\_0.shtml](http://finance.ifeng.com/a/20160810/14716650_0.shtml)

## 2. 最高人民法院による知的財産権事件年度報告(2015年)概要<sup>6</sup>

最高人民法院は2015年に、経済発展の新常態により良く適応し、より良いサービスを提供するために、大局に奉仕し続けてきた。国家の知的財産権戦略を積極的に実施し、知的財産権保護における司法の主導的役割を存分に果たした。大衆創業、万衆創新(大衆による起業、民衆によるイノベーション)を奨励し、支援してきた。誠実信用を主張し、法により知的財産権を保護し、市場経済の秩序を積極的に維持してきた。知的財産権に関する司法保護の国際的影響力を絶えず強化し続け、経済社会の発展に奉仕・保障する。

最高人民法院の知的財産権裁判廷は2015年通年で新規受理した各種の知的財産権事件は合計759件である。新規受理事件のうち、事件審理プロセスで分類すれば、二審事件は合計8件、上級審で再審理する事件は29件、再審請求事件は696件、ケースリクエスト事件は26件である。係争対象で分類すれば、専利事件は257件、植物新品種紛争事件は3件、商標事件は325件、著作権事件は83件、集積回路の回路配置事件は3件、独占事件は3件、営業秘密事件は9件、その他の不正競争事件は14件、知的財産権契約事件は34件、その他は28件(主に知的財産権裁判管理業務に関する)である。事件の性質で分類すれば、行政事件は合計378件、新規受理事件全体の49.80%を占め、そのうち、専利行政事件は112件、商標行政事件は266件であり、それぞれ2014年より100%増と198.88%増加した。民事事件は合計381件、新規事件全体の50.20%を占めた。又、2014年からの継続事件は77件、2015年における各種の審理中事件は836件である。年間で、754件の知的財産権事件を結審し、そのうち、二審事件は7件、上級審で再審理する事件は39件、再審請求事件は682件、ケースリクエスト事件は26件である。結審した682件の再審請求事件のうち、行政再審請求事件は361件、民事再審請求事件は321件である。「再審請求却下」と裁定されたのは514件、「上級審で再審理」と裁定されたのは81件、「再審の指令または指定」と裁定されたのは38件、「訴訟取下げ」と裁定されたのは(和解による訴訟取下げを

<sup>6</sup> 出所：2016年4月25日付け中国法院網ウェブサイトを基にJETRO北京事務所日本語仮訳を作成  
<http://www.chinacourt.org/article/detail/2016/04/id/1845020.shtml>

含む)は 16 件、その他の方式で処理したのは 33 件である。

最高人民法院が 2015 年に審理した知的財産権と競争事件は、次のような基本的傾向と特徴がある。専利と商標に関する知的財産権事件は依然として割合が最大であり、専利と商標の権利付与と権利確認に関する行政事件が明らかに増えた。専利権行政事件は、依然として、技術特徴の区分と解釈、背景技術に関する公開内容の確定、明細書が十分に公開されているかなどを巡る基礎的法律問題に関する事件が最も多い。専利民事事件は、権利侵害同等争議事件の割合が大きく、従来技術による抗弁と先使用权による抗弁運用が普及されている。植物新品種事件は、DNA などの技術を借りた同一性対照において引き続き縦方向に深く発展しつつあり、事件に関わった技術問題は一層複雑で専門的になっている。商標事件も全体的に大きく増加して、2015 年に、商標行政事件の件数は再度大きく増加し、商標近似と商品類似の判断や先行権利の保護などの法律問題は依然として主導的地位を示し、誠実信用原則が商標事件の審理において果たす価値誘導役割は一層目立つようになった。著作権事件の件数と割合は横ばい状態であり、新ビジネスモデルにおけるインターネット上の権利侵害問題は依然として目立ち、映画テレビ作品の著作権争議問題は頻発している。競争事件において、営業秘密紛争事件の割合は大きく、権利者の証拠収集と挙証の能力が弱いため、保護範囲を確定し難い場合も良くある。最高人民法院は初めて集積回路の回路配置事件を結審し、更に、回路配置の保護範囲の確定などについて有益な模索をした。

最高人民法院は大局に奉仕する要求に基づき、事件の特徴に合わせ、知的財産権の裁判機能を行使するに当たって、以下のような特徴を見せた。法により知的財産権を保護し続け、誠実信用を主張し、知的財産権の保護範囲を合理的に確定し、公平競争の市場環境と経済秩序を維持した。知的財産権司法保護体制の保障と激励機能を存分に発揮させ、革新の成果への保護を強化し、大衆創業、万衆創新(大衆による起業、民衆によるイノベーション)を奨励し、サポートした。「保護を強化し、類別に、適切な厳しさ」という知的財産権についての司法保護基本政策を徹底的に実施し、法により知的財産権利者の合法的利益を効果的に保護し、市

場の活力を強化した。知的財産権行政の権利付与と権利確認事件についての司法審査基準を明確にし、紛争の実質解決を重視した。司法の公開を推進し、公開により公正を促し、知的財産権裁判による核心的価値の建設への影響力を強化し続けてきた。

本報告書では、最高人民法院が 2015 年に結審した知的財産権及び競争事件から 32(事件事実と法律問題がほぼ同じである事件は 1 件)の典型的な事件を精選した。前記事件には、2015 年の中国法院 10 大知的財産権事件と 50 の知的財産権典型的な事件が含まれている。本稿は上記事件から、38 の普遍的で指導的な意義のある法律適用問題を抽出しており、最高人民法院が知的財産権と競争分野において、新規、困難、複雑な事件を審理する時の考え方と裁判方法を表したものである。ここに公表する。

## 一、専利事件の裁判

### (一) 専利民事事件の裁判

#### 1. 国内優先権の主張に当たって、専利権者の挙証責任と説明義務

慈溪市博生プラスチック製品有限公司(再審請求人)vs 陳劍(被請求人)の實用新案専利権侵害紛争事件(以下、「清潔工具」實用新案専利権侵害事件と略す)((2015)民申字第 188 号)において、最高人民法院は次のように指摘した。専利権者は、国内優先権を主張する場合、それ相応の挙証責任と説明義務を負わなければならない。国内優先権のテーマに関する先行出願書類を提出しておらず、係争専利のテーマが先行出願のそれと同一であることも証明できなかった場合、先行出願日に基づいて当該国内優先権を主張できない。

#### 2. 明細書に背景技術資料を引用した場合、明細書の公開内容に対する正確な理解

前記「清潔工具」實用新案専利権侵害事件において、最高人民法院は次のように指摘した。可能であれば、明細書の背景技術部分は、背景技術を反映する文献を引用しなければならない。文献内容が本件専利の従

来技術に当たり、かつ引用することにより、上記内容が明細書に記載する技術案の一部となっている場合、文献内容が明細書により公開されたと見なさなければならない。

### 3. 方法専利権侵害を判断するに当たっての応用環境特徴の役割

華為技術有限公司(再審請求人)vs 中興通信股份有限公司、杭州アリババ広告有限公司(被請求人)の発明専利権侵害紛争事件((2015)民申字第2720号)において、最高人民法院は次のように指摘した。技術特徴として請求項に記載されていないが、専利実施形態にとって最も合理的、良く見られる、普遍的な運行環境と操作モードである場合には、方法専利権侵害を判断するに当たって考慮しなければならない。

### 4. 専利法上の販売行為の認定基準

劉鴻彬(再審請求人)vs 北京京聯発デジタル制御科技有限公司、天威四川硅業有限責任公司(被請求人)の実用新案専利権侵害紛争事件((2015)民申字第1070号)において、最高人民法院は次のように指摘した。専利法上の販売行為を認定するには、専利法第11条の立法目的を考慮し、販売行為と販売の申出行為間の関係を正確に整理、定義し、専利権者の利益を十分に保護しなければならない。したがって、販売行為の認定は、販売契約の成立を基準としなければならない。契約の発効、成約金額の支払完了、標的物の納入又は所有権の転移を基準としてはならない。

5. 専利出願時に明らかに排除した技術案は、技術特徴が同等であるという理由で、権利侵害の有無を判断する際に、改めて専利権の保護範囲に取り入れてはならない。

孫俊義(再審請求人)vs 任丘市博成配管器材有限公司、張澤輝、喬泰達(被請求人)の実用新案専利権侵害紛争事件((2015)民申字第740号)において、最高人民法院は次のように指摘した。同等原則を適用するには、専利権者の利益と社会公衆の利益の両立を図るとともに、専利出願と専利権侵害時の技術発展水準を考慮して、専利権の保護範囲を合理的に規定しなければならない。

## 6. 意匠近似判断の判断主体、比較方法と比較対象

本田技研工業株式会社(控訴人)vs 石家莊双環自動車股份有限公司、石家莊双環自動車有限公司、石家莊双環新エネルギー自動車有限公司(被控訴人)の意匠専利権侵害紛争事件((2014)民三終字第 8 号)において、最高人民法院は次のように指摘した。意匠の近似を判断するに当たって、一般消費者の知識水準と認知能力に基づき、全ての意匠特徴により、全体的な視覚効果をもって総合的に判断しなければならない。専利権に保護されるのが製品全体の意匠である場合、製品全体を分解して、元の使用状態を変えた後に比較してはいけない。実物写真によって権利侵害製品の客観的状況が真実に反映された場合、当該写真における権利侵害製品をもって、本件専利と比較することができる。

## 7. デザイン特徴の認定及び意匠近似判断への影響

浙江健龍衛浴有限公司(再審請求人)vs 高儀股份公司(被請求人)の意匠専利権侵害紛争事件(((2015)民提字第 23 号)において、最高人民法院は次のように指摘した。デザイン特徴は、登録意匠の公知意匠と相違する革新的な内容を表しているほか、創作者による公知意匠への創造的な貢献を表している。侵害被疑製品には登録意匠を公知意匠から区別する全てのデザイン特徴が含まれていない場合、通常、二者は近似意匠に当たらないと推定できる。デザイン特徴の存在は、専利権者により拳証されなければならない、第三者の反証によりひっくり返されることを認め、かつ、人民法院によって法により確定される。

## 8. 抵触出願による抗弁が成立する条件

前記「清潔工具」実用新案専利権侵害事件において、最高人民法院は次のように指摘した。被告権利侵害人は実施した技術案が抵触出願に当たるとして、専利権の非侵害を主張した場合、侵害被疑技術案が抵触出願により完全に公開されたかどうかを審査しなければならない。当該技術案は抵触出願に対して新規性がない場合、抵触出願による抗弁は成立する。

## 9. 公知意匠による抗弁の審査と判断

丹陽市盛美照明器材有限公司(再審請求人)vs 童先平(被請求人)の意匠専利権侵害紛争事件((2015)民申字第 633 号)において、最高人民法院は次のように指摘した。侵害被疑製品が本件専利と近似する前提で、侵害被疑製品には本件専利を公知意匠から区別するデザイン特徴が採用されている場合、公知意匠による抗弁は成立しない。

## 10. 先使用権による抗弁の審査と判断

北京英特萊技術公司(再審請求人)vs 深圳藍盾公司北京分公司、北京藍盾創展門業有限公司(被請求人)の発明専利権侵害紛争事件((2015)民申字第 1255 号)において、最高人民法院は次のように指摘した。既存証拠により、メーカーが出願日前に既に本件専利を実施していた、又は実施するための技術若しくは物資上の必要な準備を完成しており、かつもとの範囲内で製造し続けることを証明できる場合、先使用権による抗弁が成立する。メーカーが本事件の被告ではないが、販売業者は侵害被疑製品の合法的出所を証明でき、かつメーカーに先使用権を有する場合、販売業者は先使用権による抗弁を実施することができる。

## (二) 専利行政事件の裁判

## 11. 請求項の解釈において遵守すべき一般原則

李曉樂(再審請求人)vs 国家知識産権局専利複審委員会(被請求人)、郭偉(一審第三者、二審控訴人)、沈陽天正送變電設備製造有限責任公司の発明専利権無効行政紛争事件((2014)行提字第 17 号)において、最高人民法院は次のように指摘した。専利の権利付与と権利確認のプロセスにおいて、請求項用語の意味を解釈するに当たって、専利法によって規定された「明細書は、発明の技術案を十分に公開したものでなければならない」「専利請求の範囲は、明細書から支持されているものでなければならない」「専利願書の補正は、もとの明細書と専利請求の範囲の記載範囲を超えてはならない」という法定要求に従い、請求項の文字記載に基づ

き、明細書への理解に合わせて、請求項に対し最も広義で合理的な解釈をしなければならない。

#### 12. 文章の表面上曖昧な技術特徴の解釈規則

遼寧般若ネットワーク科学技術有限公司(申立人)vs 国家知識産権局 専利複審委員会(被申立人)、中国 HP 有限公司(一審第三者)の発明専利権無効行政紛争事件((2013)行提字第 17 号)において、最高人民法院は次のように指摘した。請求項の文章の表面上曖昧な技術特徴を解釈するに当たって、明細書と図面により公開された内容と合わせるとともに、本件専利の発明目的に合致しなければならない。当分野の公知常識に抵触してはならない。

#### 13. 化学分野の製品発明の明細書による十分な公開の判断

国家知識産権局専利複審委員会、北京嘉林薬業股份有限公司(再審請求人)vs WARNER-LAMBERT 有限責任公司(被請求人)、張楚(一審第三者)の発明専利権無効行政紛争事件((2014)行提字第 8 号)(「アトルバスタチン」発明専利無効事件と略す)において、最高人民法院は、化学分野の製品発明の専利明細書には、化学製品の確認、作製と用途を記載しなければならないと指摘した。

#### 14. 発明の技術課題の確定と明細書が十分に公開したかの判断との関係

前記「アトルバスタチン」発明専利権無効事件において、最高人民法院は更に次のように指摘した。技術案の再現と、技術課題が解決されたか、技術効果があったかという評価との間には、論理的な順序関係が存在する。まずは、当業者が明細書の公開内容に沿って当該技術案を実現できるかを確認しなければならない。その次に、技術課題が解決されたか、技術効果があったかを確認しなければならない。

#### 15. 出願日以降に追加提出された実験的証拠は明細書による十分な公開を証明できるか

前記「アトルバスタチン」発明専利無効事件において、最高人民法院は更に次のように指摘した。出願日以降に提出された、明細書による十分な公開を証明するための実験的証拠によって、当業者が出願日前に有している知識レベルと認知能力に、明細書により公開された内容を結びつけば、当該発明を実現できることを証明できる場合、前記実験的証拠を採用しなければならない。出願日以降に提出されたからといって、受け入れないわけにはいけない。

#### 16. 従属請求項が明細書に支持されているかの判断

朱福奶、翟祐華、馬国奶(再審請求人)vs 国家知識産権局専利複審委員会(被請求人)、河南全新液態起動設備有限公司(一審第三者、二審控訴人)の発明専利無効行政紛争事件((2014)行提字第32号)において、最高人民法院は次のように指摘した。形式的には従属関係にあるが、実質的には独立請求項における特定の技術特徴に代わった従属請求項について、それに限定された技術案の実質内容に従ってその保護範囲を確定したうえで、明細書に支持されているかを判断しなければならない。

#### 17. 同一の技術案における製品請求項と方法請求項の創造性評価間の関係

広東天普生化学医薬股份有限公司(再審請求人)vs 国家知識産権局専利複審委員会(被請求人)、張亮(第三者)の発明専利無効行政紛争事件((2015)知行字第261号)において、最高人民法院は次のように指摘した。同時に製品請求項と方法請求項とが含まれる発明専利の場合、製品請求項が方法請求項によって唯一に限定されていなければ、即ち、他の方法によっても当該製品を得られると見なす。方法請求項は創造性を備えているからといって、必ずしも製品請求項も創造性を備えるとは言えない。

## 二、商標事件の裁判

### (一) 商標民事事件に対する裁判

18. 合法性基礎が不足の登録商標専用権は他人の正当使用行為に抵抗できない

寧波広天賽克思液圧有限公司(再審請求人)vs 邵文軍(被請求人)の商標権侵害紛争事件((2014)民提字第 168 号)において、最高人民法院は次のように指摘した。誠実信用原則に違反して取得した登録商標専用権を用いて、他人の正当使用行為に対し提起した商標権侵害訴訟は、法律からサポートと保護を受けるべきではない。

#### 19. 涉外委託加工における商標使用行為の判断

浦江亜環鎖業有限公司(再審請求人)vs 萊斯盜難防止製品国際有限公司(被請求人)の商標権侵害紛争事件((2014)民提第 38 号)において、最高人民法院は次のように指摘した。商標法上の商標の基本的機能を保護するとは、その識別性を保護することを指す。同一又は類似商品における同一又は近似商標の使用行為が混同を招き易いかを判断するには、商標が識別機能を発揮する又は発揮し得ることを前提としなければならない。全数輸出用の委託加工製品に貼られたマークは加工商品の出所を区分するための意味も無く、当該商品の出所を識別する機能も持っていないことから、当該マークは商標としての属性を持たず、当該貼り付け行為は商標としての使用行為に当たらない。

#### (二) 商標行政事件の裁判

20. 外国語文字を含んだ出願商標が登録禁止の外国国名に当たるか否かについて、関連公衆の知識レベルと認知能力に基づいて判断しなければならない。

NIKE INTERNATIONAL LTD.(再審請求人)vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会(被請求人)の商標取消複審行政紛争事件((2015)知行字第 80 号)において、最高人民法院は次のように指摘した。関連公衆は知識レベルと認知能力に基づき、出願商標が全体的に外国の国名と同一又は近似していると認めない場合、当該出願商標が商標法の第 10 条第 1 項第 (2) 号の規定に違反していないと認定しなければならない。

## 21. 馳名商標の必要に応じた認定原則の商標権利付与と権利確認行政事件への適用

巨化集团公司(再審請求人)vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会(被請求人)、胡金雲(第三者)の商標異議申立複審行政紛争事件((2014)知行字第 112 号)において、最高人民法院は次のように指摘した。人民法院は馳名商標保護に関する商標権利付与と権利確認の行政事件を審理するに当たって、馳名商標の必要に応じた認定原則を遵守しなければならない。被異議申立商標が引用商標に対する複製、模倣又は翻訳に当たらず、又は被異議申立商標の登録により、公衆に誤解を与える可能性も無く、商標権者の利益を損害することも無い場合、引用商標が馳名に当たるか否かを審査、認定する必要が無い。

## 22. 先行商標の顕著性と知名度が高い場合、後発出願人はより高い注意義務と待避義務を負う。

北京福聯昇靴業有限公司(再審請求人)vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会、北京内聯昇靴業有限公司(被請求人)の商標異議申立複審行政紛争事件((2015)知行字第 116 号)において、最高人民法院は次のように指摘した。引用商標の顕著性と知名度が高い場合、当該商標の近似商標の範囲も普通の商標よりも一層広く、同業競合者はより高い注意義務と待避義務を負わなければならない。

## 23. 商標間の適切共存の考慮要因

turtlewax, inc. (再審請求人)vs 北京亀博士自動車洗淨連鎖有限公司(被請求人)、国家工商行政管理総局商標評審委員会(一審被告、二審控訴人)、北京半隆貿易中心(一審第三者、二審被控訴人)の商標異議申立複審行政紛争事件((2015)行提字第 3 号)において、最高人民法院は次のように指摘した。商標間の適切共存には、特別な歴史的背景があるのが一般的で、かつ、先行権利者の意向と客観的に市場区分が既に形成したかを考慮する必要がある。

24. 特別な歴史的背景の下で先に使用されかつ一定の影響力を持つ商標の認定

貴州頼世家酒業有限責任公司(再審請求人)vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会(被請求人)、中国貴州茅台釀造所(集団)有限責任公司(一審第三者)の商標異議申立複審行政紛争事件((2015)知行字第 115 号)において、最高人民法院は次のように指摘した。被異議申立商標が不正手段を使い、他人より先に使用されかつ一定の影響力を持つ商標を先回り登録したか否かを判断するに当たって、先使用商標の歴史や出願登録状況を調べた上で、先使用商標が被異議申立商標の出願日前に合法的に使用されていたかを総合的に考慮しなければならない。

25. 登録商標の 3 年間連続不使用制度における「使用」行為は、使用査定の商品に限定すべきである。

寧波市青華漆業有限公司(再審請求人)vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会(被請求人)、上海市方達(北京)弁護士事務所(一審第三者)の商標取消複審行政紛争事件((2015)知行字第 255 号)において、最高人民法院は次のように指摘した。登録商標が 3 年間連続して使用されなければ取り消される制度において、複審商標の「使用」行為は使用査定の商品に限定すべきである。

26. 象徴的使用は商標の実使用行為に当たらない。

成超(再審請求人)vs General Mills Foods Asia Limited(被請求人)、国家工商行政管理総局商標評審委員会(一審被告)の商標取消複審行政紛争事件((2015)知行字第 181 号)において、最高人民法院は次のように指摘した。登録商標 3 年間連続不使用に関する複審事件において、複審商標が実際に使用されたかを判断するに当たって、商標登録者が真の使用意図と使用行為があったかを考察する必要がある。単なる複審商標の存続を維持するための象徴的使用は、商標の実使用に当たらない。

### 三、著作権事件の裁判

#### 27. 表を用いた表現方式の独創性の判断

馬琦(再審請求人)vs 樂山市文化放送映視新聞出版局、唐長寿(被請求人)の著作権帰属、著作権侵害紛争事件((2015)民申字第 1665 号)において、最高人民法院は次のように指摘した。作品の独創性は、思想や観点よりも、作品の表現方式に表される。独創性がある表現方式は、作者が独立して完成したものであって、今までのものと相違するものでなければならない。表を用いた表現方式は、一般的な表の分類方式に過ぎない。表の中の内容表現は相対的に固定しており、作品が有すべき独創性を備えておらず、著作権法から保護されない。

#### 28. 権利共有者間の著作権相互侵害行為の認定

北京金色里程文化芸術有限公司(再審請求人)vs 上海晉鑫映視發展有限公司(被請求人)、李曉軍、李文秀(原審被告)の著作権侵害紛争事件((2015)民申字第 131 号)において、最高人民法院は次のように指摘した。著作権共有者は、協議相手と合意に達せず、相手に正当な理由が無く、行使した権利に譲渡を含まず、相手と収益を分かち合う前提で、条件付けで一方的に権利を行使することができる。ただし、著作権の質権設定と譲渡は、権利の重大な処分にあたる。権利共有者と協議なしに著作権を譲渡した場合、許可無しに権利共有者の著作権を侵害する行為にあたる。

#### 四、不正競争事件の裁判について

#### 29. 権利者による営業秘密内容と範囲の明確化・固定化

新発薬業有限公司(再審請求人)vs 億帆鑫富薬業股份有限公司(被請求人)、姜紅海、馬吉鋒(一審被告)の営業秘密侵害紛争事件((2015)民申字第 2035 号)において、最高人民法院は次のように指摘した。営業秘密事件の審理において、権利者がその営業秘密の内容と範囲を明確化・固定化することを認めなければならない。人民法院がこれに基づいて行った審理と裁判は、当事者の手続上の権利に影響を及ぼさない限り、訴訟請求の範囲を超えた裁判に当たらない。

30. 専利権者が権利侵害を認定される前に権利侵害警告を発送して自身の権益を守る行為は、不正競争に当たらない。

石家莊双環自動車股份有限公司 vs 本田技研工業株式会社の専利権非侵害確認、損害賠償紛争事件((2015)民三終字第7号)(「自動車」意匠専利権非侵害確認事件と略す)において、最高人民法院は次のように指摘した。専利権者は、専利権侵害訴訟を提起する前に又は訴訟期間中において、権利侵害警告を発送することができる。権利侵害警告の発送は、権利所有者が自ら権益を守るためのルートであれば、協議して紛争を解決する手段の一環でもある。法律上、それに関する禁止規定が無い。しかも、当該紛争解決方法を認めることは、権利擁護コストの節約や紛争解決の効率向上、司法資源の節約にもなるため、経済的である。

31. 権利侵害警告の発送は合理的な範囲内に限定され、善良なる注意義務を果たさなければならない。

前記「自動車」意匠専利権非侵害確認事件において、最高人民法院は更に次のように指摘した。権利者が自身の合法的権益を守るために警告を発送することは、一種の民事権利行使である。ただし、権利を行使するに当たっては、合理的な範囲内に限定し、かつ善良なる注意義務を果たさなければならない。

32. 善意の先使用行為は、他社名称の無断使用に当たらない。

広州星河湾実業発展有限公司、広州宏富不動産有限公司(再審請求人)vs 江蘇焯賦集団建設開発有限公司(被請求人)の商標権侵害及び不正競争紛争事件((2015)民提字第102号)(「星河湾」商標権侵害及び不正競争紛争事件と略す)において、最高人民法院は次のように指摘した。他人が善意で係争名称を使用した時間は商標権者がその企業名称を使用した時間よりも早い場合、先使用行為は他社名称の無断使用行為に当たらない。

## 五、植物新品種事件の裁判

33. 植物新品種権侵害事件における結論が相違するテストレポートの採用と認定

山東登海先鋒種業有限公司(再審請求人)vs 陝西農豊種業有限責任公司、山西大豊種業有限公司(被請求人)の植物新品種権侵害紛争事件((2015)民申字第 2633 号)において、最高人民法院は次のように指摘した。特徴・特性が同一であることは、植物新品種権侵害行為を認定する前提条件である。植物新品種の権利付与根拠は圃場栽培の DUS テストである。圃場栽培の DUS テストにより確定された特異性結果が DNA 指紋検査結果と一致しない場合、圃場栽培の DUS テスト結果が優先する。

六、集積回路の回路配置事件の裁判

34. 登記図面とサンプルが集積回路の回路配置の保護範囲確定において果たす役割

昂宝電子(上海)有限公司(再審請求人)vs 南京智浦芯聯電子科技有限公司、深セン賽靈貿易有限公司、深セン市梓坤嘉科技有限公司(被請求人)の集積回路の回路配置専利権紛争事件((2015)民申字第 785 号)において、最高人民法院は次のように指摘した。登記時点で既に商業利用されていた集積回路の回路配置は、その専有権の保護内容が登記出願時に提出したコピー又は図面に準じなければならず、必要がある場合に、サンプルを補助参考物として採用できる。

七、知的財産権の訴訟プロセスと証拠

35. 挙証能力を有する一方当事者が営業秘密の詳細内容の明示を拒否しても、人民法院による営業秘密非侵害確認事件の受理には影響しない。

丹東克隆集団有限責任公司(再審請求人)vs 江西華電電力有限責任公司(被請求人)の営業秘密非侵害確認事件((2015)民申字第 628 号)において、最高人民法院は次のように指摘した。営業秘密非侵害確認事件において、当事者の挙証能力と証拠獲得の難易度により、営業秘密の詳細内容と訴訟権利義務の指向対象を確定しなければならない。挙証能力を有

する一方当事者は営業秘密の詳細内容の明示を拒否した場合、それ相応の不利な法的結果を受けなければならないが、人民法院による営業秘密非侵害確認事件の受理には影響しない。

### 36. 電子証拠の真実性と証明力の審査判断

董健飛(再審請求人)vs 吳樹祥(被請求人)、国家知識産権局專利複審委員会(一審被告、二審控訴人)の意匠專利権無効行政紛争事件((2015)知行字第 61 号)において、最高人民法院は次のように指摘した。公証書により固定化したインターネットウェブサイトの公表時間の真実性と証明力を審査、判断するに当たって、公証書の作成経緯やウェブサイトと公表時間の形成経緯、当該ウェブサイトの管理者の資格と信用状況、経営管理状況、採用された技術手段などの関連要因を考慮し、事件に係るその他の証拠とあわせて総合的に判断しなければならない。

### 37. 証拠の証明効力の審査認定と偽証行為への処罰

広東華潤塗料有限公司(再審請求人)vs 江蘇大象東亜製漆有限公司(被請求人)、吳雪春(一審被告)の不正競争紛争事件((2014)民提字第 196 号)において、最高人民法院は次のように指摘した。人民法院は、法定プロセスにより全面的かつ客観的に証拠審査を行い、法律規定により論理的な推理と日常生活経験法則を用いて証拠証明力の有無と大小を判断し、判断理由と結果を公開しなければならない。深刻に信用原則に違反し、偽証を提出し、虚偽の陳述を行い、司法秩序を乱した行為に対し、法定プロセスに従って処罰を与えなければならない。

38. 侵害責任の負担を停止するに当たって、善意の保護原則に従い、公共利益にも配慮しなければならない。

前記「星河湾」商標権侵害及び不正競争事件において、最高人民法院は更に次のように指摘した。商標権などの知的財産権が物権などの財産権と衝突する場合、当事者に使用停止の法的責任を負わせるかを判定するに当たって、善意の保護原則に従い、公共利益にも配慮しなければならない。

## (1) 32 事例の位置付け及び全体的特徴

最高人民法院の知的財産権裁判廷は 2015 年通年で新規受理した各種の知的財産権事件は合計 759 件であり、既済件数は 754 件である。前記の事件のうちの知的財産権及び競争事件から 32(事件事実と法律問題がほぼ同じである事件は 1 件)件の典型的な事件を精選した。

これらの事件には、2015 年の中国法院 10 大知的財産権事件と 50 の知的財産権典型的な事件が含まれて、現在の中国 38 の普遍的で指導的な意義のある法律適用問題を抽出しており、最高人民法院が知的財産権と競争分野において、新規、困難、複雑な事件を審理する時の考え方と裁判方法を表したものである。

また、精選した 32 件の典型的な事件は、最高人民法院が 2015 年に審理した知的財産権と競争事件の基本的傾向と特徴を反映しているため、以下で詳細な内容を紹介・検討する。

## (2) 32 事例の概要及びポイント解説

1) 慈溪市博生プラスチック製品有限公司(再審請求人)vs 陳劍(被請求人)の実用新案専利権侵害紛争事件((2015)民申字第 188 号)

### 事件の概要

原告陳劍は、名称が「クリーニング用具」(専利番号が ZL201120233442.2)である実用新案の考案者であり、2013 年 6 月 20 日に寧波市中級人民法院に、被告である慈溪市博生プラスチック製品有限公司(以下、博生社と略す)が上記実用新案専利権の侵害になると訴訟を提起した。

一審において、原告は、イ号物件が本件実案の権利範囲に属し、原告の専利権の侵害になると主張し、専利権評価報告(証拠 3)、被告の侵害行為(販売の申し出)の実施を証明しようとする公証書(証拠 4)及びイ号物件の実物(証拠 5)等の 7 件の証拠を提出した。被告は、上記証拠 4 と証拠 5 の関連性について異議を持っている。

一審法院は、イ号物件が原告の考案とは脱水時の構成で相違し、具体

的には、原告の考案では、脱水は、変速駆動機構（駆動機構と制御機構との組み合わせで構成される）によりモップヘッドの回転を駆動するものであるのに対して、イ号物件は、原告の考案に比べて、「制御機構」の構成を有しないため、本件実案の範囲外になると判断し、原告陳剣の提訴を棄却した。原告陳剣は、不服があり、控訴した。

二審において、被告博生社は、①出願番号が 201120157568.6 で、名称が「手押式回転モップ用モップベース及び脱水槽」である実用新案專利（以下、568 專利という）は、モップロッド以外の本件実案の構成を明確に記載しており、モップロッドの構造は 568 專利的明細書に援用される実用新案文献 CN201755206U（以下、206 專利という）に記載されているため、206 專利的モップロッドの構造が 568 專利に開示されていると考えられ、従って本件実案より先に出願され本件実案の出願日より後に公開された 568 專利は、本件実案の拡大先願となっていると主張するとともに、②本件実案に係るモップロッドの構造が当業界の技術常識であることを証明しようとする中国專利文献を 17 件提出し、イ号物件は技術常識と拡大先願（つまり 568 專利）との組み合わせにより得られるものであると主張した。

二審法院（浙江省高級人民法院）は、被告博生社の上記主張を認めておらず、本件実案の明細書（特に、実施例 2）及び図面に基づいて請求項 1 の権利範囲を解釈した上で、イ号物件が本件実案の権利範囲に属すると認定し、イ号物件が侵害になるという判決を言い渡した。

被告博生社は上記判決に対して不服があり、最高人民法院に再審請求を行った。最高人民法院は、審理した結果、イ号物件が侵害になると判断した。また、「拡大先願は、新規性の判断にしか利用できないものであるという特性があるため、拡大先願に基づいて非侵害の抗弁を行う場合、公知技術又は技術常識とさらに組み合わせることができない」と判示した。

よって、最高人民法院は、博生社の再審請求を棄却した。

## ポイント解説

### (1) 專利權評価報告について

專利法第 61 条第 2 項には、「專利權侵害の紛争が実用新案專利又は意

匠専利に関わる場合、人民法院又は専利事務管理部門は、権利者又は利害関係者に、国家知識産権局により作成された専利権評価報告を提出するよう要求することができる」と定められている。

専利権評価報告は、人民法院又は専利事務管理部門が専利権侵害の紛争を審理・処理するための証拠であり、主に人民法院又は専利事務管理部門が関係手続きを中止する必要があるかどうかの判断に使用される。

専利紛争事件の審理における法律適用の問題に関する最高人民法院の若干の規定(2015)第9条には、「人民法院が受理した実用新案、意匠専利権侵害の紛争事件について、被告が答弁期間内に当該専利権の無効を請求する場合、人民法院は、訴訟を中止すべきである。ただし、以下の場合のうちのいずれがあるときは、訴訟を中止しなくてもよい。(一)原告が提示した調査報告又は専利権評価報告には、実用新案又は意匠専利権が無効とされる理由が見つからなかった場合。」と定められている。

本事件では、原告陳劍は一審において、自ら本件実案が新規性及び進歩性を有すると証明する専利権評価報告を提出したので、訴訟において自身が有利なポジションに立てるようになり、被告が訴訟の中止を申請する手段などにより訴訟期間を延長させるのを避けることができた。

## (2) 専利権の権利範囲の認定手法

『中華人民共和国専利法』第59条第1項には、「発明又は実用新案専利権の権利範囲は請求項の内容により決定されるものであり、明細書及び図面は請求項の内容の解釈に利用できる」と定められている。

『専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院の解釈』(以下、司法解釈(一)と略す)第5条には、「明細書又は図面のみに記載されるが、請求項に記載されていない技術方案について、権利者が専利権侵害紛争事件においてこの技術方案を専利権の権利範囲に入れる場合、人民法院は支持しない。」と定められている。

専利権の権利範囲の的確な認定は、専利侵害判断の前提となる。専利権の権利範囲の認定は、専利権者の合理的な利益及び公衆の公知技術の自由な使用の権利と密接な関係がある。したがって、請求項の内容を出発点とし、明細書の教示及び図面の説明を加味し、解釈の各原則に基づいて請求項の権利範囲を明確にしなければならない。

本事件では、最高人民法院は、専利法第 59 条及び司法解釈(一)第 5 条に対する理解に基づき、再審請求人である博生社が主張した「本件実案の明細書及び図面を参照して請求項 1 を解釈すべきではない」理由を認めず、本件実案の明細書及び図面に基づいて請求項 1 の「変速駆動機構」、「制御機構」、「駆動機構」の意味及び請求項 1 の権利範囲を解釈する二審法院の認定手法を認め、さらに、本件実案の明細書、図面及び関連請求項に基づいて、本件実案の請求項 1 の「変速駆動機構」は駆動機構と制御機構とを有するものであり、駆動機構と制御機構の両者の総称であり、実質上、請求項 1 の権利範囲には実施例 2 の考案が含まれているため、司法解釈(一)第 5 条に規定する場合に該当しないと判示している。

また、最高人民法院は、請求項 1 の文言の記載に基づいて、請求項 1 には、脱水時に、駆動機構と制御機構が両方とも動作することが規定されていないという見解を示している。

したがって、最高人民法院は、専利権の権利範囲に関する上記認定手法により、イ号物件が本件実案の専利権への侵害になると判断している。

請求項 1 の文言の記載に基づき、明細書、図面を参照して請求項 1 の権利範囲を解釈する最高人民法院の認定手法は、説得力があると思われる。

### (3) 侵害被疑者の拡大先願の抗弁について

専利法第 62 条には、「専利侵害紛争において、侵害被疑者が、その実施した技術又は意匠が公知技術又は公知意匠であると証明する証拠がある場合、専利権の侵害に該当しない」と定められている。

司法解釈(一)第 14 条には、「専利権の権利範囲に属すると訴えられたすべての構成が、1 件の公知の技術方案の対応する構成と同一であるか、又は実質的差異がない場合、人民法院は、侵害被疑者が実施した技術が専利法第 62 条に規定される公知技術であると認定すべきである」と定められている。

上記 2 条の規定は「公知技術の使用が専利権の侵害にならない」抗弁事由であるが、拡大先願は公知技術ではなく、侵害被疑者が、その実施した技術が拡大先願であることを理由に、専利権の侵害にならないと主張できるかについては、中国専利法及び司法解釈に明らかな規定はない。

しかしながら、『北京市高級人民法院による＜專利侵害判定指南＞の理解と適用』第 127 条には、「拡大先願は公知技術ではなく、公知技術の抗弁の理由として利用できない。ただし、侵害被疑者が、その実施したものが拡大先願の專利であると主張した場合、公知技術の抗弁の規定を参照して取り扱うことが可能である」と記載されている。

また、最高人民法院は、本事件において、イ号物件が拡大先願と技術常識の組み合わせであるため非侵害であるとした被告の主張を採用していないが、イ号物件の係争構成が拡大先願にすべて開示されていれば抗弁を認める見解を示している。

具体的には、最高人民法院は、

「專利法第 62 条に公知技術の抗弁が規定される主な理由は、專利権の権利範囲が公知技術をカバーすべきではないことであり、イ号物件が公知技術と同じである場合、及び、イ号物件が公知技術に比べて実質的な違いがない場合との 2 つの場合には、イ号物件が公知技術に対して新規性または進歩性を有せず、專利権を取得できるものではないため、本件考案の権利範囲に属するものではない。拡大先願と公知技術はいずれも本件考案の新規性判断に利用できるため、イ号物件が拡大先願に開示されていれば、拡大先願に対して專利権を取得できるものではないため、係争專利の権利範囲に属するものではないと判断できる。したがって、侵害被疑者が、その実施した技術が拡大先願であることを理由に非侵害を主張する場合、人民法院は、專利法第 62 条、專利侵害に関する司法解釈第 14 条等の公知技術の抗弁に関する規定を参酌して適用し、拡大先願の抗弁を認定することができる。」と判示している。

よって、最高人民法院と北京市高級人民法院とも、拡大先願が非侵害の抗弁に利用できることを認めていると考えられる。

2) 華為技術有限公司(再審請求人)vs 中興通信股份有限公司、杭州アリババ広告有限公司(被請求人)の發明專利権侵害紛争事件((2015)民申字第 2720 号)

## 事件の概要

華為技術有限公司(以下「ファーウェイ」という)は、「動的アドレス割り当てにおける IP アドレスなりすましの防止方法」という名称の発明専利(出願番号:02125007.3)(以下「本件専利」という)の権利者である。中興通迅股份有限公司(以下「ZTE」という)が生産経営を目的として製造、販売の申出、販売している型番 ZXR103952A のスイッチが採用している発明の構成は、本件専利の権利範囲に入っており、杭州アリババ広告有限公司(以下「アリババ社」という)は、当該スイッチを販売していた。そのため、ファーウェイは、当該両社の行為は、自社に重大な損失をもたらしたとして、ZTE とアリババ社を浙江省杭州市中級人民法院(以下「一審法院」という)に訴えた。2014 年 4 月 17 日、一審法院は、ファーウェイの全ての訴訟上の請求を棄却する判決を言い渡した。

ファーウェイは、一審判決を不服として上訴を提起し、二審法院は 2014 年 7 月 17 日、本事件を受理した。本事件の経由が複雑であることに鑑み、二審法院は、院長の許可を経て本事件の審理期間を延長させ、2015 年 2 月 13 日、上訴を棄却し、一審判決を維持する判決を言い渡した。

ファーウェイは、二審判決を不服として最高人民法院に再審請求をした。

最高人民法院は、二審法院の観点、すなわち、ファーウェイが提出した現有証拠では、その主張する特定ネットワークモードにおいて、被疑侵害製品により本件専利の方法を再現されることを証明できるだけで、ZTE がファーウェイの本件専利に対する侵害行為を実施していたことを証明するには十分ではないと判示した。したがって、最高人民法院は 2015 年 12 月 21 日、ファーウェイの再審請求を棄却する裁定を下した。

### ポイント解説

実務上、一般的に方法専利についての権利行使は、非常に困難であるため、実際にこのような訴訟を提起するケースは稀である。本事件は、正に電信分野に関連する非製造方法の専利権侵害訴訟における典型的な事件であり、再審審理において最高人民法院は、二審法院の判決書における深い技術分析と正確な適用法律を全面的に肯定しているので、それなりの参考的価値があるといえる。

法律の側面からすれば、二審判決と再審裁定では、専利の請求項の権利範囲の確定、専利権侵害行為が実施されたか否か、権利侵害行為を実施した主体という少なくとも3つの問題について明らかにしている。

まず、明細書における例示的な表現について、権利範囲に対する限定であると簡単に解釈してはならないことを明確にしている。

最高人民法院は、再審裁定において、一審法院の認定を明確に是正し、かつ、専利の請求項の権利範囲を確定において、明細書及び図面における例示的な表現「DHCP 中継をオンにする」を、請求項1の権利範囲内に限定してはならず、さもなければ、非合理的に専利権の権利範囲を制限することになると指摘した。

次に、専利権侵害行為を実施したか否かと、請求項の権利範囲とは相互関連するものの、それぞれ分けて判断する必要がある。

本事件において、さまざまなネットワーク条件において、設備実行のために実施した発明は異なっており、ファイアウェイが指定した特定ネットワーク条件においてのみ、設備の実行時に専利の方法を実施することができる。請求項1では「DHCP 中継をオンにする」ことを限定していないものの、ZTE 及びユーザーが研究開発、試験及び使用において、ファイアウェイが必然的に限定したネットワーク条件ではなく、「DHCP 中継をオンにする」というネットワーク条件によって実施したことを合理的に判断した場合、当該専利の方法が実際に使用されたことを証明することはできず、専利権侵害行為を実施していたことも証明することができない。したがって、被疑侵害製品に「DHCP 中継をオンにする」というネットワーク条件を使用したか否かについての判定がやはり必要である。

最後に、一審判決と比較すると、二審判決と再審裁定では、何れも権利侵害行為の主体を明確にしている。

例えば、ファイアウェイが再審請求において、ZTE が被疑侵害製品の研究開発又は出荷試験過程において、専利の方法を使用したことは、「専利法」第11条第1項に規定の権利侵害行為に、特に直接権利侵害に該当すべきであり、ZTE がユーザを積極的に誘導して当該専利の方法を実施させた行為は、「権利侵害責任法」第9条第2項に規定の権利侵害行為に対する教唆、幫助に該当すべきであると示唆していた。

二審判決と再審裁定において、法院は、「①ZTE が被疑侵害製品の研究開発又は出荷試験において専利の方法を必然的に使用せざるを得なかったか否か」及び「②ユーザーは被疑侵害製品の購入後、本件専利の方法を使用せざるを得なくなかったか否か」についてそれぞれ分析したが、実際には直接侵害行為及び権利侵害行為に対する教唆、幫助が成立するかどうかをそれぞれ分析したことと同じである。

実務上、次のような示唆を得ることができる。

(1)方法専利を行使するため、必要なコストは高いが、成功する可能性は確かにある。

本事件において、被疑侵害製品が複雑な技術に及んでいたため、一審法院は、司法鑑定を委託し、司法鑑定機関は工業・情報化部の傘下にある専門実験室に委託して検査報告を発行させた。全体の鑑定には、1年以上の時間と、鑑定費用として15万元かかり、時間と費用のコストはいずれも非常に高くなった。

しかし、専門の試験設備(ネットワーク試験機器)のポートを使用したスナップ機能を通じて、次のような技術検査結果を正確に得ることができた。すなわち、「DHCP 中継をオンにする」というネットワークモードにおいて、被疑侵害製品の構成要件は、専利の方法に対応する構成要件と一致せず、DHCP 中継をオンになっていないファークウェイが提供した特定のネットワークモードにおいて、被疑侵害製品の構成要件は、専利の方法と対応する構成要件と一致していた。

すなわち、司法鑑定機関から専門の実験室に被疑侵害設備を検査することを委託することで、方法専利の権利侵害に係る技術的事実を確定でき、それにより方法専利権の行使を成功させる基礎を築くことができる。

(2)設備実行に係る方法専利の権利侵害の判定に対するユーザーマニュアルの重要性

「専利法」第11条第1項の規定に基づき、非製造方法(例えば、本事件における設備実行の方法)の専利に対する専利権侵害行為は、専利の方法に対する使用に該当する。

設備製造者が被疑侵害製品の研究開発試験段階において当該専利の方法を必然的に使用せざるを得ないか否か、及び設備製造者はユーザー

を唆して当該専利の方法を使用させたか否かを判断する時、ユーザーマニュアルに記載されている内容は、その核心的な証拠の1つになる。

実務上、本事件のようにユーザーマニュアルの記載に基づいて、権利侵害でないと判定する事例もあれば、ユーザーマニュアルの記載に基づいて権利侵害として判定される成功ケースもある。

したがって、設備実行方法の専利による権利侵害訴訟の提起を準備する際に、被疑侵害製品のユーザーマニュアルに記載の関連内容を詳細に事前に分析する必要がある。

### 3) 劉鴻彬(再審請求人)vs 北京京聯発デジタル制御科技有限公司、天威四川硅業有限責任公司(被請求人)の實用新案専利権侵害紛争事件 ( (2015)民申字第 1070 号)

#### 事件の概要

専利権者劉鴻彬は、「シリコン棒テーパー又は外数値制御研磨機」(以下「係争實用新案」という)を名称とする實用新案専利(専利番号: ZL200820223950.0)を所有し、専利出願日は2008年12月31日で、登録公告日は2009年10月21日である。2003年に設立された北京京聯発デジタル制御科技有限公司(以下「京聯発公司」という)の事業範囲は電子機器等の加工・製造で、2007年に設立された天威四川硅業有限責任公司(以下「天威公司」という)の事業範囲は、多結晶シリコン、単結晶シリコン、単結晶スライス等の製造・販売である。

劉鴻彬は、調査を経て、天威公司の製造過程で使用されたシリコンチップ研削機設備(以下「被疑侵害製品」という)が係争實用新案権を侵害している疑いがあることを発見したので、四川省成都市中級人民法院(以下「一審法院」という)に起訴前の証拠保全を請求した。2012年1月16日、一審法院は、天威公司の工場内に据付られた被疑侵害製品に対する現場検証を行い、そこで被疑侵害製品に付された製品標識に「北京京聯発数控科技有限公司シリコンチップ研削機型番: MZ-08」等の内容が印刷されているのを見つけた。被疑侵害製品と係争實用新案の請求項1を比較した結果、その構成、構造及び構成要件は、係争實用新案の請求項

1 の権利範囲と同一であることが分かった。そこで、劉鴻彬は、一審法院に訴訟を提起し、天威公司に対して被疑侵害製品の使用行為を差止めること、京聯発公司に対して被疑侵害製品の製造、販売行為を差止めること、天威公司、京聯発公司の両社に対して劉鴻彬の経済的損失 30 万元と合理的費用 800 元の賠償金を連帯して支払うことを請求した。

一審法院による調査によって、天威公司は 2009 年 3 月、対外的に「シリコン加工設備引合書」を公表し、被疑侵害製品を含む設備について入札募集をし、2009 年 4 月 10 日、天威公司(買い手)と京聯発公司(売り手)は、「シリコン加工設備売買契約」及びその付属資料「技術合意書」を締結し、契約に約定されている目的物には、シリコンチップ研削機が含まれ、かつ、「技術合意書」には MZ-08 型番のシリコンチップ研削機の規格及びその供給範囲が記載されていた。

一審法院は、「京聯発公司は、劉鴻彬の許諾を得ずに、被疑侵害製品であるシリコンチップ研削機を製造、販売し、劉鴻彬の実用新案専利権を侵害している。天威公司は、被疑侵害製品を購入する過程において、すでに合理的な調査義務を果たしており、提出した証拠は、同社が使用していた被疑侵害製品に合法的な出所があることを証明できるので、賠償責任を負う必要はない。」と判示した。したがって、一審法院は、天威公司に対して被疑侵害製品の使用行為の即時差止めを、京聯発公司に対しては被疑侵害製品の製造・販売の即時差止め、及び経済的損失 10 万元の賠償金の支払いを命じる判決を言い渡した。京聯発公司は、当該判決を不服として、四川省高級人民法院(以下「二審法院」という)に上訴した。

二審法院は、審理を経て、「本事件において、『売買契約』は 2009 年 4 月 10 日に締結され、その約定によれば、京聯発公司が全ての製品の引渡しを完了した後、天威公司は京聯発公司に対して 90%の代金を支払い、京聯発公司は天威公司に対して契約総額の 100%の領収書を発行し、残額 10%の代金を保証金とするはずであった。京聯発公司が天威公司に対して、2009 年 10 月 16 日付で被疑侵害製品代金 100%の領収書を発行したことに鑑み、京聯発公司がこれより前に天威公司に対して被疑侵害製品を引き渡したこと、すなわち、『売買契約』の締結日及び被疑侵害製品の引渡日が何れも、係争実用新案の登録公告日の 2009 年 10 月 21 日より

前であったと認定することができるので、京聯発会社が被疑侵害製品を製造、販売した行為は、係争実用新案の登録公告日前であったと認定すべきである。したがって、被疑侵害製品の構成要件が係争実用新案の権利保護に入るか否かにかかわらず、京聯発会社の行為は、権利侵害を構成せず、天威会社が合法的なルートで被疑侵害製品を購入し、かつ使用した行為も権利侵害を構成しない。」と判示した。最終的に二審法院は、一審判決を取消し、劉鴻彬の訴訟上の請求を棄却することを命じる判決を言い渡した。劉鴻彬は、当該判決を不服として、最高人民法院に再審請求をした。

最高人民法院は、審理を経て、「当事者が契約締結前に、広告、商品展示等の方法により表明した商品販売についての一方的な意思表示は、販売の申出行為であり、双方の商品販売についての合意に達した意思表示は、販売行為である。契約成立を販売行為の認定の判断基準とすることは、販売行為と販売の申出行為との間を密接につなげることができ、販売行為と販売の申出行為との間に専利権によってカバーできない隙間をなくすので、専利権者の利益の十分な保護にとって有利である。それと同時に、契約成立を販売行為の認定の判断基準とすることは、専利権者が販売行為の成立についての証拠を入手し、証明することを容易にさせ、証拠収集のコストと認定コストの何れも低く抑えることができる。本事件において、天威公司与京聯発公司との間の『売買契約』の締結日が本事件の実用新案の登録公告日より以前で、登録公告日にすでに販売されていた製品の後続的な使用、販売の申出及び販売行為が認められるべきであることに鑑み、二審法院による認定は妥当である。」と判示した。最終的に、最高人民法院は、劉鴻彬の再審請求を棄却した。

### ポイント解説

『専利法』では、専利権者の許諾を得ていない専利製品に対する販売行為を権利侵害行為と規定しているものの、販売の概念がはっきりと規定されていない。通常、販売は、売買行為の一部として、売り手の一方的な行為、すなわち、専利製品を販売する行為のことをいうと認められている。また、販売について、売買双方が共同で完成させる売買行為と同一であるとみなせないものの、売買行為の認定基準は、販売行為

の認定にとって参考となる。売買契約において、契約の成立、契約発効、買い手の義務の履行、売り手の義務の履行等の時期は、売買行為を認定するためのポイントとなる。したがって、販売行為に対する認定基準には、少なくとも契約成立の基準、契約発効の基準、契約代金支払完了の基準、目的物引渡又は所有権移転の基準という少なくとも4種類の選択肢が存在する。どの基準を採用するかについて、『専利法』の立法目的を考慮した上で、販売行為と販売の申出行為との間の関係をはっきり区分し、専利権者の利益を十分に保護する一方で、販売の申出行為と販売行為との間をできる限りつなげるようにして、専利権者の利益に比較的大きい影響をもたらす取引段階と過程をカバーすることにより、より有効的に侵害行為を抑止することができる。

最高人民法院は、「目的物引渡又は所有権移転の基準を採用する場合、被疑侵害者にとって、契約成立から目的物引渡又は所有権移転前までの行為は販売と見なすことができなく、当該行為は、専利権者の権利範囲から離れ、専利権者の権利空間を縮小しすぎることになる。しかも、目的物引渡又は所有権移転は、契約の具体的な内容及び履行過程を結びついて判断しなければならず、認定基準をより複雑にするだけでなく、専利権者が権利を保護する際の証拠収集のコストを引き上げ、立証をより困難にしてしまうことになる。契約代金支払完了の基準を採用する場合、被疑侵害者にとって、契約成立から契約代金支払完成前までの行為は、同様に販売と見なすことができなく、専利権者の権利範囲から離れ、専利権者の権利空間を縮小することになる。また、契約代金支払は契約履行過程に関連しており、当事者は、実務上、分割払い、相殺、債務譲渡等のさまざまな方法を採用して契約を履行する可能性があり、同様に認定基準をより複雑にするだけでなく、専利権者が権利を保護する際の証拠収集のコストを引き上げ、立証をより困難にしてしまうことになる。そして、契約発効の基準を採用した場合、契約成立から発効前までの行為は、同様に販売と見なすことができなく、専利権者の権利範囲から離れ、専利権者の権利空間を縮小することになる。したがって、販売行為の認定は、通常、販売契約の成立を基準とすべきである。」と認定した。

実際に、2016年4月1日から正式に施行されている『最高人民法院に

よる専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(2)』第19条には、製品売買契約が法により成立した場合、人民法院は、『専利法』第11条に定める販売に該当すると認定しなければならないと明確に規定している。

最高人民法院のこの認定は、専利権者を保護する立場で制定されたもので、ある程度、権利者の立証負担を軽減するための効果を果たすものと考えられる。

#### 4)孫俊義(再審請求人)vs 任丘市博成配管器材有限公司、張澤輝、喬泰達(被請求人)の實用新案専利権侵害紛争事件((2015)民申字第740号)

##### 事件の概要

「アンチブロッキング性自動排気バルブ」(専利番号：ZL200320112523.2)の専利権者である孫俊義は、任丘市博成配管器材有限公司(以下、博成公司という)、張沢輝、喬泰達が、当該實用新案を侵害したとして、2013年9月12日に哈爾濱市中級人民法院(以下、一審法院という)に提訴した。

一審法院は、「侵害被疑品と原告専利との相違点は、原告専利では給水カバーの上面がテーパ一面であるのに対し、侵害被疑品の給水カバーの上面が平面である点にある。両者は何れも吸水カバーの上面とフロートとの間の線接触を実現するために設けられるものであり、均等物に該当する。侵害被疑品は原告専利の権利範囲内である。」と認定した。また、本訴訟が提起される前に、被告張沢輝と原告孫俊義とが協議書を締結し、それ以降権利侵害行為がある場合、被告張沢輝が原告孫俊義に賠償金として50万元を払うことに合意した。一審法院は上記協議書に基づき、各被告者が共同で原告孫俊義に対し、賠償金として50万元を払う判決をした。

被告博成公司、張沢輝は一審判決を不服として、黒竜江省高級人民法院(以下、二審法院という)に上訴した。

二審法院は、「給水カバーの上面が『テーパ一面』であるという特殊な形状に比べて、給水カバーの上面が『平面』である形態は最も一般的で最も容易に想到し得るものである。係争専利は給水カバーの上面を『テ

一パー面』と厳しく限定していることからすれば、給水カバーの上面が「平面』であることは係争専利の目的を実現できないか、または『テーパー面』がより優れた機能や効果を有することは明らかである。したがって、『給水カバーの上面が平面である』という形態は本件専利の権利範囲から除外されている。侵害被疑品は侵害にならない。」と説示し、一審判決を取消した。ただし、二審法院は被上告人が主張した 2009 年最高人民法院の判例についてはコメントしなかった。

被上告人は二審判決に不服があり、最高人民法院に再審を提起した。

再審において、最高人民法院は「テーパー面と平面は何れも係争専利の出願時に当業者に周知される形状である。したがって、専利権者が請求項における当該構成をテーパー面に限定することは、平面は本件専利の権利範囲から除外されることを意味している。」として、二審判決を支持した。更に、最高人民法院は、「近年、作成水準が低い専利に対する均等論の保護が弱まりつつあり、人民法院は均等論に対する理解が深まり、その適用もより厳しくかつ慎重になっている。」と説示している。よって、最高人民法院(2009)民申字第 157 号民事裁定における均等侵害に対する認定は本件侵害の判定に影響を与えない。最高人民法院は原告の再審請求を棄却した。

### ポイント解説

#### (1) 均等論の適用について

「専利紛争事件の審理における法律適用の問題に関する最高人民法院の若干の規定」第 17 条第 2 項には「均等物とは、かかる構成要件と基本的同一の手段により基本的同一の機能を果たして基本的同一の効果を奏するものであって、当業者が被疑侵害行為の発生時に創意工夫をせずとも想到し得るものをいう。」と定められている。

均等論に関する上記規定は大まかなものであり、実際の運用において、基本的同一の手段、基本的同一の機能、基本的同一の効果の判断はよく争点になる。本件において、最高人民法院は均等物の判断について基本的な原則を示している。

構成が均等物であるかを判断する際に、以下の要素を考慮する必要がある。

まず、均等論と専利権の権利範囲との関係、及び、専利制度に均等論を規定する必要性を考慮すべきである。専利侵害の判定において、均等論は請求項の文言どおりに解釈した権利範囲を拡張することができ、専利権の文言侵害への適当な補足である。均等論の適用は専利権者に確実かつ効果的な法的保護を提供し、技術革新を励ましている。一方、専利制度自体は専利権の権利範囲が十分な確実さと予見性を有することを確保する必要があり、均等論の濫用による専利権の権利範囲の揺れや公衆利益の損害を防止しなければならない。つまり、均等論は専利権の保護に不可欠な原則・制度でありながらも、専利権者と公衆の利益の両立を確保する必要がある。即ち、専利権者が従来技術にもたらした技術的貢献を保護するとともに、科学技術の発展を促すために、均等論の適用に適切な制限をかける必要がある。

次に、均等論の適用は専利出願時と専利侵害時のそれぞれの技術水準を考慮しなければならない。すなわち、専利出願日後の新規技術で専利発明における若干の構成を簡単に置き換えることで侵害を回避することを防止し、専利権の権利範囲を合理的に線引きすることを図る。

本件の場合、二審法院の判決は、「テーパーは当業界での特殊な形状で、平面は通常の形状である。本件専利では形状をテーパーと明確に限定し、明細書にもテーパーによる効果が記載されている。そのため、形状が平面である形態は本件専利の権利範囲から除外された。」と判示している。最高人民法院は、「形状がテーパー形状であっても、平面形状であっても、何れ当業界の公知の形態である。請求項にテーパー面が規定されることによって、平面が権利範囲から除外された。」と認定している。

では、今後の侵害判定において、1つの形状に限定すると、公知の形状は何れも均等物の範囲から除外されることになるであろうか。この点については、一概に言えず、以下2つの要素を考慮する必要がある。1つは、均等判断に係る構成は発明のポイントであるか否かということである。発明のポイントに関わる場合、均等性の判断基準が厳しくなる。もう1つは、当該公知の形状はクレームに規定する形状と同一の課題を解決できるか否かということである。具体的には、例えば侵害被疑品は平面ではなく、円錐台、或いは傾斜の円弧面であると、均等物と認定され

る可能性が大きくなる。

## (2) 過去の判例による影響

周知の如く、中国は判例法ではない。最高人民法院の民事裁定にせよ、各級法院の一審判決、二審判決にせよ、何れも個別案件に限って有効であり、他の案件の判決には直接影響しない。ただし、過去の判例から、ある問題に対する当該法院の基本的な原則が窺える。特に、各高級人民法院及び最高人民法院による終審判決または再審判決は、それ以降の類似案件の判決にガイドラインを示し、ある程度の参考となる。

本件において、最高人民法院(2009)民申字第157号民事裁定では、別の被告が製造した本件と略同様の、平面状の製品が本件専利と均等であると認定されたという特別な事情がある。また、その事件の一審法院と二審法院は本件の人民法院と同じであり、しかもいずれも均等侵害が成立すると認定した。

2001年6月22日に発表された「専利紛争事件の審理における法律適用の問題に関する最高人民法院の若干の規定」は、専利侵害判定における均等論を定めている。均等論の適用によって、専利の請求項の表現上の制限が克服され、文言侵害の不足が補足されるため、専利権者に対する保護が図れる。しかし、実際の運用において、均等論が過度に適用され、専利権の権利範囲が不適切に拡張される場合がある。そこで、2009年12月28日に発表された「専利権紛争事件の法律適用における若干の問題に関する最高人民法院の解釈」では、均等論に加えて、寄付原則、禁反言の法理及びオールエレメントルールが明確に規定され、専利権者の権利がある程度制限されるようになり、公衆利益とのバランスがよりとれた。また、専利制度の更なる普及・発展、及び専利書類の作成水準の向上に伴って、専利行政部門による専利出願書類に対する要求はより一層厳しくなり、作成水準が低い専利に対する均等論の保護が弱まりつつある。一方、人民法院の均等論に対する理解が深まるにつれて、均等論の適用もより厳しくかつ慎重になっている。よって、最高人民法院(2009)民申字第157号民事裁定における均等侵害に対する判定は本件均等侵害の判定には影響を与えない。

最高人民法院の上記説示によれば、中国専利出願の品質の向上に伴い、

均等侵害に対する司法機関の判断基準が益々厳しくかつ慎重になっている。2009年までに運用されていた均等論の判断基準及び関連判例は現在の侵害判定に適用できなくなったと言っても過言ではない。この変化は本件で鮮明に示されており、業界の注目に値する。

5) 本田技研工業株式会社(控訴人)vs 石家莊双環自動車股份有限公司、石家莊双環自動車有限公司、石家莊双環新エネルギー自動車有限公司(被控訴人)の意匠専利権侵害紛争事件((2014)民三終字第8号)

### 事件の概要

2001年5月30日、本田技研工業株式会社(以下「本田技研社」という)は、中国国家知識産権局に「自動車」意匠(以下「本件意匠」という。図a)を出願し、翌年2月13日、権利付与された(意匠番号は01319523.9)。

2013年4月25日、本田技研社は、石家莊双環自動車股份有限公司、石家莊双環自動車有限公司(以下、双環社という)が製造・販売する製品「LAIBAOS-RV」自動車(以下「権利侵害製品」という)が自社の意匠権を侵害しているという理由で、河北省高級人民法院(以下「一審法院」という)に訴訟を提起し、3億4,857万元の賠償を請求した。

一審法院は、審理を経て、「権利侵害製品と本件意匠の図面を全体的に観察すれば、明らかな差異点が4箇所あり、この他に正面図、側面図、背面図にも明らかな差異がある。本田技研社が本事件において提出した各種メディアに掲載された文章、評論等の資料は、本田技研社及び各人士がそれぞれの経済的な目的のために行った商業宣伝、又は自動車熱狂者が権利侵害製品と本田自動車の完成品を比較して出した専門的な評価であるので、『一般消費者』の評価とすることができず、かつ、比較の参照物が本件意匠の製品ではなく、本田技研社が製造した自動車の完成品であるので、採用すべきではない。本田技研社が提出した『本田技研株式会社が石家莊双環自動車股份有限公司を訴えた意匠権侵害紛争事件に関する専門家による論証意見』は、本田技研社の一方的な陳述で、鑑定結論として使用することができない。」と認定した。よって、一審法院は、最終的に本田技研社の請求を全て棄却した。本田技研社は、一審

判決を不服として最高人民法院に上訴を提起した。

最高人民法院は、審理を経て、「まず、販売されていた権利侵害製品には自動車のルーフキャリアクロスバー、バッフルプレート、フロントバンパーとリヤバンパーのカバー等のいわゆるオプションパーツが装着されていなかったことを証明する証拠がない。次に、上述のいわゆるオプションパーツを取り外すことは、製品性能の正常な使用に影響を与えうる。バッフルプレートを取り外した場合、それと直接つながっているハイマウントストップランプが破壊され、車両の安全な走行に影響が及ぶ。したがって、上述のオプションパーツを取り外すことは、製品の販売時の外観形態を変えてしまうだけでなく、外観が、一般消費者が購入後に、通常の使用において観察できる意匠ではなく、製品を組み立てるときに現れる外観ということになる。意匠権侵害認定の比較を行うとき、実際に製造・販売している自動車製品の全体を比較対象とすべきで、ルーフキャリアクロスバー、バッフルプレート及びフロントバンパーとリヤバンパーのカバー等の意匠の構成を取り外し、分解した後の状態で比較してはならない。

また、意匠権侵害紛争における類否判断について、一般消費者の知識レベルと認知能力を基にして、かつ、意匠の全ての構成に基づき、意匠の全体の視覚的効果をもって総合的に判断しなければならない。一般消費者とは、権利付与された意匠の関連創作に対して、常識的な理解ができ、かつ、異なる意匠間の形状、模様及び色彩についての差異に対する識別能力を有する者をいう。しかし、一般消費者は通常、形状、模様及び色彩の微細な変化にまで注意を払えない。一般消費者は抽象化された法律概念であり、その有している『常識的な理解』は、一般の自動車熱狂者とは一致しない。また、本田技研社が提供した『広州日報』、『羊城晚報』及び『京華時報』等のメディア報道によれば、これらはいずれも本田の自動車製品を評価の参照物としており、本件意匠を参照物としていない。したがって、一審法院が関連証拠を採用しなかったことは、不当でない。」と認定した。

最高人民法院は最終的に、本事件には権利侵害行為が存在しないので、本田技研社が双環社に対し、権利侵害の責任を負うことを請求した上訴

理由は、支持されるべきではないと判示した。

### ポイント解説

まず、本事件によれば、最高人民法院は、以下のような権利侵害判断原則を採用していることが分かる。すなわち、意匠権の侵害判断において、実際に製造・販売している製品全体を比較対象としなければならないという点である。過去の意匠権侵害事件の審理でも、当該判断原則が採用されており、最高人民法院は、それを明確にしたに過ぎない。当該判断原則の採用は、意匠権の権利行使に対する難易度を高め、他人に意匠権侵害を回避させることに大きな可能性を与えたといえる。

現在、中国において、全体意匠だけを保護している状況下で、上述の判断原則を利用した意匠権侵害の回避を防止する有効な手立てはない。しかし、第4回改正「専利法」が施行されれば、部分意匠制度の採用により、上述の問題を効果的に解決できるものと考えられる。

次に、本事件において、最高人民法院は、係争意匠権の無効審判手続において認定された外観における明らかな差異のある箇所が存在を、本事件の権利侵害紛争のポイントとして考慮した。

意匠の出願人又は専利権者に対する本事件の示唆は、意匠出願又は無効手続の過程において、意匠と先行技術との間の差異点をより慎重に認定し、意匠の有効性に対する論争において、大して重要でない部分を強調することを回避することで、法院が権利侵害判断において、かかる部分に対して、専利権者に不利になるような取扱いをできるだけしないようにすることにある。

さらに、本事件において、最高人民法院は、「意匠権侵害紛争の類否判断では、一般消費者の常識的な理解に基づくものとし、当該常識的な理解は、専門士の観点とは相違している。」と解釈した。本事件の場合、各メディアに掲載された文章、評論、自動車熱狂者の評論及び「本田技研株式会社が石家荘双環自動車股份有限公司を訴えた意匠権侵害紛争事件に関する専門家による論証意見」の作者、熱狂者又は専門家は、いずれも河北省高級人民法院、最高人民法院によって、一般消費者として認められていない。彼らは、商業宣伝目的であったり、又は専門知識を

有していたり、一般消費者と区別される特殊群に属する者である。

なお、最高人民法院が意匠権侵害判断における比較対象は、意匠の具体的な製品と被疑侵害製品であってはならないと指摘したことが、同法院がメディアに報道された比較結果を権利侵害判断の根拠として採用しなかったもう1つの理由である。

最高人民法院は、上述の2つの理由に基づき、上述のメディア文章、評論、専門家の意見を採用しなかったものの、これは、決して今後の意匠権侵害紛争において、専利権者がこのような証拠を提出する必要がない、又は提出する価値がないということの意味するわけではない。なぜならば、かかる証拠が裁判官の心証に対して、ある程度影響を与えられるからである。

**6) 浙江健龍衛浴有限公司(再審請求人)vs グローエ社(被請求人)の意匠専利権侵害紛争事件((2015)民提字第23号)(前記十大案件の2)をご参照。)**

**7) 丹陽市盛美照明器材有限公司(再審請求人)vs 童先平(被請求人)の意匠専利権侵害紛争事件((2015)民申字第633号)**

#### **事件の概要**

2012年6月5日、童先平は、国家知識産権局に名称が「LED街燈(JD-2006B)」である意匠専利権(出願番号:第201230223700.9号)(以下「本件意匠」という)を出願し、その授權公告日は2013年2月27日であった。2013年11月、童先平は調査を経て、丹陽市盛美照明器材有限公司(以下「盛美公司」という)の製造した街燈に本件意匠権を侵害した疑いがあることを見付け、公証を通じて証拠保全を行った後、江蘇省鎮江市中級人民法院(以下「一審法院」という)に提訴し、盛美公司に対して権利侵害行為の即時差止め、権利侵害街燈及び製造用金型の廃棄、経済的損失213,950元の賠償金の支払い、及び公開謝罪を命じるよう請求した。

一審法院は、開廷審理において、盛美公司のウェブページに掲載の被

疑侵害製品の写真と本件意匠の写真との間の比較を行なった上、両者の外観造型が基本的に一致し、全体の視覚的効果に実質的な差異がないので、両者は類似意匠であると認定した。盛美公司は、いくつかの專利文献を証拠として提出し、本件意匠が公知意匠、機能性の意匠又は慣用手法に該当することを証明しようとした。しかし、一審法院は、「街燈のヘッドバッグ部のグローブ部分にあるヒートシンクが機能性を有することは、製品の機能、効果により決まる構成であるものの、当該構成を排除した状況下においても、被疑侵害製品の外観と本件意匠の写真を比較すると、全体の視覚的効果には一般消費者にとって実質的な差異がない。」と判示した。したがって、一審法院は、盛美公司に対して、権利侵害行為の即時差止め、及び 58,950 元(合理的支出 13,950 元を含む)の賠償金の支払いを命じる判決を言い渡した。童先平と盛美公司は、何れも当該判決を不服として、江蘇省高級人民法院(以下「二審法院」という)に上訴を提起した。

二審法院は、審理を経て、「街燈は、広範に使用されている道路用照明器具として、購入者が選別・購入する際、街燈の外観が優れた美感を有するか否かは、街燈の材質、価格、照明効果等と同様に重要な考慮要素である。観察の際に、街燈の全体的な造型、下部ランプシェルの透明グローブの形状、内部反射カバーとランプソケットの形状、上部ランプシェルのヒートシンクバーの形状等は、購入者に深い視覚的な印象を容易にもたらすので、街燈の創作の要点を構成する。被疑侵害製品と盛美公司が称する『LED 街燈(2)』(出願番号：第 200930205635.5 号)公知意匠とを比較すると、その創作の要点において明らかな差異点が存在し、実質的な同一を構成しないので、公知意匠の抗弁は成立しない。」と判示した。二審法院は、当該理由をもって上訴を棄却し、一審判決を維持した。しかし、盛美公司は、当該判決を不服として、最高人民法院に再審を請求した。

最高人民法院は、審理を経て、「盛美公司による公知意匠抗弁が成立するか否かを判断する時、公知意匠と本件意匠及び被疑侵害意匠をそれぞれ比較し、かつ、当該比較対比を基にして、被疑侵害意匠が公知意匠に該当するか否かを判断する必要がある。比較結果からみれば、街燈製品

のテールにおいて、ネジで固定している以外に、本件意匠と公知意匠における下記相違点は、被疑侵害意匠と公知意匠との相違点において表されている。

①全体の正面輪郭。②下部ランプカバーの側面の形状。③シェード。④ランプシェル。⑤内部反射板の形状。⑥上部ランプカバー後部。⑦製品テール部のコネクターの断面。

正に上記相違点に係る構成があつてこそ、本件意匠は、全体の視覚的効果において明らかに公知意匠と区別することができ、更に上記相違点に係る構成も本件意匠の進歩性や新規性を表している。本件意匠のその他の構成と比較して、上記相違点は意匠の同一又は類似の全体の視覚的効果の判断において一層影響を及ぼしている。したがって、被疑侵害意匠が、本件意匠と公知意匠との主な相違点に係る構成を採用している状況下で、被疑侵害意匠は、全体の視覚的効果において本件意匠と類似を構成し、公知意匠とは実質的な差異が存在し、両者は、同一でも類似でもないので、被疑侵害意匠が公知意匠に該当するという盛美会社の主張は成立しない。全体的に観察し、総合的に判断する場合、本件意匠、被疑侵害意匠及び公知意匠の構成について考慮することが必要不可欠で、かかる考慮過程において、公知意匠と区別される本件意匠の構成は、本件意匠のその他の構成と比べて、その意匠の全体の視覚的効果に対する判断においてより一層影響を及ぼしている。」と判示した。最高人民法院は、最終的に盛美会社の再審請求を棄却した。

### ポイント解説

被疑侵害者である盛美会社が被疑侵害製品と本件意匠との類似に対して、異議申立をしなかったため、本事件の争点は、主に公知意匠抗弁の認定、特に意匠の比較における構成の役割の認定となった。最高人民法院は、裁定において、被疑侵害製品と本件意匠が類似する状況において、被疑侵害製品が本件意匠と公知意匠との相違点に係る構成を採用している場合、公知意匠の抗弁は成立し得ないと指摘した。

中国の意匠の類否判断において、その判断原則は、依然として「全体的な観察、総合的な判断」原則である。しかし、本田 SUV 車意匠無効審判請求事件(最高人民法院(2010)行提字第 3 号)を契機にして、公知意匠

と区別される相違点が視覚的効果に対してより顕著な影響をもたらすと言う論点は、多くの事件において、最高人民法院により何度にわたり強調されており、更に(法釈(2009)21号)「専利権侵害紛争案件審理における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院の解釈」第11条において、最高人民法院は、当該論点について司法解釈によってより明確にしている。

本事件において、最高人民法院は、相違点に係る構成の視覚的効果に対する顕著な役割を強調しただけでなく、公知意匠の抗弁の審理過程において、公知意匠と本件意匠及び被疑侵害意匠をそれぞれ比較することを明確にし、かつ、公知意匠と本件意匠の相違点に係る構成をまとめている。その判断ステップと論理の順序は、以下のとおりである。①相違点に係る構成は、本件意匠の進歩性と新規性の表れで、本件意匠を公知意匠と区別するだけではなく、全体の視覚的効果に対する判断に効果的な影響をもたらすので、まず、本件意匠と公知意匠との比較を行ない、相違点に係る構成が存在することを明確にする。②被疑侵害製品が複数の相違点に係る構成を有し、相違点に係る構成が全体の視覚的効果に対して顕著な影響を及ぼすので、被疑侵害製品と公知意匠の間には実質的な差異があり、公知意匠の抗弁は成立しない。

前述の論理自体は、相違点に係る構成の全体の視覚的効果に対する明らかな影響を依然として強調している。本事件において、最高人民法院は、公知意匠の抗弁の判断において、係争意匠、公知意匠及び被疑侵害製品との間の比較を行なうべきであることを更に明確にしている。かかる状況は、過去の司法実務上、公知技術の抗弁の判断において、公知技術と被疑侵害製品だけに対する判断ステップとは若干異なっている。

実際に、「2011年50大判例」の1事例であった株式会社ブリヂストンと浙江杭廷頓公牛ゴム有限公司との間の意匠権侵害紛争において、最高人民法院は、「公知意匠と被疑侵害製品が完全に同一である場合、係争意匠との比較を行なう必要がなく、公知意匠の抗弁が成立するという結論を直接得られるものの、公知意匠と被疑侵害製品が完全には一致しない場合、その類否判断するときには、係争意匠を考慮すべきである。」という本事件と類似する判示を下していた。

つまり、中国の意匠制度においては、「要部」の概念が存在しなくなっているにもかかわらず、公知意匠と区別される本件意匠の構成については、全体の視覚的効果に対してより明らかな影響を及ぼすので、実際には、意匠の「要部」と成っている。全体的な観察、総合的な判断という前提において、当該「要部」を明確すると同時に、関連比較を行なうことは、司法実務上、意匠の類否判断のポイントになると言える。

**8)北京英特萊技術公司(再審請求人)vs 深圳藍盾公司北京分公司、北京藍盾創展門業有限公司(被請求人)の発明専利権侵害紛争事件((2015)民申字第 1255 号)**

### 事件の概要

北京英特萊技術公司(以下「英特萊社」という)は、名称が「防炎断熱ロールスクリーン用カオウル複合ロールスクリーン及びその応用(出願番号:00107201.3)である発明専利(以下「係争専利」という)の専利権者で、その出願日は2000年4月28日で、登録公告日は2003年2月12日である。2011年9月1日、英特萊社は北京西駅構内に設置されている防炎ロールスクリーン製品が係争専利の権利範囲に入っているのを発見した。防炎ロールスクリーン製品には、製造業者として深セン藍盾公司北京分公司(以下「藍盾北京支社」という)と北京藍盾創展門業有限公司(以下「藍盾創展社」という)が表示されていた。そこで、当該防炎ロールスクリーン製品(以下「被疑侵害製品」という)に対して現場にて公証保全を行った後、英特萊社は藍盾北京支社と藍盾創展社に対して、北京市第二中級人民法院(以下「一審法院」という)に訴訟を提起し、両被告に対して権利侵害行為の差止め、連帯で経済的損失56万元と合理的費用4万元の賠償金の支払いを請求した。藍盾北京支社と藍盾創展社は、「被疑侵害製品は、訴外である深セン市藍盾実業有限公司(以下「深セン藍盾社」という)から提供されており、かつ、深セン藍盾社は係争専利出願日より前に、被疑侵害製品を製造する技術をすでに把握し、製造のために必要な準備を行っており、一定の製造規模を有していた。」と先使用権の抗弁を主張した。

一審法院は審理を経て、「被疑侵害製品は、係争専利の権利範囲に入っている。しかしながら、藍盾北京支社と藍盾創展社は、広東省公安庁消防局より1999年12月30日と2001年2月19日にそれぞれ発行された『消防製品検査・測定委託書』、及び広東省公安庁消防局からの関連回答書簡を提出し、前述の『消防製品検査・測定委託書』に記載されていた『防災ロールスクリーン』製品が被疑侵害製品と同一商品であることが確認できた。したがって、深セン藍盾社が係争専利の出願日2000年4月28日よりも前に、関連防災ロールスクリーンをすでに製造していたことを証明できる。しかも、被疑侵害製品の防災ロールスクリーンのシェードは、深セン藍盾社から仕入れているため、藍盾北京支社と藍盾創展社は、被疑侵害製品に対する製造行為に該当しない。深セン藍盾社が係争専利出願日前に、同一の製品をすでに製造し、かつ、元の範囲内のみで継続して製造していたため、法律に基づき先使用権を有するので、藍盾北京支社と藍盾創展社が主張した先使用権の抗弁理由は成立する。」と判示した。したがって、一審法院は英特萊社のすべての訴訟上の請求を棄却した。英特萊社は当該判決を不服として、北京市高級人民法院(以下「二審法院」という)に上訴を提起した。

二審法院は審理を経て、同様に藍盾北京支社と藍盾創展社が主張した先使用権の抗弁が成立すると認定し、英特萊社の上訴を棄却し、一審判決を維持する判決を下した。英特萊社は二審判決を不服として、最高人民法院に再審請求を提出した。

最高人民法院は、各当事者が提出した証拠を総合して、英特萊社の再審請求を審査し、最終的に、係争専利出願日より前に、深セン藍盾社が同一の製品をすでに製造し、かつ、元の範囲内のみで継続して製造していたため、法律に基づき先使用権を有すると認定して、英特萊社の再審請求を棄却した。

### ポイント解説

本事件は、「最高人民法院による知的財産権事件年度報告(2015年)」に選出されたものである。本事件では、先使用権の抗弁に係る拳証が争点となった。本事件では、他の先使用権の抗弁関連の事件と異なり、藍盾北京支社と藍盾創展社は、確かに権利侵害訴訟における被告であった

が、被疑侵害製品の製造業者ではなく、販売会社であり、かつ、実際の製造業者である深セン藍盾社は、本事件では共同被告とされなかった。

通常、被疑侵害製品の販売会社が単独で、先使用権の抗弁を主張することは稀である。「専利法」第 70 条には、合法的な出所の抗弁が明確に規定されているため、販売会社は、製品の取引契約、出庫・在庫伝票、領収書等の証拠を提出することで、合法的な出所を証明できればよいので、先使用権の抗弁の挙証責任を負う必要がない。しかし、合法的な出所の抗弁を主張による最終的な法的効果は、損害賠償責任を免除されるという法的効果があるだけで、権利侵害行為差止め等の責任を依然として負う必要がある。一方、先使用権の抗弁が成立さえすれば、権利侵害行為はなかったものとみなされる。本事件の実際の製造業者である深セン藍盾社は、藍盾北京支社と藍盾創展社と関連があるので、販売会社である藍盾北京支社と藍盾創展社が先使用権の抗弁を主張した動機は、英特萊社が主張していた権利侵害行為の存在を完全に否定し、権利侵害行為差止めの責任を免れるためであると容易に想像できる。また、藍盾北京支社と藍盾創展社が先使用権の抗弁に係る証拠の入手においては、深セン藍盾社からの少なからぬサポートがあったものと考えられる。

最高人民法院は、先使用権の抗弁を主張する主体として、製造業者を当事者として簡単に追加したり、販売会社の抗弁を却下したりした場合、当事者の訴訟疲れを増大させる一方、先使用権を有する製造業者の製造製品に対する合法的な流通に背くことになる」と指摘した。したがって、被疑侵害製品の販売会社は、製造業者が有する先使用権を主張できると認定した。

さらに、本事件において、最高人民法院が「専利法」第 69 条に規定している同一製品とは、係争専利と同一又は均等の技術的特徴を有する製品を指している点を明確にしたことは注目すべきである。それ以前は、法律によって明文規定されている先使用権を有する要件が「同一製品」の製造であったため、当該同一に均等が含まれるか否かについて、実務上では異なる意見があった。製品の先行製造を証明する書面証拠において、製品の全ての技術的特徴を反映させることが往々にして困難であり、均等を先使用権と主張する範囲内に入れることは、挙証の便宜性から見

ても、被疑侵害者に有利である。さらに重要なことは、企業は往々にして、市場のニーズに応じて製品を改良しているため、本事件において、専利出願日より前に製造された製品が出願日後の被疑侵害製品と完全に同一でなくても、均等の範囲内であれば先使用权を主張できることは、企業のフレキシブルな製造・経営の調整に有利であるといえる。

**9) 李曉樂(再審請求人)vs 国家知識産権局専利複審委員会(被請求人)、郭偉(一審第三者、二審控訴人)、沈陽天正送電設備製造有限責任公司の発明専利権無効行政紛争事件((2014)行提字第17号)**

### 事件の概要

2009年9月27日、請求人李曉樂は専利権者が郭偉、瀋陽天正送電設備製造有限責任公司、専利番号がZL03123304.Xである発明専利に対して無効審判請求を提起した。本件専利は反射サニャック干渉計方式の全光ファイバ型電流変成器に関する発明である。証拠1には略同様の構成が開示されており、相違点は本件専利では光ファイバの端面に反射膜が形成されているのに対して(ただし、この構成は請求項1に記載なし)、証拠1では光ファイバの端部に反射体としての鏡が設けられている点にある。

復審委員会は、請求項1と証拠1は、(1)請求項1には電流変成器が全光ファイバ型であると規定されている点、(2)(詳細省略)点で相違しているとして、2010年4月22日に本件専利権を有効とする第14794号審決をした。

上記相違点(1)について、復審委員会は、本件専利は反射体として反射鏡を使用していた従来技術における欠点を解消するための改良であり、「全光ファイバ型」という限定により、反射鏡を反射体として使用する形態を除外している、と判断している。

李曉樂は第14794号審決を不服として、北京市第一中級人民法院に審決取消訴訟を提起した。

上記相違点(1)について、一審法院は、「全光ファイバ型電流変成器は当業界では一般的な意味を有し、すなわち、光伝送部及びセンシング部

はいずれも光ファイバを使用するか、または光ファイバを高感度素子として採用することを意味している。本件専利の請求項 1 及び明細書には、この構成が何か特定の意味を有するような記載はない。したがって、当業界の通常理解でこの構成を解釈すべきである。証拠 1 は光ファイバの端面に鏡を貼り付け、光を光ファイバにおいて伝送するため、全光ファイバ型電流変成器である。」と説示している。

しかし、一審法院は、上記相違点(2)を理由に上記審決を維持した。

李曉樂、郭偉、瀋陽天正社はいずれも一審判決に対して不服があり、北京市高級人民法院に上訴した。

上記相違点(1)について、二審法院は、「本件専利の明細書から、従来の技術に対する本件専利の改良は、反射体に反射鏡を使用しない点にあることが分かる。したがって、全光ファイバとは、鏡以外の反射体を用いて反射させる全光ファイバ構造であると考えられる。」と認定している。

二審法院は上記相違点(1)と(2)を理由に原審判決を維持した。

李曉樂は二審判決を不服として、最高人民法院に再審を請求した。

最高人民法院は、「通常、専利の権利化段階及び無効審判において、請求項の解釈は最大かつ合理的な解釈という原則を適用する。本件専利の請求項 1 には「反射膜」の構成要件は記載されておらず、「反射膜」の構成要件は従属の請求項 10 にある。明細書には「反射膜」による「全光ファイバ型電流変成器」への特別な限定に関する記載はない。従属請求項の付加要件及び明細書の内容を参酌して上記構成を限定解釈した第 14794 号審決は、法律の適用に誤りがある。」と判示している。

最高人民法院は、相違点(1)、(2)に関する上記審決の認定が誤っているとして、上記審決、一審判決及び二審判決を取消した。

### ポイント解説

本件は無効審判におけるクレーム解釈問題に着目した事例であり、最高人民法院は上述の「最大かつ合理的な解釈」という原則により、現状の無効審判におけるクレーム解釈の揺れを解決し、専利の広報性を強化することで、専利制度の正常な実行に役立ち、公衆には専利の権利範囲がより良く理解できることを図っている。

専利法第 59 条第 1 項には「発明又は実用新案専利権の権利範囲は請求項の内容により決定されるものであり、明細書及び図面は請求項の内容の解釈に利用できる」と定められている。この規定からすれば、中国における権利解釈はクレームの記載と明細書の記載の両方を考慮するトレードオフな考えである。しかし、実務においては、具体的な解釈手法は一定ではなく、解釈の結果も千差万別である。

「専利権紛争事件の法律適用における若干の問題に関する最高人民法院の解釈」(2009 年施行)の第 2 条及び第 3 条には以下の規定がある。

「第 2 条 人民法院は、請求項の記載に基づき、明細書及び図面を読んだ当業者の請求項に対する理解を参酌して、専利法第 59 条第 1 項にいう請求項の内容を認定しなければならない。

第 3 条 人民法院は、明細書及び図面、請求の範囲における関連のある請求項、審査包袋を用いて、請求項を解釈することができる。明細書には、請求項の用語について特別な定義がある場合、その特別な定義に従う。

上述の方法によっても請求項の意味を明確にすることができない場合、辞書、教科書等の公知文献及び当業者の通常を理解を参酌して解釈することができる。」

上述の規定によれば、侵害判定において、明細書及び図面を参酌して請求項を解釈しなければならない。つまり、解釈を「してもよい」というわけではなく、「解釈する」ことは必須である。

上述した司法解釈から、発明の目的に一致する解釈手法も派生された。例えば、(2013)行提字第 17 号判決において、最高人民法院は「文言の意味が多義的である構成要件について、明細書及び図面の関係内容を参酌して構成要件を解釈すべきである。構成要件に対する解釈は係争専利の発明の目的に一致しなければならず、当業界の技術常識に矛盾すべきではない」と説示している。

しかし、無効審判において請求項をどのように解釈すべきかについて、中国専利法には規定はない。上述した解釈手法、特に「発明の目的に一致する」解釈の手法は、「専利権が有効であると推定する」ことを前提としているため、無効審判の目的とそもそも矛盾している。無効審判にお

いて「発明の目的に一致する」解釈の手法を採用すると、不明確さ、サポート要件違反などの無効理由はほぼ無意味になる。

専利審査指南第二部分第二章 3.2.2 には、「通常、請求項中の用語は、かかる技術の分野における一般的な意味として理解される。特定の場合において、明細書には用語の特定の意味が記載され、かつ、この用語を使用した請求項の技術的範囲がこの用語に関する明細書の説明により十分明確に特定されていれば、このような状況も許される。」との記載がある。つまり、少なくとも実体審査においては、請求項の解釈は「通常の意味で解釈する」手法を採用している。このような規定は、出願人に構成要件の意味を明確にするよう求めているため、専利の品質を確保する上で有利である。

無効審判請求も専利審査指南の規定に基づいて審理される。しかし、中国では訂正審判制度はなく、無効審判におけるクレームの訂正はかなり制限されているという状況と、特に無審査制の実用新案の場合、専利に比べて補正の機会がより一層少ないという状況に鑑み、無効審判において権利化段階と同様の解釈手法を厳しく適用すると、権利者にとって不公平になってしまう。実務において、復審委員会は無効審判において請求項を解釈するにあたり、上述した司法解釈による影響を受ける場合が多い。

法律には無効審判におけるクレーム解釈の手法が定められていないため、復審委員会は人民法院と見解が一致しないこともしばしばある。例えば本件において、「全光ファイバ型電流変成器」について、復審委員会は、この用語は反射体として反射鏡を使用しないことを意味していると理解して、請求項 1 に記載がなく従属項及び明細書のみに記載されている内容により上述の構成を限定解釈したのに対して、一審法院は当業界の一般的な意味に基づいて解釈し、復審委員会と反対な結論を出した。一方、二審法院は、請求項 1 における「全光ファイバ型」とは、鏡子以外の反射体を用いて反射させる全光ファイバ構造を指すと理解している。

クレーム解釈の結論はよく、専利権の有効性判定の結果に直接影響を与えるため、争点となりやすい。解釈手法によって、判定の結果が異な

る。あるいは、同じ解釈手法であっても、適用の度合いによって、解釈の結果も異なる。例えば、「発明の目的に一致する」解釈の手法として、請求項における構成要件を、発明の目的に一致するように、明細書の実施形態における具体的な手段として解釈してもよく、具体的な手段よりやや広い上位概念として解釈してもよい。解釈結果の若干の微差であっても、専利権の有効性判定の結果が異なる可能性もある。したがって、無効審判におけるクレーム解釈の基準を統一することは、非常に意味がある。

最高人民法院は本件において初めて「最大かつ合理的な解釈」という原則を提案し、しかもこの原則を権利化段階及び無効審判におけるクレーム解釈の基本的な原則として確立した。最高人民法院は判決にて「通常、専利の権利化段階及び無効審判において、請求項の解釈は最大かつ合理的な解釈という原則を適用する。すなわち、請求項の文言の記載に基づき、明細書への理解を加味しながら、請求項を最も広い意味かつ合理的な解釈で解する」と判示している。

さらに、最高人民法院は「明細書には請求項の用語の意味に関する特別な定義がない場合には原則、請求の範囲、明細書及び図面に対する当業者の一般的な理解に基づいて解釈する。明細書や包袋に基づく不適切な限定解釈はできる限り回避すべきである。」という見解を示している。

上述した「最大かつ合理的な解釈」という原則の確立により、無効審判におけるクレーム解釈の基準が統一され、クレーム解釈の揺れが少なくなることが期待できる。

**10) 遼寧般若ネットワーク科学技術有限公司(申立人)vs 国家知識産権局専利複審委員会(被申立人)、中国 HP 有限公司(一審第三者)の発明専利権無効行政紛争事件((2013)行提字第 17 号)**

#### **事件の概要**

遼寧般若ネットワーク科学技術有限公司(以下「般若社」という)は、専利番号が 01106125.1 で、名称が「フォールトトレランスアレイサーバ」である発明専利(以下「本件専利」)の専利権者である。請求項 1 は、

「1. サーバの全体プラグ(1)と筐体内のバックプレーン上の全体コンセント(2)は筐体上のスライド(12)によって電氣的に挿脱接続され、キーボード、マウス、表示装置、ネットワークカードと電源は全体プラグと全体コンセントによって接続され、筐体内に1つのバックプレーンを備え、複数のサーバが同時に電氣的に挿脱され得る複数の全体コンセントが該バックプレーン上に配置され、かつ複数台のサーバがスイッチ(3)を介して1つの光ドライブ(4)とフレキシブルディスクドライブ(5)を共有していることを特徴とするフォールトトレラントアレイサーバ。」というものである。

中国 HP 有限公司(以下「HP 社」という)は 2009 年 2 月 23 日に本件専利に対して無効審判請求を提起し、かつ米国専利 US6157534A を証拠 3 として提出した。国家知識産権局専利復審委員会(以下「復審委員会」という)は、「本件専利の請求項 1 は a~f という 6 つの構成からなると考えられる。構成 b は、『キーボード、マウス、表示装置、ネットワークカードと電源は全体プラグと全体コンセントによって接続され』というものである。この構成 b は証拠 3 に開示されている。」と認定している。2009 年 6 月 23 日に、復審委員会は本件専利の請求項 1~8 を全部無効とする審決を出した。

般若社は審決を不服として、一審法院に審決取消訴訟を提起した。一審法院は上記審決を維持した。般若社は一審判決を不服として、二審法院に上訴した。二審法院は一審判決を維持した。般若社は二審判決を不服として、最高人民法院に再審を請求した。最高人民法院は 2011 年 12 月 15 日に(2011)知行字第 32 号行政裁定を下し、北京市高級人民法院に本件を再審するよう命じた。2012 年 6 月 7 日に、北京市高級人民法院は二審判決を維持する行政判決((2012)高行再終字第 293 号)を出した。般若社は再審判決を不服として、2012 年 6 月に最高人民法院に控訴した。最高人民法院は 2013 年 4 月 7 日に(2012)知行字第 73 号行政裁定を出し、本件を自ら審理することとした。その後、最高人民法院は 2013 年 11 月 6 日に本件に対して開廷審理を行った。最高人民法院は、本件審決は請求項 1 の構成 b に対する解釈が誤っており、請求項 1~8 が進歩性を有しないという事実認定は誤っており、法律の適用に誤りがあるため、

取消すべきであると判断している。2015年4月1日に、最高人民法院は上記審決、一審判決、二審判決及び原再審判決を取消した。

### ポイント解説

本件は、一審、二審及び原再審判決のいずれも無効審決を維持し、専利権者が原再審判決に対して最高人民法院に控訴した結果、最高人民法院が前の判決を覆すという希な事件である。

#### 1) 請求項の解釈について

本件は2015年典型的な10大事件に選ばれた。本件の典型的な意義について、最高人民法院は、「請求項に多義的な表現がある場合、その意味を発明の目的及び当業界の技術常識に反して解釈すべきではない」と説示している。

本件専利の請求項1の構成bは「と…と…接続され」という表現となっており、少なくとも2つの解釈手法がある。復審委員会の考えでは、電源はキーボード、マウス、表示装置及びネットワークカードの接続対象であり、つまり、全体プラグ、全体コンセントによって、キーボード、マウス、表示装置及びネットワークカードは電源に接続される意味として解釈すべきである。それに対し、般若社は、「電源と、キーボード、マウス、表示装置、ネットワークカードとは並列関係であり、これらの部品がいずれも全体プラグを介して全体コンセントに接続されるという意味として解釈すべきである」と主張している。

本発明の目的について、本発明の特徴点は、フォールトトレランスアレイサーバーの全体に給電する集中型フォールトトレランス電源を設ける点にあり、この集中型フォールトトレランス電源は、キーボード、マウス、表示装置及びネットワークカードのみに給電するものではない。アレイ中の各サーバは全体プラグの全体コンセントへの1回の挿脱によって、キーボード等及び電源の接続と切断を実現する。つまり、キーボード等を電源に接続するわけではない。

技術常識からすれば、当業界では、マウス、キーボード及びネットワークカードは通常、電源と個別に接続する必要がなく、インターフェースへの挿脱によって、電力と信号の両方の伝送が実現される。

そのため、構成bは単に、全体プラグと全体コンセントとの接続によ

って、キーボード、マウス、表示装置、ネットワークカードを電源に接続すると解釈される場合、本件専利が解決しようとする「1回の挿脱」という発明の課題を達成できないだけでなく、当業界の技術常識に反している。最高人民法院は、「電源とキーボード、マウス、表示装置、ネットワークカードとは並列関係であり、これらの部品がすべて全体プラグを介して全体コンセントに接続される」という般若社による構成bへの解釈が正しいと認定した。

## 2) 請求項の構成と証拠に開示された内容との対比

まず、具体的な構成の対比をする前に、最高人民法院は本件専利を証拠3と全体的に比較した。証拠3には、1つのデータサーバ10において、複数のデータ移動器と制御局に対し熱置換を行うことができ、各データ移動器と制御局自身がサーバではないことが開示されているのに対して、本件専利は複数のサーバのアレイに関するものである。そのため、証拠3と本件専利とは、分野が異なる。

また、最高人民法院は、「証拠3における電気コネクタ93と254a～254dは確かに電氣的接続の役割及び信号の受付の役割を果たしているが、受けた信号はイーサネットバス24aにより伝送されるデータ移動器と制御局との間の通信信号である。証拠3には電気コネクタ93と254a～254dが表示装置、マウス、キーボード、ネットワークカードを接続するという役割も果たすことが開示されていない。当業者は証拠3の明確な開示から、かかる技術内容を直接的かつ疑問なく把握できない。よって、証拠3は構成bを開示していない。」と判示している。

このように、証拠には請求項の構成が実質的に開示されているかどうか争点となる場合、本件専利と証拠の全体の発明に基づいて判断することができる。証拠に明確に開示されていない内容について、慎重に判断し、十分に論述すべきである。当業者なら分かるという理由で簡単に断言することができない。

## 3) 実務において

### 3.1) 権利化段階

本件は請求項における多義的な記載を避けることの重要性を改めて示している。実際の請求項の作成及び翻訳作業において、語順を調整し

て唯一の正確な意味を表すことに注意すべきである。例えば、「A を動作する B 部品」と「C 部品」が並列関係であると表現したい場合、請求項に「C 部品と、A を動作する B 部品」というような記載を採用すれば、修飾関係による多義的な理解を避けることができる。

本件専利の出願日は 2001 年である。当時の知財業界では明細書の作成水準がまだ高くなかった。最初の出願書類の作成段階で、請求項の構成を、「キーボード、マウス、表示装置、ネットワークカード及び電源はそれぞれ全体プラグによって全体コンセントに接続される」というように明確に記載すれば、6 年間に渡った紛争をもとから防ぐことができるであろう。

### 3.2) 権利化以降の段階

請求項 2 における「スイッチインターフェース」(プレクサインターフェース)の位置について、復審委員会は無効審判請求の審決にて、「プレクサインターフェースが必ずバックプレーンに位置することは、一義的に特定できる」と認定している。そして、最高人民法院の再審時に、復審委員会は、証拠 3 において「プレクサインターフェースが必ずバックプレーンに位置することは容易に想到できる」と主張した。無効審判請求人である HP 社は、「プレクサ 53 のインターフェースの配置位置は請求項 2 の発明のポイントではなく、かつ必要に応じて設計し得る。ラックの正面、又は便宜上、背面に設けることはいずれも当業界の設計的事項である。」と主張した。

最高人民法院は、「一審、二審及び原再審判決による『プレクサインターフェースが必ずバックプレーンに位置する』という事実認定は、事実根拠を欠くため、是正すべきである」と指摘している。

このように、無効審判の段階で、事実を正確に認定することが必要である。

無効審判請求人としては、請求項の構成と証拠の開示内容とを比較する際に、構成が証拠における明確な開示か、実質的な開示か、あるいは当業界の技術常識かを明らかにする必要がある。構成が実質的に開示されていると主張する場合、証拠の明確な開示内容及び当業界の技術常識に基づいて十分に論述する必要がある。構成が技術常識であると主張す

る場合、関連証拠をできるだけ提示したほうがよい。さもなければ人民法院に認められにくい。

11) 国家知識産権局專利複審委員会、北京嘉林藥業股份有限公司(再審請求人) vs ワーナー・ランバード社(被請求人)、張楚(一審第三者)の發明專利權無効行政紛争事件((2014)行提字第 8 号)(前記十大案件の 9)をご参照。)

12) 朱福奶、翟祐華、馬国奶(再審請求人) vs 国家知識産権局專利複審委員会(被請求人)、河南全新液態起動設備有限公司(一審第三者、二審控訴人)の發明專利權無効行政紛争事件((2014)行提字第 32 号)

#### 事件の概要

朱福奶、翟祐華、馬国奶(一審原告、二審被上告人、再審請求人、以下、專利權者という)は、專利番号が 03112809.2 であるブラシレス自律モータソフトスタータ(以下、本件專利という)の專利權者である。本件專利的請求項 1 は、ブラシレス自律モータソフトスタータに関し、「動電極(2)と静電極(1)との間に、動電極(2)が静電極(1)へ移動することを阻止する弾性抵抗装置が設けられており、前記弾性抵抗装置の抵抗は、動電極(2)と静電極(1)との距離に反比例する」ことが規定され、請求項 3 には、「前記弾性抵抗装置は、その一端が動電極(2)に固定され他端が環状凹部の内輪側壁に固定された引張りばね(7)である」ことが規定されている。

河南全新液態起動設備有限公司(無効審判請求人、一審第三人、二審上告人、以下、請求人という)は、2010 年 1 月 14 日に復審委員会に上記本件專利に対して無効審判請求を提起した。無効理由として、請求項 1~5 が明細書によりサポートされていないと主張していた。復審委員会は、2010 年 8 月 22 日に第 15243 号審決を出し、「本件專利的明細書の『具体的な実施形態』に記載された動、静電極の間には如何なる部材も設けられておらず、請求項 1 における動、静電極の間に弾性抵抗装置が設けられている發明とは一致していない。したがって、請求項 1 は明細書によ

りサポートされていない。従属項 2～5 も明細書によりサポートされていない。」と認定した。

その後、北京市第一中等法院は、2011年12月20日に(2011)一中知行初字第5号行政判決を下し、上記審決を取消した。北京市高等法院は、2013年12月18日に(2012)高行終字第1836号行政判決を下し、一審判決を取消し、上記審決を維持した。

最高人民法院は、2015年7月1日に(2014)行提字第32号行政判決を下し、一審、二審判決及び審決を取消し、復審委員会が再度審決を出すよう判決した。最高人民法院は、請求項1、2、4は明細書によりサポートされていないと判定した。主な理由は以下のとおりである。本件専利の明細書の具体的な実施形態に記載された動、静電極の間には如何なる部材も設けられていない。上述した「動電極が静電極へ移動することを阻止する弾性抵抗装置」は、動電極と凹部の内輪側壁との間に設けられている。動電極と静電極と「の間」に設けられた押さえばねに係る発明は、明細書の文言及び図面のいずれにも記載されていない。そして、押さえばね自体の長さがゼロに圧縮できない。したがって、請求項1は明細書によりサポートされていない。

また、最高人民法院は請求項3、5が明細書によりサポートされていると判定した。主な理由は以下のとおりである。請求項3の付加要件は、従属先の請求項1における「動電極(2)と静電極(1)との間に、動電極(2)が静電極(1)へ移動することを阻止する弾性抵抗装置が設けられている」との構成とは互いに矛盾しており、実質的に請求項1の上記構成を引き換えている。このように、請求項3に規定された発明は、本件専利の明細書には具体的な実施例があり、明細書によりサポートされている。

### ポイント解説

本件は、明細書のサポート要件違反の問題に対応する際の2点の重要な留意事項を示唆している。1点目は、請求項と明細書の具体的な実施形態とが一致しないことによって、サポート要件違反に該当するか否かをどのように判断すべきであるかという点である。2点目は、従属項と従属先の請求項とが矛盾しており、かつ従属先の請求項が明細書によりサポートされていない場合、該従属項が明細書によりサポートされてい

るか否かをどのように判断すべきであるかという点である。

#### 1 点目の留意事項について

サポート要件違反は、請求項が形式的に明細書によりサポートされていないこと（以下、形式上サポート要件違反という）と、請求項が実質的に明細書によりサポートされていないこと（以下、実質上サポート要件違反という）を含む。

形式上サポート要件違反とは、請求項の発明が形式上明細書に記載されていないことである。この問題の対応方法として、「専利を請求する発明の一部または全部の内容が当初出願の専利請求の範囲に記載されているが、明細書に記載されていない場合、出願人がそれを明細書に追加することを許容する」という規定を参照できる。

実質上サポート要件違反には、2つの状況が含まれている。1つ目は、請求項の構成の総括が広すぎるという状況である。2つ目は、請求項と明細書中の具体的な実施形態とは実質上一致しておらず、請求項の具体的な実現形態を特定できないという状況である。比較的言えば、サポート要件違反の不備が指摘された請求項のうち、上記1つ目の状況に該当するものは比較的多く、その認定には比較的大きな争点がある。2つ目の状況に該当するものは少ないが、これは比較的隠蔽な問題であり、一旦発見されれば解消が最も困難である。往々にして作成ミスによるものが一般的である。形式上サポート要件違反と混同されやすい。

2つ目の状況において、専利出願人または専利権者が往々にして、請求項の発明は明細書中の具体的な実施形態に対して独立に存在しており、請求項の発明は当業者にとって明確であるため、明細書によりサポートされていると反論している。

一方、本件では、専利権者は再審請求において、明細書の具体的な実施形態に対する請求項1の発明の独立性を主張せずに、請求項1が具体的な実施形態を含むと主張している。つまり、請求項1の「弾性抵抗装置」は、動電極と凹部の内輪側壁との間に設けられた引張りばね（明細書の具体的な実施形態一、二）も含めば、動電極、静電極の間に設けられた押さえばね（当初の請求項4に記載されている。0Aへの応答時に審査官の要求に従って削除した）も含むと主張している。

この主張について、まず、最高人民法院は、請求項 1 の「弾性抵抗装置」は「引張りばね」に関する具体的な実施形態を含まず、かつそれとは同一でもなく、両者は矛盾していると判断している。次に、最高人民法院は、「動電極、静電極の間に設けられた押さえばね」は明細書に記載されておらず、かつ当業者はその具体的な実現形態を把握していないと判断している。

最高人民法院の上記判断手法は、①請求項の発明と具体的な実施形態とが矛盾しているか否かを確認するステップ、②矛盾している場合、請求項の発明が明細書に記載されておらず、かつ当業者がその具体的な実現形態を把握できないか否かを判断するステップという 2 つのステップを含むと考えられる。2 ステップの判断の結果がすべて肯定的なものであれば、請求項が実質上明細書によりサポートされていないと判断される。ある意味では、上記ステップ 2 は請求項の発明の開示が十分であるか否かを判断するステップとしても理解できる。請求項の発明の開示が十分である場合、当然ながら「当業者がその具体的な実現形態を把握できる」状況に該当するため、請求項は明細書によりサポートされている。

上記判断手法は、本件のサポート要件違反不備の判断に適用された手法であるが、2 つ目の状況に該当する他の案件の判断にも適用できる。

#### 2 点目の留意事項について

上述したように、請求項 1 の「弾性抵抗装置」と従属項 3 の「引張りばね」とが矛盾しており、両者が同一の発明に存在してはならない。中国の審査実務において、従属項 3 は請求項 1 の「偽りの従属項」とも呼ばれ、実質上請求項 1 と並列する独立項である。

復審委員会、高級人民法院は、請求項 1～5 はいずれも明細書によりサポートされていないと認定しており、請求項 1 と従属項 3 を分けて考慮しなかった。

最高人民法院は、「このような形式上ある請求項に従属しているが、実質上特定の構成要件を置換えた請求項について、その発明の実質的内容に基づいてその技術的範囲を把握した上で、明細書によりサポートされているか否かを判断すべきである。」と認定している。この認定に基づき、最高人民法院は請求項 1 と 3 を区別し、請求項 3 の実際の発明（「引張

りばね」により請求項 1 の「弾性抵抗装置」を引き換えたもの)を認定してから、請求項 3 が明細書によりサポートされているかを認定している。請求項 3 の実質的な発明は明らかに本件専利の明細書中の具体的な実施例に基づいて得られたものである。したがって、最高人民法院は請求項 3 が明細書によりサポートされていると結論づけた。

このように、ある請求項が明細書によりサポートされていない場合、該請求項に従属する従属項も明細書によりサポートされていないとは言えない。例えば、ある請求項の総括範囲が広すぎるため、明細書によりサポートされていないが、該請求項に従属する従属項が明細書の実施形態と一致した構成を規定しているため、明細書によりサポートされている。さらに、本件に示す状況と類似するように、ある請求項は明細書の記載と一致していないため明細書によりサポートされていないが、該請求項に従属する従属項は該請求項と矛盾しており、明細書の記載と一致しているため、明細書によりサポートされている。

したがって、サポート要件違反の不備がある請求項について、該請求項の従属項の発明を単独に判断する必要がある。該請求項が明細書によりサポートされているか否かによって、その従属項が明細書によりサポートされているか否かを当然のように推定すべきではない。このような当然のようにするやり方も、サポート要件違反の一般的な判断原則、すなわち、「独立項及び従属項、または異なるタイプの請求項を含む専利請求の範囲について、各請求項が明細書によりサポートされているか否かを逐条的に判断すべきである。独立項が明細書によりサポートされている場合、従属項も必ずサポートされているとはいえない。方法クレームが明細書によりサポートされている場合も、物クレームが必ずサポートされているとはいえない」という原則にも合致していない。

上記留意事項のほか、以下の点にも留意が必要であると思われる。

最高人民法院の判決書において明らかになった事実部分には、「審査官が通知書において指摘した『請求項 4 が明細書を根拠とせず、専利法第 26 条第 4 項に規定する要件を満たしていない』という拒絶理由に対して、再審請求人は専利請求の範囲から公開公報の請求項 4 を削除した」ということが含まれている。判決書には、該事実を最高人民法院が下し

た判決の根拠とすることが明確に記載されていないが、該事実はある程度最高人民法院法官の判断に影響を与えたと思われる。

このことから、審査段階において、サポート要件違反の不備がある従属項の削除または補正について、出願人は慎重に対応すべきである。該補正または削除によって、従属先の請求項の技術的範囲に影響を与えるか否か、例えば、該従属項を前の請求項の技術的範囲から除外すると、前の請求項の技術的範囲が狭くなるか、または、間接的に前の請求項も明細書によりサポートされないことを招くか否かを考慮すべきであると思われる。

**13) 広東天普生化学医薬股份有限公司(再審請求人) vs 国家知識産権局 専利複審委員会(被請求人)、張亮(第三者)の発明専利権無効行政紛争事件((2015)知行字第 261 号)**

#### **事件の概要**

本件は、国家知識産権局が 2009 年 8 月 19 日に登録を公告し、名称が「高純度ウリナスタチン及びその製造方法並びにウリナスタチン含有医薬組成物」であり、専利番号が 200610000601.8 である発明専利(以下、本件専利という)に関するものであり、専利権者は広東天普生化学医薬股份有限公司(以下、天普社と略称)である。

本件専利の登録書面における請求項 1 は、「濃度が 5 万単位/ml である時、405nm における光吸収値が 0.03 以下で、ヒト尿カリクレインの含有量が 0.0002PNAU 以下であり、ケルダール法により蛋白含有量を測定し、トリプシン阻害活性が 3500 単位/mg 蛋白以上であることを特徴とする高純度ウリナスタチン。」というものである。請求項 2~7 は高純度ウリナスタチンの製造方法に関するものであり、請求項 8 は高純度ウリナスタチン含有医薬組成物に関するものである。

2011 年 9 月 2 日に、張亮は本件専利に対して、専利複審委員会に無効審判請求を提起し、本件専利の請求項 1~8 を全部無効とするように請求し、証拠 1~12 を提出した。この無効審判請求に対して、専利権者である天普社は反証 1~7 を提出した。上述した証拠に基づき、専利複審委

員会は 2012 年 11 月 14 日に、請求項 1 が証拠 2 に対して進歩性を有せず、請求項 8 が証拠 2 と証拠 1 の組み合わせに対して進歩性を有しないことを理由に本件専利の請求項 1、8 を無効とし、請求項 2～7 に基づく本件専利権を有効とする第 19578 号無効審判請求の審決をした。

天普社は第 19578 号審決における請求項 1、8 に関する認定を不服として、北京市第一中級人民法院に審決取消訴訟を提起した。北京市第一中級人民法院は、審理を経て、専利復審委員会による第 19578 号審決は、事実認定が明瞭で、法律適用が正しく、手続きが適法であるため、維持すべきとの判決を下した。天普社は一審判決に対して不服があり、北京市高級人民法院に上訴し、一審判決及び第 19578 号審決を取消すよう請求した。北京市高級人民法院は審理を経て、一審判決は事実認定が明瞭で、法律適用が正しく、手続きが適法であるため、維持すべきと判断したうえ、上訴を棄却し、一審判決を維持するとの判決をした。天普社は北京市高級人民法院による二審判決を不服として、最高人民法院に再審を請求した。最後に、最高人民法院は審理を経て、請求項 1 及び請求項 8 が進歩性を有しないとの認定が妥当であるとして、天普社の再審請求を棄却した。

### ポイント解説

本件専利の請求項 1 と引用文献 2 は、(1) 引用文献 2 には、請求項 1 の「濃度が 5 万単位/ml である時、405nm における光吸収値が 0.03 以下で、ヒト尿カリクレインの含有量が 0.0002PNAU 以下であり」という構成が記載されていない点と、(2) 引用文献 2 に開示されている比活性が 2000～3000 単位/mg 蛋白程度であるのに対して、請求項 1 では「ケルダール法により蛋白含有量を測定し、トリプシン阻害活性が 3500 単位/mg 蛋白以上である」と明確に規定している点との 2 点で相違する。

無効審判、一審、二審及び再審では、専利復審委員会、北京市第一中級人民法院、北京市高級人民法院及び最高人民法院はすべて同じような見解を示している。即ち、証拠 2 には、ウリナスタチンの「比活性が 2000～3000 単位/mg 蛋白程度であり、純度がほぼ 100% であり、不純物がほとんど発見できず、金属イオン、EDTA 等も検出限界未満であり、着色物質も十分に除去された」ことが開示されている。つまり、証拠 2 には、

ウリナスタチンを精製することに関する示唆がされている。カリクレインを不純物の制御目標とすることを示唆した証拠 2 から、当業者は、純度をさらに高めるとのニーズに応えるために、知り得た精製方法によりこの目的を達成することに容易に思いつくことが出来る。

天普社は、「タンパク質の分離及び精製プロセスは、生物化学において極めて困難で面倒な作業である。タンパク質が精製プロセスで変性して失活しやすいため、実際において、より高い純度のものを得るためには、当業者は精製技術の障壁を絶えず乗り越える必要がある。このような作業は、通常の技術及び有限回数の試験では実現することができない。証拠 2 を加味すれば、当業者は、純度が引用文献 2 の製品純度範囲の上限を顕著に上回るウリナスタチン製品を得るために、慣用手段以上の実質的改良を行わなければならない。しかし、このような改良をどのように行うべきかについて、引用文献 2 には何ら教示も示唆もされていない。」という主張を繰り返している。しかし、客観的にいえば、証拠 2 を読むと分かるように、ウリナスタチンについて、より高い純度及び比活性は当業界で一般的に求められているものである。このような明確な教示がされている中、天普社は、先行技術において、高純度及び高比活性を得るのにどのような技術的支障が存在しているのかを証明できるような有力な証拠を提示できなかった。このため、専利復審委員会、北京市第一中級人民法院、北京市高級人民法院及び最高人民法院はすべて最初から、本件専利に記載の高純度及び高比活性は当業者には容易に想到・実現できるものであると認定している。

最高人民法院も同じような見解を示している。最高人民法院は、「天普社は、ウリナスタチン製品を更に精製するには特定の技術的難題を克服する必要があり、一般の精製方法のみ把握できる当業者の能力では実現できないことを証明できる証拠を提示していない。当業者は、引用文献 2 に開示されている先行技術に基づき、請求項 1 に記載のウリナスタチン製品を得る動機付けがあつてそれを取得することができ、且つ吸光度、比活性、不純物ヒト尿カリクレイン含有量のパラメータ等の慣用手段により製品を検証することができる。」と判示している。

最高人民法院はさらに、「本件専利の請求項 1 に記載の高純度のウリ

ナスタチンは、請求項 2～7 により特定されるものではない。天普社は、本件専利の請求項 1 に記載の製品が請求項 2～7 に規定する方法でないと得られないことを証明できる証拠を提示していない。より高い純度を有するウリナスタチン製品はほかの方法によっても得られる場合、本件専利の請求項 1 に記載のウリナスタチン製品は進歩性を有すると認めると、ほかの方法により得られた高純度ウリナスタチン製品も本件専利の請求項 1 の権利範囲に入ってしまう。しかし、この権利範囲は、本専利発明者が本件専利の請求項 1 にもたらした貢献に適合するものではない。本件専利の請求項 1、8 は請求項 2～7 に規定する精製方法により特定されているものではないため、本件専利の請求項 2～7 に記載の精製方法の進歩性を認めながら、請求項 1、8 の物クレームの進歩性を否定した二審判決は矛盾しているところがない。」と判示している。

最高人民法院の判示から分かるように、天普社が訴訟で負けた理由は、本件専利の請求項 1 に記載の高純度ウリナスタチンが先行技術では得られないことを証明できる証拠、及び本件専利の請求項 1 に記載の製品が請求項 2～7 に規定する方法でないと得られないことを証明できる証拠を提示できなかったからである。しかし、客観的に言うと、「ある化合物の高純度は先行技術では得られない」という事実を、証拠を提示して証明することは極めて困難である。「この製品はこの方法でないと得られない」ことの証明もなおさら困難である。なぜかというところ、この場合、この方法によりこの製品が得られることのみならず、先行技術におけるほかの方法によりこの製品が得られないことも証明する必要があるものの、先行技術において様々な手段があり、それらを全部挙げて証明することはほぼ不可能になるからである。

本事件から、「純度」のような当業界の一般的特性で物を特定する場合、進歩性を主張できないリスクが非常に高いとの結論を導き出せるであろう。通常、先行技術では、例えば「より高い純度」など、このような特性の向上が広く求められている。つまり、先行技術の教示が非常に明瞭であるため、先行技術ではこのような特性をこれだけ高く達成することができないことを証明できなければ、このような一般的特性で特定される物は通常進歩性を有しないと判断される。

一方、このような一般的特性で特定される物クレームが認められたら、より広い権利範囲の取得が可能となる。実務において、先行技術ではこのような一般的特性が得られないことをどのように証明するかは、今後の課題となる。

#### 14) 寧波広天賽克思液圧有限公司(再審請求人)vs 邵文軍(被請求人)の商標権侵害紛争事件((2014)民提字第 168 号)

##### 事件の概要

寧波広天賽克思液圧有限公司(以下「広天賽克思公司」という)の前身は、寧波賽克思液圧泵廠(1997年6月設立)(以下「賽克思廠」という)と寧波建工集团股份有限公司とが2005年4月に出資設立した寧波建工賽克思液圧有限公司(以下「建工賽克思公司」という)で、建工賽克思公司是2006年6月、その社名を広天賽克思公司に変更した。賽克思廠は2000年1月、ドメイン名「saikesi.com」を登録し、広天賽克思公司是2007年6月、ドメイン名「賽克思.cn」を登録した。2000年7月、商標局は、賽克思廠に指定商品を第7類として第1423908号「SKS」(図b)商標登録証書を発行した。その後、当該商標は、2009年9月付で広天賽克思公司に譲渡された。

元寧波市工商行政管理局江北分局の職員であった邵文軍は、2003年公職を辞し、2006年2月、商標局に第5154071号「賽克思 SAIKESI」商標(以下「係争商標」という 図a)を、指定商品を第7類として出願した。係争商標の初歩査定の公告期間において、広天賽克思公司是、邵文軍が悪意による先取り登録をしたことを理由に異議申立をした。2011年6月、商標局は、係争商標の登録を許可する(2011)商標異字第18774号「『賽克思 SAIKESI』商標異議裁定書」を下した。2006年4月、賽克思廠は、商標局に「SKS 賽克思」(図c)商標を、指定商品を7類として登録出願したが、当該出願は拒絶された。

邵文軍は、広天賽克思公司在係争商標と同一の文字を企業商号として使用し、かつ、係争商標の指定商品と同一の商標に際立って使用することは、商標権侵害を構成すると主張した。したがって、浙江省寧波市中級人民法院(以下「一審法院」という)に訴訟を提起し、広天賽克思公司

に対して、権利侵害行為の即時差止め、及び損失 50 万元の賠償金の支払いを命じるよう請求した。

一審法院は、審理を経て、「賽克思廠は、1997 年にすでに設立され、かつ、その企業商号に基づき、対外的な広告宣伝において、『賽克思液圧』、『賽克思』及び『SAIKESI』等の字句を使用し、広天賽克思公司の設立後も現在までそのまま使用してきた。その点から言えば、広天賽克思公司の行為には正当性と歴史的背景を有し、長期にわたる使用過程において、『賽克思液圧』、『賽克思』、『SAIKESI』及び『saikesi』と広天賽克思公司及び広天賽克思公司の製造、経営する製品とは密接な関連を有し、関連公衆に熟知され、客観的にすでに一定の知名度を有している。したがって、広天賽克思公司が対外的な広告宣伝において、中国語『賽克思』及びピンイン(中国語の表音文字)『SAIKESI』や『saikesi』の字句を使用した行為、及び油圧ポンプ製品ラベルに標識『SAIKESI』を使用した行為は、邵文軍の登録商標専用権を侵害してない。」と判示した。一審法院は、これらの理由に基づいて邵文軍の訴訟上の請求を棄却した。邵文軍は、一審判決を不服として、浙江省高級人民法院(以下「二審法院」という)に上訴を提起した。

二審法院は、「広天賽克思公司は製造企業として、その企業全称を規範的に使用しておらず、比較的広範な範囲において、『賽克思』という字句を使用しているが、これは商号に対する際立った使用行為である。また、広天賽克思公司の『SAIKESI』と『saikesi』に対する使用方法も、商品の出所を示す役割を果たし、単独又は登録商標『SKS』との共同使用は、商標意義における使用に該当する。広天賽克思公司が油圧ポンプ等の製品に使用していた被疑侵害標識標章は、邵文軍の係争商標の指定商品と同一で、『賽克思』、『SAIKESI』は、何れも邵文軍の係争商標の重要な構成部分で、広天賽克思公司が邵文軍の係争商標と類似する商号『賽克思』及び『SAIKESI』や『saikesi』等の標識を際立って使用したことは、関連公衆の誤認を生じさせやすいので、邵文軍の係争商標専用権に対する侵害を構成する。先使用权、邵文軍による悪意による先取り出願、信義則違反等に係る広天賽克思公司の抗弁主張には、民事侵害訴訟における邵文軍の係争商標に係る権利の要求に対抗するのに不十分で、広天賽克

思会社が本事件の審理において、邵文軍の係争商標に対して提出した効力に関する質疑も本事件の審査範囲ではない。本事件における邵文軍の係争登録商標は今まで実際に使用されていないので、その賠償金額は、邵文軍が権利侵害行為を差止るために支払った合理的な弁護士費用及びその他の合理的な支出に限るべきである。」と判示した。したがって、二審法院は、広天賽克思公司に対して、権利侵害行為の即時停止、及び、合理的費用2万元を賠償金の支払いを命じた。広天賽克思公司是、当該判決と不服として、最高人民法院に再審を請求した。

最高人民法院は、審理を経て、「商号『賽克思』は賽克思廠の頃から使用を始め、広天賽克思公司となってもそのまま使用されており、合法的な先行商号権を有する。長年の製造、販売及び宣伝を経て、『賽克思』、『SAIKESI』及び『saikesi』は、広天賽克思公司及びその関連製品と関連付けられており、商号と登録商標における賽克思廠の知名度は、広天賽克思公司まで影響が及んでいる。元寧波市工商行政管理局江北支局の職員であった邵文軍は、2003年に公職を辞した後、広天賽克思公司的の經營範圍と同類の商品について、広天賽克思公司的の企業商号の主要部分の中国語及びピンインと同一の商標を出願し、本事件二審終了までずっと使用していないにもかかわらず、先行権利者に対して侵害訴訟を提起した。当該行為は信義則に反し、正当性を有しないので、法律に保護されるべきではない。」と判示した。最高人民法院は、最終的に二審判決を取消し、一審判決を維持した。

### ポイント解説

本事件の進行過程は波乱に富んだもので、一審法院は、非権利侵害と判示したが、二審では逆にその権利侵害が認定され、再審では更に非権利侵害と認定された。そのポイントとなった争点は、本事件の商標権行使における正当性に対する評価であった。

通常、法院は、商標権侵害民事訴訟の審理において、商標の有効性に対する評価を行わず、当該評価は、商標行政部門が担当することになっている。しかも、商標が有効状態を維持している状態では、法院は通常、その専用権に基づき権利行使できると認める。第3回「商標法」の改正時にも3年連続未使用登録商標、損害賠償の免責に係る規定が追加

されたに過ぎない。

本事件において、最高人民法院は、その商標権の有効性を評価しなかったものの、商標権者邵文軍が悪意で取得した商標権によって、広天賽克思会社の正当な使用行為について権利侵害訴訟を提起したことは、その登録商標専用権の濫用であると明確に判示した。このような判示が下されたケースは初めてではない。最高人民法院は2014年、(2014)民提字第24号「歌力思」事件において、悪意で取得し、かつ、商標権を行使する行為は、法律によって保護されないという観点について明らかにしている。しかし、他の角度から見れば、司法実務上、ニューバランス事件、カステルワイン事件のような悪意による先取り出願による登録商標に対する権利行使問題が依然として大量に存在しており、その処理方法は統一されておらず、その判断基準も若干曖昧であるように思われる。しかし、本事件及び上述の「歌力思」事件の出現が、悪意による先取り出願の抑制、真の権利者の正当で合法的な商標使用の保護、及び公平な市場競争秩序の維持に積極的な影響を与えることは明らかである。

本事件において、最高人民法院は、2つの理由に基づいて権利侵害に該当しないと判示した。その1つは、被疑侵害の標識に対する被疑侵害者の使用の歴史的背景、合法的な権益、主観的な状態、知名度及び混同・誤認をもたらさない等の状況に基づき、被疑侵害者の使用には正当性があることである。もう1つは、権利者の登録商標出願行為には正当性を有しないことである。当該内容について、最高人民法院は、その判決書において、主に次のような要件をまとめている。

#### ①先取り出願人と先取り出願された商標との接触の可能性

本事件において、関連証拠に基づき、先取り出願人邵文軍は、賽克思廠、広天賽克思会社と同一地方に所在する工商部門の元職員として、広天賽克思会社の商標や標識と接触できる要件を有し、かつ、賽克思廠及び広天賽克思会社の商標登録状況、商号(又は商号の主要部分)及び企業名称の略称の実際使用状況等に係る情報資料を掌握していた。

#### ②先取り出願された商標の実際使用状況

本事件において、本事件の二審が終了するまでに係争商標はずっと使用されなかったものの、権利侵害訴訟に用いられたのは、その商標出願

の正当性が欠如し、悪意による権利行使をするためであったといえる。

事業者は、異議申立手続、無効宣告手続及び3年不使用取消手続等の手段を活用することで、他人が悪意で登録商標を出願する行為に対抗し、貴重な知的財産権の権利空間を勝ち取ると同時に、早期に商標戦略を制定し、できるだけ早く準備、出願、使用し、商業信用と知名度を蓄積することで、自社の中核となる商標を保護することが必要である。

### 15) 浦江亜環鎖業有限公司(再審請求人) vs FOCKER SECURITY PRODUCT (被請求人)の商標権侵害紛争事件((2014)民提第38号)

#### 事件の概要

2010年3月27日、FOCKER SECURITY PRODUCT(以下「FOCKER社」という)は、訴外から第3071808号「PRETUL及び楕円図形」商標を譲り受けた。指定商品は、第6類の家具用金属アクセサリ、金属器具、金属錠(非電)などであった。

2010年8月10日、浦江亜環鎖業有限公司(以下「亜環社」という)は、メキシコのTRUPER HERRAMIENTAS S.A. DE C.V.(以下「TRUPER社」という)と契約を締結して、TRUPER社の許諾を得て、南京錠を生産し、製品の全部をメキシコへ輸出し、中国国内で販売しないことを約定した。TRUPER社は、メキシコで設立登録された企業で、2002年10月27日、メキシコで商標「PRETUL」(第6類)を登録していた。

2010年12月と2011年1月に、浙江省寧波税関は相次いで、亜環社がメキシコへ輸出関連手続をしようとした2ロットの被疑侵害の南京錠を押収した。当該2ロットの南京錠の本体、カギ及び添付の製品説明書には、何れも「PRETUL」商標が付され、南京錠の包装箱にも「PRETUL及び楕円図形」商標が表記されていた。

FOCKER社は、亜環社が許諾を得ず、「PRETUL」商標を付した南京錠を生産及び販売した行為は、自社の商標専用権を侵害していると主張して、人民法院に提訴した。

浙江省寧波市中級人民法院は一審において、事件の証拠に基づき亜環社とTRUPER社との間には涉外OEM生産の契約関係が存在すると認定した。亜環社の行為が権利侵害を構成するか否かという争点については、

一審法院は商標と標識の相違に基づき、実情に合わせて別々に認定した。まず、亜環社が南京錠の本体、カギ及び添付の製品説明書に表記した「PRETUL」商標は、FOCKER社の登録商標と同一でなく、かつ製品の全部がメキシコへ輸出され、中国国内で販売されず、中国国内の消費者に混同と誤認を引き起こさないため、類似商標ではないと認定した。一方、南京錠の包装箱に表記された「PRETUL 及び楕円図形」商標は、FOCKER社の登録商標と同一で、使用商品も同一商品に該当するため、同社の商標専用権侵害を構成すると認定した。したがって、亜環社に対して、南京錠の包装箱における「PRETUL 及び楕円図形」商標の使用行為の即時差止め、及び FOCKER社に対する経済的損失 5 万元の賠償の支払いを命じる判決が言い渡された。

FOCKER社と亜環社は共に一審判決を不服として、それぞれ浙江省高級人民法院に上訴を提起した。

浙江省高級人民法院は、二審において、「商標の地域性原則によって、TRUPER社のメキシコの商標権は、中国の法的保護を受けるものではない。中国の『商標法实施条例(2002年)』第3条の規定により、亜環社は FOCKER社の許諾を得ず、南京錠の包装箱に『PRETUL 及び楕円図形』商標、及び南京錠の本体、カギ及び添付の製品説明書において『PRETUL』商標を使用したことは、いずれも商標の使用行為に該当する。亜環社が使用した『PRETUL』商標と FOCKER社の登録商標とには、若干の差異があるものの、その主要要部『PRETUL』は完全に同一で、類似商標である。『商標法(2001年)』第52条1項の規定によれば、『商標登録者の許諾を得ずに、同一商品又は類似商品にその登録商標と同一又は類似の商標を使用する』行為は、商標専用権の侵害行為である。したがって、亜環社の行為は、当該規定の法律要件に合致するので、商標権侵害を構成する。」と判示した。

亜環社は二審判決を不服として、最高人民法院に再審を請求した。

最高人民法院は、再審判決において、「亜環社が TRUPER社の許諾に基づき、『PRETUL』標識を使用した行為は、中国国内における商品の出所を識別する機能を有していないので、同社が生産した南京錠に『PRETUL』標識を使用した行為は、商標使用でもないし、FOCKER社の『PRETUL 及び

楕円図形』商標権を侵害してもいない。」と判示した。

### ポイント解説

#### 1) 今後の涉外 OEM 生産に対する認定について

最高人民法院「PRETUL」再審事件の判決から 1 ヶ月後(2015 年 12 月)に、江蘇省高級人民法院は、別の涉外 OEM 生産事件(「東風」商標権侵害紛争事件)に対して、商標権侵害であるという判決を下した。当該事件と最高人民法院「PRETUL」再審事件には、共通点も相違点もあった。共通点は、涉外 OEM 生産による製品の全てが海外に輸出され、海外の委託者もその所在国——インドネシアにおいて商標「東風」を所有していることである。相違点は、商標「東風」が中国において、その登録者であるディーゼル大手の上海柴油機股份有限公司(以下「上柴社」という)による大量使用と宣伝を通じて、高い知名度を有するようになっていたために、「馳名商標」として認定され、1960 年代からインドネシアへ輸出されていたことである。なお、その時期は、海外の委託者がインドネシアにおいて商標「東風」を登録したのより早かった。その後、海外の委託者に上柴社の商標に対する冒認出願の疑いがあったため、上柴社と海外の委託者との間で、商標「東風」の権利帰属をめぐる 6 年間にわたる訴訟が行われた。また、中国国内の加工業者が、インドネシアへ商標「東風」を付したディーゼル機械を輸出したことに関して、上柴社との間で補償に関する合意に達成し、かつ、以後同様の行為を二度と行わないことを保証した。その結果、江蘇省高級人民法院は、必要な審査及び注意義務を遂行するという裁判基準を採用した上で、中国国内の加工業者は、上柴社の商標が「馳名商標」に認定され、かつ海外の加工業者には冒認出願の疑いがあることを明らかに知っていながら、涉外 OEM 生産を受注したが、合理的な注意及び回避義務を怠り、上柴社の利益を実質的に損なったとして、商標権侵害であると認定した。このことから、涉外 OEM 生産に係る事件に対して、全て同様に処理するのではなく、ケースバイケースに分析する必要があることが分かる。

これらの 2 つの事件からも、涉外 OEM 生産行為は、以下の 3 つの要件を満たす場合、権利侵害ではないと認定される可能性が高いと考えられる。これは現時点の主要な見解だが、無論個々の事件の具体的な状況及

び裁判官の判断によって、権利侵害であると認定される可能性も排除できない。

① 海外委託者が製品の輸出対象国において、関連商標権を所有し、かつその登録に不当性がないこと。

② OEM 生産による製品の全てが輸出され、中国国内で販売されないこと。

③ 中国国内の加工業者は、海外の委託者の登録商標に対して、審査又は合理的な注意義務を果たすこと。

## 2) 渉外 OEM 生産から得られるヒント

渉外 OEM 生産における海外の委託者及び中国国内の加工業者は、最高人民法院「PRETUL」再審事件から、以下のヒントを得ることができる。

① 万々に備えて、渉外 OEM 生産に係る契約書、注文書、輸出入通関書類及び当事者間の商標などにかかる事項について連絡書簡などの書面資料を適切に保管すべきである。実際に、書面資料を適切に保管していなかったことで、侵害事件で起訴された際、直ちに有効な証拠を提出できず、十分に挙証もできないことで、相手側に隙を見せることになった多くの企業がある。

② 海外の委託者は渉外 OEM 生産を委託する際、中国で関連商品において他人がすでに登録した同一又は類似の商標の有無について、事前に調査すべきである。その結果、まだ無ければ、余計なトラブルを未然に防ぐため、自分から早急に登録出願すべきである。

前記②について、渉外 OEM 生産が一定の要件を満たす場合、商標使用にあると認定されないのに、中国での商標の登録出願には、一体どのような意味があるのか、又は、登録した場合、他人からの3年不使用取消審判の請求に対抗できるのかと思う方もいるのではないだろうか。筆者のこれまで長年にわたる商標に関する実務経験に基づけば、近年、商標3年不使用取消審判事件において、商標行政機関や司法機関が渉外 OEM 生産を商標の使用に該当すると認定した事例は、少なくない。その原因として、前述の観点②の他に、以下の2つのことが考えられる。1つは、商標登録者が渉外 OEM 生産によって、商標を積極的に使用しようとする意図が明らかなことである。もう1つは、渉外 OEM 生産が中国の重要な

対外貿易方式に関わっていること、すなわち、「政策的な考慮」と言えるであろう。

これまで、多くの涉外 OEM 生産に係る権利侵害紛争事件で、中国国内の商標登録者が海外の委託者の商標を明らかに知った上で、悪意の冒認出願をした疑いが持たれた。例えば、最高人民法院「PRETUL」再審事件では、「PRETUL 及び楕円図形」商標の出願以前に、元登録者が株主であった会社と TRUPER 社には、業務関係があり、TRUPER 社の委託を受け、「PRETUL 及び楕円図形」商標を付した製品を生産し、かつ輸出したのである。また、「JOLIDA」商標権侵害紛争事件では、中国商標の登録者は、当該事件の海外の委託者によって設立された会社であったが、その後、わけがあつて、第三者に転売されていた。そして、「SOYODA」商標権侵害紛争事件では、中国商標の登録者がある会社に在職期間に、当該会社と当該事件の海外の委託者とは、「SOYODA」商標の付されたペンキなどの貿易行為を行なっていた。

中国では現在、商標冒認出願が依然として頻繁に行われている状況を鑑み、余計なトラブルを未然に防ぎ、自己の利益を確実に保護するために、海外の委託者は、中国において涉外 OEM 生産の委託事業を展開する前に、事前の商標保護をしっかりと行うべきである。

**16) NIKE INTERNATIONAL LTD. (再審請求人) vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会 (被請求人) の商標取消複審行政紛争事件 ((2015) 知行字第 80 号)**

### **事件の概要**

2009 年 10 月 13 日、NIKE INTERNATIONAL LTD (以下「ナイキ社」という) は、中華人民共和国工商行政管理総局商標局 (以下「商標局」という) に第 7752573 号「JORDAN 及び図」商標 (以下「出願商標」という) を登録出願したが、その指定使用商品は第 28 類のバスケットボール、ボール類の専用袋等であった。2010 年 10 月 12 日、商標局は、「商標棄却通知書」を下し、出願商標の中の英文字「JORDAN」は外国の国名であり、中国語で「約旦(ヨルダン)」に翻訳し、「商標法」第 10 条第 1 項第 (2) 号に規定

する「商標としては使用してはならない情状」に該当するので、出願商標の登録を棄却すると裁定した。2010年10月28日、ナイキ社は、中華人民共和国国家工商行政管理総局商標審判委員会（以下「商標審判委員会」という）に商標審判出願を提出した。商標審判委員会は、2012年6月14日付で作出商評字(2012)第26251号「第7752573号「JORDAN」商標棄却に関する裁定書」（以下「係争裁定」という）を下し、商標局の裁定を維持し、出願商標を棄却すると裁定した。ナイキ社は、係争裁定を不服として北京市第一中級人民法院に行政訴訟を提起した。

一審法院は、審理を経て、係争裁定の手續上に瑕疵が存在しているので、指摘しなければならないものの、当該瑕疵がナイキ社の実体権利に不利な影響を与えず、かつ、係争裁定の結論が正しいので維持しなければならないと判定した。したがって、一審法院は、ナイキ社の訴訟上の請求を棄却する判決を言い渡した。

ナイキ社は、更に一審判決を不服として北京市高級人民法院に上訴を提起し、一審判決及び係争裁定を取り消し、商標審判委員会に対し、改めて裁定を下すことを命じるよう請求した。

二審法院は、審理を経て、ナイキ社の上訴理由には法的根拠が欠如し、支持することができず、商標審判委員会及び一審法院の認定が正しいので維持すると判定した。したがって、二審法院は、ナイキ社の上訴を棄却し、原判決を維持する判決を言い渡した。

ナイキ社は、二審法院の判決を不服として最高人民法院に再審請求を提出した。

最高人民法院は、審理を経て、本事件の争点は係争裁定及び一審、二審判決における出願商標の「商標法」第10条第1項第(2)号の規定を満たすか否かについての認定、すなわち、外国の国家名称を含む出願商標を登録禁止商標にすることが正しいか否かを認定することであると判定した。

本事件において、出願商標は、組合わせ商標として、上部の図形と下部の文字「JORDAN」から共同組成している。そのうち、文字部分にはヨルダン国の英語国家名称を構成する重要な組成部分のほかに、更に人名、地名等のその他の意味を含んでいる。しかも、出願商標の文字部分と図

形部分は緊密に結合しており、その全体において、文字「JORDAN」と一定の差異を形成している。更に、地理的な距離、言語上の差異等の要素により、JORDAN がヨルダンと言う国の英語名称である重要な組成部分に対する中国国内の関連公衆の理解程度が相対的に限られており、関連公衆がその知識知識レベルと認知力に基づき、通常、出願商標における「JORDAN」とヨルダン国を繋げないだけでなく、出願商標がその全体においてヨルダンの国家名称と同一又は類似であると認めるわけにはいかない。したがって、一審、二審判決において、出願商標が「商標法」第 10 条第 1 項第 (2) 号規定に関する係争裁定の認定は誤っており、最高人民法院は、是正するものとする。

商標局の「棄却通知書」及び係争裁定における出願商標が「商標法」第 28 条の規定を満たさないという商標局の認定、出願商標の審判、行政訴訟の提起及び上訴時における再審請求人の異議未申立の何れについても異議がなかった。したがって、係争裁定において、「商標法」第 28 条を法的根拠の一つとして出した商標出願を棄却した結論は正しく、維持すべきである。一審判決と二審判決の結論は正しいので維持すべきである。したがって、最高人民法院は、ナイキ社の再審請求を棄却する裁定を言い渡した。

### ポイント解説

本事件に係る重点問題は、外国語の文字を含む出願商標が登録禁止外国名称を構成するか否かについて関連公衆の知識レベルと認知能力に基づいて判断すべきか否かである。

現行の「商標法」第 10 条第 2 項では、公衆が熟知する外国地名を商標として使用してはならないと規定している。それと同時に、当該条項においては、更に例外規定、すなわち、地点としてその他の意味又は団体商標、証明商標における組成部分は除き、すでに登録された使用地名商標は引き続き有効であると規定している。

したがって、一つの外国地名を商標として使用できると主張する抗弁理由には主に次の幾つかを含むことが分かる。(1) 当該地名が中国の関連公衆にそれほど知られておらず、関連公衆に誤認をもたらさない場合、(2) 外国地名としてその他の意味を具有する場合、(3) 当該地名を団体

商標又は証明商標の組成部分として登録する場合、(4)当該地名が新商標法の実施前にすでに登録された商標に該当する場合。

ところで、本事件において、最高人民法院は、正に中国国内の関連公衆の知識レベルと認知能力及び国家ヨルダンに対する理解程度を考慮した上、中国公衆が JORDAN について当該外国地名の英語文字として比較的高い認知度を認定するには物足りないので、出願商標は「商標法」第 10 条第 2 項に規定する「登録してはならない情状」に該当しないと判定する。

司法実務上、「商標法」第 10 条第 2 項の適用について次のような注意事項を提示している。先ず、「公衆に知られている外国地名」を構成するか否かについての判定において、強調したいところは、当該「地名」に対する一般公衆の認知程度であり、当該「地名」を商標とすることに対して知られている程度ではない。したがって、ここに言う「公衆」とは、中国の一般的でかつ広範的な公衆のことを言う。

しかも、「商標法」第 10 条第 2 項における「公衆に知られている外国地名」とは、中国公衆に知られている外国地名のことを指し、「公衆に知られている外国地名」であるか否かについては、客観的な事実該当するものの、これに対する判定には一定の主観性を有し、当該地名に対する中国の一般公衆の熟知程度を考慮すると同時に、辞典等の参考書を通じて見付けられる地名が何れも「公衆に知られている外国地名」ではない。ある地名が中国公衆に知られている原因は、先進国家の首都、国際的な影響力を有する都市、著名観光都市、ある特殊の資源又は特産、中国との特殊な歴史的淵源、著名ボールチームを有することにより中国一般公衆に知られている可能性が多い。通常、中国の一般公衆は、教育、書籍、媒体、ネットワーク等の方法を通じて簡単に熟知する外国地名については、「商標法」第 10 条第 2 項に言う「公衆に知られている外国地名」とすることができる。

なお、「公衆に知られている外国地名」に該当するか否かについて、時折、中国語・外国語間の形式上の相異によりその結論が異なることも有り得るが、一部の外国地名にとって、仮に中国の一般公衆がその中国語訳文について熟知するものの、その外国語表現形式についてはそれほど

熟知しない場合、当該地名の外国語の表現形式は、中国公衆に知られている外国地名と看做すべきではない。

したがって、「公衆に知られている外国地名」に該当するか否かについては、当該外国地名に対する「一般公衆」の認知程度の立場から考慮すべきであり、通常、中国の一般公衆は、教育、書籍、媒体、ネットワーク等の方法を通じて外国地名を熟知している場合は、「商標法」第 10 条第 2 項に言う「公衆に知られている外国地名」と看做することができる。

#### 17) 巨化集团公司(再審請求人)vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会(被請求人)、胡金雲(第三者)の商標異議申立複審行政紛争事件((2014)知行字第 112 号)

##### 事件の概要

胡金雲は 2007 年 2 月 7 日、国家工商行政管理総局商標局(以下「商標局」という)に対して、指定商品を第 11 類の灯、シェード、自動車ライト、ガス給湯器等として第 5894566 号「巨化」商標(以下「被異議申立商標」という。図 a)の登録出願を提出した。

巨化集团公司(以下「巨化集団」という)は、指定商品が第 1 類の液体塩素、炭化カルシウム、メタノール、苛性ソーダ等である第 143726 号「巨化牌 JH」商標(以下「引用商標」という。図 b)の商標権者で、当該商標は、出願日が 1980 年 9 月 11 日で、更新を経て、その有効期限は 2023 年 2 月 28 日までである。

巨化集団は、法定の異議申立期間内に、被異議申立商標に対して異議申立てをした。商標局は 2011 年 9 月 7 日、被異議申立商標の登録を許可する(2011)商標異字第 32627 号裁定を下した。巨化集団は、当該裁定を不服として、2011 年 10 月 27 日、国家工商行政管理総局商標評審委員会(以下「商標評審委員会」という)に対して、異議申立不服審判を提出した。商標評審委員会は、2013 年 11 月 11 日、被異議申立商標の登録を許可する商評字(2013)第 101103 号「第 5894566 号『巨化』商標異議申立に関する不服審判決定(以下「係争審決」という)を下した。巨化集団は、当該係争審決を不服として、北京市第一中級人民法院(以下「一審法院」

という)に行政訴訟を提起し、係争審決を取消すことを請求した。

一審法院は、「被異議申立商標の指定商品である第11類の灯、シェード等の商品と引用商標の指定商品である第1類の液体塩素、炭化カルシウム等の商品との差異は比較的大きい。引用商標が馳名商標として認定できたとしても、類似群を超える保護を受けることができない。さらに、巨化集団も、その商号「巨化」を被異議申立商標の出願登録前に、その指定商品である第11類商品に使用し、かつ、一定の知名度を有したことを証明できる証拠を提出していないので、先行商号権に関する巨化集団の主張は成立しない。」と判示した。したがって、一審法院は、係争審決を維持する判決を言い渡した。巨化集団は、一審判決を不服として、北京市高級人民法院(以下「二審法院」という)に上訴を提起した。

二審法院は、「巨化集団が提出した証拠では、引用商標が被異議申立商標の出願登録日前に、大量の宣伝・使用を経て、第1類の苛性ソーダ等の商品における使用によって比較的高い知名度を有することを証明できるものの、被異議申立商標の指定商品である第11類の灯、シェード等の主力商品と引用商標の指定商品である第1類の苛性ソーダ、液体塩素、炭化カルシウム等の商品とは、その機能用途、生産部門、販売ルート、消費対象等において大きな差異があり、引用商標が馳名商標として認定されたとしても、類似群を超える保護を与えることができない。なお、『巨化』商号に関する一審法院の認定は正確である。」と判示した。したがって、二審法院は、上訴を棄却し、一審判決を維持する判決を言い渡した。巨化集団は、当該判決を不服として、最高人民法院に再審を請求した。

最高人民法院は、「引用商標の指定商品である第1類の苛性ソーダ、メタノール等の化学工業製品と、被異議申立商標の指定商品である第11類の灯、ガス給湯器等の家電商品とは、その機能、用途又は商品の販売ルート、消費者群等において、何れも比較的大きな差異がある。引用商標は第1類の化学工業製品において、ある程度の市場知名度を蓄積しているものの、かかる知名度が被異議申立商標の出願日前に、その指定商品である商品又は類似商品、若しくは関連性のある商品の範囲まですでに及んでいたことを証明できない。すなわち、商標の先行した知名度によ

って、被異議申立商標の登録の許可が公衆に誤認させ、かつ、引用商標権者の利益を損なう結果をもたらしたことを証明するには十分でない。巨化集団が、被異議申立商標の指定商品である商品がその生産過程において、引用商標の指定商品である商品の使用が必要であるということを理由として提出した『両者に比較的強い商品の関連性を有する』という主張は、強引過ぎるので支持できない。なお、本事件において調査を経て明らかになった事実に基づき、巨化集団が被異議申立商標の出願日前に、『巨化』商号を第 11 類の商品又はそれに類似する商品の生産経営活動において使用し、かつ、このような実際使用行為により、『巨化』商号が関連商品において一定の知名度を有するようになったことで、被異議申立商標の登録の許可を禁止できる要件を有していたことを証明できる証拠がない。」と判示した。したがって、最高人民法院は、巨化集団の再審請求を棄却する裁定を言い渡した。

#### ポイント解説

本事件の争点は、主に被異議申立商標の登録が馳名商標の登録人の利益に損害をもたらしたか否か、及び他人の先行権利を損なっているか否かに集約された。すなわち、被異議申立商標の登録が 2001 年版「商標法」第 13 条第 2 項及び第 31 条(2014 年版「商標法」第 13 条第 3 項及び第 32 条)の規定に合致するか否かということである。

一審、二審、再審の観点は基本的に一致し、何れも被異議申立商標の登録が「商標法」における前述の関連規定に違反しないと判示した。それと同時に、最高人民法院は、巨化集団が提出した馳名商標の認定請求について、その判決において、「異議申立人が保護を求めた引用商標が有する知名度について、もちろん考慮する必要はあるものの、引用商標が馳名商標であるか否かをその前提要件として審査・認定すべきであることを意味するわけではない。中国の商標法律の枠組みにおいて規定されている馳名商標の法律保護制度の立法の本来の意味は、荣誉称号を付与することではなく、比較的高い知名度を有する商標に対して、その識別性と知名度に相応する保護範囲と保護強度を与えることにある。」と明確に指摘している。これは、「最高人民法院による馳名商標保護に係る民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関するの解釈」(以

下「馳名商標に係る司法解釈」という)の第2条第1項第(1)号において明確に述べた「馳名商標の必要性に応じた認定原則」を明らかにしたもので、確かな必要性がある状況においてのみ、法院は、商標に係る馳名に対して認定することができる。しかし、「最高人民法院による商標の権利付与・権利確定に係る行政事件の審理における若干問題の意見」の第10条の規定に基づき、法院は、馳名商標の保護に係る商標の権利付与・権利確定の行政事件を審理において、前述の馳名商標に係る司法解釈における関連規定を参考にすることができる。

本事件を通じて、最高人民法院は、「『必要性に応じた認定原則』とは、本事件に類似する異議申立事件において、被異議申立商標が引用商標に対する複製・模倣又は翻訳に当たらず、又はその登録が公衆に誤認をもたらさず、かつ、引用商標権者の利益を損なう結果をもたらさなければ、引用商標が馳名商標であるか否かについて審査と認定をする必要がないことを表している」と明確にした。

事実上、2014年10月に公布された「最高人民法院による商標の権利付与・権利確定に係る行政事件の審理における若干問題の規定(意見募集稿)」第10条において、「商標法」第13条の適用要件の順序について、「人民法院は、商標法第13条第2項又は第3項を適用するにあたり、まず保護を求める商標が馳名状態になっているか否かを確定すべきである。認定することができる場合に限り、係争商標が馳名商標に対する複製、模倣又は翻訳にあたるか否か、及び公衆に混同或いは誤認をもたらすおそれがあるか否かによって、馳名商標の所有者の利益に損害を与え得るかを認定する」と規定したことがある。当該規定における認定順序は、本事件における観点とは、明らかに相反している。しかし、当該意見募集稿は、未だ正式には公布されておらず、意見募集稿においても、当該条項を削除すべきであるという意見もあった。

本事件では、馳名商標関連の法律を適用する要件の認定順序において、保護をもとめる商標の馳名状態を優先的に判断するのではなく、実際状況に基づき、馳名の必要性があるか否かに対する判断の可能性について明確にされたといえる。

実務上、馳名商標に対する認定の機会は益々少なくなり、馳名商標に

対する認定を通じて、類似群を超える保護の実現は益々困難になっている。したがって、企業が、その中核ブランドを保護するために、他人の冒認出願行為に対抗し、中核ブランドの希釈化によるリスクを回避するために、それぞれの中核ブランドについて、全区分又は多区分にわたる防御性のある登録を採用することも、実行可能な対策の1つであるといえる。

**18) 北京福聯昇靴業有限公司(再審請求人)vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会、北京内聯昇靴業有限公司(被請求人)の商標異議申立複審行政紛争事件((2015)知行字第 116 号)**

### 事件の概要

北京内聯昇靴業有限公司(以下「内聯昇公司」という)は、指定商品が第 25 類の「靴」である第 125412 号商標「内聯昇」(以下「引用商標」という、図 a)の権利者である。同商標は、1979 年 7 月 1 日の公告後、数回の更新を経て、その有効期限は 2023 年 2 月 28 日までである。引用商標は、商標局より馳名商標として、商務部より中華老舗として認定され、内聯昇公司による「内聯昇千層底布鞋製作技巧」は、文化部より国家級非物質文化財として認定されている。

北京福聯昇鞋業有限公司(以下「福聯昇公司」という)は 2009 年 6 月 29 日、国家工商行政管理総局商標局(以下「商標局」という)に指定商品を第 25 類の「服装、下着、靴」として、第 7504400 号商標「福聯昇 FULIANSHENG 及び図形」(以下「被異議商標」という、図 b)を出願した。

内聯昇公司は、被異議商標の予備的査定公告後、同商標に対して異議申立を提出した。商標局は 2012 年 5 月 29 日、(2012)商標異字第 30306 号「『福聯昇 FULIANSHENG 及び図』商標異議裁定書」(以下「第 30306 号裁定」という)を下し、被異議商標の登録を許可した。内聯昇公司は、当該裁定を不服として、2012 年 7 月 11 日に商標評審委員会も不服審判を提出した。2013 年 12 月 2 日、商標評審委員会は、商評字(2013)第 123029 号「第 7504400 号『福聯昇 FULIANSHENG 及び図形』商標異議申立不服審判審決書」(以下「第 123029 号審決」という)を下し、被異議商標と引用

商標は類似商標を構成すると認定し、被異議商標の登録を拒絶した。福聯昇公司是、当該審決を不服として、北京市第一中級人民法院(以下「一審法院」という)に訴訟を提起し、第123029号審決を取消すことを請求した。

一審法院は、審理を経て、「顕著な識別部分からみれば、被異議商標は図形と文字の結合商標で、引用商標は純粋な文字商標であるが、被異議商標の文字部分の字体と引用商標の字体との間には明らかな差異があり、両者の意味にも相違がある。したがって、被異議商標の標識と引用商標の標識には一定の差異がある。福聯昇会社が提出した証拠をまとめると、同社は被異議商標に対して長期間にわたる広範な宣伝と使用を行うことで、同商標に対する比較的高い市場信望を構築し、被異議商標と引用商標を客観的に識別できる関連公衆群を形成した。被異議商標と引用商標は市場において共存しており、同一又は類似の商品に使用されても、関連公衆に混同・誤認をもたらすことはない。」と判示した。したがって、一審法院は、商標評審委員会の第123029号審決を取消し、商標評審委員会に対して改めて審決を下すことを命じる判決を言い渡した。商標評審委員会と内聯昇公司是、一審判決を不服として、北京市高級人民法院(以下「二審法院」という)に上訴を提起した。

二審法院は、審理を経て、「被異議商標と引用商標は、全体の視覚的効果において差異があるものの、図形と文字の結合による被異議商標におけるの漢字『福聯昇』は、主な認識及び識別部分であり、当該部分と引用商標『内聯昇』とを比較すると、頭の1文字だけが異なり、その他の2文字『聯昇』は、固定された語句の組合せではなく、内聯昇会社が独自に創作したもので、両者の間にはある程度の類似性がある。しかも、引用商標が被異議商標の出願日前にすでに一定の知名度を有していたことを考慮すれば、両者が同時に同一又は類似の商品に使用されれば、関連公衆は、両者が同一市場主体が提供するシリーズ商標であると誤認したり、両者の提供者の間に何らかの特定な関係があると誤認したりしやすくなる。したがって、被異議商標と引用商標は、同一又は類似の商品に使用された類似商標である。」と判示した。したがって、二審法院は、一審判決を取消し、商標評審委員会による第123029号審決を維持する

判決を言い渡した。福聯昇公司是、二審判決を不服として、最高人民法院に再審を請求した。

最高人民法院は、「まず、被異議商標と引用商標の音、形、意味からみれば、被異議商標に文字と図形を使用しているものの、その文字部分である『福聯昇』は商標の呼称部分として、主要な識別の役割を果たしており、両商標に対する関連公衆の呼称は類似している。

次に、引用商標の顕著性と知名度からみれば、『内聯昇』は中国の馳名商標であり、かつ、前後して中華老舗、国家非物質文化財として認定されている。引用商標が相当高い顕著性と知名度を有する状況下で、同商標と類似商標を構成する範囲は、一般商標と比較してもより広範になり、同業競合者もそれに相応してより高い注意と回避義務を負うべきである。

さらに、現有証拠では被異議商標が比較的高い知名度と顕著性を有することを証明するには足りず、引用商標とは有効な市場における区分を形成している。引用商標が高い知名度と顕著性を有し、かつ、被異議商標と引用商標の標識が類似する状況下で、関連公衆に、引用商標と被異議商標の商品の出所に対する混同・誤認をもたらしたり、被異議商標と引用商標が示す商品の間に関連関係があると誤認したりしやすくなる。

最後に、現有証拠に基づき、再審請求人が被異議商標を登録し、使用する際、被請求人と引用商標に対する「ただ乗り」しようとする悪意は明らかである。」と判示した。

最高人民法院は、最終的に福聯昇公司の再審請求を棄却する裁定を言い渡した。

### ポイント解説

本事件は、「2015年度中国法院50件の典型的な知的財産権事例」における1事例であると同時に、「最高人民法院知的財産権案件年度報告(2015年)」にも収録されている。出願人福聯昇公司与異議申立人内聯昇公司是、それぞれ商標局、商標評審委員会、一審法院、二審法院及び最高人民法院という5段階における審査や審理を経て、最終的に最高人民法院は、商標評審委員会の審決を維持し、被異議商標の登録は許可され

なかった。本事件において、被異議商標と引用商標の類似性に対する認定はもちろん重要であったものの、最高人民法院による後願の出願人は、より高い注意と回避義務を負うべきであるという観点も一定の新たな意義を有しており、高い知名度を有する商標に対する保護を強化すべきであるという趨勢の体现であると言える。

本事件において、被異議商標と引用商標の構成要素と視覚的効果だけからみれば、確かに一定の差異が存在する。もし、両商標が何れも知名度を有しない場合、両者の差異により混同を回避する可能性があり、類似商標と認定されるわけではない。ただし、商標類似の認定過程では、商標の構成要素及び指定商品又は指定役務を考慮するだけでなく、司法解釈の中で明確に規定されているように、保護を求める商標の知名度と顕著性も考慮しなければならない。それに、商標出願における主観的な意図等の要素も、類似性の判断に影響を与えることがある。通常、高い知名度を有する商標は、広範な消費者に認知されているので、混同・誤認をもたらす可能性がより一層高くなり、かつ、他人の悪意によって「ただ乗り」される可能性も益々高くなる。また、商標の顕著性が高くなるにつれて、他人がそれと類似する商標を出願する場合、その主観的な悪意を容易に判断することができる。本事件において、引用商標は、商標局より馳名商標として、商務部より中華老舗として認定されており、かつ、その登録期日も被異議商標の出願日よりずっと早く、字句「聯昇」を靴類製品に使用することも内聯昇会社が始めたので、福聯昇会社が同業競合者として、他人の馳名商標の呼称に類似する標識を選択して商標出願したことには、明らかな主観的悪意が有るとみなされた。

なお、福聯昇公司是、再審請求の際に、被異議商標の使用期間が比較的長く、比較的高い市場信望をすでに構築し、関連公衆群を形成していることを、大量の証拠を提出することで証明しようとした。福聯昇公司のかかる行為について、最高人民法院もかつてその指導意見と多くのケースにおいて、商標類似の判断において、構成要素の類似のみを考慮すべきではなく、すでに形成された市場秩序の維持を注意すべきことを明確にしていた。しかし、本事件において、福聯昇公司の主張は受け入れられなかった。最高人民法院は、被異議商標に係るほとんどの使用行

為が被異議商標の出願日以降のまだその登録が許可されていない状況下で発生したことに鑑み、福聯昇公司是、大々的な被異議商標の使用以前から、被異議商標と引用商標との間の類似により、被異議商標の登録が許可されず、ひいては引用商標の登録商標権を侵害する法的リスクが存在していることを認識していたはずである。引用商標が高い知名度と顕著性を有することを明らかに知っている又は知っているはずであった状況下で、福聯昇会社が主張する市場秩序又は知名度を承認することは、同業競合者が信義則に反し、他人の合法的な先行権利を無視し、悪意で出願した商標を強引に拡大・強化することを奨励するにほかならない。かかる状況は、有効に市場を区分することに不利であるだけでなく、商標登録や使用環境の浄化にも不利で、かつ、最終的には先行商標権者の合法的な権益及び広大な消費者の利益を甚だしく損ない、信義則、及び「商標法」における「商標専用権の保護」、「商標信用の保護」、「消費者と生産者、経営者の利益保障」等の立法趣旨にも反することになる。

したがって、被異議商標の使用について、最高人民法院は、それにより市場秩序が形成してはならないと認定した。この点は、登録を許可された後の無効手続過程における商標使用・商標周知度証明の状況とは異なることを注意することが必要である。

**19) タートルワックス社(再審請求人)vs 北京亀博士自動車洗淨連鎖有限公司(被請求人)、国家工商行政管理総局商標評審委員会(一審被告、二審控訴人)、北京半隆貿易中心(一審第三者、二審被控訴人)の商標異議申立複審行政紛争事件((2015)行提字第3号)**

### **事件の概要**

指定商品が第3類の自動車用つや出しワックス、洗淨液である第908487号「亀博士」商標(以下「引用商標」という、図a)は、登録出願日が1995年3月9日で、その元登録商標専用権者は索喬自動車配件北京有限公司であったが、1998年にタートルワックス社に譲渡された。そして、引用商標は更新を経て、その専用権の期限は2016年12月6日までである。

1998年、「亀博士」シリーズの自動車用品の中国における独占代理店である北京半隆貿易センター（以下「半隆センター」という）は、長沙大地專業自動車用品サービス有限公司（以下「大地社」という）と「『亀博士』シリーズ商品の湖南総代理店契約」を締結し、大地社に当該シリーズ製品に関する湖南省における独占販売権を付与した。

2002年5月8日、大地社は、商標局に指定役務が第37類の車両修理等である第3167289号「亀博士」商標（以下「被異議申立商標」という、図b）の登録出願を提出し、その後、商標局は予備的査定し、出願公告した。2010年8月、被異議申立商標の指定役務の項目は、商標局の審査により、8項目減らされ、最終的な役務項目は、車両オイル交換と車両修理になった。2010年7月、被異議申立商標は、北京亀博士自動車清洗連鎖有限公司（以下「亀博士社」という）に譲渡された。

ターゲットワックス社と半隆センターは、被異議申立商標の法定の異議申立期間内に、商標局に異議申立をした。商標局は審査を経て、(2008)商標異字第01927号「亀博士」商標異議裁定書を下し、被異議申立商標の登録を許可した。ターゲットワックス社と半隆センターは当該裁定を不服として、法定期間内に商標評審委員会に対して、不服審判を請求をした。ターゲットワックス社と半隆センターの不服審判請求について、商標評審委員会は2010年12月27日、商評字(2010)第38951号「第3167289号『亀博士』商標に関する不服審判決定書」（以下「第38951号審決」という）を下し、被異議申立商標の登録を拒絶した。亀博士社は当該審決を不服として、北京市第一中級人民法院（以下「一審法院」という）に訴訟を提起した。

一審法院は審理を経て、「『車両修理』役務提供者が役務の提供において、『自動車用つや出しワックス、洗浄液』等の商品を実際に使用する可能性があるため、前述の商品又は役務のいずれにおいても『亀博士』商標が使用されている場合、関連公衆は両者が同一主体によって提供されている、又は提供者間には特定の関係があると混同・誤認するおそれがある。したがって、『車両修理』役務及び『自動車用つや出しワックス、洗浄液』商品は類似商品又は役務に該当する。『車両修理』役務に被異議申立商標を登録することは『商標法(2001年改正版、以下同様)』第28条

の規定に違反するので、登録すべきでない。一方で、被異議申立商標は、『商標法』第 15 条の規定を適用していない。」と判示した。したがって、一審法院は、亀博士社の訴訟上の請求を棄却した。亀博士社とタートルワックス社のいずれも当該判決を不服として、北京市高級人民法院(以下「二審法院」という)に上訴を提起した。

二審法院は審理を経て、「代理人又は代表者が商標を登録出願する前に、被代理人又は被代表者の商標を登録出願していない場合においてのみ、代理人又は代表者がなした登録出願行為は、先取り出願行為に該当し、被代理人又は被代表者がすでに当該商標を登録出願している場合、その当該商標に対して有している合法的権益は、商標登録の面では、代理人又は代表者に損害を及ぼしていないため、『商標法』第 15 条の規定は、被代理人又は被代表者が、当該商標をすでに登録出願した場合、又は当該商標がすでに登録された場合には適用されない。また、被異議申立商標は 2002 年以降、さまざまな賞を獲得して、自動車修理において、一定の知名度を有し、被異議申立商標の指定役務である『車両修理』と引用商標の指定商品である『自動車用つや出しワックス、洗浄液』等は異なるので、両商標が類似していない。」と判示した。したがって、二審法院は、一審判決及び第 38951 号審決を取消し、商標評審委員会に改めて審決を下すことを命じる判決を下した。タートルワックス社は二審判決を不服として、最高人民法院の再審請求をした。

最高人民法院は、「『車両オイル交換、車両修理』役務と『自動車用つや出しワックス、洗浄液』等の商品はいずれも車両修理・メンテナンスの範囲に入り、両者の役務の提供場所又は販売場所、消費対象には同一性がある可能性があり、前述商品又は役務のいずれにおいても、『亀博士』商標を使用した場合、関連公衆は両者は、同一主体によって提供されている、又は提供者間には特定の関係があると誤認し、混同・誤認を生じさせるおそれがある。商標間の適当な共存には、特殊な歴史的原因や歴史的背景等の特殊な状況がある必要があり、かつ、先行権利者の思想、及び市場における区分等が客観的にすでに形成された否かについて考慮する必要がある。本事件の証拠によれば、先行権利者は共存には同意しておらず、かつ、現有の証拠も、亀博士社が『車両修理』役務に『亀

博士』を使用することは、引用商標とは別々にそれぞれ消費者群を設け、市場区分を客観的に形成したことを証明するのに十分ではない。

さらに、一審法院及び二審法院の『商標法第 15 条は、被代理人又は被代表者が当該商標を登録出願した場合、又は当該商標がすでに登録された場合には適用されない。』という認定は、商標法第 15 条の適用範囲を不当に縮小しているので、是正すべきである。」と判示した。

最終的に、最高人民法院は二審判決を取消し、一審判決を維持した。

### ポイント解説

本事件の進捗は、二転三転したが、類似商標の共存の状況、及び被代理人又は被代表者の先取り出願の商標に対する理解は、各級人民法院によって異なっていた。最高人民法院の認定は、これらの問題の解決に役立つもので、かつ、今後同類の事件における認定にも影響を与えるものと考えられる。

類似商標の共存について、最高人民法院は、古くは「鱈魚」商標事件（(2009)民三終字第 3 号）において、「当事者双方が提出した証拠に基づき、2 つの商標は、その関連市場において、それぞれが示している商品と固定した関連性をすでに形成し、その商品の出所をそれぞれ独自に示すことができるので、他人の市場シェアが不当な割り込みを受けることがなく、当事者双方は関連市場において、独自の市場分野を形成している」と認定した。この認定は、その後商標の類否判断に大きな影響を及ぼした。

その後、最高人民法院はさらに、「知的財産権裁判の機能を十分に発揮させ、社会主義文化の大きな発展・繁栄を推進し経済の自主的協調的発展を促進する上での若干の問題に関する意見」において、関連商標も高い知名度を持ってたり、関連商標の共存が特殊な条件でなされたりした場合、商標類否の認定に当たっては、さらに二者の実際の使用状況や使用の履歴、関係する大衆の認識の状態、使用者の主観的状态などの要素により総合的に認定するとしている。

本事件において、被異議申立商標と引用商標の文字は完全に一致し、査定された「車両オイル交換、車両修理」役務と「自動車用つや出しワックス、洗浄液」等の商品は、いずれも車両修理、メンテナンスと関連

するため、消費者の混同・誤解を招きやすい。被異議申立商標は一定の知名度を有するものの、その商標の予備的査定、出願公告後、すぐに異議申立手続に入ったので、権利が不安定な状態に陥ってしまった。また、被異議申立商標の最初の出願人と商標権者との間に代理関係が存在したので、2001年改正版「商標法」第15条(2013年改正版「商標法」第15条第1項)が定める代理人又は代表者の先取り出願問題に触れている。現有の判例から見て、類似する先取り登録の状況(例えば、中国の知財関連判決の紹介(第21回)における「福聯昇」事件、(2015)知行字第116号)に関して、他人の商標を先取り出願する行為が法律に禁止されているため、法院は、未登録の先取り商標の知名度が安定した市場秩序を形成できていないと認定する傾向にある。

**20) 貴州頼世家酒業有限責任公司(再審請求人)vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会(被請求人)、中国貴州茅台釀造所(集団)有限責任公司(一審第三者)の商標異議申立複審行政紛争事件((2015)知行字第115号)**

### **事件の概要**

1988年12月29日、貴州茅台酒廠(中国貴州茅台酒廠(グループ)有限責任公司(以下「茅台酒社」という)的前身)は、酒商品について商標「頼茅」の登録を出願したが、頼氏酒廠により当該商標についての異議が申し立てられた。1996年6月27日、商標審判委員会は、異議審判裁定を下し、商標「頼茅」の登録を許可したが、その登録番号は627426号であった。2005年3月16日、商標局は、他人からの三年不使用取消請求に応じて、第627426号商標「頼茅」を取り消した。2005年3月29日、茅台酒社は、第4570381号商標「頼茅」(被異議商標)の登録を出願したが、その指定使用商品は酒(飲料)等の商品であり、2007年8月14日付で当該商標を予備的に査定し、かつ、関連公報を公表した。貴州頼世家酒業有限責任公司(以下「頼世家社」という)及び貴州頼永初酒業有限公司(以下「頼永初社」という)は、法定期限内に異議を申し立てた。2010年3月15日、商標局は、被異議商標の登録を許可する裁定を下した。頼世家社は、当該裁定を不服とし、商標審判委員会に異議審判請求を提出した。

2012年7月30日、商標審判委員会は、被異議商標の登録を許可する裁定を下した。賴世家社は、更に当該裁定を不服とし、北京市第一中級人民法院(以下「一審法院」という)に行政訴訟を提起した。一審法院は、審理を経て、第627426号商標「賴茅」の登録が許可されてから当該商標が取り消される前までに茅台酒社がずっと当該商標の専用権を享有していると判定した。当該期間において、賴氏酒廠又は賴世家社が酒類商品に商標「賴茅」を使用した行為には合法性もなければ、商標「賴茅」を先行使用し、かつ、すでに一定の影響力を有すると主張するための証拠にもならないので、第33395号裁定を維持する判決を言い渡した。賴世家社は、当該裁定を不服とし、北京市高級人民法院に上訴を提起した。二審法院は、賴世家社の提出した証拠では、商標「賴茅」が同社の先行使用を経て一定の影響力を有することを証明するに物足りないと判定し、上訴を棄却し、原判決を維持する判決を言い渡した。賴世家社は、当該判決を不服とし、最高人民法院に再審請求を提出した。最高人民法院は、審理を経て、商標「賴茅」が20世紀50年代以降、すでに割引して茅台酒社に帰属させた情状下で、賴世家社が自社の前身会社が20世紀80年代から「賴茅」酒を生産していたとしても、当該行為の正当性が欠如し、「商標法」における先行使用権益を生じかねると判定した。茅台酒社は、第627426号商標「賴茅」が取り消された十数日後、直ちに被異議商標の登録を出願し、賴世家社がほんの十数日以内に商標「賴茅」を使用していたことも一定の影響力をもたせない。最終的に、最高人民法院は、貴州賴世家酒業有限責任公司の再審請求に対する棄却裁定を下した。

### ポイント解説

本事件は、主に「不正手段により他人がすでに使用し、かつ一定の影響力を有する商標を先取り登録した」ことに対する判断に及んでいる。最高人民法院は、本事件の再審において、被異議商標が、不正手段により他人が先行使用し、かつ、一定の影響力を有する商標を先取り登録したことに該当するか否かを判断するとき、先行商標の歴史、出願登録状況を考査し、かつ、先行商標が被異議商標の出願日前に合法的に使用していたか否か等の要素に結合して総合的に判断しなければならないと

指摘した。

2001年「商標法」第31条(新「商標法」第32条)では、商標の登録出願は、他人の現有の先行権利を損害してはならず、不正手段により他人がすでに使用し、かつ、一定の影響力を有する商標を先取り登録してはならないと規定している。そのうち、「他人がすでに使用し、かつ一定の影響力を有する商標」とは未登録商標を指している。

「不正手段により他人がすでに使用し、かつ、一定の影響力を有する商標を先取り登録する」情状に対する認定では、主に次の3要件を考慮すべきである。まず、「不正手段により先取り登録する」ことで、次は「他人がすでに使用した」ことで、更に「一定の影響力を有する」ことである。

「不正手段により先取り登録する」とは、商標出願人が悪意で出願すること、すなわち、他人が未登録商標を享有することを知る又は知るはずである状況下で、依然として他人による商標出願提出より先行した場合である。

「他人がすでに使用していた」とは、正当な使用として理解すべきであるが、当該先行使用標章が未だ登録さなかったので、完全に被疑商標権侵害のリスクを排除することができなくなる。仮に「すでに使用していた」標章がすでに他人により登録されている場合は、当該使用行為の正当性には瑕疵が存在し、かつ、先行使用証拠としての能力が相応して低減してしまう。

「一定の影響力を有する」とは、「商標法」により保護すべき利益が生じたことに理解すべきである。すなわち、市場で識別役割が発生し、当然に当該要件の中で影響力が生じて正当に使用し、他人の合法的な権利を侵害しないことを前提にすべきである。さもないとすれば、消費者に混同・誤認をもたらす影響を生じてしまう。

本事件において、頼世家社が主張した先行使用にはその正当性が欠如し、かつ、尽管茅台酒社が所有する商標「頼茅」がかつて取り消されたとしても、実際に正式な使用に投入されなかったものの、未だ「不正手段により先取り登録する」程度までに至っていないので、頼世家社の異議申立は最終的に認められなかった。

実務上、商標戦略を含む知的財産権戦略に対する認識が欠如しているので、大量の老舗の字号が先取り登録される難題に遭遇している。それと同時に、数多い大型多国籍企業の中国市場への進出が比較的遅かったので、それぞれの商標が先取り登録される問題に遭遇していることも多い。かかる情状について、有効に異議・無効・取消等の手続を利用して商標の先取り登録の安定性を打撃する一方で、事業者には絶え間なく商標戦略意識を強化し、早期に商標戦略の配置を展開するよう提示すべきである。

21) 寧波市青華ラッカー業有限公司(再審請求人)vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会(被請求人)、上海市方達(北京)弁護士事務所(一審第三者)の商標取消複審行政紛争事件((2015)知行字第 255 号)

#### 事件の概要

寧波市江東清華ラッカー業有限公司は、2000年11月9日付で国家工商行政管理総局商標局(以下「商標局」という)に第1688809号「B及び図」商標(以下「係争商標」という)を出願し、2001年12月28日付で登録許可されたが、その指定使用商品は国際分類第2類のペンキ、ラッカー、アルミニウムペンキ、銀顔料等の商品であり、専用期限は更新を経て2021年12月27日までである。2002年5月31日、係争商標は、許可を経て寧波市江東清華ラッカー業有限公司に譲渡された。2010年2月16日、寧波市江東清華ラッカー業有限公司は、その社名を寧波市青華ラッカー業有限公司(以下「青華社」という)に変更した。

2010年6月11日、上海市方達(北京)法律事務所(以下「方達事務所」という)は、係争商標が連続三年間も使用停止されていることを理由に商標局に取消請求を提出した。商標局は、青華社の提供した商標使用に係る証拠が有効であり、方達事務所の取消理由は成り立たないと認定し、係争商標が継続的に有効であると裁定した。

方達事務所は、商標局による上述の裁定を不服として2013年6月24日付で国家工商行政管理総局商標審判委員会(以下「商標審判委員会」という)に不服審判請求を提出したが、その理由は次のとおりである。方達

事務所は、インターネット上で青華社が係争商標を使用していると言う如何なる情報も見付からなかったので、青華社が虚偽使用証拠を提供していると疑っていた。商標局は、取消段階における青華社の提供した証拠を方達事務所(証拠調べ)に転送しなかったので、上述の証拠に対する方達事務所の主張を認めなかった。

商標審判委員会は、方達事務所が青華社の登録した係争商標に関して提出した取消審判請求について、2014年12月9日付で商評字[2014]「第97239号の第1688809号『B及び図』商標取消に関する審決(以下「係争裁定」という)を下し、本事件の証拠が未だ有効な証拠チェーンを形成せず、指定期間内において、係争商標が指定使用商品上にて真実でかつ有効な商業使用をしていたことを証明するのに物足りないので、係争裁定における係争商標を取り消す裁定を下した。

青華社は、商標審判委員会が下した係争裁定を不服とし、法定期限内に一審法院に行政訴訟を提起した。一審法院は、審理を経て、商標審判委員会による係争裁定を取り消し、かつ、商標審判委員会に対し、改めて裁定を下すことを命じる判決を言い渡した。

商標審判委員会は、一審判決を不服とし、北京市高級人民法院に上訴を提起した。二審法院は、審理を経て、商標審判委員会による上訴理由は成り立ち、一審判決を取り消し、係争裁定を維持する判決を言い渡した。

青華社は、二審法院の判決を不服とし、最高人民法院に再審請求を提出した。最高人民法院は、審理を経て次のとおり判定した。

「商標法」に規定する「連続三年不使用」における「使用」については、指定類別商品における使用として理解すべきであり、類似商品上の使用を当該条文に言う「使用」として看做すべきではない。青華社が提出した壁ペースト取次販売契約、付加価値税増加インボイス、広告契約、作業伝票及び店舗、看板等の証拠は、青華社が審判請求商標を壁ペースト商品に使用したことを証明することができるものの、壁ペーストが係争商標の指定商品第2類に該当せず、かつ、その機能、用途等においてある程度の相違が存在する。したがって、係争商標を壁ペースト商品に使用することは、指定商品上の使用として看做すべきではない。それと

同時に、青華社は、審判請求商標を指定使用類別商品の包装、容器、商品取引文書又は広告宣伝、展覧及びその他の商業活動の中に使用したことを証明できる証拠を提供していないので、同社が主張した新規商品及び適切な寛容には法的根拠がない。

したがって、最高人民法院は、青華社の再審請求を棄却する判決を言い渡した。

### ポイント解説

本事件に係る重点問題は、登録商標の連続三年使用停止制度における「使用」行為について指定使用商品に限るべきことである。

「商標法」第56条では「登録商標の専用権は、登録許可された商標と指定使用商品に限る」と規定している。

上述の規定に基づき、登録商標の使用は、必ずその指定商品上の使用に限らなければならない。指定商品を超えた使用は、当該登録商標の使用として看做してはならない。非指定商品上の使用とは、未登録商標の使用又はすでにその他の商品上に登録許可された状況下で、その他の登録商標のために使用することを指す。指定商品を超えた使用については、当該登録商標の使用として看做さない。仮に当該実際使用商品と指定使用商品が類似商品に該当する場合、当該類別使用に係る証拠も採用されるべきではなく、消費者に登録商標とその指定使用商品を繋げさせることができないので、商品出所を区別するための機能に達する。

しかし、市場主体の事業活動における柔軟性、便利性を考慮し、実際使用する標章、商品と指定使用標章、商品との間では完全に一致させることが難しい。商標登録時の商品分類状況、事業中の営業ニーズ等の要素からの影響を受けることにより、商標を実際使用する商品にも常に指定使用商品と一致しない状況が生じている。

現在、商品使用の範囲問題について、認識と実務は、何れもすでに統一されている。「商標審査及び審理基準」において、登録商標三年不使用取消制度審理において、「商標登録人又は被許諾使用人が一種の指定使用商品に登録商標を使用する場合は、当該商品と相互類似する商品との間の登録は維持することができる」と規定している。

当該規定に基づき、商標登録人又は被許諾使用人が一種又は多種の指

定使用商品に登録商標を使用する場合、当該商品と相互類似する商品との間の登録は維持することができる。こういう商標権の範囲内での使用は、事実上、商標禁用権の分野までに保護・拡大されているが、その理由は、仮にその他の未使用類似商品における審判請求商標の登録を取り消したとしても、一種又は多種の商品上に実際使用することにより登録維持し、その他の人が更に同一又は類似の商品にそれに同一又は類似の商標を登録することができないが、これは三年不使用取消制度の設立目的の一つ、すなわち、特定人が商標を登録・使用するための障害を排除していることを反映している。

上述をまとめると、商標登録人の提出した商標使用証拠の効力がそれに類似する商品に及んでいるか否かについて判断するときのキーポイントは、当該商標を実際に使用している商品が当該登録商標の指定使用商品に該当するか否かである。仮に実際に使用する商品が登録商標の指定使用商品に該当しない場合、実際に使用する商品と指定使用商品が類似するか否かに係らず、当該登録商標の使用として看做すことができなければ、登録商標を維持するための目的に達することもできない。仮に実際に使用する商品が登録商標の指定使用商品の一種に該当する場合、当該商標が実際に使用する類似商品について登録されていなくても維持することはできる。

**22) 成超(再審請求人)vs 通用磨坊公司(被請求人)、国家工商行政管理総局商標評審委員会(一審被告)の商標取消複審行政紛争事件((2015)知行字第 181 号)**

### **事件の概要**

2000年3月31日、中山市南区百鳥帰巢火鍋美食店は、第42類のレストラン等の役務について、商標「湾仔碼頭」の登録を出願した。2001年6月21日、当該商標は、許可を経て第43類のレストラン等の役務上に登録されたが、その登録番号は第1591629号であった。その後、商標局の許可を経て、当該商標は2009年8月13日付で成超氏に譲渡された。

2009年8月21日、通用磨坊公司は、当該登録商標が三年間使用され

ていないと言う理由で、係争商標取消請求を提出した。商標局は、当該取消請求を認めた。その後、商標審判委員会も商標局の裁定を維持した。成超氏は、当該裁定を不服とし、北京市第一中級人民法院(以下「一審法院」という)に行政訴訟を提起した。一審法院は、審理を経て、商標局及び商標審判委員会の認定を覆し、成超氏が商標に対して真実の商業的な使用をしていたと判定した。通用磨坊公司是、当該判決を不服とし、北京市高級人民法院(以下「二審法院」という)に上訴を提起した。二審法院は、審理を経て、次のとおり判定した。成超氏が提出した使用証拠では、係争商標に対して真実の商業的な使用をしていたことを証明することができない。通用磨坊会社が提出した証拠によれば、成超氏は、他人の知名商標と同一又は類似する商標計 50 件以上を登録していたが、これは真実の使用意図とは言いかねる。成超氏が提出した係争商標に係る使用証拠の多くは、係争商標の登録単回、象徴性を維持するための使用にある。したがって、二審法院は、一審判決を取り消し、商標審判委員会の裁定を維持した。成超氏は、当該判決を不服とし、最高人民法院に再審請求を提出した。最高人民法院は、審理を経て、商標を実際に使用したか否かを判断するとき、商標登録人に真実の使用意図があったかどうか、実際の使用行為をしたか否かを判断すべきであり、登録商標の存在を維持するための象徴的な使用を行なっただけでは商標の実際使用を構成しないと判定した。成超氏は、異議申立商標が法定期間内に広告・宣伝及び許可他人にその使用を許諾する方法を通じて、真実の商業的な使用をしていたと主張していたものの、成超氏が提出した関連証拠によれば、当該主張を証明することができない。成超氏が提出した蘇州吳越春秋文化伝媒有限公司と締結した「広告代理契約」、「広告協議」及び履行状況を証明するために用いたインボイス、「姑蘇晩報」の湾仔碼頭軽食店に係る加盟店募集広告は、異議申立商標が指定使用役務上実際に使用していたことを証明することができない。成超氏と蘇州凌琳日化有限公司食堂が締結した「湾仔碼頭商標提携契約」及び寧波海曙天一湾仔碼頭茶レストランと締結した「商標提携協議」には、実際の履行状況を証明できる如何なる有効な証拠もないので、上述の証拠は、異議申立商標が指定使用の役務上で実際に使用されていたことを証明できない。

成超氏は、蘇州市吳中区金庭西湾農家樂飯店と「商標許可使用契約」を締結したものの、証明異議申立商標の実際の使用状況を証明できる有効な証拠がなく、成超氏が提出した「城市商報」の広告欄に掲載された蘇州市吳中区金庭西湾農家樂飯店の「暢游太湖品位農家」広告は、異議申立商標の指定期間より遅れているだけではなく、かつ、当該証拠も異議申立商標の実際使用を証明することができない。最後に最高人民法院は、成超氏の再審請求を棄却した。

### ポイント解説

本事件は、主に三年未使用取消手続における商標の実際使用証拠に係る認定に及んでおり、象徴性の使用が商標の実際使用に該当しないことを強調している。

2002年に改正した「中華人民共和国商標法実施条例」第3条(新「商標法」第48条)では、商標の使用には、商標を商品、商品の包装又は容器及び商品取引書類に用いたり、又は商標を広告・宣伝、展覧及びその他の商業活動の中で用いたりするとを含むと規定している。

「商標権利付与・権利確定行政事件審理における若干の問題に関する最高人民法院の意見」法発(2010)12号第20条の規定に基づき、「人民法院は、連続三年使用停止の登録商標の取消に係る行政事件を審理するとき、商標法の関連規定における立法方針に基づき、係争行為が実際使用を構成するか否かを正確に判断しなければならない。

商標権者による自らの使用、他人への使用許諾及び商標権者の意思に背かないその他の使用は、何れも実際使用の行為に該当すると認定することができる。実際使用している商標と許可された登録商標とが微妙な区別を持っているものの、その顕著性が変更されていなければ、登録商標の使用と看做すことができる。登録商標の実際使用がなく、譲渡又は使用許諾行為のみである、又は商標登録情報の公布又は登録商標専有権享有の声明しかないものについては、商標の使用と認定しかねる。」

実務上、仮に商標権者自体がここ三年間内に確かに商標を使用した場合、その使用証拠の収集はそれほど難しいことではない。仮に商標権者が許諾方法を通じて他人の実際使用を許諾したことを主張する場合、許諾契約の提供のみでは遥かに物足りず、更に被許諾者による契約履行に

係る証拠をもって証明する必要があることに注意を払わなければならない。さもなければ、その商標が実際商品又は役務と相互結合できず、製品又は役務の出所を標記する役割を具有しなければ、登録商標の存在の維持のために象徴的な使用をしたことにしか看做されず、商標の実際使用を構成しかねない。

また、実務上、一部の商標権者は、防御を図るために、自己が経営していない商品又は役務の類別に商標を登録しているので、かかる商品又は役務上、実際に登録された商標を使用する機会はない。三年不使用取消リスクを回避するために、一部の企業では声明の発表又は単回の使用を採用することにより、象徴的な使用を図ろうとしているが、過去、かかる方法は受け入れられたものの、上述のとおり、最高人民法院が発布した意見規定及び本事件で強調された内容のとおり、不使用商標を取り消す目的は、商標の実際使用を催し、商標の実際効用を発揮し、商標資源の浪費を防止することにある。商標が実際使用したか否かを判断するとき、商標登録人に真実の使用意図と実際の使用行為があるか否かを判断すべきであり、登録商標の存在の維持のみのために象徴的な使用をすることは、商標の実際使用を構成しない。したがって、このような象徴的な使用証拠は、未使用商標取消リスクを避けることができない。

### 23) 馬琦(再審請求人)vs 樂山市文化放送映視新聞出版局、唐長寿(被請求人)の著作権帰属、著作権侵害紛争事件((2015)民申字第 1665 号)

#### 事件の概要

1987 年から 1988 年にかけて実施された第 2 回文化財全面調査において、唐長寿は樂山市文化財全面調査の指導業務を担当し、馬琦は樂山市区の文化財全面調査に参画した。当該調査では、「文化財調査表」と「文化財分布一覧表」等に記入する必要があるが、当該記入用紙は、四川省文化財全面調査事務局から提供されたものであった。かかる記入用紙の内容項目には、「市・県名称、番号、名称、位置、時代、文化財の保護組織のランク、説明、注釈」等が含まれていた。馬琦は、40 近くの「文化財調査表」の作成を行い、かつ、当該調査表を樂山市文化局(樂山市文化ラジオテレビ新聞出版局(以下「樂山新聞出版局」という)の前身)に報告し

た。

中国社会科学院による雑誌「考古」1988年末第11号には、馬琦の著作「四川省楽山地区崖穴懸棺葬調査報告」（以下「報告」という）を公表したが、当該著作物の内容は、「分布、類型、結び」の3つの部分に分けられ、楽山地区崖穴懸棺分布表及び写真が添付され、文字表現は詳細が尽くされていた。

2006年、楽山市文化局の編集で、唐長寿は、書籍「楽山文化財攬勝」（以下「攬勝」という）を編纂した。当該書籍には数枚の文化財写真が添付され、短文で楽山の古い遺跡、古墳等の文化財や名勝が紹介されていた。2008年、国家文物局は、これまでの文化財全面調査の成果に対して系統的に整理してまとめるために、「中国文化財地図集」を編集、出版した。「中国文化財地図集・四川分冊」（以下「四川分冊」という）には、15000余りの文化財の地点が収録されていた。

馬琦は、「攬勝」と「四川分冊」が自己の「文化財調査表」と「報告」の著作権を侵害しているとして、楽山新聞出版局と唐長寿を四川省楽山市中級人民法院（以下「一審法院」という）に訴え、両被告に対して、権利侵害行為の即時差止め、謝罪、及び経済損失5万元の賠償の連帯支払いを請求した。

一審法院は、「馬琦が作成した『文化財調査表』は、文化財の地点の名称、年代、外観及び内部構造データ等に対する客観的な表現であり、同一文化財地点に対する外観の表現は、文学修飾がない状況下で文字の選択は限定され、その創作が独創性を有することは困難である。また、馬琦が作成した『文化財調査表』にて調査された文化財地点は、公共物に該当し、当該文化財地点の名称、年代、外観及び内部構造データ等が公有の素材であるので、如何なる者も運用できる権利を有する。したがって、馬琦が文化財全面調査期間に完成した『文化財調査表』は、その知的成果として、著作物が有するべき独創性という特徴を有しないので、著作物ではない。

馬琦が作成した『報告』は著作物であるものの、『攬勝』と『四川分冊』は、その文学構造において、『報告』とは完全に相違し、そのうち、文化財地点の名称、年代、外観及び内部構造データ等の公有の素材に対する

表現方法においてのみ同一であるが、当該部分は権利侵害を構成しない。また、『報告』における文化財地点に対する年代と出所の判断は、馬琦の知的成果であるものの、それは客観的な事物に対する判断であり、その他の者もこれに対して再度研究すれば、その結論を得ることができる。」と判示した。したがって、一審法院は、馬琦の訴訟上の請求を棄却する判決を言い渡した。馬琦は、当該判決を不服として、四川省高級人民法院(以下「二審法院」という)に上訴を提起した。

二審法院は、「本事件において、馬琦が完成させた『文化財調査表』は、四川省文化財全面調査事務局より提供されたもので、『文化財調査表』における表現内容は、馬琦が主観的に選定・独創したものではない。また、四川省文化財全面調査事務局より提供された『文化財調査表』は、表現しようとする内容について、すでに限定されており、馬琦は、文化財に対する検証を経て『文化財調査表』を完成させたが、馬琦が真実に基づき記入した『文化財調査表』には馬琦による独自の判断が体现されておらず、馬琦が提出した『文化財調査表』はその労働成果であるものの、独創性のある知的成果ではないので、馬琦が著作者としての身分で『文化財調査表』に対する著作権を有するという主張は、事実的かつ法的根拠に欠如する。『報告』の第983頁、989頁、991頁等と『攬勝』の第18頁、19頁等を詳細に比較すると、両著作物品の文学構造、表現方法において、顕著な差異があり、類似性を有しない。」と判示した。したがって、二審法院は、上訴を棄却し、一審判決を維持する判決を言い渡した。馬琦は、当該判決を不服として、最高人民法院に再審を請求した。

最高人民法院は、「本事件において、馬琦が保護を求める『文化財調査表』は、馬琦が独自に完成させたものであるが、その表の分類は、一般の表の分類の表現形式を超えておらず、独創性の要件を満たさない。また、その表に記入した内容は、文化財地点の名称、年代、形状、数量、大きさ等の事実に対する客観的な表現であるので、前述の基本的な事実として、情報の真実性、客観性、正確性の要求に制限され、その文字の選択は限定され、表現方法も相対的に固定され、独創性を有しない。

馬琦による関連文化財の地点に関する歴史年代に対する考証、関連データに対する正確な測量等の内容については、歴史年代に対する考証結

論及び事物形状を説明する具体的なデータの表現形式が限定されており、関連データに対する測量行為は、『著作権法』における創作行為に該当しないので、それをもって著作物であるか否かを判断するための構成要件とすることができない。」と判示した。

最高人民法院は、最終的に馬琦の再審請求を棄却した。

### ポイント解説

本事件において、その争点は、「文化財全面調査表」が「著作権法」における著作物として保護を受けられるか否かに集約されていた。

著作権紛争において、当事者が保護を求める対象が「著作権法」における著作物に該当するか否かは、法院が当該類別の事件を審理するとき、まず優先的に審査しなければならない問題である。「著作権法实施条例」では、「『著作権法』においていう著作物とは、文学、芸術及び科学の分野における独創性を有し、かつ、ある種の有形的な形式で複製できる知的成果のことをいう。」と規定している。ここに言う独創性とは、著作物の表現形式であり、著作物の構想又は観点の独創性ではない。独創性の要求に基づき、著作物の表現形式は、著作者が独自に完成させ、かつ、公有分野に存在する他人の先行著作物とは異なるものである。

表は、迅速かつ直観的に統計情報を反映させ、列記されている事物の詳細な属性を具体的に表すことを特徴としている。したがって、表は、説明性が比較的強い文体の記載に常用され、読者に作者の意図を即時に理解させることができる一目瞭然というイメージを有している。そのため、表という表現方法に限って言えば、その独創性は比較的低くなっている。しかし、表に関連する創作が全て著作物でないというわけではなく、表の内容の配列において、表現する内容が作成者の独自の判断を具体的に表すことができ、公有分野と他人の先行創作の内容とは本質的に区別される場合、著作権による保護を受けられる可能性が全くないわけではない。

本事件において、馬琦が完成した表の内容項目には、「市・県名称、番号、名称、位置、時代、文化財の保護組織のランク、説明、注釈」等が含まれ、当該分類方法では独特な配列やアイデアを体現することができず、慣用の表とは本質的な差異がなく、文化財の部分的な属性に対し

て、一定の表現と説明を行なったに過ぎない。また、それに記載された内容も、基本的に客観的な表現で、「著作権法」における独創性の基準に達することができず、労働成果に過ぎないので、「著作権法」の保護を受けることができない。

著作権の保護を受けられないものの、実務上、本事件のように一定の価値を有する労働成果に対して、当事者間で契約形式によって、当該労働成果の帰属、使用方法及び使用範囲を約定することを選択でき、明確な先行約定により、起こり得る法的リスクを有効に排除することができる。企業にとって、知的財産権を含む労働成果に対する完璧な保護制度を構築することも、知財戦略における重要な構成部分になると思われる。

**24) 北京金色里程文化芸術有限公司(再審請求人) vs 上海晋鑫影視發展有限公司(被請求人)、李曉軍、李文秀(原審被告)の著作権侵害紛争事件((2015)民申字第 131 号)**

#### **事件の概要**

2006 年 9 月、北京金色里程文化芸術有限公司(以下「金色里程社」という)は、李曉軍と「脚本撮影制作権譲渡契約書」を締結し、脚本「天情」の著作権は李曉軍が保有することを約定し、李曉軍は、当該脚本のテレビドラマ撮影制作権を有償で金色里程社に譲渡することに同意した。同年 10 月、上海晋鑫影視發展有限公司(以下「晋鑫社」という)の取締役会長である謝錫君、金色里程社の取締役会長である李文秀と李曉軍等が「最終稿確認書」を締結し、脚本「天情」の創作は李曉軍が担当し、晋鑫社が脚本の著作権料 30 万元を一括払いすることを明確に定めた。しかし、最終的に晋鑫社は、著作権料を支払わなかった。

2006 年 11 月、晋鑫社と金色里程社は「共同撮影制作契約」を締結し、20 話の連続テレビドラマ「天情」を共同で制作し、当該ドラマの著作権及びテレビドラマの共同制作によって形成される全ての有形財産と無形財産、派生する利益及び全ての権利は、晋鑫社と金色里程社の共有となり、かつ出資比率に応じて分配することを決めた。うち、無形財産に

は、テレビドラマの著作権、商業活動において派生したその他の財産的な性質を有する著作権、商品名称使用权及び商標権等を含むがこの限りでない。また、相手方の書面による同意なしに、いずれの一方も、テレビドラマの共同撮影制作に関する如何なる財産、資産及び無形権利を抵当にしたり、売買したりしてはならず、テレビドラマにおける権益を譲渡したり、抵当にしたりしてはいけないことも決めた。

2007年2月、金色里程社は、訴外である北京中天典当有限公司(以下「中天社」という)と「著作権質権設定契約」を締結し、「天情」の著作権及原脚本のテレビドラマ使用权を中天社に質権を設定し、抵当金額は30万元であった。2007年6月、李曉軍は「シナリオライセンス」に署名し、「天下父母心」(旧名は「天情」)の脚本の著作権及び映画・テレビの著作権に関して、金色里程社に独占保有を付与した。2007年7月、金色里程社と広州市縦芸文化伝播有限公司(以下「縦芸社」という)は「契約書」を締結し、縦芸社は2万元の著作権料で金色里程社が独占保有していた係争テレビドラマ「天下父母心」(旧名は「天情」)の中国における一切の録音録画に関する著作権を獲得した。2007年12月、金色里程社は中天社と「流質契約」を締結し、金色里程社は「天下父母心」(旧名は「天情」)の著作権及び原脚本のテレビドラマ使用权、発行権及び唯一のテレビドラマの撮影制作のデジタルマスターテープ(制作許可書、発行許可書を含む)を中天社に譲渡した。

晋鑫社は、金色里程社の質権設定行為等は、その保有する係争テレビドラマ及び脚本の著作権を侵害し、李曉軍の行為は、その保有する脚本の著作権を侵害して、李文秀は金色里程社の法定代表者であるため、金色里程社と李曉軍の侵害行為によって晋鑫社にもたらした全ての損失に対して、連帯賠償責任を負うべきであると主張した。したがって、江蘇省無錫市中級人民法院(以下「一審法院」という)に訴訟を提起し、金色里程社に対して経済的損失314万元余りの賠償の支払い、及び李曉軍と李文秀に対して前述の賠償義務に対して連帯責任を負うことを命じるよう請求した。

一審法院は審理を経て、「晋鑫社は出資比率に応じて、係争テレビドラマの著作権を有するものの、係争テレビドラマの脚本の著作権は有して

いない。金色里程社が中天社に対して係争テレビドラマの質権設定をし、譲渡した行為、縦芸社に対して係争テレビドラマの録画録音に関する著作権を付与した行為は、晋鑫社が出資比率に応じて有している係争テレビドラマの著作権に対する侵害を構成するが、李曉軍と李文秀の係争行為は権利侵害を構成しない。テレビドラマの撮影制作が完了したあと、その配給状況はさまざまな要因に影響され、テレビドラマはストーリーが魅力的であるか、俳優の集客力等の内的要素だけでなく、公告宣伝、放映テレビ局、放映時間帯、口コミ等の外的環境の影響を受ける。通常放映されるテレビドラマも市場における反応が良くない等が原因で、全ての投資を回収できない可能性があることも考慮し、金色里程社が晋鑫社に賠償する経済的損失を 50 万元とし、かつ晋鑫社のその他の訴訟上の請求を棄却する。」と判示した。晋鑫社と金色里程社はいずれも当該判決を不服として、江蘇省高級人民法院(以下「二審法院」という)に上訴を提起した。

二審法院は審理を経て、「金色里程社は、双方が著作権を共有しているテレビドラマを中天社に質権設定をして、かつ譲渡した行為は、晋鑫社が出資比率に応じて有している係争テレビドラマの著作権を侵害している。現有の証拠に基づき、係争テレビドラマは、2006 年末に撮影が完成してから現在までに、放映されておらず、実際には投資コストを回収する絶好の時期をすでに逸しており、その原因は、金色里程社がテレビドラマに無断で質権設定をして、最終的に譲渡した侵害行為によってもたらされたのであり、晋鑫社に何も過失がない状況において、全ての投資金額によって、侵害行為によってもたらされた実際の損失に対する賠償とする主張は合理的である。本事件における賠償額は、李文秀が署名・確認した晋鑫社の投資金額 263 万元余りをもって確定する。」と判示した。したがって、二審法院は、金色里程社に、晋鑫社に対して経済的損失 263 万元余りの賠償金の支払いを命じる判決に改めた。金色里程社は不服として、最高人民法院に対して、再審請求をした。

最終的に、最高人民法院は、金色里程社の再審請求を却下した。

### ポイント解説

本事件は、「最高人民法院による知的財産権事件年度報告(2015 年)」

に選出されたものである。本事件において、係争テレビドラマ「天情」に対して、金色里程社が質権設定して、譲渡した事実について、双方当事者は異議申立をしておらず、かつ係争テレビドラマの「共同撮影制作契約」では、双方当事者が負うべき権利義務等を明確に規定していたため、金色里程社は、係争テレビドラマの著作権者の 1 人であるものの、他の共有者の許諾を得ることなしに、単独で権利処分をした行為は依然として権利侵害に該当する。

「著作権実施条例」第 9 条は、「分割使用できない共同著作物の著作権は、各著作者が共に享有し、協議して共同して行使する。協議しても合意できず、なお正当な理由もない場合、いかなる者もその他の者が譲渡以外の権利行使を妨げてはならない。但し、取得の利益は全ての共同著作者に分配しなければならない。」と規定している。本事件において、双方は契約で、著作物に対して質権設定した場合、当事者は相手側と協議し、かつ、書面による同意を得なければならないと定めていた。

一般的に、他人が権利行使するとき、権利者の同意を得なければならないものの、共有権利者は条件付きで単独で権利行使することができる。しかし、著作権に対する質権設定及び譲渡は、著作権に対する重大な権利処分であり、金色里程社が係争著作物の著作権に対して質権設定及び譲渡をした時、いずれも晋鑫社と何ら協議をしておらず、著作権法及び双方の契約に違反し、当該行為は著作物の著作権が譲渡されるという深刻な結果をもたらし、共同権利者は、係争著作物に対してコントロール不能となり、かつ、係争著作物との関係をも喪失させてしまった。その結果、係争著作物の放映による活用、及びこれによって生じる利益分配と欠損負担に関与できなくなってきたので、共有権利者の許可なしに、その権利を侵害した行為に該当するといえる。

知的財産権の価値が社会各界において重視されるようになるにつれて、知的財産権に対する質権設定は、新たな融資の 1 つの方法として、金融担保機関に徐々に認められるようになってきた。しかし、占有の譲渡と権利処分に及ぶ可能性があるため、知的財産権への質権設定という担保方法について、そこから生じる派生する共有、許諾、譲渡等の問題は、実務者に新しい要求を突きつけたといえる。

25)新発薬業有限公司(再審請求人)vs 億帆鑫富薬業股份有限公司(被請求人)、姜紅海、馬吉鋒(一審被告)の営業秘密侵害紛争事件((2015)民申字第 2035 号)

### 事件の概要

億帆鑫富薬業股份有限公司(以下「鑫富社」という)は、主に D-パントテン酸カルシウムを生産する会社であり、発明により所有している「微生物酵素で D-パントラクトンを分割・調製して D-パントテン酸カルシウムと D-パンテノールの生産に用いる」技術は、2003 年度国家技術発明二等賞を取得している。同社は、関連生産技術情報の何れにも守秘措置を採っている。新発薬業有限公司(以下「新発社」という)は、D-パントテン酸カルシウムの生産技術と能力を高めるために、自社の保安部部長姜紅海を派遣して鑫富社の社員を物色し、不法手段を実施することにより、鑫富社の生産技術と情報資料を入手した。

2006 年頭から 2007 年 9 月までの間に、姜紅海は、各種のルート通じて鑫富社の社員と知合いになり、鑫富社の生産企画者馬吉鋒との関係を利用して、数回にわたって鑫富社の技術資料を入手し、かつ、技術資料の提供者に関連費用を支払った。

2008 年 12 月 20 日、浙江省臨安市人民法院は、姜紅海に対し、営業秘密侵害罪を言い渡し、有期懲役 3 年 6 ヶ月及び罰金 30,000 元を科すると同時に、馬吉鋒に対し、営業秘密侵害罪を言い渡し、有期懲役 3 年及び罰金 25,000 元を科した。2009 年 2 月 23 日、浙江省杭州市中級人民法院は、上述の刑事判決を維持する判決を言い渡した。

2010 年、鑫富社は、新発社、姜紅海、馬吉鋒等が不法手段により自社の営業秘密を入手し、原告に深刻な経済損失ををもたらしたとの理由で、上海市第一中級人民法院(以下「一審法院」という)に訴訟を提起し、新発社に対し、直ちに鑫富社微生物酵素法で D-アミノ酸技術を調整する営業秘密に対する侵害を停止し、姜紅海、馬吉鋒、新発社に対し、連帯して経済損失 35,358,377.86 元及び合理的費用 150 万元賠償することを命じるよう請求した。

一審法院は、3 被告の行為の何れも原告鑫富社が享有する営業秘密権

利に対する侵害を構成し、相応する権利侵害民事責任を負わなければならないと判定した。しかも、「司法会計鑑定報告」で確定した研究・開発のコスト投入量に基づき、新発社に対し、直ちに権利侵害を停止し、3被告に対しては連帯して鑫富社の経済損失 31,557,903.87 元及び合理的費用 10 万元を賠償することを命じる判決を言い渡した。新発社は、当該判決を不服とし、上海市高级人民法院(以下「二審法院」という)に上訴を提起した。

二審法院は、審理を経て、営業秘密の商業価値について、研究・開発コスト、実施収益、取得可能利益、競争優勢保持可能な時間等の要素を総合したうえ確定しなければならず、直接研究・開発投入に基づいてその損害賠償額を確定するのではないと判定した。しかも、鑫富社は、その営業秘密が新発社及び姜紅海、馬吉鋒の侵害行為により公衆に知られていることを証明できる証拠を提供していないので、新発社が得た利益状況に基づき、改め損害賠償額について 900 万元及び合理的費用 10 万元を確定した。

新発社は、当該判決を不服とし、最高人民法院に再審請求を提出した。その再審請求の理由には、鑫富社が一審開廷過程に主張した、営業秘密内容に対する具体的な説明を含んでいたものの、訴訟上の請求の変更に該当しないので、訴訟上の請求を変更するための効力を発生しない。一審、二審判決は、鑫富社の訴訟上の請求を超えている。

最高人民法院は、審査を経て、一審、二審法院は鑫富社が一審開廷で概括した営業秘密範囲を準じて本事件に対する審理を行ない、かつ判決を言い渡していると判定した。被告の手續権利に影響を与えなければ、訴訟上の請求を超えていると判定した判決を許さなければならない。新発社による再審請求理由は成り立たない。最高人民法院は、最終的に新発社の再審請求を棄却した。

### ポイント解説

本事件は、営業秘密侵害紛争事件に該当する。本事件の営業秘密侵害紛争において、すでに先行刑事手續があったので、すでに確定されている刑事判決において、営業秘密を構成するか否か、及び権利侵害行為があるか否かについて認定し、発効判決で確認した事実及び一審、二審の

中で提出した鑑定報告等の証拠は、営業秘密侵害行為の成立を証明している。本事件が年度報告に収録された原因は、最高人民法院が当該事件を借りて営業秘密侵害事件審理における営業秘密範囲の確定の重要性を強調したかったからである。

再審請求人が提出した一審、二審判決の訴訟上の請求を超えていると言う再審請求理由について、最高人民法院は、営業秘密侵害紛争裁判実務において、訴訟に出頭する原告、すなわち、営業秘密権者内部の技術人員、法務人員、管理人員又は招聘した代理弁護士は、営業秘密範囲に対して様々な理解を持ち、しいては共同に出頭した人々は、訴訟進展の運びにつれて、営業秘密範囲に対しても様々な認識を持つわけであると指摘した。人民法院が営業秘密侵害紛争を審理するとき、優先的に行なうべき作業は、原告が営業秘密範囲を固定することである。これは、営業秘密侵害紛争がその他の知的財産権侵害紛争と相異なる特殊なところである。人民法院は、原告が固定した後の営業秘密範囲について審理・裁判し、被告の手續権利に影響を与えなければ、訴訟上の請求を超えていると判定した判決を許すべきである。

「不正競争防止法」第10条第3項では、「営業秘密とは、公衆に知られていない、権利者に経済利益をもたらすことのできる実用性を有し、かつ、権利者が守秘措置を取った技術情報及び経営情報のことを指す」と規定している。すなわち、営業秘密の構成要件は、その秘密性、価値性と守秘性にある。そのうち、秘密性とは、公衆に知られていない技術情報及び経営情報を指す。「公衆に知られていない」ことが消極的事実に該当することに鑑み、訴訟策略としては、被疑侵害者に対し、反証を提出し、関連営業秘密の存在がすでに公衆に知られている情状を証明することを求めることができる。それと同時に、権利者は、立証時に専門鑑定機構に証拠に対する鑑定を請求することを考慮し、係争営業秘密が公衆に知られていないことを証明することができる。仮に係争営業秘密がかつてその進歩性により授賞されている場合は、その秘密性の要件及び価値性の要件に対する証明に極めて有利である。通常、仮に権利者が、その営業秘密が公衆に知られていないことを証明できた場合、現実又は潜在の経済利益をもたらされる事実は明らかであり、単独で証明を提出

する必要がない。営業秘密の守秘措置は、権利者による立証要点の一つであり、「解釈」第11条に並べられた守秘措置について、その中の何れかの一つを満たせば、権利者がすでに守秘措置を取っていることを認定することができる。実務上、最もよく見られる方法は、社員との間で守秘協議を締結することである。特に、新技術の研究・開発に従事する企業において、会社の内部規程制度及び秘密情報取扱方法を構築・完備させることは特に重要であり、守秘措置を採用した有効な証拠とする一方で、適切で有効な予防措置も大幅に秘密情報の漏洩を低減することができる。

上述の3要件に対する立証と確認に比べ、その前提は優先的に主張しようとする営業秘密範囲を明確にすることである。当該範囲を固定できるか否か、主張しようとする保護範囲の情報が営業秘密に該当するか否か、及び当該情報に対する侵害が存在するか否かを審理・判断することができる。しかし、最高人民法院が判定したとおり、営業秘密範囲に対する理解は、様々な者によりその理解が異なる可能性があり、かつ、様々な段階においても様々な理解が存在する可能性がある。原告が訴訟過程に営業秘密内容に対して客観性を満たす訴訟能力を固定することを許すのは、権利者の合法的権益に対する保護に有利であり、被告の利益も損なわない。しかし、原告としては、不必要な争議を避けるために、起訴時に主張しようとする営業秘密範囲に対して明確な認識と主張を有すべきである。

26) 石家莊双環自動車股份有限公司 vs 本田技研工業株式会社の専利権非侵害確認、損害賠償紛争事件((2015)民三終字第 7 号)(前記十大案件の 1)をご参照。)

27) 広州星河湾実業発展有限公司、広州宏富不動産有限公司(再審請求人)vs 江蘇煒賦集団建設開発有限公司(被請求人)の商標権侵害及び不正競争紛争事件((2015)民提字第 102 号)(前記十大案件の 4)をご参照。)

28) 山東登海先鋒種業有限公司(再審請求人)vs 陝西農豊種業有限責任公司、山西大豊種業有限公司(被請求人)の植物新品種権侵害紛争事件((2015)民申字第 2633 号)

#### 事件の概要

山東登海先鋒種業有限公司(以下「登海社」という)は、2014年3月16日付で陝西省西安市中級人民法院に本事件についての訴訟を提起し、かつ、訴称トウモロコシの新品種「先玉 335」は、それぞれ 2004 年と 2006 年に国家農作物品種検定委員会の検定を経ており、かつ、2010 年 1 月 1 日付で農業部から植物新品種権を付与された。その品種権番号は CNA20050280.8 で、品種権者は先鋒国際良種公司であった。登海社は、2010 年 6 月付で先鋒国際良種公司からの授權を経て、自社の名義で「先玉 335」の植物新品種権を侵害する行為について、単独に民事訴訟を提起し、かつ、訴訟義務を負う権利を有した。2013 年 5 月、登海社は、陝西農豊種業有限責任公司(以下「農豊社」という)が、外装は「大豊 30」であるものの、実際は「先玉 335」であるトウモロコシ種を販売し、山西大豊種業有限公司(以下「大豊社」という)が当該製品を生産していることを見付けた。農豊社と大豊社が品種権者の許諾を得ずに、商業目的のために「先玉 335」トウモロコシ種を生産。販売した行為は、「先玉 335」の植物新品種権を侵害しているので、人民法院に農豊社、大豊社に対し、権利侵害を停止し、かつ、経済損失 30 万元を賠償することを命じるよう請求した。

一審法院は、審理を経て、大豊社が「大豊 30」を生産・販売していた行為は権利侵害を構成しないと判定し、山東登海先鋒種業有限公司の訴訟上の請求を棄却する判決を言い渡した。登海社は、一審判決を不服とし、陝西省高級人民法院に上訴を提起した。二審法院は、審理を経て、登海社が大豊社及び農豊社に対して主張した権利侵害の理由は成り立たないと判定し、原判決を維持する判決を言い渡した。

登海社は、二審法院による判決を不服とし、最高人民法院に再審請求を提出した。最高人民法院は、審理を経て、次のとおり判定した。「大豊 30」は、かつて申請品種検定過程において、「先玉 335」との如何なる相異もないと認定されたが、DUS テスト報告は、大豊社が上述の検出報告について異議を申し立てた後、山西省農業種子公司本部が農業部植物新品種テストセンターにそのテストを委託して形成されたものであり、テスト報告自体にはその合法性がある。大豊社は、品種検定過程の中の DNA 指紋検出について異議を提出し、圃場栽培を通じて表される特徴・特性を申請し、両品種の間に相異があるか否かを確認し、かつ、生体繁殖材料として、その特徴・特性は、圃場栽培に基づいて DUS テストを通じて確定された性状特徴に準ずるべきである。DUS テスト報告では、「大豊 30」と「先玉 335」について圃場栽培を経た後でその対比を行なうと、「大豊 30」は特異性を具有し、「大豊 30」と「先玉 335」の特徴・特性が同一ではないことを証明している。「被疑権利侵害物の特徴・特性と授權品種との特徴・特性が同一であり、又は特徴・特性が相異することが非遺伝変異により生じることである」こそ、植物新品種権侵害行為として認定することができるので、「大豊 30」は、「先玉 335」の植物新品種権に対する侵害を構成しない。しかも、DNA 検出に採用したコアプライマー（位数）と DUS テストの性状特徴との間に必ずその対応性があるとは限らず、植物新品種の授与時に基づいたのは、圃場栽培の DUS テストであったので、DNA 鑑定結論が同一又は高度類似するときは、直接圃場を行なうことにより、DUS テストに対する対比を形成し、圃場の表現型を通じてその身分を確定する。大豊社は、圃場栽培の DUS テストにより確定した特異性の結論をもって DNA の指紋検出結論を覆し、かつ、DUS テスト報告においても圃場栽培を通じて、「大豊 30」が「先玉 335」に比べ、特異性を有

することを表明すると主張していたので、一審、二審法院が登海社の訴訟上の請求を棄却したことには不当なところがない。

したがって、最高人民法院は、登海社による再審請求を棄却する判決を言い渡した。

### ポイント解説

本事件が及んでいる重点問題は、植物新品種権侵害事件において、様々な結論のテスト報告に対して採用・認定するか否かの問題である。

通常、植物新品種権侵害に対する認定は、専門性が相当強い技術問題に及んでおり、常に技術鑑定を必要としている。したがって、このような事件において、鑑定機構と鑑定人を確定することが非常に重要なことであり、常に当事者の争議を引き起こしている。

したがって、「植物新品種権侵害紛争事件審理における具体的な法律適用問題に関する最高人民法院の若干の規定」（以下「規定」という）第3条では、次のとおり規定している。植物新品種権侵害紛争事件が及んでいる専門性の問題についてその鑑定を必要とする場合、双方当事者は、協議を経て鑑定資格を有する鑑定機構、鑑定人を確定してその鑑定を行なうものとし、協議を経て合意を得られない場合、人民法院の指定する鑑定資格がある鑑定機構、鑑定人にその鑑定を行なってもらう。前項に規定する鑑定機構、鑑定人がない場合は、相応する品種検出技術レベルがある専門機構、専門人員にその鑑定を行なってもらう。

上述の規定内容では、「民事訴訟法」第76条及び「民事訴訟証拠に関する最高人民法院の若干の規定」第26条で確立した原則を貫徹している。すなわち、「当事者による鑑定申請が人民法院の同意を得た後、双方当事者は、協議を経て鑑定資格を具有する鑑定機構、鑑定人員を確定するものとする。協議を経て合意を得られない場合は、人民法院が指定するものとする。」

しかし、「司法鑑定管理問題に関する全国人民大会常務委員会の決定」に基づき、司法鑑定機構と鑑定人は、何れも必ず一定の要件を満たすと同時に、法により登録しなければならない。しかし、中国では未だ上述の規定における植物新品種鑑定資格を具有する機構と個人がないので、司法実務において、当事者が常に鑑定機構に鑑定資格がないことを理由

にして鑑定結論を採用すべきではないと主張する状況が起きるようになっていく。

上述の状況に鑑み、農・林業行政主管部門に報告すべきこと、すなわち、植物新品種鑑定資格に係る具体的規定の頒布期日が未だ確定されていないので、実務上、人民法院は、通常農業部又は農業科学院等の専門機構にその鑑定を委託しているが、専門技術とそれにより出される鑑定結果は頼りになるものである。したがって、現在、司法鑑定資格を具有する機構と個人が欠如している状況において、事件の正常な進行を保障するために、「規定」第3条第2項においても、司法鑑定資格を具有する鑑定機構と鑑定人がない状況下で、相応する品種検出技術レベルを具有する専門機構、専門人員にその鑑定を依頼すると規定している。これと同様に、当該専門機構、専門人員については、当事者が協議を経て確定することもできれば、当事者が協議を経て合意を得られないときには人民法院が指定することもできる。

実務上、植物新品種権侵害認定に係る専門鑑定方法について、主に圃場観測と実験室検出があるが、通常、圃場観測は最も根本的な方法であり、比較的信頼しやすい。遺伝子指紋図鑑検査には快速・便利・低コストのメリットがあると認めている。圃場観測に必要な時間は長く、一年生植物の生長周期は約一年であり、木等の多年生植物は3年から7年であるので、権利侵害物又は繁殖材料の有るべき価値が失ってしまい、品種権者の権利も有効な保護を得られなくなることもある。したがって、実務上、基本的に遺伝子指紋図鑑検査を採用している。

上述の二種類の方法のそれぞれの特徴及び実務上の慣用方法を考慮したうえで、「規定」第4条第1項では、植物新品種権侵害紛争事件に係る専門性の問題について、圃場観測、遺伝子指紋図鑑検査等の方法を採用して鑑定を行なうことができると規定している。言い換えれば、司法実務上、植物新品種権侵害紛争事件に係る専門性の問題について、圃場観測、遺伝子指紋図鑑検査等の方法を採用して鑑定を行なうことができる。当該内容を鑑定方法のガイドラインとすることはできても、その他の検査方法を採用できる可能性は否定しない。

しかし、様々な鑑定方法により出される鑑定結論によれば、通常の定

性は一致すべきであるが、その精確度が異なる可能性はある。しかし、仮に定性上の矛盾が発生し、又は一つの鑑定結論が採用され、かつ、断案の根拠になったとき、如何に鑑定の証明力の大小を認定するかことは、今後解決すべき焦点問題である。「民事訴訟法」の規定に基づき、鑑定結論は、証拠の一種に該当し、証拠認定の一般規則を守らなければならない。したがって、「規定」第4条第2項では、人民法院は、鑑定結論に対して法により証拠調べを行なうものとし、当事者を集めて鑑定結論に対する証拠調べを行なった後、法によりその証明力の大小を認定しなければならないと規定している。これにより実務上、鑑定結論を採用して断案の根拠とする問題を解決することができる。

**29) 昂宝電子(上海)有限公司(再審請求人)vs 南京智浦芯聯電子科技有限公司、深セン賽靈貿易有限公司、深セン市梓坤嘉科技有限公司(被請求人)の集積回路の回路配置専利権紛争事件((2015)民申字第785号)**

#### **事件の概要**

一審(南京市中級人民法院(2013)寧知民初字第43号)では、原告である昂宝電子(上海)有限公司(以下、「昂宝社」)は、名称をOB2535/6/8とする第BS.09500527.7号登録の回路配置利用権の権利者として、被告である南京智浦芯聯電子科技有限公司、深セン市芯聯半導體有限公司、深セン市梓坤嘉科技有限公司の集積回路製品が上記回路配置利用権を侵害したとして提訴した。

当初、上記回路配置利用権の登録申請時に、昂宝社は、国家知識産権局に回路配置の写し・図面2頁及び集積回路の見本を提出した。一審法院は、本件登録の写し・図面に基づいて、当該回路配置利用権の権利範囲を認定することはできず、見本に基づいて回路配置利用権の権利範囲を認定すると、権利範囲の不確実さを招くため、昂宝社の回路配置利用権の権利範囲が把握できないとして、被告の侵害属否を判断できないと認定した。

昂宝社は一審判決を不服として上訴した。二審(江蘇省高級人民法院(2013)寧知民終字第0180号)では、本件回路配置利用権をどのように認

定すべきかということが争点となった。二審法院は、「登録時に既に商業的に利用されている回路配置について、回路配置利用権の保護内容は、登録申請時に提出された写し又は図面に基づいて判断すべきであり、必要に応じて見本を補助資料として参考にすることができる。回路配置利用権の保護内容は、登録申請時に提出された写し又は図面により決定される。見本における三次元の配置情報は、写し又は図面の内容より多い可能性がある。よって、見本のみに基づいて回路配置の創作性に係る内容を判断すると、保護内容の不確実さを招き、権利者の権利範囲を不当に拡大する可能性がある。」と判示した。

昂宝社は二審判決を不服として再審を請求した。再審(最高人民法院(2015)民申字第745号)では、昂宝社が登録申請時に提出した見本に基づいて本件回路配置の保護内容を認定すべきかということが、争点となった。最高人民法院は、見本に基づいて本件回路配置の保護内容を認定すべきとした昂宝社の主張を採用しなかった原審人民法院の判断は法律に適合するとして、昂宝社の再審請求を棄却した。

### ポイント解説

#### ①回路配置利用権登録申請の提出書類である写し・図面について

「集積回路の回路配置保護条例実施細則」第二条第(一)項、第(二)項には、「集積回路とは、半導体材料を基板とし、少なくとも一つの能動素子を含む複数の素子と、結線の一部または全部とを基板の中または基板の上に集積し、何かの電子的機能を実行する中間製品または最終製品である半導体集積回路をいう。」「集積回路の回路配置とは、集積回路における少なくとも一つの能動素子を含む複数の素子と、結線の一部または全部との三次元配置、又は集積回路を製造するために準備した上記三次元配置をいう。」と規定されている。

昂宝社が回路配置利用権登録申請時に提出した回路配置図面は、金属層図面 Metal-1 と Metal-2 であり、金属結線以外の半導体素子を示していない。

一審法院は、「上記両金属層図面から、回路配置における具体的な能動素子、その数及び位置関係などの情報を確認することができないため、能動素子を含む各素子と結線の具体的な内容を把握できない。回路配置

の内容が把握できない状態では、この回路配置利用権の権利範囲を判断することはできない。」とした。二審法院は、「昂宝社が登録申請時に集積回路見本を提出したが、提出した図面は能動素子を一切有しない二層の金属層のみであり、回路配置の基本的な定義に適合しない」とした。最高人民法院は、「昂宝社は登録申請時に、関係規定に適合する完全な写し又は図面を提出していないため、登録手続きの履行が法律に規定する要件を満たしていない。よって、それによる法律上の結果を自ら受け止めるしかない」とした。

このように、回路配置利用権登録申請時に提出する回路配置の写しや図面を十分に重要視すべきであり、写し・図面に記載の集積回路は「集積回路の回路配置保護条例実施細則」第二条の定義を満足しなければならない。

#### ②集積回路の回路配置利用権登録申請の見本について

「集積回路の回路配置保護条例」第十六条には、回路配置利用権登録申請に際して、(一)回路配置利用権登録申請書、(二)回路配置の写し又は図面、(三)回路配置が商業的に利用されている場合は、当該回路配置を含む集積回路の見本、(四)国務院知的財産行政部門が定めたその他の材料、を提出しなければならないと規定されている。

上述した規定からすれば、登録申請を行う回路配置は、商業的に利用されていない回路配置と、商業的に利用されている回路配置とに分けられる。商業的に利用されていない回路配置は、回路配置利用権登録申請書、回路配置の写し又は図面及び国務院知的財産行政部門が定めたその他の材料を提出し、商業的に利用されている回路配置はさらに、当該回路配置を含む集積回路の見本を提出する必要がある。

最高人民法院は、「商業的に利用されていない回路配置の設定登録について、「集積回路の回路配置保護条例」及び「集積回路の回路配置保護条例実施細則」には、見本の提出に関する規定はない。写し・図面及びその電子ファイルを提出して登録手続きを行うことは、法律に規定する要件である。つまり、写し・図面の提出は、回路配置が商業的に利用されているかを問わず、扱いは同様である。かかる訴訟において、人民法院が写し・図面の法的地位を無視し、直接見本に基づいて回路配置の保

護内容を認定すると、写し・図面の法的地位を軽視する不良な傾向を招きやすく、さらに、申請資料に関する法律上の要件が履行されず、登録行為が不適正になるという結果を引き起こす可能性がある。」と判示している。

このように、集積回路の回路配置に関係する訴訟において、回路配置利用権登録申請時に提出した写し・図面は、回路配置の保護内容の認定において極めて重要である。特に、申請時に商業的に利用されているものであっても、見本ではなく、写し・図面に基づいて権利範囲が認定されるため、写し・図面の提出を軽視してはならない。

### 30) 丹東克隆集団有限責任公司(再審請求人)vs 江西華電電力有限責任公司(被請求人)の営業秘密非侵害確認事件((2015)民申字第 628 号)

#### 事件の概要

2009年11月2日、江西華電電力有限責任公司(以下「華電社」という)は、広東晟典法律事務所にて委託して丹東克隆集団有限責任公司(下称「克隆社」という)及び陳景坤に対し、弁護士書簡を送付し、華電社がスクリー膨張機ノウハウ権利者であり、克隆社が正に行なっているスクリー膨張機の開発、生産と事業活動が華電社の合法的な権益を侵害していると称した。華電社は、それぞれ2010年7月14日と2011年2月23日付で更に克隆社の顧客である凌源鋼鉄集団有限責任公司及銅陵有色金屬集団股份有限公司に弁護士書簡を送付し、克隆社が華電社のノウハウを侵害したとして、両社が関連状況を知得した前提下で、依然として「権利侵害製品」を仕入れる場合は、共同侵害責任を負うべきであると称した。克隆社は、華電社に対し、返事書簡を送付し、自社は華電社の合法的な権益を侵害していないと称した。克隆社の返事について、華電社は、更なる返事をしなかった。したがって、克隆社は、一審法院に訴訟を提起し、自社がスクリー膨張機を生産するために依頼した技術が公知技術に該当し、華電社の営業秘密を侵害していないことを確認するよう請求した。

一審法院は、審理を経て、克隆社が華電社の営業秘密を侵害していると認定することができないと判定した。したがって、克隆社が係争スク

リユ一膨張機を生産・販売している行為は華電社の営業秘密を侵害しないと確認する判決を言い渡した。

華電社は、一審判決を不服とし、二審法院に上訴を提起した。二審法院は、審理を経て、一審判決を取り消し、克隆社集団有限責任公司の起訴を棄却した。

克隆社は、二審法院による民事裁定を不服とし、最高人民法院に再審請求を提出した。

最高人民法院は、審理を経て、次のとおり判定した。本事件において、華電社は、克隆社及びその顧客に権利侵害警告書簡を発送したものの、約三年近い間、人民法院に権利侵害訴訟を提起しなかったが、克隆社は、当該状況について本事件の訴訟を提起し、自社の生産したスクリュ一膨張機が華電社の営業秘密を侵害しないことを確認するよう請求した。専利権等を含む伝統的な知的財産権に比べ、営業秘密には明白性がなく、本事件は、克隆社が提起した事件であるものの、双方当事者の立証能力と証拠収集の難易度に鑑み、華電社は、自社の権利侵害警告書簡にて称した、克隆社に侵害された営業秘密の具体的な内容を明確にしなければならない。仮に華電社が自社の営業秘密を明示することを拒む場合は、それによる不利な法的結果を負担しなければならない。二審法院は、本事件に係る営業秘密が不明であり、訴訟権利義務の指向する対象を確定しかねることを理由に、本事件は人民法院が受理すべき民事訴訟範囲に該当せず、適用した法律も誤っているので、是正しなければならないと認定した。

したがって、最高人民法院は、遼寧省高級人民法院に対し、本事件を再審することを命じる裁定を下した。

### ポイント解説

本事件が及んでいる重点問題は、立証能力を具有する一方の当事者が営業秘密の具体的な内容を明示することを拒むときは、人民法院が営業秘密非侵害確認事件を受理するのに影響を与えない問題である。

通常、営業秘密の非公開性により、営業秘密侵害事件又は確認非侵害確認事件を審理するとき、先ず、営業秘密の具体的な内容を明確にすべきである。「主張する者が立証する」という原則に鑑み、営業秘密侵害事

件において、原告が自己の営業秘密内容に対して立証することについては合意を得ており、これも営業秘密侵害訴訟の原告を「板挟み」の立場に立たせている。それは、仮に自己の営業秘密の具体的な内容について立証できない場合、敗訴の結果に臨むことになる一方で、仮に営業秘密の具体的な内容について立証できた場合は、営業秘密の二次漏洩のリスクに臨むことになってしまう。したがって、権利者は、通常、権利侵害事実、すなわち、営業秘密の漏洩範囲について初歩的に確定し、リスクに対する総合的な考慮を経た上、営業秘密侵害訴訟を提起すべきか否かを選択している。

非侵害確認訴訟において、原告が被疑侵害者となり、表面上、原告から営業秘密を侵害していないことについての立証責任を負うべきである。しかし、立証能力からみれば、被疑侵害者には権利者の営業秘密の具体的な内容に対して立証できる能力がなく、仮に権利者(被告)が自己の営業秘密情報の提供を拒む場合は、法廷では権利侵害客体の対比を行なうことができなくなる。また、権利者として自己の営業秘密の漏洩を防止するために、営業秘密の具体的な内容の提供を拒むことについて、理解しかねることでもない。

最高人民法院が2009年4月21日付で発布した「現在経済情勢下の知識産権審判服務大局の若干の問題に関する最高人民法院の意見」第13条では、「……継続的に知的財産権分野における非侵害確認訴訟制度を探索・改善し、投資と事業活動の安全を保護するためのその役割を十分に発揮しなければならない。……営業秘密の非侵害確認訴訟の審理問題を探索し、被警告者の合法的な権益と投資安全を保護するだけでなく、被警告者が濫用訴権を濫用して他人の営業秘密を取得することも防止しなければならない。」と規定している。

したがって、最高人民法院は、かかる事件の審理過程において、「被警告者の合法的な権益と投資安全」を保護するだけでなく、「被警告者が濫用訴権を濫用して他人の営業秘密を取得することも防止しなければならない」ことを認めている。それゆえ、最高人民法院は、権利者に対し、強制的にその営業秘密について権利侵害対比を行なわせることを望んでいない。

司法実務上、仮に被警告者(原告)の主張する非侵害理由が、被警告者の実施する技術に合法的な出所があることであった場合、例えば、リバースエンジニアリングを通じて取得したり、又はその技術情報が公知技術に該当したりした場合は、かかる情報と権利者の営業秘密が同一であったとしても、権利侵害の成立を認めることができないが、これは、営業秘密権利の非排他性により決まるものである。したがって、被警告者が権利者の営業秘密を知得しているか否か、権利者は法廷にその営業秘密の提供を望むか否かについては、被警告者の技術情報又は事業情報と権利者の営業秘密とが同一であるか否かは、何れも重要ではなく、重要なのは、被警告者が提出した証拠が、自己の使用している情報の出所が合法的であることを説明できるか否かである。被警告者の情報に合法的な出所がある場合、人民法院は、非侵害判決を言い渡すことができる。

しかし、仮に被警告者(原告)の主張する非侵害理由が被警告者の実施する技術であり、かつ、権利者の営業秘密と異なる場合、立証能力と証拠の遠近に基づき、権利者は、その権利侵害警告書簡にて侵害を受けたと称する営業秘密の具体的な内容を明確にしなければならない。

上述をまとめたうえ、本事件の審理における最高人民法院の態度に結合してみると、営業秘密の非侵害確認紛争事件に存在する現実的な意義に基づき、権利者が自己の営業秘密を人民法院に提供せずに権利侵害対比を行なう状況下で、各等人民法院は、かかる事件を受理するとき、その他類型の非侵害確認紛争と同等に取り扱わなければならないと、営業秘密の非侵害確認紛争事件の受理について度が過ぎた制限を与えてはならないと考えられる。

**31) 董健飛(再審請求人)vs 吳樹祥(被請求人)、国家知識産権局專利複審委員会(一審被告、二審控訴人)の意匠專利權無効行政紛争事件((2015)知行字第 61 号)**

### **事件の概要**

名称が「水晶ホットフィックスラインストーン用の金型(5)」という意匠專利(以下「本意匠」という)が2010年9月7日に出願され、2011年

4月6日に権利付与された。専利権者は董健飛であった(専利番号：201030506103.8)。

本意匠に対して、呉樹祥は2012年8月15日、専利復審委員会へ無効審判請求を提出し、「世界工場網」サイトと「アリババ」サイトにおいて本意匠の出願日前に、本意匠と実質的に類似している意匠がそれぞれ開示されていたことを主張し、かつ資料1-4などの証拠を提出して当該主張を後押しした。専利復審委員会は、審査を経て、第20444号審決を下し、本意匠権の有効を維持した。

呉樹祥はこれを不服として、訴訟を提起して、第20444号審決を取消すように請求した。これと同時に、本意匠が出願日前に、社会公衆へすでに開示されていたことを証明するために、呉樹祥は、社会公衆が「アリババ」サイトを通じて当該サイトにおける資料3に係る3枚の図画に接触できたことを証明するために、当該サイトにおける関連ウェブページに対して公証を行った第4119号公証証書を提出した。

北京市第一中級人民法院は、「『世界工場網』は、訴外が経営しているウェブサイトで、公衆に企業による情報を公表するスペースサービスを提供し、当該サイトに掲載の当該情報の公表日時は、通常コンピュータサーバーによって自動生成されたもので、情報公表者は当該公表日時を修正することが困難である。当該公表時間が情報公表した企業によって勝手に選択され、かつ情報の公表企業が当該サイトに掲載した公表日時を容易に修正できることを証明できる証拠がなければ、専利復審委員会は、インターネットのウェブページにおける情報が編集できることを理由として、資料1及び資料2は呉樹祥より指摘し確認した図画が本意匠の出願日前に開示・公表された事実的な根拠が欠乏することを十分に証明することができない。

また、『アリババ』サイトは、訴外が経営しているウェブサイトで、資料3に係る3枚の図画が『私のアルバム』のディレクトリに記憶され、かつ公証時に当該サイトに入った時、ユーザー名とパスワードを使用したものの、資料3に係る3枚の図画が機密図画であることを証明できる関連証拠がない場合、当該3枚の図画がウェブサイトで新規作成された日時は社会公衆に開示された日時であると認定すべきである。呉樹祥が

本事件において提供した補強証拠も社会公衆が『アリババ』サイトを通じて当該サイトに係る 3 枚の図画に接触できることを証明した。専利復審委員会の資料 3 における関連図画が社会公衆に開示されていないという主張には、事実及び法的根拠が欠如する。」と判示した。

したがって、北京市第一中級人民法院は、専利復審委員会に対して、第 20444 号の審決を取消し、改めて審決を下すことを命じる判決を言い渡した。

専利復審委員会と董健飛は、一審判決を不服として、北京市高級人民法院へ上訴を提起した。

北京市高級人民法院は、「まず、証拠の優位性を採用する規則に基づき、上述の図画がウェブサイトで新規作成された日時は、社会公衆へ開示された日時であると認定できるので、呉樹祥から提供された図画の作成・記憶・伝送の状況をまとめると、資料 1 と 3 は、本意匠が出願日前にすでに開示されていたことを十分に証明できる。また、呉樹祥は無効審判請求人として専利復審委員会へ資料 1 と 3 を提出したので、初歩的な挙証責任を果たしている。一方、資料 1 と 3 が修正・編集されたと主張した董健飛は、それに対応する挙証責任を負うべきであり、専利復審委員会が職権によって認定を行うべきではない。しかし、本事件において、専利復審委員会は、董健飛が反証をまだ提出していない状況において、直接インターネットにおけるウェブページの情報編集できると認定したが、現有の証拠では、公証証書においてダウンロードしたウェブページの新規生成時の内容が証明できず、上述のウェブページがダウンロードされる前にすでに修正されていた可能性も排除できないので、当該証拠認定方式は、裁判における役割の評価から明らかにかけ離れている。」と判示した。

したがって、北京市高級人民法院は、上訴を棄却し、一審判決を維持する判決を言い渡した。

董健飛は二審判決を不服として、最高人民法院へ再審を請求した。

最高人民法院は、「『世界工場網』は、規模が大きく、知名度が高い電子商取引プラットフォームで、高い信用度と優れた管理手段を有している。このような場合、人工的に修正しなければ、当該サイトにおけるウ

ウェブページの図画に示された公表日時は、通常実際の公表日時と一致する。董健飛は、『世界工場網』における公表者が図画に対して差替えの方式で修正でき、かつ修正されたウェブページの公表日時の部分に変化が生じないことを証明するために、第 15901 号公証証書を反証として提出した。しかし、第 15901 号公証証書には、『世界工場網』の登録ユーザーが関連図画を差替えた後、図画のステータスバーに『再送信済』と示されたが、資料 1 の図画には再送信の形跡がなかったことがはっきり示されていた。したがって、董健飛から提供された第 15901 号公証証書は、資料 1 の証明力を実質的に弱めてはいない。資料 1 である公証証書及びその添付のウェブページの公表日時の真実性と証明力が確定でき、董健飛から提供された第 15901 号公証証書が資料 1 の証明力を実質的に弱めていない状況において、資料 1 のように公証証書の形式で固定されたインターネットウェブサイトに掲載の図画に示される意匠が、本意匠の出願日前にすでに開示されていたと一審及び二審法院が認定したことは、妥当である。」と判示した。

なお、資料 1 によって係争サイトに掲載の図画が本意匠の出願日前にすでに開示されていたことを十分に証明できるので、資料 3 の真実性と証明力について、最高人民法院はさらに論評しなかった。

最終的に、最高人民法院は、董健飛の再審請求を棄却する裁定を言い渡した。

### ポイント解説

インターネットの急速な発展・普及に伴い、ネット上で開示された電子証拠が専利無効審判の証拠として採用されることが増加の一途である。「専利審査基準」には、インターネット又はその他のネット上のデータバンクの資料は、専利法の意義における「刊行物」の具体的な形式の 1 つであると規定している。しかし、これらの証拠に対する開示性と真実性の認定の仕方について、審査基準には明確な規定がないので、長い間論争の焦点となっていた。特に開示日の確定に対して、ネットで開示された証拠は、審査基準に記載された「刊行物の印刷日を開示日とみなす」という規定を適用することが難しいので、ネット上の資料がネットで新規作成された日時は公表日時とみなすか否かについても論争がある。

本事件において、ネット上の証拠の公表日時について、一審と二審法院が証拠の優位性を採用する規則に基づき、上述の証拠がウェブサイト  
で新規作成された日時は社会公衆へ開示された日時であると認定し、かつ  
最高人民法院もこの結論を認めた。

最高人民法院は以下のような判断原則を採用した。公証証書の形式で  
固定されたインターネットウェブページの公表日時の真実性及び証明  
力を判断する時、公証証書に関連の製作過程、当該ウェブページ及びそ  
の公表日時の形成過程、当該ウェブページを管理しているサイトの質と  
信用状況、経営管理状況、採用されている技術手段などの関連要因を総  
合的に考慮するべきであり、事件に係るその他の証拠と結び付けて、当  
該公証証書及びその添付のウェブページの公表日時の真実性と証明力  
を明確に判断すべきである。証拠を審査する上で、もし現有の証拠によ  
って証明すべき事実が存在する可能性が高いことを証明できると確信  
できれば、相手側当事者が対応する証拠に対する質疑又は提供された反  
証に対して、関連証拠の証明力を実質的に弱めるのに十分でなく、関連  
証拠の証明力が高い確率の証明基準に達することに影響を及ぼさなけ  
れば、証拠によって証明すべき事実が存在すると認定すべきである。

本事件からみれば、第三者が高い信用度と優れた管理手段を有するウ  
ェブサイトで公表された証拠に対して、ウェブサイトの管理者と本事件  
当事者との間に利害関係があることを証明できる証拠がなく、その公表  
日時(例えば、アップロード日時)が修正されたことを証明できる証拠も  
ない場合、当該サイトにおけるコンテンツの真実性を認定することがで  
きる。

本事件は、無効審判請求において、ネット上の証拠の真実性、開示性  
及び開示日時の確認に対して指導的な意義を有すると思われる。

**32) 広東華潤塗料有限公司(再審請求人) vs 江蘇大象東亜製漆有限公司  
(被請求人)、吳雪春(一審被告)の不正競争紛争事件((2014)民提字第 196  
号)**

## **事件の概要**

2008年9月12日、江蘇大象東亜製漆有限公司(以下「大象社」という)は、江蘇省蘇州市中級人民法院(以下「一審法院」という)に訴訟を提起し、広東華潤塗料有限公司(以下「華潤社」という)が自社の生産する塗料製品に「滑雪人物版面(スキー人物)」を使用し、自社の主力商品ブランド「大象」塗料の知名商品の特有包装、装飾権を侵害し、不正競争を構成すると主張し、一審法院に華潤社に対し、直ちに侵害行為を停止し、経済損失3,900万元を賠償し、かつ、謝罪することを命令し、販売者呉雪春に対し、直ちに侵害製品の販売を停止することを命じるよう請求した。

一審法院は、審理を経て、大象社の係争商品「滑雪人物版面」の包装・装飾は1992年から使い始め、現在まで継続されており、知名商品の特有包装・装飾に該当すると判定した。華潤社の「IdoI 愛的漆(愛の漆)」のスキー人物デザインの包装・装飾と大象社の「滑雪人物版面」の包装・装飾が類似すると言う認識は一致する。華潤社が許諾を得ずに無断で大象社の「滑雪人物版面」のペンキ塗料商品の特有包装・装飾を使用することは、十分に消費者の誤認をもたらすおそれがあり、その行為は不正競争を構成するので、権利侵害停止、損失賠償と言う民事責任を負わなければならない。したがって、一審法院は、華潤社に対し、直ちに不正競争行為を停止し、経済損失2,217.274万元を賠償すること、呉雪春に対し、直ちに係争侵害商品の販売を停止することを命じた。華潤社、呉雪春、大象社は、何れも当該判決を不服とし、江蘇省高級人民法院(以下「二審法院」という)に上訴を提起した。

二審法院は、華潤社の行為が不正競争を構成するので、相応する侵害責任を負わなければならないと判定した。華潤社が商品の製造により得た利潤が何れも大象社と類似する包装・装飾を用いることにより得たのではなく、主に華潤社との事業規模、企業イメージ、製品品質、ブランドの知名度等の要素と緊密に繋がっていることに鑑み、侵害賠償額については、侵害商品により得た利潤と均等させることができず、華潤社が自社製品の中で侵害包装・装飾を採用することにより形成された役割に基づくしかない。したがって、その他の判決内容を維持し、賠償額については改めて40万元を言い渡した。華潤社は、当該判決を不服とし、最

高人民法院に再審請求を提出した。

最高人民法院は、審理を経て、大象社が本事件の訴訟中に自社の主張した係争「滑雪人物版面」を製品包装として形成された過程と時間、「滑雪人物版面」を用いた包装・装飾の商品範囲、スキー人物の写真の出所等の問題について、多種の様々な陳述を行ない、かつ、その何れも確認のための証拠を提供することができなかつたことを見つけた。大象社の提出した2部の公証証拠が指向する係争包装缶には、数多い遺漏、疑点が存在し、本事件のその他事実と結合したうえ、大象社の提出した武漢第0835号公証書、呉江第1504号公証書に提示された係争包装缶が偽証であると認定し、採用しなかつた。係争包装缶に係る上述の2部公証証拠、大象社法定代表者楊少武が2005年11月に行なつた著作権登録作品の完成期日、本事件で提出されたスキー人物写真の使用に係る書面陳述は、事実を満たさないので採用しなかつた。大象社の提出した、ディーラーと締結した契約、販売インボイス、宣伝資料は、何れも同社が2002年前にすでに大規模に「IadI 愛地漆」商品を生産・販売し、かつ、すでに知名商品を形成していることを証明することができず、更に同社が先行してスキー人物版面の特有包装・装飾を設計・使用し、かつ、使用を経て識別役割を発生していることも証明できる証拠がないので、一審、二審で認定した事実は誤っている。大象社が係争包装缶及び相応する公証書を利用して、華潤社に対し、数回に渡る商標争議、行政訴訟、民事訴訟を提起したことは、嚴重に信義誠実の原則に違反し、偽証の提出、虚偽の陳述は、人民法院による事件審理を嚴重に妨害し、司法秩序を乱し、司法の公正性に影響を与えている。

最終的に、最高人民法院は、一審、二審判決を取り消し、大象社の全部の訴訟上の請求を棄却する判決を言い渡した。

### ポイント解説

本事件は、知名商品の包装・装飾権侵害紛争に該当するものの、その争点は、証拠の真実性に対する認定に集中されている。一方では、中国の司法実務において、証拠の真実性に対する審査は非常に厳しい。例えば、通常、証拠の原本を必要とするだけでなく、行為については、往々にして公証手段を通じて、その切実的な発生を証明している。かかる状

況は、常に当事者に証拠収集時の重い立証負担をもたらしている。もう一方では、厳しく審査する原因は、当事者による証拠の偽造又は偽証、虚偽陳述の提供等の現象が少なくないからである。しかし、上述の状況に係らず、実務上、人民法院は、証拠を審査するとき、往々にしてその形式を重要視し、その論理を軽視している。例えば、公証書又は第三者が捺印した協議等について、理論的には仮にその真実性を十分に覆せる反証が存在する場合は、公証書すら採用されない可能性が生じる。しかし、事実上、かかる反証の収集はそれほど容易なことではなく、当事者は、往々にして間接証拠しか収集できず、人民法院も決して簡単に採用するわけにもいかない。これは往々にして偽証が容易に覆されなくさせると同時に、一部の当事者が偽証を提供する行為を唆すことにもなる。

しかし、本事件の再審判決に示されたとおり、2015年2月4日から施行された『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈（以下「司法解釈」という）第105条では、人民法院は、法定手続きに基づき、全面的かつ客観的に証拠を審査・確認し、法律規定に基づき、論理推理と日常生活経験法則を運用して証拠の証明力の有無と証明力の大小に対して判断し、判断の理由と結果を公開しなければならないと規定している。更に当該司法解釈第108条第一項では、立証・証明責任を負う当事者が提供する証拠について、人民法院は、審査を経て、かつ、関連事実に結合したうえ、証明を必要とする事実の存在が高度の可能性を有すると確信した場合、当該事実が存在すると認定しなければならないと規定している。そして、当該条項の第二項では、当事者一方が、立証・証明責任を負う当事者が主張する事実を反駁するために提供した証拠について、人民法院は、審査を経て、かつ、関連事実に結合したうえ、証明を必要とする事実の真偽が不明であると認めた場合、当該事実が存在しないと認定しなければならないと規定している。華潤社が、大象社の係争包装缶が偽造証拠であることを証明するために提出した証明基準について、華潤社に大象社が係争包装缶を偽造した直接証拠を入手できない客観的な困難があったことを十分に考慮していたので、「民事訴訟法」及び関連司法解釈、証拠規則の規定に基づき、公平で合理的に華潤社の証明基準を確定しなければならない。

本事件において、華潤社は、慎重に大象社が提供した証拠を分析した後、複数の疑点を見付けると同時に、当該部分の疑点について新証拠を提出し、かつ、証拠調べ過程にて相手側の証拠が偽証であると言い張っていたが、当該態度が相当よい効果をもたらしている。

訴訟では証拠こそ永遠の王様である。当事者は、自己の主張のために積極的に立証する一方で、相手側の証拠についても真剣にかつ詳細に研究しなければならない。

### 3. 2015 年中国法院における 50 件の典型的知的財産権判例<sup>7</sup>

#### 一、知的財産権民事事件

##### (一) 専利権侵害紛争事件

1. 劉鴻彬 vs 北京京聯発デジタル制御科技有限公司、天威四川硅業有限公司 実用新案専利権侵害紛争再審請求事件(最高人民法院(2015)民申字第 1070 号民事裁定書)

2. 上海星客特自動車販売有限公司 vs 天津世之源自動車販売有限公司 意匠専利権侵害紛争上訴事件(天津市高級人民法院(2014)津高民三終字第 19 号民事判決書)

3. 華為技術有限公司 vs 中興通信股份有限公司、杭州アリババ広告有限公司 発明専利権侵害紛争上訴事件(浙江省高級人民法院(2014)浙知終字第 161 号民事判決書)

4. 陝西銀河消防科技裝備股份有限公司 vs 山東省天河消防車両裝備有限公司 発明専利権侵害紛争上訴事件(山東省高級人民法院(2015)魯民

---

<sup>7</sup>出所：2016 年 4 月 22 日付け中華人民共和國最高人民法院ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所日本語仮訳を作成  
<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-19852.html>

三終字第 151 号民事判決書)

5. 武漢科蘭金利建材有限公司 vs 武漢市黃陂區水利建築安裝工程公司、武漢九州興建設集團有限公司、阮永紅 發明專利權侵害紛争事件(湖北省武漢市中級人民法院(2014)鄂武漢中知初字第 8 号民事判決書)

6. 甘肅中順石化工程裝備有限公司 vs 遵義広力環保工程有限公司、雲南馳宏鋅鍍股份有限公司 發明專利權侵害紛争事件(雲南省昆明市中級人民法院(2014)昆知民初字第 384 号民事判決書)

(二) 商標權侵害、契約等の紛争事件

7. 浦江亜環鎖業有限公司 vs 萊斯盜難防止製品国際有限公司 商標權侵害紛争再審事件(最高人民法院(2014)民提字第 38 号民事判決書)

8. 寧波広天賽克思液圧有限公司 vs 邵文軍 商標權侵害紛争再審事件(最高人民法院(2014)民提字第 168 号民事判決書)

9. 大閩食品(漳州)有限公司 vs 北京新華商知的財産權代理有限公司、傅堯春 商標代理契約紛争再審請求事件(最高人民法院(2015)民申字第 1272 号民事裁定書)

10. 広州市睿馳計算機科技有限公司 vs 北京小桔科技有限公司 商標權侵害紛争事件(北京市海澱区人民法院(2014)海民(知)初字第 21033 号民事判決書)

11. 韓晶 vs ハルビン報達家政有限公司 商標權侵害紛争上訴事件(黑龍江省高級人民法院(2015)黑知終字第 9 号民事判決書)

12. ヴィクトリアシークレット商店ブランド管理公司 vs 上海麥司投資管理有限公司 商標權侵害および不正競争紛争上訴事件(上海市高級

人民法院(2014)滬高民三(知)終字第104号民事判決書)

13. 開德阜國際貿易(上海)有限公司 vs 闊盛パイプシステム(上海)有限公司、上海歐蘇貿易有限公司 商標權侵害および不正競争紛争上訴事件(上海知的財産権法院(2015)滬知民終字第161号民事判決書)

14. 上海ディーゼル・エンジン股份有限公司 vs 江蘇常佳金峰動力機械有限公司 商標權侵害紛争上訴事件(江蘇省高級人民法院(2015)蘇知民終字第00036号民事判決書)

15. 南京同舟知的財産権事務所有限公司 vs 江蘇省ラジオテレビ総局、長江龍新媒体有限公司 商標専用権侵害紛争再審請求事件(江蘇省高級人民法院(2015)蘇審三知民申字第00001号民事裁定書)

16. 3M 公司、3M 中国有限公司 vs 常州華威新材料有限公司等 商標權侵害紛争上訴事件(浙江省高級人民法院(2015)浙知終字第152号民事判決書)

17. 煙台張裕卡斯特酒莊有限公司 vs 上海卡斯特酒業有限公司、李道之 商標權非侵害確認紛争上訴事件(山東省高級人民法院(2013)魯民三終字第155号民事判決書)

18. 三全食品股份有限公司 vs 山東威海市鵬得利食品有限公司 商標權非侵害確認紛争上訴事件(河南省高級人民法院(2015)豫法知民終字第62号民事判決書)

19. 中国港中旅集团公司 vs 張家界中港国際旅行社有限公司 商標權侵害および不正競争紛争上訴事件(湖南省高級人民法院(2015)湘高法民三終字第4号民事判決書)

20. フランス Pierfabo 化粧品股份有限公司 vs 長沙慧吉電子商取引有

限公司 商標權侵害および不正競争紛争事件(湖南省長沙市中級人民法院(2015)長中民五初字第280号民事判決書)

21. 珠海格力電器股份有限公司 vs 廣東美的製冷設備有限公司、珠海市泰鋒電業有限公司 商標權侵害紛争上訴事件(廣東省高級人民法院(2015)粵高法民三終字第145号民事判決書)

22. 南寧市新華書店有限責任公司 vs 中国新華書店協會 商標權非侵害確認紛争上訴事件(広西壮族自治区高級人民法院(2015)桂民三終字第58号民事判決書)

23. 四川省古藺郎釀造所有限公司 vs 張曉莉 商標權侵害紛争上訴事件(重慶市高級人民法院(2015)渝高法民終字第00509号民事判決書)

24. 新疆農洋洋国際貿易有限公司 vs 新疆農資(集团)有限責任公司 商標權侵害紛争上訴事件(新疆ウイグル自治区高級人民法院(2015)新民三終字第16号民事裁定書)

### (三) 著作権侵害、権利帰属紛争事件

25. 深セン市盟世奇商貿有限公司 vs 天津市寧河県沢安商貿有限公司 著作権侵害紛争上訴事件(天津市高級人民法院(2015)津高民三終字第18号民事判決書)

26. 長春出版メディア集團有限責任公司 vs 吉林大学出版社有限責任公司 著作権侵害紛争上訴事件(吉林省高級人民法院(2015)吉民三知終字第68号民事判決書)

27. 傅敏 vs 吉林録音録画出版社有限責任公司、無錫当当網情報技術有限公司 著作権侵害紛争事件(江蘇省無錫市中級人民法院(2015)錫知民初字第39号民事判決書)

28. 福建僑龍專用自動車有限公司 vs 陳猛 著作權侵害紛争上訴事件  
(福建省高級人民法院(2015)閩民終字第 990 号民事判決書)

29. 北京導視互動ネットワーク技術有限公司 vs 湖北ラジオテレビ局、  
武漢卓訊互動情報科技有限公司 計算機ソフトウェア著作權侵害およ  
び不正競争紛争上訴事件(湖北省高級人民法院(2015)鄂民三終字第 618  
号民事判決書)

30. 中山市商房ネットワーク科技有限公司 vs 中山市暴風科技有限公司  
著作權侵害紛争上訴事件(広東省中山市中級人民法院(2015)中中法知民  
終字第 197 号民事判決書)

31. 董黃明 vs 桂林市犀靈文化傳播廣告有限公司、李時斌 著作權侵害  
紛争再審事件(広西壮族自治区高級人民法院(2015)桂民提字第 118 号民  
事判決書)

32. 重慶世貿科技有限公司 vs 重慶索鼎科技有限公司、呂曉波 計算機  
ソフトウェア著作權侵害事件(重慶市渝北区人民法院(2014)渝北法民初  
字第 5772 号民事判決書)

33. 洪福遠、鄧春香 vs 貴州五福坊食品有限公司、貴州今彩民族文化研  
究有限公司 著作權侵害紛争事件(貴州省貴陽市中級人民法院(2015)築  
知民初字第 17 号民事判決書)

34. 周立英 vs 王麗雲 著作權侵害紛争事件(雲南省昆明市中級人民法  
院(2015)昆知民初字第 117 号民事判決書)

(四)不正競争、独占、集積回路の回路配置および植物新品種紛争事件

35. 江蘇大象東亜製漆有限公司 vs 広東華潤塗料有限公司等 不正競争

紛争再審事件処罰決定書(最高人民法院(2014)民提字第196-1、196-2号  
処罰決定書)

36. 山東登海先鋒種業有限公司 vs 陝西農豐種業有限責任公司、山西大  
豐種業有限公司 植物新品種權侵害紛争再審請求事件(最高人民法院  
(2015)民申字第2633号民事裁定書)

37. 卡駱馳公司、卡駱馳靴飾(上海)有限公司 vs アモイ卡駱馳貿易有限  
公司、卡駱馳(晉江)商貿有限公司 知名商品特有の名称、包装、裝飾の  
無断使用、虚偽の宣伝、他社名称の無断使用紛争事件(上海市第二中級人  
民法院(2013)滬二中民五(知)初字第172号、173号、174号民事判決書)

38. 浙江淘宝ネットワーク有限公司 vs 上海載和ネットワーク科技有限  
公司、載信ソフトウェア(上海)有限公司 訴訟前知的財産權侵害差し止  
め請求紛争事件(上海市浦東新区人民法院(2015)浦禁字第1号民事裁定  
書)

39. 寧波暢想ソフトウェア股份有限公司 vs 寧波中源情報科技有限公司、  
寧波中晟情報科技有限公司 不正競争紛争上訴事件(浙江省高級人民法  
院(2015)浙知終字第71号民事判決書)

40. 魏章莉 vs 謝家興 知的財産權訴訟悪意提起損害責任紛争事件(浙  
江省紹興市柯橋区人民法院(2015)紹柯知初字第65号民事判決書)

41. 中糧集团有限公司 vs 桐城市中糧福潤肉業有限公司、安徽海一郎食  
品有限公司 不正競争紛争上訴事件(安徽省高級人民法院(2015)皖民三  
終字第00065号民事判決書)

42. 広州轻工工貿集团有限公司、広州市虎頭電池集团有限公司 vs 臨沂  
華太電池有限公司 知名商品特有の包装裝飾の無断使用紛争上訴事件  
(広東省高級人民法院(2104)粵高法民三終字第100号民事判決書)

43. 南京微盟電子有限公司 vs 泉芯電子技術(深セン)有限公司 集積回路の回路配置専有権侵害紛争上訴事件(広東省高級人民法院(2014)粵高法民三終字第 1231 号民事判決書)

44. 李衛国 vs 中国電信股份有限公司陝西分公司、中国電信股份有限公司西安分公司 定価独占および抱き合わせ取引紛争事件(陝西省西安市中級人民法院(2015)西中民四初字第 261 号民事判決書)

## 二、知的財産権行政事件

### (一) 専利行政事件

45. 李曉楽 vs 国家知識産権局専利復審委員会、郭偉、沈陽天正送変電設備製造有限責任公司 発明専利権無効行政紛争再審事件(最高人民法院(2014)行提字第 17 号行政判決書)

### (二) 商標行政事件

46. 貴州頼世家酒業有限責任公司 vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会、中国貴州茅台釀造所(集团)有限責任公司 商標異議復審行政紛争再審請求事件(最高人民法院(2015)知行字第 115 号行政裁定書)

47. 北京福聯昇靴業有限公司 vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会、北京内聯昇靴業有限公司 商標異議復審行政紛争再審請求事件(最高人民法院(2015)知行字第 116 号行政裁定書)

48. 熊克生 vs 武漢市江岸区工商行政管理局、武漢蔡林記商貿有限公司 工商行政処罰紛争上訴事件(湖北省武漢市中級人民法院(2015)鄂武漢中知行終字第 1 号行政判決書)

### 三、知的財産権刑事事件

49. 郭明昇、郭明鋒、孫淑標 登録商標詐称犯罪事件(江蘇省宿遷市中級人民法院(2015)宿中知刑初字第4号刑事判決書)

50. 翁存興 著作権侵害犯罪事件(福建省福州市鼓楼区人民法院(2014)鼓刑初字第461号刑事判決書)(1)50事例の位置付け及び全体的特徴

#### 50事例の位置付け及び全体的特徴

2015年、各級人民法院での知的財産権事件の既済件数は14万件である。人民法院の知識産権司法保護業務に関する業績、十分な典型判例の手本・引導効果の発揮を集中的に表すため、各高級人民法院の推薦を経て、2015年度の最高人民法院の知識産権案件の情況に照らし合わせて、今年も、最高人民法院により50件の事件を典型事例として選出されたが、その内訳は、民事事件44件(専利関連事件6件、著作権関連事件10件、商標権関連事件18件、不正競争、独占禁止、回路配置および植物新品種紛争関連事件10件)、行政事件4件(専利関連事件1件、商標権関連事件3件)、刑事事件2件(著作権関連事件1件、商標権関連事件1件)、といった構成である。

### Ⅲ. 司法解釈

#### 1. 最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)への解説

2009年12月、最高人民法院は、「専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」(以下、「解釈(一)」という)を發布した。解釈(一)が発表されて以来、当該解釈は専利権者の利益の保護、及びイノベーションを激励等の面で重要な役割を果たした。しかし、専利権侵害紛争事件は増加しつつあり、係わる法的問題が専利の基本制度と基本思想に触れ、係争技術がますます先端、複雑になり、市場価値及び利益も巨大になっている。かかる状況の下、「専利法」の正しい実施を確保し、専利権侵害裁判の基準を統一化・細分化し、技術革新の専利裁判に対する期待に即時に応えるために、最高人民法院は、再び専利権侵害判定基準に係る司法解釈を起草することにした。

かかる背景の下、最高人民法院の知識産権裁判廷は、早くも2011年から、専利侵害判定基準に関する専門的な調査・研究を開始した。また、2014年初頭に、「専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)」(以下、「解釈(二)」という)の制定に関するプロジェクトを正式に始動した。起草過程において、最高人民法院は、十分な調査と論証を行い、且つ、広範に各方面からの意見を募集・聴取した。解釈(二)は、16回の修正を経て、最終通過され、2016年3月22日に公表され、2016年4月1日より施行された。

解釈(二)は計31条で、主に請求項の解釈、間接侵害、基準実施の抗弁、合法的出所の抗弁、侵害行為の停止、賠償額の計算、専利無効が侵害訴訟に与える影響等の専利裁判実務における重点・難点問題に及んでいるが、その内容は、下記のようにまとめることができる。

(1)問題解決の方向性を堅持し、司法保護を強化し、現行法律枠組みの下で、できる限り「期間が長い、立証が難しい、賠償が低い」などの顕著な問題を解決し、権利者の利益の実現を確保する。

例えば、専利権者に対する保護を強化するために、解釈(二)の第21条では専利間接侵害制度を規定した。間接侵害者が自己の提供する部

品等が専利権侵害製品のみを使用せざるを得ないことを明知していながら、依然として侵害者による侵害行為の実施のために提供した場合、間接侵害者に明らかな主観的悪意があり、かつ、提供する部品が直接侵害行為の専用品であり、又は積極的に他人を誘導して専利権侵害行為を実施させたことに鑑み、当該行為を「侵害責任法」第9条に規制する範囲に納入している。本条項には、間接侵害という表現を提示しないものの、専利間接侵害の典型方式を規定したので、間接侵害者の責任追及にとって、より明確な法的根拠を提供することに資する。

また、「立証が難しく、賠償額が低い」問題について、解釈(二)の第27条では、専利権侵害訴訟における賠償額関連立証規則についてある程度の改善を行っている。具体的には、「商標法」第63条第2項の証拠妨害関連規定を参照した上、専利権者による初歩的立証及び侵害者が掌握した関連証拠の状況に基づき、侵害者が得た利益に対する立証義務を権利侵害者に分担させると同時に、「専利法」第65条に規定する賠償額の計算順番とつなげている。実務上、原告より、侵害者の利得に関する確実な証拠を提出することは、非常に難しく、力を尽くして立証しても、侵害者の利得を推定する間接証拠(例えば、被告の宣伝資料、会社の年度検査報告資料など)しか提出できないことが多い。本条項によって、権利者が初歩的に挙証した場合、人民法院は、侵害者が専利権侵害行為に関連する帳簿、資料を提示するよう命ずることができ、侵害者が正当な理由なく提示せず又は虚偽の帳簿、資料を提示した場合、人民法院は、権利者の主張と権利者が提示した証拠に基づき、賠償金額を認定することができる。これは、原告の侵害利得に関する立証責任を軽くさせ、権利者にとって有利となる。

なお、事件の審理周期が比較的長い問題について、解釈(二)の第2条では「先行棄却、別途起訴」の制度を設定している。すなわち、専利審判委員会が専利権無効審決を下した後、専利権侵害紛争事件を審理する人民法院は、行政訴訟の最終結果を待つ必要がなく、「起訴の却下」の裁定を下すことができ、「別途起訴」を介して権利者に司法救済ルートを提供することができる。専利権侵害訴訟において、被告

は常に原告の専利に対して無効審判請求を提出するが、無効審判の最終結果を待つと、数年間時間がかかる可能性がある。審理期限と効率を追求するため、専利権の権利付与・権利確定に関する行政訴訟によって専利審判委員会の決定を変更する比例が低い実情に基づき、実務上、一部の人民法院では既に本条に規定された方法によって審理を行っていた。しかし、本条によって、関連内容を明確に規定されたので、今後の司法実務に明確な法的根拠を提供した。

(2)クレームの公示性を重視し、専利権保護範囲の確定性を強化し、社会公衆に明確な法的予見を提供し、専利の作成水準の向上を促進する。

専利権権利範囲を決める照尺として、クレームは、専利法の核心概念である。2009年の専利法には、既にクレームの公示性を重視する指向を体現していた。解釈(二)は、当該指導思想を引続き貫徹しているが、それは、社会公衆に明確な法的予見を提供するためであると同時に、中国現段階の専利品質が全体上比較的に低いレベルに処している現状、及び、イノベーション駆動の発展戦略を実施する需要を十分に考慮したものである。

そこで、解釈(二)は、専利権保護範囲に関するクレームの限定作用を強調し、第5条、第10条と第12条でそれぞれ前序特徴、製品請求項における製造方法と数値の特徴における強調用語、および上述の構成要件と用語が専利権保護範囲に対して限定の役割を有することを規定している。上述の構成要件と用語が専利の必須構成要件とすることができるか否かは、専利授權・権利確定段階で解決すべき問題に該当し、専利権侵害紛争事件を審理する裁判には、当該内容を仕分けしかねる。言い換えれば、専利願書作成者は、専利出願段階において、上述の構成要件の表現に対して十分な注意を払うべきである。

また、解釈(二)の第7条では、実務上、長期にわたり論争されているクローズド形式の組成物に係る請求項の解釈規則を明確にし、請求項の開示性に対する尊重及び専利権の保護範囲に対する社会公衆の信頼の保護を際立たせている。過去各版の「専利審査指南」におけるクローズド形式の組成物に係る請求項の規定は同一である。すなわち、

当該請求項にいう特徴のほかにもその他の組分けを含んではならず、回避できない定数の不純物は除くものとする。長期間の専利実務を経て、当該作成方法と解釈規則は、すでに業界において普遍的に受け入れられている。「解釈二」第7条第1項に規定の解釈規則は、「専利審査指南」と一致している。なお、漢方薬の組成物に係る請求項の解釈方法は、原則上、第1項の規定を適用せずに、被疑侵害製品に追加された構成要件が技術問題の解決に対して実質的な影響をもたらすか否かを審査しなければならない。

(3)利益のバランスを守り、権利者の正当権益を保護し、イノベーションに励むと同時に、イノベーション空間を圧縮し、公共利益と他人の合法利益を損なう専利権の濫用を防止する。

「専利法」第70条では、使用者、販売の申出者、販売者による合法的出所の抗弁が成立するときは、その賠償責任を免除すると規定している。争いは、善意の使用者が合法的出所を証明し、かつ、すでに合理的対価を支払っている状況下で、更にその使用を停止すべきか否かにある。実務上、侵害製品の使用人は、通常、自己が購入した製品が侵害製品であることを知らず、又は知っているはずがない。一方、使用者が侵害行為チェーンの末端であって、権利者に発見されやすいので、権利者は、往々にして使用者に対する起訴を選択している。たとえ、製造者、販売者と使用者が何れも共同被告になったとしても、「専利法」第70条に基づき、使用者は、損害賠償のみから免れるものの、依然として使用停止の侵害責任を負わなければならない。仮に使用を停止しない場合は、使用を停止しない代替方法として専利使用料を支払うものとする。専利権とその他の民事権利の法的境界を整えるために、利益平衡の原則に基づき、かつ、解釈(二)の第25条には、但し書きを通じて善意の使用人を排除していた。

また、侵害行為の停止を命じる問題について、解釈(二)の第26条では、通常、侵害者は一旦権利を侵害した場合、侵害停止の法的責任を負わなければならないものの、仮に侵害者が被疑侵害行為を停止することにより国家利益、公的利益を損なうとき、人民法院は、それに対して被疑侵害行為の差止めを命じずに、それに代わって合理的使用料を支払わ

せるものとすることができると規定している。解釈(二)の第26条は、個別事件における民事責任の負担方法に対する確定に該当する。留意すべき点は、国家利益、公的利益等を行うような極めて特殊な例外状況下でこそ、法院は、被疑侵害行為の停止を命じず、侵害停止は、依然として専利権侵害責任の基本方法であることにある。

上記以外に、解釈(二)は、近年以来、注目されている機能的特徴、標準必須専利、禁反言原則、発明専利仮保護期間、意匠類似性認定などの問題に関しても規定をした。

解釈(二)の発布は、最高人民法院がイノベーションに有利な法治環境を造営するための重要施策であり、中国の専利制度を豊富・完備させ、専利権侵害行為を一層抑制し、イノベーションに対する司法裁判の指向役割を一層強化し、技術革新のために有力な法的保障を提供した。

## 2. 法令の日本語訳と原文

### 最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)<sup>8</sup>

「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)」は2016年1月25日、最高人民法院審判委員会第1676回会議にて可決された。ここに公布し、2016年4月1日から施行する。

最高人民法院  
2016年3月21日

### 法釈(2016)1号

### 最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)

専利権侵害紛争事件を正しく審理するため、「中華人民共和國専利法」、「中華人民共和國権利侵害責任法」、「中華人民共和國民事訴訟法」などの法律規定に基づき、審判実務を踏まえ、本解釈を制定する。

**第1条** 専利請求の範囲が2件以上の請求項を有する場合、権利者は、訴状の中に被疑侵害者が自身の専利権を侵害したとして提訴する根拠となる請求項を明記しなければならない。訴状にそれが記載されていない、又は記載が不明確である場合、人民法院は、権利者にそれを明確にするよう求めなければならない。釈明を経てもなお、権利者

---

<sup>8</sup>出所：2016年3月22日付け中華人民共和國最高人民法院ウェブサイトを基にJETRO北京事務所で日本語仮訳を作成  
<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-18482.html>

がそれを明確にしない場合、人民法院は訴えを却下する裁定を下すことができる。

**第 2 条** 権利者が専利権侵害訴訟において主張する請求項につき、専利復審委員会により無効の決定が下された場合、専利権侵害紛争事件を審理する人民法院は、当該無効となった請求項に基づく権利者の訴えを却下する裁定を下すことができる。

前述の請求項を無効とする決定が、発効した行政判決によって取り消されたことを証明する証拠がある場合、権利者は、別途訴訟を提起することができる。

専利権者が別途訴えを起こした場合、訴訟の時効期間は本条第 2 項でいう行政判決書の送達日から起算する。

**第 3 条** 専利法第 26 条第 3 項、第 4 項に明らかに違反したことにより、明細書を請求項の解釈に用いることができず、且つ本解釈第 4 条に定められた状況に該当せず、これにより専利権の無効審判を請求された場合、専利権侵害紛争事件を審理する人民法院は、通常、訴訟を中止する裁定を下さなければならない。合理的な期間内において専利権の無効審判が請求されなかった場合、人民法院は、請求項の記載に基づいて専利権の保護範囲を確定することができる。

**第 4 条** 専利請求の範囲、明細書及び図面の中の語法、文字、句読点、図形、記号などについて曖昧性があるにもかかわらず、当業者が専利請求の範囲、明細書及び図面の閲読を通じて理解を得られる場合、人民法院は、その一義的な理解に基づき認定しなければならない。

**第 5 条** 人民法院が専利権の保護範囲を確定する時、独立請求項の前言部分、特徴部分及び従属請求項の引用部分、限定部分に記載された技術的特徴はいずれも限定的な機能を有する。

**第 6 条** 人民法院は、本案に係る専利と分割出願の関係があるその他の専利及びその専利審査書類、発効した専利権付与・権利確認の裁判文書を活用し、本案に係る専利の請求項を解釈することができる。

専利審査書類とは、専利の審査、拒絶査定不服審判、無効審判請求手続きにおいて出願人又は専利権者が提出した書類、國務院専利行政

部門及びその専利復審委員会が作成した審査意見通知書(拒絶理由通知)、議事録、口頭審理記録、発効した専利拒絶査定不服審判審査請求の審査決定書、専利権無効審判請求審査決定書などを含む。

**第7条** 被疑侵害技術案が、組成物に係る閉鎖式請求項のすべての技術的特徴を含むことを前提に、その他の技術的特徴を追加する場合、人民法院は、被疑侵害技術案が専利権の保護範囲に含まれないと認定しなければならない。ただし、当該追加した技術的特徴が通常の数量の不可避的不純物に該当する場合はこの限りではない。

前項でいう組成物に係る閉鎖式請求項は、通常、漢方薬の組成物に係る請求項を含まない。

**第8条** 機能的特徴とは、構造、成分、手順、条件又はその間の関係などについて、それが発明創造において果たす機能又は効果を通じて限定を行う技術的特徴をいう。ただし、当該分野の一般的な技術者が請求項の閲読のみを通じて、前述の機能又は効果の具体実施形態を直接且つ明確に確定できる場合はこの限りでない。

明細書及び図面に記載された、前項でいう機能又は効果を実現するために必要不可欠な技術的特徴に比べて、被疑侵害技術案に対応する技術的特徴を、基本的に同一の手段によって同一の機能を実現し、同一の効果を達成し、且つ当業者が被疑侵害行為の発生時に創造的労働を経ずして連想できる場合、人民法院は、当該技術的特徴と機能的特徴が同一又は同等であると認定しなければならない。

**第9条** 被疑侵害技術案が請求項の中の使用環境の特徴に限定される使用環境に適用できない場合、人民法院は、被疑侵害技術案が専利権の保護範囲に含まれないと認定しなければならない。

**第10条** 請求項の中で調製方法により製品を区分する技術的特徴について、被疑侵害製品の調製方法がそれと同一でも同等でもない場合、人民法院は、被疑侵害技術案が専利権の保護範囲に含まれないと認定しなければならない。

**第11条** 方法に関する請求項に、手順の前後の順序が明確に記載されていないにもかかわらず、当業者が、専利請求の範囲、明細書及び図面を閲読した後に当該手順を特定の順序どおりに実施すべきである

と直接且つ明確に相当し得る場合、人民法院は、当該手順・順序が専利権の保護範囲を限定する役割を果たすと認定しなければならない。

**第 12 条** 請求項に「少なくとも」、「上回らない」などの用語を用いて数値的な特徴を定義し、且つ当業者が専利請求の範囲、明細書、図面を閲読した後に、専利に係る技術案が当該用語の技術的特徴に対する限定的な役割を特に強調していると考え、権利者がそれと異なる数値的な特徴が同等の特徴に属すると主張する場合、人民法院はこれを支持しない。

**第 13 条** 専利出願人、専利権者が専利権付与・権利確認の手続きにおいて、専利請求の範囲、明細書及び図面の減縮補正又は陳述が明らかに否定されたことを権利者が証明した場合、人民法院は、当該補正又は陳述が技術案の放棄を導いていないことを認定しなければならない。

**第 14 条** 人民法院は一般消費者が意匠について有する知識水準、認知能力を認定するとき、通常、被疑侵害行為が発生したときに権利を付与された意匠が属する同一又は類似の種類の商品の設計領域を考慮しなければならない。設計領域が比較的大きい場合、人民法院は、一般消費者が通常の注意力では容易に確認できない設計間の微細な違いを認定することができる。設計領域が比較的小さい場合、人民法院は、一般消費者が通常の注意力でより容易に確認できる設計間の微細な違いを認定することができる。

**第 15 条** 組物の意匠について、被疑侵害設計がその 1 つの意匠と同一又は類似である場合、人民法院は、被疑侵害設計が専利権の保護範囲に含まれると認定しなければならない。

**第 16 条** 組立関係が唯一の部品の意匠について、被疑侵害設計がその組合せ状態下の意匠と同一又は類似である場合、人民法院は、被疑侵害設計が専利権の保護範囲に含まれると認定しなければならない。

各部材間に組立関係がない、又は組立関係が唯一でない部品の意匠について、被疑侵害設計とその全部の単一部材の意匠とがいずれも同一又は類似である場合、人民法院は、被疑侵害設計が専利権の保護範囲に含まれると認定しなければならない。被疑侵害設計にその単一部

材の意匠が欠如し、又はそれと同一でも類似でもない場合、人民法院は、被疑侵害設計が専利権の保護範囲に含まれないと認定しなければならない。

**第 17 条** 変化する製品の意匠について、被疑侵害設計と変化の状態を表す図が示すさまざまな使用状態下の意匠がいずれも同一又は類似である場合、人民法院は、被疑侵害設計が専利権の保護範囲に含まれると認定しなければならない。被疑侵害設計にその一種の使用状態下の意匠が欠如し、又はそれと同一でも類似でもない場合、人民法院は、被疑侵害設計が専利権の保護範囲に含まれないと認定しなければならない。

**第 18 条** 権利者は、専利法第 13 条に基づき、専利出願の公開日から専利権付与の公告日までの期間に当該発明を実施した組織又は個人に適当な費用を支払うよう訴えた場合、人民法院は関係する実施料を参考にして、合理的に確定することができる。

専利出願公開時の出願人が保護を求める範囲と専利権付与の公告時の専利権の保護範囲が一致せず、被疑侵害技術案がいずれも前述の 2 種類の範囲に含まれる場合、人民法院は、被告が前項でいう期間内に当該発明を実施したと認定しなければならない。被疑侵害技術案がその中の 1 種類の範囲のみに含まれる場合、人民法院は、前項でいう期間内に被告が当該発明を実施していないと認定しなければならない。

専利権付与が公告された後、専利権者の許諾を得ずして、生産・経営の目的で、本条第 1 項の期間内において第三者が製造、販売、輸入を行った製品の使用、販売の申し出、販売を行い、且つ当該第三者が専利法第 13 条に定められた適当な費用を支払い、又は支払いを書面で承諾した場合、権利者の前述の使用、販売の申し出、販売の行為に対する専利権侵害の主張について、人民法院はこれを支持しない。

**第 19 条** 製品売買契約が法により成立する場合、人民法院は、専利法第 11 条に定められた販売に該当すると認定しなければならない。

**第 20 条** 専利に係る方法により直接取得した製品をさらに加工、処理して得られた後の製品に対して再加工、処理を行う場合、人民法院

は、専利法第 11 条に定められた「当該専利に係る方法により直接取得した製品を使用する」に該当しないと認定しなければならない。

**第 21 条** 関連する製品が専利の実施に用いられる材料、設備、部品、中間物などであることを明らかに知っているにもかかわらず、生産・経営の目的で、当該製品を第三者に提供して専利権侵害行為を実施させ、当該提供者の行為が侵権責任法（権利侵害責任法）第 9 条に定められた、他人による侵害の援助を幫助する行為に該当すると権利者が主張した場合、人民法院は支持しなければならない。

関連する製品、方法に専利権が付与されたことを明らかに知っているにもかかわらず、専利権者の許諾を得ずして、生産・経営の目的で、他人に専利権侵害行為の実施を積極的に誘導し、当該誘導者の行為が権利侵害責任法第 9 条に定められた、他人へ侵害の実施を教唆する行為に該当すると権利者が主張した場合、人民法院は支持しなければならない。

**第 22 条** 被疑侵害者が主張する先行技術による抗弁又は先行設計による抗弁について、人民法院は、専利出願日に施行されている専利法に基づき、先行技術又は先行設計を定義しなければならない。

**第 23 条** 被疑侵害技術案又は意匠が先行の本案に係る専利権の保護範囲に含まれ、被疑侵害者がその技術案又は意匠に専利権が付与されたことを理由として本案に係る専利権を侵害していないと抗弁した場合、人民法院はこれを支持しない。

**第 24 条** 国、業界又は地方の推奨標準で明示的に触れられている必須専利の情報について、被疑侵害者が当該標準の実施に専利権者の許諾を必要としないことを理由に、当該専利権を侵害していないと抗弁した場合、人民法院は通常、これを支持しない。

国、業界又は地方の推奨標準で明示的に触れられている必須専利の情報について、専利権者、被疑侵害者が当該専利の実施許諾条件を協議するとき、専利権者が標準制定において承諾した公平、合理的、無差別の実施許諾義務に故意に違反したために専利実施許諾契約が締結できず、且つ協議において被疑侵害者に明らかな過失がない場合、標

準の実施行為の差止めを求める権利者の主張について、人民法院は通常、これを支持しない。

本条第2項でいう「実施許諾条件」は、専利権者、被疑侵害者が協議により確定しなければならない。十分な協議を経てもなお合意に達しない場合、人民法院に決定を求めることができる。人民法院は、前述の実施許諾条件を決定するとき、公平、適正、無差別の原則に基づき、専利の革新性、標準における専利の役割、標準が属する技術領域、標準の性質、標準の実施の範囲、関連する許諾条件などの要素を総合的に考慮しなければならない。

標準の実施における専利について、法律、行政法規に別段の定めがある場合、その定めに従う。

**第25条** 専利権者の許諾を得ずに製造、販売されたことを知らずに、生産・経営の目的で専利侵害製品の使用、販売の申し出又は販売を行い、且つ当該製品の合法的な出所を立証した場合、権利者が前述の使用、販売の申し出、販売の差止めを求める主張について、人民法院はこれを支持しなければならない。ただし、被疑侵害製品の使用者が、当該製品の合理的な対価をすでに支払ったことを立証した場合はこの限りではない。

本条第一項でいう「知らずに」とは、実際に知らず、且つ知るべきでないことをいう。

本条第一項でいう「合法的な出所」とは、合法的な販売経路、通常の売買契約など、正常な取引方法により製品を取得することをいう。合法的な出所について、使用者、販売申出人又は販売者は、商習慣に適合する関連の証拠を提供しなければならない。

**第26条** 被告が専利権を侵害し、権利者が当該被告による侵害行為の差止めを命じる判決を下すよう求めた場合、人民法院はこれを支持しなければならない。ただし、国の利益、公共の利益の見地から、人民法院は、被告に対し、被疑侵害行為の差止めを命じる判決を下さず、相応の合理的な範囲における費用を支払うよう命じる判決を下すことができる。

**第 27 条** 権利者が侵害行為に起因して被った実質的な損失の確定が困難である場合、人民法院は、専利法第 65 条第 1 項の規定に基づき、権利者に対し、侵害者が侵害行為により取得した利益について立証するよう求めなければならない。侵害者が取得した利益の初歩的な証拠を権利者がすでに提供したにもかかわらず、専利侵害行為に関わる帳簿、資料を主として侵害者が把握している状況において、人民法院は、侵害者に対し、当該帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者が正当な理由なくして提供を拒否し、又は虚偽の帳簿・資料を提供した場合、人民法院は、権利者の主張と提供した証拠に基づき、侵害行為によって取得した利益を認定することができる。

**第 28 条** 権利者、侵害者が専利侵害に係る賠償額又は賠償額の計算方法を法に基づいて取り決め、専利権侵害訴訟において当該取り決めに基づき賠償額を確定したと主張した場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

**第 29 条** 専利権の無効の決定が下された後、当事者が当該決定に基づき再審を請求し、専利権無効の決定前に人民法院により下されたが執行されていない専利侵害の判決、調停調書の取消しを求めた場合、人民法院は、再審査を中止する裁定を下し、原判決、調停調書の執行を中止することができる。

専利権者が人民法院に十分且つ有効な担保を提供し、前項でいう判決、調停調書の執行を継続するよう求めた場合、人民法院は、執行を継続しなければならない。侵害者が人民法院に十分且つ有効な求償権の担保を提供し、執行の中止を求めた場合、人民法院はこれを許可しなければならない。人民法院の発効している裁定において専利権の無効の決定が取り消されていない場合、専利権者は、執行の継続に起因して相手方にもたらした損失を賠償しなければならない。専利権の無効の決定が、人民法院の発効した裁定により取り消されたにもかかわらず専利権がなお有効である場合、人民法院は、前項でいう判決、調停調書に基づき、前述の財産の求償権の担保を直接執行することができる。

**第 30 条** 法定期間内において、専利権の無効の決定について、人民法院に提訴しない、又は提訴後に発効している裁定において専利権の無効の決定が取り消されておらず、当事者が、当該決定により法に基づき再審を請求し、専利権の無効の決定が下される前に人民法院により下されたが執行されていない専利侵害の判決、調停調書の取消しを求めた場合、人民法院は、再審査を行わなければならない。当事者が当該決定に基づき、専利権の無効の決定が下される前に人民法院により下されたが執行されていない専利侵害の判決、調停調書の執行の終了を法に基づき申し出た場合、人民法院は、執行を終了する裁定を下さなければならない。

**第 31 条** 本解釈は、2016 年 4 月 1 日から施行する。最高人民法院が以前公布した司法解釈と本解釈が一致しない場合、本解釈に準ずる。

● 原文

**最高人民法院关于审理侵犯专利权纠纷案件应用法律若干问题的解释(二)**

《最高人民法院关于审理侵犯专利权纠纷案件应用法律若干问题的解释(二)》已于 2016 年 1 月 25 日由最高人民法院审判委员会第 1676 次会议通过，现予公布，自 2016 年 4 月 1 日起施行。

最高人民法院

2016 年 3 月 21 日

**法释(2016)1 号**

**最高人民法院关于审理侵犯专利权纠纷案件应用法律若干问题的解释(二)**

为正确审理侵犯专利权纠纷案件，根据《中华人民共和国专利法》《中华人民共和国侵权责任法》《中华人民共和国民事诉讼法》等有关法律规定，结合审判实践，制定本解释。

第一条 权利要求书有两项以上权利要求的，权利人应当在起诉状中载明据以起诉被诉侵权人侵犯其专利权的权利要求。起诉状对此未记载或者记载不明的，人民法院应当要求权利人明确。经释明，权利人仍不予明确的，人民法院可以裁定驳回起诉。

第二条 权利人在专利侵权诉讼中主张的权利要求被专利复审委员会宣告无效的，审理侵犯专利权纠纷案件的人民法院可以裁定驳回权利人基于该无效权利要求的起诉。

有证据证明宣告上述权利要求无效的决定被生效的行政判决撤销的，权利人可以另行起诉。

专利权人另行起诉的，诉讼时效期间从本条第二款所称行政判决书送达之日起计算。

第三条因明显违反专利法第二十六条第三款、第四款导致说明书无法用于解释权利要求，且不属于本解释第四条规定的情形，专利权因此被请求宣告无效的，审理侵犯专利权纠纷案件的人民法院一般应当裁定中止诉讼；在合理期限内专利权未被请求宣告无效的，人民法院可以根据权利要求的记载确定专利权的保护范围。

第四条权利要求书、说明书及附图中的语法、文字、标点、图形、符号等存有歧义，但本领域普通技术人员通过阅读权利要求书、说明书及附图可以得出唯一理解的，人民法院应当根据该唯一理解予以认定。

第五条在人民法院确定专利权的保护范围时，独立权利要求的前序部分、特征部分以及从属权利要求的引用部分、限定部分记载的技术特征均有限定作用。

第六条人民法院可以运用与涉案专利存在分案申请关系的其他专利及其专利审查档案、生效的专利授权确权裁判文书解释涉案专利的权利要求。

专利审查档案，包括专利审查、复审、无效程序中专利申请人或者专利权人提交的书面材料，国务院专利行政部门及其专利复审委员会制作的审查意见通知书、会晤记录、口头审理记录、生效的专利复审请求审查决定书和专利权无效宣告请求审查决定书等。

第七条被诉侵权技术方案在包含封闭式组合物权利要求全部技术特征的基础上增加其他技术特征的，人民法院应当认定被诉侵权技术方案未落入专利权的保护范围，但该增加的技术特征属于不可避免的常规数量杂质的除外。

前款所称封闭式组合物权利要求，一般不包括中药组合物权利要求。

第八条功能性特征，是指对于结构、组分、步骤、条件或其之间的关系等，通过其在发明创造中所起的功能或者效果进行限定的技术特征，但本领域普通技术人员仅通过阅读权利要求即可直接、明确地确定实现上述功能或者效果的具体实施方式的除外。

与说明书及附图记载的实现前款所称功能或者效果不可缺少的技术特征相比，被诉侵权技术方案的相应技术特征是以基本相同的手段，实现相同的功能，达到相同的效果，且本领域普通技术人员在被诉侵权行为发生时无需经过创造性劳动就能够联想到的，人民法院应当认定该相应技术特征与功能性特征相同或者等同。

第九条被诉侵权技术方案不能适用于权利要求中使用环境特征所限定的使用环境的，人民法院应当认定被诉侵权技术方案未落入专利权的保护范围。

第十条对于权利要求中以制备方法界定产品的技术特征，被诉侵权产品的制备方法与其不相同也不等同的，人民法院应当认定被诉侵权技术方案未落入专利权的保护范围。

第十一条方法权利要求未明确记载技术步骤的先后顺序，但本领域普通技术人员阅读权利要求书、说明书及附图后直接、明确地认为该技术步骤应当按照特定顺序实施的，人民法院应当认定该步骤顺序对于专利权的保护范围具有限定作用。

第十二条权利要求采用“至少”“不超过”等用语对数值特征进行界定，且本领域普通技术人员阅读权利要求书、说明书及附图后认为专利技术方案特别强调该用语对技术特征的限定作用，权利人主张与其不相同的数值特征属于等同特征的，人民法院不予支持。

第十三条权利人证明专利申请人、专利权人在专利授权确权程序中对权利要求书、说明书及附图的限缩性修改或者陈述被明确否定的，人民法院应当认定该修改或者陈述未导致技术方案的放弃。

第十四条人民法院在认定一般消费者对于外观设计所具有的知识水平和认知能力时，一般应当考虑被诉侵权行为发生时授权外观设计所属相同或者相近种类产品的设计空间。设计空间较大的，人民法院可以认定一般消费者通常不容易注意到不同设计之间的较小区别；设计空间较小的，人民法院可以认定一般消费者通常更容易注意到不同设计之间的较小区别。

第十五条对于成套产品的外观设计专利，被诉侵权设计与其一项外观设计相同或者近似的，人民法院应当认定被诉侵权设计落入专利权的保护范围。

第十六条对于组装关系唯一的组件产品的外观设计专利，被诉侵权设计与其组合状态下的外观设计相同或者近似的，人民法院应当认定被诉侵权设计落入专利权的保护范围。

对于各构件之间无组装关系或者组装关系不唯一的组件产品的外观设计专利，被诉侵权设计与其全部单个构件的外观设计均相同或者近似的，人民法院应当认定被诉侵权设计落入专利权的保护范围；被诉侵权设计缺少其单个构件的外观设计或者与之不相同也不近似的，人民法院应当认定被诉侵权设计未落入专利权的保护范围。

第十七条对于变化状态产品的外观设计专利，被诉侵权设计与变化状态图所示各种使用状态下的外观设计均相同或者近似的，人民法院应当认定被诉侵权设计落入专利权的保护范围；被诉侵权设计缺少其一种使用状态下的外观设计或者与之不相同也不近似的，人民法院应当认定被诉侵权设计未落入专利权的保护范围。

第十八条权利人依据专利法第十三条诉请在发明专利申请公布日至授权公告日期间实施该发明的单位或者个人支付适当费用的，人民法院可以参照有关专利许可使用费合理确定。

发明专利申请公布时申请人请求保护的范围与发明专利公告授权时的专利权保护范围不一致，被诉技术方案均落入上述两种范围的，人民法院应当认定被告在前款所称期间内实施了该发明；被诉技术方案仅落入其中一种范围的，人民法院应当认定被告在前款所称期间内未实施该发明。

发明专利公告授权后，未经专利权人许可，为生产经营目的使用、许诺销售、销售在本条第一款所称期间内已由他人制造、销售、进口的产品，且该他人已支付或者书面承诺支付专利法第十三条规定的适当费用的，对于权利人关于上述使用、许诺销售、销售行为侵犯专利权的主张，人民法院不予支持。

第十九条产品买卖合同依法成立的，人民法院应当认定属于专利法第十一条规定的销售。

第二十条对于将依照专利方法直接获得的产品进一步加工、处理而获得的后续产品，进行再加工、处理的，人民法院应当认定不属于专利法第十一条规定的“使用依照该专利方法直接获得的产品”。

第二十一条明知有关产品系专门用于实施专利的材料、设备、零部件、中间物等，未经专利权人许可，为生产经营目的将该产品提供给他人实施了侵犯专利权的行为，权利人主张该提供者的行为属于侵权责任法第九条规定的帮助他人实施侵权行为的，人民法院应予支持。

明知有关产品、方法被授予专利权，未经专利权人许可，为生产经营目的积极诱导他人实施了侵犯专利权的行为，权利人主张该诱导者的行为属于侵权责任法第九条规定的教唆他人实施侵权行为的，人民法院应予支持。

第二十二条对于被诉侵权人主张的现有技术抗辩或者现有设计抗辩，人民法院应当依照专利申请日时施行的专利法界定现有技术或者现有设计。

第二十三条被诉侵权技术方案或者外观设计落入在先的涉案专利权的保护范围，被诉侵权人以其技术方案或者外观设计被授予专利权为由抗辩不侵犯涉案专利权的，人民法院不予支持。

第二十四条推荐性国家、行业或者地方标准明示所涉必要专利的信息，被诉侵权人以实施该标准无需专利权人许可为由抗辩不侵犯该专利权的，人民法院一般不予支持。

推荐性国家、行业或者地方标准明示所涉必要专利的信息，专利权人、被诉侵权人协商该专利的实施许可条件时，专利权人故意违反其在标准制定中承诺的公平、合理、无歧视的许可义务，导致无法达成专利实施许可合同，且被诉侵权人在协商中无明显过错的，对于权利人请求停止标准实施行为的主张，人民法院一般不予支持。

本条第二款所称实施许可条件，应当由专利权人、被诉侵权人协商确定。经充分协商，仍无法达成一致的，可以请求人民法院确定。人民法院在确定上述实施许可条件时，应当根据公平、合理、无歧视的原则，综合考虑专利的创新程度及其在标准中的作用、标准所属的技术领域、标准的性质、标准实施的范围和相关的许可条件等因素。

法律、行政法规对实施标准中的专利另有规定的，从其规定。

第二十五条为生产经营目的使用、许诺销售或者销售不知道是未经专利权人许可而制造并售出的专利侵权产品，且举证证明该产品合法来源的，对于权利人请求停止上述使用、许诺销售、销售行为的主张，人民法院应予支持，但被诉侵权产品的使用者举证证明其已支付该产品的合理对价的除外。

本条第一款所称不知道，是指实际不知道且不应当知道。

本条第一款所称合法来源，是指通过合法的销售渠道、通常的买卖合同等正常商业方式取得产品。对于合法来源，使用者、许诺销售者或者销售者应当提供符合交易习惯的相关证据。

第二十六条被告构成对专利权的侵犯，权利人请求判令其停止侵权行为的，人民法院应予支持，但基于国家利益、公共利益的考量，人民法院可以不判令被告停止被诉行为，而判令其支付相应的合理费用。

第二十七条权利人因被侵权所受到的实际损失难以确定的，人民法院应当依照专利法第六十五条第一款的规定，要求权利人对侵权人因侵权所获得的利益进行举证；在权利人已经提供侵权人所获利益的初步证据，而与专利侵权行为相关的账簿、资料主要由侵权人掌握的情况下，人民法院可以责令侵权人提供该账簿、资料；侵权人无正当理由拒不提供或者提供虚假的账簿、资料的，人民法院可以根据权利人的主张和提供的证据认定侵权人因侵权所获得的利益。

第二十八条权利人、侵权人依法约定专利侵权的赔偿数额或者赔偿计算方法，并在专利侵权诉讼中主张依据该约定确定赔偿数额的，人民法院应予支持。

第二十九条宣告专利权无效的决定作出后，当事人根据该决定依法申请再审，请求撤销专利权无效宣告前人民法院作出但未执行的专利侵权的判决、调解书的，人民

法院可以裁定中止再审审查，并中止原判决、调解书的执行。

专利权人向人民法院提供充分、有效的担保，请求继续执行前款所称判决、调解书的，人民法院应当继续执行；侵权人向人民法院提供充分、有效的反担保，请求中止执行的，人民法院应当准许。人民法院生效裁判未撤销宣告专利权无效的决定的，专利权人应当赔偿因继续执行给对方造成的损失；宣告专利权无效的决定被人民法院生效裁判撤销，专利权仍有效的，人民法院可以依据前款所称判决、调解书直接执行上述反担保财产。

第三十条在法定期限内对宣告专利权无效的决定不向人民法院起诉或者起诉后生效裁判未撤销该决定，当事人根据该决定依法申请再审，请求撤销宣告专利权无效前人民法院作出但未执行的专利侵权的判决、调解书的，人民法院应当再审。当事人根据该决定，依法申请终结执行宣告专利权无效前人民法院作出但未执行的专利侵权的判决、调解书的，人民法院应当裁定终结执行。

第三十一条本解释自 2016 年 4 月 1 日起施行。最高人民法院以前发布的相关司法解释与本解释不一致的，以本解释为准。

#### IV. その他

(付録)2015年9月以降に発表された知財紛争に係る現行の法律、行政法規、部門規則及び司法解釈および意見募集稿に関する一覧表

法令	公布時間	制定機関
第39号令公布の「専利費用軽減弁法」の廃止に関する令	2016.9.5	国家知識産権局
科技成果転化の促進関連試行弁法の公布に関する通知	2016.9.1	国土資源部
科技イノベーションの加速推進に関する若干意見	2016.9.1	国土資源部
人民法院のインターネットにおける裁判文書の公布に関する規定	2016.8.29	最高人民法院
「専利行政法執行ファイルの評価・審査弁法(試行)」の公布に関する通知	2016.8.25	国家知識産権局
「中国科技院の新時代における科技成果移転・転化の加速促進に関する指導意見」の公布に関する通知	2016.8.22	中国科学院、科学技術部
高等学校の科技成果移転・転化の強化に関する若干意見	2016.8.3	教育部、科学技術部
「中華人民共和国植物新品種保護名鑑(林業部分)(第六回目)」(意見募集稿)	2016.7.28	国家林業局
「専利費用減納弁法」の公布に関する通知	2016.7.27	財政部、国家発展と改革委員会
商標登録便利化の改革を強力に推進することに関する意見	2016.7.14	国家工商行政管理総局

中華人民共和國インターネット安全法(草案第二回審議稿)	2016.7.6	全国人民代表大会 常務委員会
ネット広告管理暫定弁法	2016.7.4	国家工商行政管理 総局
人民法院が多元化紛争解決仕組の改革を深化することに関する意見	2016.6.28	最高人民法院
「国家知識産権試験・模範園区管理弁法」の改正・公布に関する通知	2016.6.17	国家知識産権局
専利権利帰属紛争案件の取扱い業務の強化に関する通知	2016.5.17	国家知識産権局
専利権侵害行為の認定ガイドライン(試行)	2016.5.5	国家知識産権局
専利権行政法執行証拠規則(試行)	2016.5.5	国家知識産権局
専利紛争行政調停ガイドライン(試行)	2016.5.5	国家知識産権局
2016年度全国知識産権侵害と模造劣悪商品の製造・販売の撲滅業務の要点の公布に関する通知	2016.4.19	国務院弁公庁
専利権侵害紛争事件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)	2016.3.21	最高人民法院
中華人民共和國不正競争防止法(改正草案送審稿)	2016.2.25	国務院法制弁公室
出版管理条例(2016改正)	2016.2.6	国務院
複製管理弁法(改正意見募集稿)	2016.2.6	国家新聞出版 広電総局

電子出版物出版管理規定(改正意見募集稿)	2016.2.6	国家新聞出版 広電総局
専利行政法執行操作ガイドライン(試行)	2016.2.4	国家知識産権局
知識産権の濫用に関する独占禁止法執行ガイドライン(国家工商総局第七稿)(意見募集稿)	2016.2.4	国家工商行政管理 総局
ネット出版サービス管理規定	2016.2.4	国家新聞出版広電 総局、工業と情報 化部
「ハイテク企業認定管理弁法」の修正・発行に関する通知	2016.1.29	科学技術部、財政 部、国家税務総局
知識産権の濫用に関する独占禁止ガイドライン(意見募集稿)	2015.12.31	国家発展 と改革委員会
林業植物新品種保護行政法執行弁法	2015.12.30	国家林業局
新状況下の知識産権強国の加速建設に関する若干意見	2015.12.18	国務院
対外技術援助プロジェクト管理弁法(試行)	2015.12.9	商務部
中華人民共和国専利法改正草案(送審稿)	2015.12.2	国務院法制弁公室
科学技術秘密保持規定	2015.11.16	科学技術部、国家 秘密保持局
ネット市場監督管理を強化することに関する意見	2015.11.6	国家工商行政管理 総局
ネット分野の侵害・偽造行為の整備を強化することに関する意見	2015.10. 26	国務院弁公庁

ディスクサービスの著作権秩序を規範化することに関する通知	2015.10.14	国家著作権局
著作権行政処罰実施弁法(改正意見募集稿)	2015.9.8	国家著作権局
知識産権運用の強化及び革新創業の保護助力に関する意見	2015.9.7	国家知識産権局、 財政部、人力資源 と社会保障部等

## V. 特定テーマに関する研究

### 1. 知的財産権に関する独占禁止関連の法律・規定

#### (1) 現行法律・法規

法律・規定	公布機関	性質	施行日
中華人民共和国独占禁止法 55条	全国人民代表大 会常務委員会	法律	2008年 8月1日
独占行為を巡る民事係争案件 の法律適用についての若干の 問題に関する規定	最高人民法院	司法 解釈	2012年 6月1日
知的財産権の濫用による競争 排除又は制限行為の禁止に関 する規定	国家工商行政管 理総局	部門 規章	2015年 8月1日

現在、中国で知的財産権の濫用を規制する主な法的根拠は「中華人民共和国独占禁止法」(以下、「独禁法」という)である。本法第55条は、「事業者が知的財産権に関連する法律又は行政法規の規定に従って知的財産権を行使する行為については、本法を適用しない。ただし、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除又は制限する行為については、本法を適用する」と規定している。

独禁法が施行された以降、独禁法における民事訴訟に関する内容が簡単で原則的であったので、その実体問題と手続き上の問題について、実務においては、民事訴訟法と民法通則の規定を適用するしかな

かった。しかし、これらの規定も原則的な規定が多かったので、独占禁止という特別な分野において、更に詳しい規定が必要となった。したがって、2012年5月8日に、中国最高人民法院は、「独占行為を巡る民事係争案件の法律適用についての若干の問題に関する規定」(以下、「司法解釈」という)を公表した。同規定は2012年6月1日から正式に施行された。司法解釈は、知的財産権に関する独占行為についての専門的な規定は設けられていないが、知的財産権に関する独占行為を含む全ての独占行為について民事訴訟を提起する場合に適用される司法解釈である。司法解釈では、主に、独占禁止に関する民事案件の基本分類、および原告の適格や原告による起訴方式、管轄、挙証責任などの項目内容に分かれ計16カ条が明確にされ、原告の挙証責任の軽減を目的とされている。

なお、上記の司法解釈は、主には独占行為に関する民事訴訟に適用される規定であり、知的財産権に関する独占行為の認定や適用に関しては、やはり詳しい法的根拠がなかった。

2015年4月、国家工商行政管理総局(以下、「工商局」という)は、知的財産権の濫用に関する独占規定——「知的財産権の濫用による競争排除又は制限行為の禁止に関する規定」(以下、「規定」という)を公布し、2015年8月1日より施行された。規定は、工商局が知的財産権分野における独禁法執行業務をますます展開していくことを意味する。

規定は、全部19条項の内容に過ぎないが、知的財産権分野に関わる独占行為における難点、ホットトピックスの内容がいろいろ含まれている。主には下記のとおりである。

## 1) 目的

規定2条において、「独占禁止法と知的財産権保護は、イノベーションと競争の促進、経済効率の向上、消費者利益および社会公共利益の擁護という共通の目標を有する」と規定している。これは、独占禁止(知的財産権を濫用し競争を排除又は制限する行為への規制)と知的財産権の保護は本質的に一致しており、両者は相互に補完し合い共通の目的を実現する関係にあることを示している。

## 2) 知的財産権と独占行為の関係

知的財産権には、代替性と競合性があることに鑑み、知的財産権を有するとして、関連市場で支配的地位があると認められてはならない。これについて、規定6条2項では、「事業者が知的財産権を有することは、市場支配的地位の認定の一つの要素になり得るが、事業者が知的財産権を有していることだけに基づいて、関連市場における市場支配的地位を有すると推定されることではない。」と明確にした。また、知的財産権者によるライセンス拒否、取引制限、抱き合わせ販売、不合理な制限条件の付帯、差別的な扱い等、実務上よく発生する具体的な権利濫用行為の構成要件、表現形式について詳しく規定した。

## 3) セーフ・ハーバー・ルールについて

規定第5条では、明らかに競争を制限する行為以外の独占協定(一般規定)に対応したセーフ・ハーバー・ルールを定めている。知的財産権行使行為が次に掲げる状況のいずれかに該当するときは、「独占禁止法」第13条第1項第(6)号および「独占禁止法」第14条第(3)号の禁止する独占行為としては認定されない。ただし、当該協定に競争排除又は制限の効果があることを証明する反証があるときは、この限りでない。(一)その行為の影響を受ける関連市場における競合関係にある事業者の市場シェアが合計で20%以下であること、または関連市場において適正なコストで取得できる他の代替技術が四つ以上あること。(二)事業者と取り引き相手方の関連市場における市場シェアが30%以下であること、または関連市場において適正なコストで取得できる他の代替技術が二つ以上あること。

セーフ・ハーバー・ルールは、知的財産権の権利者が自分が関連市場における影響力等の要素に基づいて、関連行為は独禁法のどのような結果を招くを判断するのに有利であり、経営者に対して、合理的な競争行為を取るよう導くことができる。

#### 4) ライセンス拒絶に関する規則

ライセンス拒絶は、知的財産権法が権利者に与えた知的財産権行使の一つの形式であり、独禁法執行機関は通常関与しない。しかし、ライセンス拒絶が競争を制限し、消費者の利益と社会公共利益の損害をもたらす場合、独禁法に基づく法執行が必要になる。

そのため、規定第7条では、ライセンス拒絶に関して規定している。それとともに、その適用条件を厳格に規定しており、「その知的財産権が生産事業活動の不可欠な施設となっている状況」に限って、合理的な条件により当該知的財産権を使用しようとするその他の事業者への許諾を拒絶することにより、競争の排除又は制限を行ってはならない。また、上記行為を認定するに当たり、同時に考慮しなければならない三つの要素を規定している。(一)関連市場には当該知的財産権の合理的な代替品がなく、関連市場での競争に参入しようとする他の事業者にとって不可欠であること。(二)当該知的財産権の許諾を拒絶すると、関連市場における競争またはイノベーションに不利な影響をもたらし、消費者の利益または公共の利益を害する。(三)当該知的財産権の許可が当該事業者に対して不合理な損害をもたらさないこと。

#### 5) パテントプールに関する規則

パテントプールは、科技発展と専利制度が結合した産物であり、専利のライセンスには積極的な役割があり、取引コストを引き下げ、専利実施におけるライセンスの障害問題を解決した。しかし、パテントプールは競争に不利な影響も招いた。例えば、無効になった専利、権利期限が過ぎた専利が含まれていることによりライセンスの効果を損害したり、標準にかかわる専利が含まれることにより、パテントプールの市場支配的地位を強化した。したがって、規定第12条は、パテントプールに関して規定している。事業者は知的財産権を行使する過程において、パテントプールを利用して競争を排除又は制限する行為を行ってはならない。パテントプールの参加者は、パテントプールを利

用して生産量や市場分割等競争に関する重大な情報を交換し、「独占禁止法」第13条、第14条に禁止される独占協定を成立させてはならない。ただし、成立した協定が「独占禁止法」第十五条の規定に該当することを事業者が証明できる場合は、この限りでない。市場支配的地位を有するパテントプールの管理組織は正当な理由がないのに、パテントプールを利用して次に掲げる市場支配的地位を濫用する行為をし、競争を排除又は制限してはならない。(一)プールの参加者が、独立したライセンサーとしてプール外の者に専利許諾することを制限すること、(二)プールの参加者またはライセンサーが、独自に、または第三者と提携してプールの専利と競合する技術の研究開発することを制限すること、(三)ライセンサーに、その改善または開発した技術をパテントプールの管理組織またはプールのメンバーに独占的にグラントバックするよう強要すること、(四)ライセンサーがパテントプールにある専利の有効性について疑義を質すことを禁止すること、(五)同じ条件のパテントプール参加者または同じ関連市場のライセンサーに対して、差別的な取引条件を設定すること、(六)その他国家工商行政管理総局が認定する、市場支配的地位を濫用する行為。

本規定におけるパテントプールとは、2または2以上の専利権者が各自に所有している専利について、ある種の形式を通して共同で他の第三者に対してライセンスを行う協定上の措置を指す。その形式としては、それを目的に設立される専門の合資会社であっても、プールのある参加者またはある独立した第三者に管理を委託してもよい。

## 6) 専利の標準制定と実施に関連する規則について

最近の話題になる標準規格必須専利のライセンス問題について、規定第13条では詳しく規定している。つまり、パテントプールの参加者はパテントプールを利用して、生産量や市場分割等競争に関する重要情報を交換し、独占的協議を結んではならない。標準規格必須専利のライセンスについて、クアルコム社のように、業界内の大部分の企業に使用されている標準規格必須専利技術を利用して、勝手に専利ロイヤリティを引き上げることと一部の企業に対して差別的な扱いを行う

ことをしてはならないという。

## (2) 各法律・法規の関係性

独禁法は、独占行為の禁止に関する基本法律として、全ての独禁法執行機関での独禁禁止に関わる業務に適用される。

司法解釈は、人民法院が独占行為に関する民事訴訟を審理するにあたって、適用することができる。

規定は中国の三つの独占禁止法執行機関の一つである国家工商行政管理総局から出された部門規章に過ぎず、効力には限界があり、適用範囲も工商行政管理機関の独占禁止法執行活動に限定され、国家発展改革委員会とその授権機関が行う価格独占行為に対する法執行、商務部の企業結合独占禁止審査活動、人民法院で審理する独占行為に関する民事訴訟は範囲に含まれないが、参考する価値はある。

### 独禁法執行機関

独禁法 9 条、10 条及び中国の独禁法執行の実際の設置状況からみれば、中国の独禁法執行機関の設置は、「1+3+x」モデルになっている。「1」は国務院独占禁止委員会、「3」は主な独禁法執行機関——商務部、国家工商行政管理局、国家発展と改革委員会である。「x」は業界管理部門、監督管理部門及びその授権を受けた部門である。例えば、国家電力監督委員会、証監会などがある。

#### 1) 国務院独占禁止委員会

独禁法第 9 条では、独占禁止法の執行等同法に関する業務の組織、調整及び指導について責任を負う機関として「独占禁止委員会」を国務院が設置すると規定している。国務院独占禁止委員会は準立法的な権限を有するが、準司法的な権限を有しない。国務院独占禁止委員会の準立法権限は、(1)競争政策の研究・企画、(2)市場競争状況の調査及び評価、(3)ガイドラインの制定などが挙げられる。

独禁法の執行は、国務院独占禁止法執行機関により行われるが、独占禁止法執行機関の調査処理は準司法的な性格を持たない。したがって、独占禁止法執行機関による独占禁止の調査処理は完全に行政的手続きである。既に存在していた独占禁止政策の執行機関により独占禁止業務の履行を行う体制は、今後、法執行権限をめぐる紛争を招くこととなり、また、具体的案件に対して意見の相違は避けられない。この場合には、独占禁止委員会による(4)独占禁止の法執行の調整がきわめて重要となる。ここでの「調整」とは、国務院独占禁止委員会は、単に重大案件に関して独占禁止関連機構の間の取扱う権限の調整にとどまらず、必要なときに処分決定を下すこともできる。また、「2層構造」の仕組みは、固定された体制ではなく、将来的に機構の統合・調整の可能性もある。このような将来の変更可能性を見込んで、(5)国務院の定めるその他の職責という追加的な規定もおかれている。

## 2) 国務院独占禁止法執行機関

### ① 商務部

商務部は、事業者の企業結合行為について独占禁止の調査を行い、企業が国内外の独占禁止の訴訟について指導する。また、商務部は、独禁法で規定した国務院独占禁止委員会の具体的な事務を担当する。

### ② 国家工商行政管理総局

国家工商行政管理総局は、価格に係る独占的協定・支配的地位の濫用行為に係る規制を行い、法により不正競争行為、商業賄賂、密輸などの経済違法行為について取り締まる。

### ③ 国家発展改革委員会

価格関連の独占禁止業務を行い、法により価格に関わる違法行為や独占行為を取り締まる。

なお、独禁法 10 条には、国務院独占禁止法執行機関は、必要に応じて、省、自治区及び直轄市の人民政府における関係機関に対して権限を授与し、法執行業務を行わせることができると規定している。従って、省、自治区及び直轄市の工商行政管理部門、商務主管部門、発展と改革部門も、授権を受けてから独占禁止法執行機関になれる。

### 3) 業界の監督管理機関

独禁法で規定した上記機関以外、各業界の行政管理機関はその所掌と権限範囲で、独占禁止業務を行う。例えば、国家電力監督委員会、工業と情報化部、民航総局、国家煙草専売局、証券監督委員会、銀行監督委員会及び保険監督委員会等の機関が、関連法律・法規に基づいた所管分野の独占禁止業務を行うこととなる。

#### (3) 今後の動向

2009年3月、国家工商行政管理総局は、「知的財産権領域における独占禁止法執行に関するガイドライン」（以下、省略して「ガイドライン」という）の研究・起草活動を開始した。各方面から幅広く意見を求めた後、プロジェクトチームは2009年9月にガイドラインの草案を完成させた（修正第4稿）。さらなる修正を経て、2012年8月にガイドラインの草案が完成した（修正第5稿）。その後、数回の意見募集、研究会などを通じて、2015年4月修正第6稿が完成され、今年2月4日に更に修正第6稿が公布された。

今回のガイドライン（意見募集稿）については、独占禁止法における知財権濫用に関する指導意見であり、ここ数年、独占禁止法違反事件（例えば、クアルコム社に係る独禁法違反行政処罰事件）が頻発された状況を背景とし、特にパテントトロールによる権利濫用を規制するため、作成したものである。

中国独占禁止法執行関連機関は、国家発展と改革委員会、国家工商行政管理総局、商務部という3つがあるが、今回のガイドラインは、国家発展と改革委員会より起草されたものである。

今回の意見募集稿の構成からみれば、独占禁止法の構成を参照して、「競争を排除・制限するおそれがある知的財産権協定」、「知的財産権に係る市場の支配的地位の濫用行為」、「知的財産権に係る経営者集中」という三つの部分があるが、今回、公示された内容には、商務部が担当している経営者集中に係る部分が「略」とされている。おそら

く商務部より起草しているところで、まだ完成していないと推測される。

また、意見募集稿の内容から見れば、「専利法」第4回改正案及び「工商行政管理機関の知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定」における知的財産権濫用に係る関連内容と結び合っ、主に独占禁止の関係実務における用語の定義、指導的原則及び適用条件の考慮要素等を規定した。同ガイドラインは、法執行機関により独占禁止と知的財産権濫用行為と関連する事件を処理する際の指南となり、法執行機関の自由裁量権を制限することができる。当事者にとって、ガイドラインを参照し、立証すべき内容も明確になる。

なお、中国では、ガイドラインについて、法律法規ではないので、通常、強制力を有しないと見なされるが、指導的意見として、関連機関が法執行過程で参考する価値は高いと考えられる。

## 2. その他、日系企業にとって注目すべきトピックス等

### (1) 不正競争防止法の改正動向

2016年2月25日、国務院法制弁公室は、「不正競争防止法改正案(送審稿)」に関する意見募集稿を公布した。現行「不正競争防止法」(以下、「不競法」という)は、1993年12月1日に施行されてから今まで一度も改正されていない。2003年、第10期全国人民代表大会常務委員会は、不競法の改正を正式に5年立法計画に組み入れ、工商総局は、国務院法制弁公室の委託を受け、具体的な改正作業を担当することになった。工商総局は、不競法の改正における重要問題について深く検討し、大学専門家、弁護士、地方工商局を集めて、数回の検討会を通じて意見聴取し、書面にて国家発展改革委員会、商務部など38個の国務院機関の意見を求めた。2010年、一度改正案を作成したが、その後、数回補足・修正したうえ、今回の「不正競争防止法改正案(送審稿)」を作成し、国務院に提出した。

現行法と比べて、送審稿において現行法条文に対する改正は30条で、

新設した条文が9、削除した条文が7条であった。主な内容は次のとおりである。

(一) 総則部分では、主に「経営者」の概念を改正し、法執行機関の権限を明確にした。

① 不競法の「経営者」の概念を独占禁止法(以下、「独禁法」という)の規定と一致にし、法律の調整範囲を拡大した。

② 不競法の法執行体系を統一にした。総則部分では工商行政管理機関が不正競争行為について一般管轄権を有し、それと同時に、関連部門も法律、行政法規に基づいて監督検査を行うことができると規定した。

(二)不正競争行為において、関連条項を改正して完璧にし、二種類の不正競争行為を追加し、4個の条項を削除した。

① 改正して完璧にした関連条項は次のとおりである。第一、「商標法」に照らし、現行の不競法の第五条第(一)号における他人の登録商標を偽称する行為を削除している。第二、概念の列挙方法を採用して商業賄賂の概念及び典型的な商業賄賂行為を明確にした。第三、「広告法」との区別を明確化し、広告経営者等に係る規定を削除した。また、人の誤解を招く虚偽宣伝には、虚偽宣伝が含まれるばかりでなく、関連公衆に誤解をもたらす宣伝も含むことを明確にした。第四、現行の不競法の第五条第(四)号の「商品上にて認証標章、名優標章等の品質標章を偽造又は偽称し、産地を偽造し、商品の品質に対して人々に誤解をもたらす虚偽表示をすること」に係る規定を削除し、かかる行為に対しては改正案における人の誤解を招く宣伝等に係る規定を適用する。第五、営業秘密案件における立証責任規定を補充して完璧にした。第六、景品付販売の概念を懸賞販売促進へ改正し、不正な懸賞販売の表現形式を補充し、完璧にした。経済発展状況に基づき、抽選式の懸賞販売促進の最高奨励金額を高めている。

② 二種類の行為を追加した。一つは、市場支配的地位は具有しないものの、取引の中で相対的な優位的地位を具有する経営者の不公平な取引行為を規範化する。もう一つは、ソフトウェア等の技術手段を利用して、インターネットにおけるその他の経営者及びユーザを妨害・制限・影響する行為について規定している。しかも、不競法が市場競争を保護

する基礎的役割、及び将来的に生じ得る新型不正競争行為を規範化するために、第十四条の一般条項も追加した。

③ 独禁法に照らし、公用企業の競争行為、抱合わせ販売行為、不当な廉売行為、行政性独占行為を制限する等に係る規定を削除した。

(三) 監督検査と法的責任部分において、監督検査に係る手段を強化し、法的責任の規定を拡大した。

## (2) 専利法 4 回目改正動向

2015年12月2日、国務院法制弁公室は、「中華人民共和國専利法改正案(送審稿)」に関する意見募集稿を公布した。

現行「専利法」は、2009年10月1日で正式に実施している三回目改正法である。2011年11月から四回目修正の作業が始め、2013年1月、国家知識産権局は国務院に専利法改正案(送審稿)を提出した。2014年、全国人大常務委員会は専利法執行状況を検査したうえ、専利の品質、専利の保護、専利の運用、公共サービスなどの面から、専利法改正に対し、具体的な意見を提出した。したがって、2013年送審稿に対して、さらに補充、修正をする必要がある。2015年4月、国家知識産権局は改正案の意見募集稿を公布し、全面的に社会各界から広範な意見を募集した。募集した意見に基づき、さらに補足・修正したうえ、今回の『中華人民共和國専利法改正案(送審稿)』を作成し、国務院に提出した。

現行法と比べて、送審稿において実質的な改正に関わる条文は33条あり、「専利の実施及び運用」という1章が新設された。そのうち現行法条文に対する改正は18条で、新設した条文が14条、削除した条文が1条であった。また、適宜に文言に対する修正又は調整が行われた条文は4条である。

主な内容は次のとおりである。① 専利の保護力の拡大；立証が難しく、周期が長く、コストが高く、賠償額が低く、効果が低い問題などに対する相応措置、② 職務発明制度を整備し、発明創造、管理及び運用における顕著な問題を解決し、市場ニーズを誘導する専利技術転換

メカニズムを構築、整備し、イノベーションのさらなる促進や専利の実施及び運用を推し進める、③専利行政部門の行政審査許可、行政許可事項及び行政法執行権限についての明確な規定、専利行政部門が専利情報公共サービスを提供し、専利の運用を促進する際における職責等の強調、④専利保護対象の範囲を適当に拡大させ、部分意匠に対する保護が追加され、意匠の存続期間が延長された。出願人に便宜を提供し、専利品質を向上させる観点から、専利出願、審査、不服審判と無効審判の手続を最適化し、意匠の国内優先権制度を追加し、優先権にかかる要求の規定を整備し、専利不服審判及び無効審判手続きの職権による審査の原則をより明確にする、⑤専利代理機構、専利弁理士の開業の基準を規定し、専利代理業務における監督管理を強化し、「ブラック代理」行為への制止などである。

[執筆協力]

北京林達劉知識産権代理事務所

[発行]

ジェットロ北京事務所 知的財産権部

TEL: +86-10-6528-2781

FAX: +86-10-6513-7079

2017年1月発行 禁無断転載

**【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえジェットロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはジェットロが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びジェットロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。